# 川西市地域防災計画

風水害等対策計画編

令和6年発行

川西市防災会議

## 目次

第	1	編		綐	7.	貝	IJ																										. <b></b>				 		1
		第	1	章	計	- 運	可の	基	<b>本</b>	:方	針	- 🔳	۱																								 		1
		第	1	節	計	重	可の	目	的	J																									. <b></b>		 		1
		第	2	節	計	- 運	可の	構	成	:及	. U	い内	JŹ	₹.																							 		1
		第	3	節	計	重	ij Ø	修	:正	<u>ا</u> ک	習	療	Ų.,																								 		1
		第	2	章	計	重	可の	前	i提	:条	:件	:	۱																								 		2
		第	1	節	Л	西	百市	· 0)	棚	要	į			. <b>.</b> .																. <b></b>							 		. 2
			第	1 耖	7	É	然	:的	条	:件	·			. <b>.</b> .																. <b></b>							 		. 2
			第	2 耖	7	礿	t会	的	条	:件	·			. <b>.</b> .																. <b></b>							 		. 2
			第	3 耖	7	55	を害	(D)	特	性	i			. <b>.</b> .																. <b></b>							 		. 4
			第	4 耖	7	近	出去	:12	. 発	生	il	た	<u>:</u>	三九	2	災	:害	f O	)相	死衫	兄.																 		5
		第	2	節	<u> </u>	連	手の	想	定	· ·											· • •														. <b></b>		 		7
		第	3	章	防	j	く関	係	;機	製	(D)	) 処	理	1 3	<b></b>	べ	.き	: 事	移	ケーク	又	は美	<b>美</b> 矛	答り	かり	大	緇	i -	I								 . <b></b>		9
		第	4	章	防	j	と組 しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく し	.織	į	۱											· • •														. <b></b>		 	•	12
		第	1	節	防	j	と組 しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく し	.織	(O)	確	<u> </u>									•		. <b></b>												. <b></b> .			 	•	12
第	2	編		练	き書	行	防	計	- 画	i				. <b>.</b> .																. <b></b>					. <b></b>		 	• • .	14
		第	1	章	防	j SS	(基	盤	(O)	整	:備	j 🔳	۱																								 	•	14
		第	1	節	都	3 7	うの	防	i災	.構	造	<u>i</u> の	)	負人	匕.																						 	•	14
			第	1 耖	7	Ħ	<b></b>	:地	(0)	緑	:1Ľ	·	7	□炒	然	化	1••																				 . <b></b>	•	14
			第	2 款	7	137	方災	空	間	の	整	:備	i.																								 	•	14
			第	3 耖	Ż	Ħ	<b></b> 一	:地	(D)	整	:備	i								•																	 	•	14
			第	4 耖	7	137	方災	拠	点	(D)	整	:備	i.																								 	•	15
		第	2	節	水	(津	手の	防	iĿ	施	設	: 等	ŧ O,	)	整	備	i											. <b>.</b> .									 . <b></b>	•	16
			第	1 耖	Ż	Ÿ	引川	施	設	<u>;</u> の	整	:備	i.																								 	•	16
			第	2 耖	Ż	Þ	寸水	(D)	排	:除	₹			. <b>.</b> .																. <b>.</b> .							 		16
			第	3 耖	Ż	た	こめ	池	(0)	整	:備	i								•		. <b>.</b> .															 	•	17
			第	4 耖	Ż	漫	・	想	定	区	域	ひに	:‡	3 l	ナ	る	円	滑	骨力	)7~	つ}	Εì	東フ	ÇÌ	辟	難	を	: 確	解保	す	る	た	め	の排	計置	Ī.,	 	•	17
		第	3	節	坩	乜左	盤災	<b>と</b> 言	島 (	りほ	方」	止力	施	設	₹ \$	<b>等</b>	の	整	循	謮.																	 		19
			第	1 耖	Ż	Ц	」地	(D)	災	:害	:子	,防	ĵ.																								 		19
			第	2 耖	Ż	钅	三地	造	成	等	(T)	規	扎伟	刂.																							 		20
			第	3 耖	7	点	息傾	斜	·地	等	(T)	崩	垣	复三	予[	防	i																				 . <b></b>		21
			第	4 耖	Ż	1	二砂	災	. 害	警	:戒	区	.垣	<b>支</b> 氧	等(	の	指	定	₹.														. <b></b>				 		21
			第	5 耖	Ż	帯	筝戒	.避	:難	体	制	]の	)	冬仿	븎.																						 		22
			第	6 款	Ż	4	⊐Щ	間	地	112	お	け	- 7	5 Ð	瓜	<u>\</u>	.集	<b>ミ</b> 落	ξZ	_ (	のì	車糸	各位	本制	制(	の :	整	<b>全</b> 值	前								 		23

第7款	被災宅地危険度判定体制の整備2	23
第4節 交	ご通関係施設の整備2	24
第1款	道路施設の整備2	24
第2款	緊急輸送体制の整備2	24
第3款	公共交通機関の災害予防2	25
第4款	ヘリポートの確保2	26
第5節 ラ	・イフライン関係施設の整備2	26
第1款	電力施設等の整備	26
第2款	ガス施設等の整備	32
第3款	電気通信施設等の整備	34
第4款	水道施設等の整備	35
第5款	下水道施設等の整備	37
第6節 消	角防体制の整備3	38
第1款	消防力の充実強化	38
第2款	救急救助体制の整備	39
第3款	危険物等の貯蔵・取扱施設の予防対策	39
第7節 災	冬害医療体制の整備	39
第8節 情	『報通信体制の整備	10
第1款	災害対応総合情報ネットワークシステムの整備	10
第2款	災害無線通信体制の充実強化	10
第3款	多様な通信手段の整備	10
第4款	通信手段の確保及び連絡網の整備	10
第9節 避	<b>産難体制の整備</b>	11
第10節	帰宅困難者対策の推進	14
第1款	帰宅困難者の想定	14
第2款	帰宅困難者対策	14
第11節	家屋被害調査体制の整備	
第12節	応急住宅供給体制等の整備	
第13節	保健、福祉等の体制の整備	
第14節	感染症対策、衛生体制の整備	
第15節	廃棄物対策の充実	
第16節	清掃体制の整備4	
第17節	学校の防災体制の整備	
	5災行動力の向上■	
第1節 防	5災組織の強化	
第1款	初動体制の整備	18

		第	2 款		災害対策本部運営体制の整備	48
		第	3 款		広域防災体制の整備	49
		第	4 款		業務継続計画 (BCP) の整備	49
	第	2	節	市	職員等に対する研修・訓練の実施	50
		第	1 款		防災研修の実施	50
		第	2 款		防災訓練の実施	50
	第	3	節	地	域活動・組織の充実・強化	51
		第	1 款		自主防災組織の育成	51
		第	2 款		事業所等防災組織の充実・強化	53
	第	4	節	防	災に関する学習等の充実	55
		第	1 款		防災知識の普及啓発	55
	第	5	節	要	配慮者対策の強化	57
		第	1 款		要配慮者への配慮	57
		第	2 款		避難行動要支援者への対応	59
	第	6	節	災	害ボランティア活動の支援体制の整備	61
		第	1 款		ボランティアの育成等	62
		第	2 款		ボランティア組織及び拠点の整備	62
	第	7	節	民	間団体との協力体制の整備	62
	第	8	節	市	議会との協力体制の整備	63
	第	3	章	備	蓄体制等の整備■	64
	第	1	節	非	常用物資の備蓄	64
			1 款		基本方針	64
		第	2款		食料	64
		第	3 款		飲料水	65
		第	4 款		生活必需物資	
		第	5 款		市民等への啓発	
		2			災資機材の整備	
	· · ·	4	•		水害等に関する調査研究の推進■	
第3					応急対策計画	
	第	1	•		災組織計画■	
	第	1	節		急活動計画	
		第	1 款		初動対応	
		第	2 款		災害対策本部	
	第	2	節		動活動計画	
			1 款		職員動員・配備	
	第	2	章	情	報収集・伝達計画■	83

第1節 災害情報通信計画	83
第2節 気象情報収集伝達計画	88
第3節 被害状況等収集報告計画	94
第1款 被害状況等の収集、報告	94
第2款 被災者支援のための情報の収集・活用	96
第3款 兵庫県等への報告	97
第4款 決壊等の通報	100
■第3章 災害広報・広聴計画■	102
第1節 災害広報計画	102
第1款 住民等への広報の内容	103
第2款 住民等への広報の方法	103
第3款 地下街等、要配慮者利用施設への広報の方法	104
第4款 被災者への配慮	104
第5款 職員に対する周知	105
第6款 広報資料の収集	105
第7款 インターネット	105
第2節 災害広聴計画	
■第4章 広域応援・協力計画■	107
第1節 応援要請・協力	107
第1款 広域応援要領	108
第2款 兵庫県への応援要請	109
第3款 他市町への応援要請	112
第4款 防災関係機関等への応援要請	113
第2節 自衛隊への派遣要請	118
■第5章 消防活動計画■	122
第1節 活動方針	123
第1款 初動体制	
第2款 消防団の活動	126
第3款 住民及び自主防災組織の活動	126
第2節 危険物等の災害応急対策計画	127
■第6-1章 大規模事故災害対策計画■	
第1節 計画の趣旨	
第2節 災害予防対策	129
第1款 交通の安全性の確保	129
第2款 災害応急対策への備えの充実	
第3款 災害応急活動体制の整備	130

第3節 災	经害応急対策	32
第1款	応急対策の概要13	32
第2款	応急対策の主な流れ13	33
第3款	情報の収集・伝達14	45
第4款	応急活動体制の確立14	48
第5款	災害応急活動の実施14	49
第6款	雑踏事故の応急対応15	52
第7款	危険物等への対策の実施15	53
第8款	災害広報の実施15	56
第9款	各種相談の実施15	56
第4節 災	(書復旧対策	57
■第6-2章	重 放射性物質事故災害対策計画■15	58
■第7章 川	西市水防計画■16	64
第1節 総	<u>剝</u>	64
第2節 水	、防管理団体及び水防責任16	64
第3節 水	〈防組織16	64
第4節 水	、防配備体制等16	64
第5節 消	当防団組織及び配備16	65
第6節 水	、防信号16	67
第7節 決	- 壊後の措置16	67
第8節 水	、防活動16	68
第1款	雨量の観測16	68
第2款	量水標の監視16	68
第3款	堤防の監視及び巡視16	68
第4款	土砂災害警戒区域等の巡視16	69
第5款	樋門の監視16	69
第6款	ポンプ場施設16	69
第7款	水防作業16	69
第8款	安全配慮16	69
第9節 水	、防区域1′	70
第10節	水防設備17	70
第11節	輸送17	70
第12節	他の団体との協力及び応援17	70
第1款	河川管理者との協力応援17	70
第2款	隣接水防管理団体との協力応援1	71
第3款	擎窓署との協議 17	71

	第4款	自衛隊との協議	171
	第5款	事業所、団体への要請	171
	第6款	水防連絡会	171
身	913節	避難のための立退き又は屋内安全確保の指示	172
身	914節	証票及び標識	172
	第1款	身分証票	172
	第2款	費用負担及び公用費負担	173
	第3款	優先通行の標識	174
	第4款	腕章	174
角	915節	水防の記録及び報告	175
	第1款	記録	175
	第2款	報告	175
角	916節	水防訓練	176
■第	98章 災	{害救助法の適用計画■	177
■第	99章 求	女援・救護活動計画■	181
角	第1節 退	聲難計画	181
	第1款	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保	182
	第2款	警戒区域の設定	188
	第3款	避難誘導	188
	第4款	避難所の開設	190
	第5款	広域避難(広域一時滞在)	195
角	第2節 絲	8水計画	195
	第1款	応急給水	195
角	第3節 食	· 料供給計画	197
	第1款	食料の供給	197
	第2款	食料の輸送	199
身	94節 物	7資供給計画	200
	第1款	物資の供給	200
	第2款	物資の輸送	202
	第3款	救援物資の受入れ	202
	第4款	救援物資の要請	203
角	等5節 褚	皮災宅地対策計画	203
身	等6節 自	E宅対策計画	203
	第1款	応急仮設住宅	204
	第2款	被災住宅の応急修理	205
台	ち 7 節 求	か助・救急計画	206

	第1款	救助活動	. 206
	第2款	救急医療活動	207
É	第8節	医療助産計画	. 212
	第1款	初期医療活動	212
	第2款	医療助産用資器材の確保	215
É	第9節	遺体の捜索、処理及び埋火葬計画	. 217
	第1款	遺体の捜索	. 217
	第2款	遺体の処置	. 218
	第3款	遺体の火葬等の実施	219
É	第10節	感染症対策・衛生計画	221
	第1款	感染症対策活動	221
	第2款	食品衛生対策	223
	第3款	愛玩動物の収容対策	223
É	第11節	保健福祉計画	224
É	第12節	障害物除去計画	225
	第1款	住宅関係障害物の除去	225
	第2款	道路、河川関係等障害物の除去	. 226
■复	第10章	要配慮者対策計画■	227
É	第1節	要配慮者の支援体制の確保	227
	第1款	庁内支援体制の確保	228
	第2款	災害ボランティアと連携した支援体制の確立	228
É	第2節	要配慮者への情報伝達	228
	第1款	各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供	228
É	第3節	安否確認と避難誘導の実施	229
	第1款	避難行動要支援者の安否確認と避難支援	229
	第2款	避難行動要支援者の被害状況の把握	229
É	育4節	要配慮者のニーズの把握	230
	第1款	要配慮者のニーズの把握	230
	第2款	対象者に応じたサービスの提供	. 230
É	第5節	避難所での生活支援	232
	第1款	避難所の環境整備	232
	第2款	要配慮者に配慮した食料・生活用品の提供	232
	第3款	療養中の要配慮者のための医療体制の確保	233
É	第6節	応急仮設住宅への入居等	233
	第1款	応急仮設住宅への入居支援	233
	第2款	応急仮設住宅での生活支援	233

■第11	章	災害廃棄物等処理計画■	234
第1節	5 災	害廃棄物処理計画	234
第1	款	災害廃棄物対策	234
第2節	ī 清	掃計画	236
第1	款	ごみ処理対策	236
第 2	款	し尿処理対策	238
■第12	章	環境対策計画■	240
第1節	ī 環	境保全計画	240
第1	款	被害状況の把握及び応急対策	240
■第13	章	交通輸送計画■	241
第1節	5 交	通規制等計画	241
第1	款	被災情報、交通情報の収集等	242
第 2	款	交通規制の内容	242
第2節	前輸	〕送計画	243
第1	款	緊急輸送道路の確保	244
第 2	款	輸送手段の確保	245
第 3	款	ヘリコプターによる緊急輸送	249
第 4	款	他都市への避難者の緊急輸送	252
第 5	款	公共交通機関の応急対策	253
■第14	章	ライフライン関係施設の応急対策計画■	268
第1節	重	力施設等の応急対策計画	268
第2節	i ガ	ブス施設等の応急対策計画	273
第3節	電	気通信施設等の応急対策計画	275
第4節	5 水	道施設応急対策計画	278
第5節	下	水道施設応急対策計画	280
■第15	章	文教対策計画■	282
第1節	教	(育対策計画	282
第1	款	応急教育	282
第 2	款	教材、学用品の調達及び支給	285
第 3	款	社会教育施設等の応急対策	286
■第16	章	民間団体等との連携■	287
第1節	5 災	害ボランティアの受入れ等	287
第 1	款	災害ボランティアセンターの設置	287
第 2	款	災害ボランティアの活動分野	288
第 3	款	災害ボランティア活動への支援	288
第 4	款	海外からの支援の受入れ	288

	第	21	節	民間	間団/	体への	協力要認	請							 	 288
ı	■第	1	7章	Ē /	公共	土木施	設等の	応急対	计策計	画■.					 	 . 290
	第	11	節	_}{	欠災:	害の防	止								 	 290
		第	1 款	i J	<b></b>	措置									 	 . 290
第	4編	i	災	後害?	复旧	・復興	計画								 	 293
	■第	1	章	住月	民生:	活安定	のための	の措置	∄■						 	 293
	第	11	節	被災	災者の	の生活確	笙保								 	 293
		第	1 款	₹ <b>1</b>	说 • ́	使用料等	等の猶	予及び	バ減免						 	 293
		第	2 款	<b>†</b> 1	各種	資金の	融資等.								 	 293
		第	3 款	, F	<b></b>	金・見刻	舞金等の	の支給	<u>`</u>						 	 293
		第	4 款	· 7	罹災	証明書	の発行.								 	 295
		第	5 款	· /	生活	相談・	支援体制	制							 	 296
		第	6 款	÷ 5	災害	公営住	宅の供給	給							 	 296
Ĵ	第 2	節	産	(業の	の復	旧支援.									 	 . 297
	第	31	節	災領	害関:	連寄付金	金の受力	入れ					· • • • •		 	 297
		第	4 飲	i į	義援	金等の	募集等								 	 297
ı	■第	2	章	公封	共施	設の災	害復旧詞	計画■	<b>I</b>						 	 300
	第	11	節	復	日事	業計画.									 	 . 300
	第	21	節	復	日事	業の対象	象								 	 300
	第	31	節	災領	害復	旧事業	に伴うり	財政援	爰助及	び助用	<b></b>	<b>i</b>			 	 300
I	■第	3 :	章	激記	<b></b> 差災	害の指	定■								 	 302
	第	11	節	激記	<b></b> 差災	害の指定	定及び	その手	三続き				• • • • •		 	 302
	第	21	節	調金	查報	告								<b></b>	 	 302
	第	31	節	激記	基法	に定め	る事業.								 	 302
	第	41	節	特別	引財:	政援助の	の交付し	にかか	る手	続き.					 	 . 304
	第	51	節	金属	融及	びそのイ	他の資金	金							 	 304
ı	■第	4	章	復則	興組;	織・計画	画の策	定■							 	 305
	第	11	節	復則	具本	部の設情	置								 	 305
	第	21	節	復則	興基:	本方針	<ul><li>計画(</li></ul>	の策定	<b></b> ₹						 	 305

## 第1編 総 則

## ■第1章 計画の基本方針■

#### 第1節 計画の目的

この計画は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、川西市の市域に係る風水害等の災害対策全般に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

#### 第2節 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおり。

#### 第1編 総則

本計画の基本方針、前提条件、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱などを総括 的に定める。

#### 第2編 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるための措置について定める。

#### 第3編 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、災害の発生を防御し又は 災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画について定める。

#### 第4編 災害復旧·復興計画

住民生活安定の措置並びに公共施設の災害復旧・復興等について定める。

#### 第3節 計画の修正と習熟

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかにこれを修正する。このため、本市各部、防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を川西市防災会議事務局へ提出する。

また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表する。

## ■第2章 計画の前提条件■

#### 第1節 川西市の概要

#### 第1款 自然的条件

#### 1 地形・地質

本市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市から約20km、大阪市から約15kmの圏内にあり、市域は大阪平野北部の一部から、六甲断層の延長である有馬ー高槻構造線を越えて、北摂連山の一部にかけて広がっており、東西6.5km、南北15.0kmと南北に細長い地形をなしている。断層として有名な有馬ー高槻構造線より南側の地域は、猪名川右岸に発達する段丘面と、猪名川沿いの低地からなっており、一方、北側の地域は、多田、山下の2つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっている。

また、一庫付近から北側の地域は山岳地形を形成し、東部の妙見山(標高660m)をはじめ、300m以上の標高をもつ山々が分布している。

地質的には、有馬-高槻構造線以北は古生代に誕生した丹波帯といわれる基盤層の上に、洪積世につくられた大阪層が堆積し、さらにそれが浸食を受けたところは、丹波層が露出、盆地では沖積層が形成されている。また、構造線より南は領家帯といわれる基盤層の上に川西礫層、伊丹礫層といわれる沖積層が積み重なっている。

なお、この丹波帯と領家帯の基盤層の性質の違いから生まれたのが、有馬ー高槻構造線である。断層としては他に、それから派生する十万辻断層などが存在する。

#### 2 気象

本市は、瀬戸内気候区に属している。市消防本部で計測した過去5年間の降水量及び気温の測定結果(令和2年10月から令和3年12月は未計測)により、本市における年間降水量は、1,434.2mm、年間平均気温は、16.5℃となっている。

#### 第2款 社会的条件

#### 1 人口

令和2年の国勢調査で本市の人口は、152,321人となっており、人口密度は、1km当たり約2,850人となっている。人口を年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は12.1%、15~64歳の人口は55.6%、65歳以上は32.3%となっており、老年人口が年少人口を上回っている。

国勢調査における65歳以上の割合は、全国平均は28.7%であり、本市の32.3%は全国平均より3.6ポイント高くなっており、全国平均より高齢化が進んでいる。

#### 2 土地利用

本市は大阪の周辺地域の中でも自然環境に恵まれた近郊農業地であったが、大阪及び阪 神臨海部の住宅地として発展し、中北部の農用地、山林の宅地化が進行した。

南部地域では川西能勢口駅周辺が全市域での中心的性格を持っており、都市施設や鉄道、道路の集中に加えて、都市化の影響から住環境の悪化、道路交通や商業機能など都市機能の低下等々が生じたことから駅周辺都市整備計画基本構想を策定し、逐次これらの更新と環境の整備が図られてきた。また、川西能勢口駅以南では農地が残っているものの住工混在という多様な利用形態となっている。

中・北部地域では盆地に既存集落と農地が残る一方、丘陵地には大規模な住宅団地が開発され、能勢電鉄の主要駅を中心として地域核が形成、発展し、周辺部に緑地が残る利用形態となっている。

#### 3 交通・産業

本市の道路体系は、都市計画道路呉服橋本通り線(国道176号)及びそのバイパス、中国縦貫自動車道が南部ゾーンを、新名神高速道路が北部ゾーンを東西方向に横断するとともに、同多田東谷線(国道173号)・同川西猪名川線・同川西伊丹線が南北方向に縦断し、また、大阪都心部に直結している阪神高速大阪池田線があり、主要な道路交通の骨格を形成している。

鉄道として、東西方向にJR福知山線、阪急電鉄宝塚線が、また、南北方向に能勢電鉄が走っており、これら鉄道を補完し、地域間交通の大きな担い手として阪急バスが運行している。

産業としては昭和の後期まで、農業に加え、皮革工業や繊維染色工業が盛んで、機械・ 金属、化学工業なども発達していたが、皮革工業や繊維染色工業は姿を消し、産業構造の 変化に伴い、現在では卸、小売業、飲食店をはじめサービス業、製造業、建設業などが全 事業所の9割を占めるに至っている。

都市別就業者数では、他都市、特に大阪府下での就業が全就業者の5割を占め、住宅都 市の色彩が非常に強くなっている。

#### 第3款 災害の特性

#### 1 風水害

本市は瀬戸内気候区のため降雨量が比較的少なく台風の直撃を受けることも少ないものの過去に発生した災害では集中豪雨並びに台風時の降雨等による被害が多く、また、宅地開発等社会的要因から河川の氾濫(溢水)及び土砂災害の発生が考えられる。

#### 2 大規模火災

近年、高層かつ大規模な建築物が増加し、建物の構造や形態などが複雑多様化している こととあわせて、強風・乾燥などの異常気象条件時に火災が発生すれば被害が大きくなる ことが予想される。また、住宅が密集し、延焼拡大のおそれのある地域も存在している。

#### 3 危険物災害

市内における危険物施設は、石油コンビナートのような大規模な施設はないものの、危険物による火災、流出などから被害が大きくなるおそれがある。

#### 4 突発重大事故災害

市南部に隣接して大阪国際空港があり、南部地区が離着陸コースにあたっており、航空 機墜落事故発生の可能性は他市より高い。

そのほか、列車事故、自動車事故(交通事故)、爆発事故、毒物・劇物による事故、雑 踏事故等突発的な重大事故の発生が考えられる。

## 第4款 過去に発生した主な災害の概況

#### 1 川西市市域内での概要

災害の名称	人	的被	害	爹	·	<b></b>	安 行	<u></u>	その他
(年月日)	死者	負傷 者	行方 不明	全壊	半壊	流失	床上 浸水	床下 浸水	施設等の被害等
台風 1 6 号 S35. 8. 29	名	名	名	戶 6	戸 28	戸 6	戸 365	戸 448	災害救助法適用
集中豪雨 S36.6.26~ 27					1			178	
台風 6 号 S40. 5. 26								2	
台 風 23号 24号 S40. 9. 16				2	4		68	953	
豪 雨 S41.7.1							1	94	県道の不通2箇所 (土砂崩れ)
大 雨 S41. 9. 18								85	
豪 雨 S42.7.8~9	1	4		1	6		1, 017	4, 045	災害救助法適用
豪 雨 S44. 6. 25							91	1,010	
豪 雨 S45. 6. 16				2					
大 雨 S46. 9. 6							64	637	
集中豪雨 S47.6.8							61	336	
梅 雨 前線豪雨 S47.7.12							7	205	
集中豪雨 S47.8.22							14	117	
台風21号 S47. 9. 16 ~ 17				1			58	108	一部破損 6戸 非住家浸水 4戸
大 雨 S48. 5. 2									土砂崩れ (巾6m・高さ10m)
台風10号 S58. 9. 28					2		192	240	一部破損 1戸 非住家浸水 162戸 崖崩れ 12箇所
集中豪雨 H4.12.8								9	崖崩れ 1箇所 (巾8m高さ3.5m)
集中豪雨 H6.9.6~7					1		80	258	非住家浸水 43戸 土砂崩れ 1箇所 擁壁ブロック倒壊 1箇所

災害の名称	人	的被	害	蕦	7	<b>置</b>	皮	<u></u>	そ	0	他
(年月日)	死者	負傷 者	行方 不明	全壊	半壊	流失	床上 浸水	床下 浸水	施設等	の神	波害等
大 雨 H9. 8. 7							56	259	非住家浸 崖崩れ 道路陥没		69戸 5箇所 9箇所
									停電		940戸
大 雨 H11. 6. 27 ~7. 3					1		19	109	一部破済 一部砂砂流れ 一 上 上 上 崩 業 行 施 設 会 、 施 る 、 施 る 、 た り 、 た り た り た り た う と う と う と う と う と う と う と う と う と う	d 、	2戸 4戸 1戸 22箇所 25箇所 6箇所 1箇所
台風23号 H16. 10. 20 ~10. 21		1					5	13	一部 住 報 報 ま 社 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 大 子 大	と し O	34戸 18戸 4箇所 9箇箇所 1箇所
台風18号 H25. 9. 15 ~9. 16									土砂崩れ 公共施設		6箇所 1箇所
台風11号 H26. 8. 11 ~12							2	13	土砂崩れ 冠水 通行止め 橋梁被害	)	4箇所 4箇所 13箇所 2箇所
大 雨 H26.8.16	1							1	土砂崩れ 橋梁被害 通行止め	<u> </u>	7箇所 1箇所 3箇所
大 雨 H26. 8. 24								3	一部破損 土砂崩れ	Į L	2箇所 1箇所
大 雨 H26.9.10 ~11							4	20			
平成30年 7月豪雨 H30.7.5~9									土砂崩れ 橋梁被害 通行止め	<u> </u>	34件 1 箇所 19か所
台風21号 H30. 9. 4~5		2			3				停電	約13	3,000戸

#### 兵庫県内での概要

	災害の名称	発 生 年 月 日	死 者	負傷者	被 災 地 域
梅雨前線ほか	梅雨前線による豪雨 梅雨前線による豪雨 梅雨前線による豪雨 昭和42年7月豪雨 昭和46年7月豪雨	昭和7.7.1~2 昭和13.7.3~5 昭和36.6.24~28 昭和42.7.9 昭和46.7.17~18	44人 731人 41人 100人 22人	1, 463人 119人 102人	主として東播磨地域 県内全域(特に神戸市) 阪神・淡路・東播磨地域 阪神・淡路地域 西播磨地域
台風	室戸台風 阿久根台風 ジェーン台風 台風16号 台風23号,24号 台風23号 台風 9号	昭和9.9.21 昭和20.10.8~11 昭和25.9.3 昭和35.8.29 昭和40.9.10~17 平成16.10.20~21 平成21.8.9~10	281人 231人 41人 32人 39人 26人 20人 行方不明2人	92人 904人 65人 765人 134人	県内全域(特に神戸・個・・終路) 県内全域(特に西播・・乗騰・ 個馬) 県内全域 主として神戸・阪神地域 県内全域 県内全域(特に個馬・淡路) 主として西播磨地域

《資料》兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画) ※昭和以降の死者20人以上のもの

## 第2節 災害の想定

#### 1 風水害等の被害の発生状況と危険性

#### (1) 風水害の発生状況

過去の記録による被害発生状況は集中豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、6月から10月に集中している。このうち昭和42年7月の豪雨では最明寺川が決壊し、大きな被害が発生した。「第2章 計画の前提条件 第1節 第4款 過去に発生した主な災害の概況」を参照。

#### (2) 風水害等発生の危険性

本市には南北に流れる淀川水系の猪名川をはじめ1級河川及び普通河川など23河川があり、河川改修が進められているものの流域全体では宅地開発や農地の減少など流域環境の変化とともに保水、遊水機能の低下や流水量、流水速度の増大など水害発生の要因が生じており、内水排水についても排水ポンプ場を設け、強制排除を行っているが、ハード的対策では抗しきれない集中豪雨や大雨も考えられ、河川の氾濫(溢水)、堤防その他の施設の決壊などによる災害発生の危険性を含んでいる。

また、災害を経験した住民も時間の経過とともに記憶や災害についての認識が希薄になっていく傾向にあることも被害を大きくするおそれがある。

#### (3) 土砂災害発生の危険性

土砂災害は大きく分けると土石流、地すべり、斜面崩壊などがあり、山地、丘陵地の 斜面では潜在的な崩壊の危険性に宅地の進展も加わり、集中豪雨や大雨時等の災害発生 が考えられる。

#### (4) その他の災害発生の危険性

強風、乾燥などの異常気象条件下に発生した火災が大規模火災につながることや危険 物による災害、予期しない突発性重大事故などによる災害等についても考慮する必要が ある。

#### 2 洪水等による被害予想

平成27年水防法改正により、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更となった。

市内では、猪名川(川西市滝山字上ノ宮9番地先を境に下流の直轄河川)において、平成28年6月に想定最大規模降雨(9時間380mm)による浸水想定区域図が公表され、また、猪名川(川西市滝山字上ノ宮9番地先を境に上流の兵庫県管理河川)についても、令和元年5月に想定最大規模降雨(9時間380mm)による浸水想定区域図が公表された。これを参考に、堤防の決壊(溢水)などによる被害は、床上浸水戸数が約11,500戸、避難者数は約25,000人と予想される。

## ■第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱■

指定地方行政機関、兵庫県、川西市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

#### 1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復興	災害復興
近畿農政局 (農林水産省)		災害救助用米穀の供給 (売却)		
大阪管区気象台(神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあったとした断層) では発生した断層運動による地震動に限る) 及び情報の発表並びに伝達	お復するというできません。おりませんだが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これ	被お復す観や象な時提地るをたデ象総報適以支め一、合の切に害援、夕地的適な
国 土 交 通 省近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設 の整備と防災管理 2 応急機材の整備及 び備蓄 3 指定河川の洪水予 警報及び水防警報 の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の 応急点検体制の整備 2 直轄公共土木施設の 二次災害の防止 3 緊急を要すると認め られる場合の緊急対 応(TEC-FORCE)	被災直轄管 理施設の復 旧	

#### 2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊		人命救助又は財産の保		
第 3 師 団		護のための応急対策の		
第36普通科連隊		実施		

#### 3 県及び市

	機関名		災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
					兵庫県の所	兵庫県の所
兵	庫	県	兵庫県域にかかる災	兵庫県域にかかる災害	管に属する	管に属する
共	<b>冲</b>	乐	害予防事業の推進	応急対策	施設等の復	施設等の復
					旧の推進	興の推進
					川西市域に	川西市域に
111	<b></b>	市	川西市域にかかる災	川西市域にかかる災害	かかる災害	かかる災害
Ш	西	111	害予防の総合的推進	応急対策の総合的推進	復旧の総合	復興の総合
					的推進	的推進

## 4 警察

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
兵庫県警察本部		<ol> <li>被害情報の収集</li> <li>救出救助及び避難誘導等</li> <li>交通規制の実施、緊急交通路の確保等</li> </ol>	治安維持対 策の推進	仮設住宅等 における民 心の安定
川西警察署		<ol> <li>災害警備</li> <li>人命救助及び避難誘導</li> <li>交通応急対策</li> </ol>		

## 5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における緊急 鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策 の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	被災電気通 信設備の災 害復旧	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		<ol> <li>災害時における医療 救護</li> <li>救援物資の配分</li> </ol>		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施 設の復旧	
西日本高速道路株 式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	被災有料道 路(所管)の 復旧	
独立行政法人 水資源機構 (関西·吉野川支社)	ダム施設(所管)等 の整備と防災管理	ダム施設 (所管) 等の 応急対策の実施	被災ダム施 設(所管)等 の復旧	
阪神高速道路 株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の応 急対策の実施	被災有料道 路(所管)の 復旧	
日本通運株式会 社(神戸支店)		災害時における緊急陸 上輸送		
関西電力株式会 社及び関西電力送 配電株式会社	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急対 策の実施	被災電力供 給施設の復 旧	
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワ ーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供 給施設の復 旧	

## 6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
鉄道等輸送機関 ・阪急電鉄株式会社 ・能勢電鉄株式会社	鉄道施設等の整備 と防災管理	1 災害時における緊 急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急 対策の実施	被災鉄道施 設等の復旧	
道路輸送機関・阪急バス株式会社・一般社団法人兵庫県トラック協会	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急 陸上輸送		
<ul><li>放 送 機 関</li><li>・株式会社ラジオ関西</li><li>・株式会社サンテレビジョン</li><li>・株式会社ジュセテレコム</li></ul>	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施		
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療 救護		外傷後スト レス障害等 の被災者へ の精神的身 体的支援

## 7 その他の機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
一般社団法人 川西市 医師会		災害時における医療 救護		
一般社団法人 川西市 歯科医師会		災害時における緊急 歯科医療		
一般社団法人 川西市 薬剤師会		災害時における医療 救護に必要な医薬品 の供給		

## ■第4章 防災組織■

## 第1節 防災組織の確立

ひとたび災害が発生すれば、防災関係各機関は一斉にさまざまな応急・復旧対策を講ずる こととなる。よって、いかなる組織体制を確立し災害の防御、応急・復旧対策の実施にあた ろうとするかをここに掲げる。

#### 1 川西市防災会議

平常時を中心とした防災に関する総合的な調整機関である。

- (1) 設置の根拠
  - ア 災害対策基本法第16条
  - イ 川西市防災会議条例

#### (2) 所掌事務

- ア 川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- エ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関 し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- オ 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防 に関する重要事項の調査審議。
- カ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属 する事務。

#### 2 川西市災害対策本部

災害時に市が部内各組織をあげて、機動的に防災活動をするための組織である。

また、市長が災害対策本部の本部長として、災害対策全般を指揮し、職員は本部長の命を受けるの事務に従事する。

#### (1) 設置の根拠

- ア 災害対策基本法第23条の2
- イ 川西市災害対策本部条例
- ウ 川西市災害対策本部設置要綱

#### (2) 所掌事務

- ア 市域にわたる災害情報の収集
- イ 地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施

#### 3 川西市水防本部

市において水防活動の必要が生じたとき、その業務を統括するため水防本部を設置し、 水防本部設置後、災害対策本部が設置されたときは水防本部の組織は災害対策本部に受け 継がれ、災害対策本部長の指揮監督を受ける。

#### 4 兵庫県

県は、市町を包括する団体として、次の防災組織を設置する。

- (1) 兵庫県防災会議
- (2) 兵庫県災害対策本部
- (3) 兵庫県災害対策阪神北地方本部(以下、「県地方本部」という。)
- (4) 兵庫県水防協議会
- (5) 兵庫県水防本部
- (6) 兵庫県石油コンビナート等防災本部

#### 5 防災関係機関

市域を所管又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、 防災計画及び応急対策の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

#### 6 自主防災組織

地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、概ね小学校区ごとを単位として設置する。

#### 7 事業所

消防計画、避難確保計画・浸水防止計画、非常災害対策計画を作成する事業所はもとより、地域の安全と密接な関連がある事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全をはじめ、関係地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

## 第2編 災害予防計画

## ■第1章 防災基盤の整備■

## 第1節 都市の防災構造の強化

都市づくりや都市整備の基本方針を示す「川西市総合計画」を策定するなど災害に強いま ちづくりを進める。

担当機関 市各部

#### 第1款 市街地の緑化・不燃化

災害に強いまちづくりを推進するため地域の実情に応じた総合的な整備を行い、市街地の 面的な緑化、住環境の改善や防災地域の拡大などに努めるとともに市街地全体の防災性の向 上や建築物の不燃化を促進する。

#### 第2款 防災空間の整備

道路や都市公園、河川、緑地などは災害時においては避難路、避難地、延焼遮断帯並びに地域の救援、復旧活動の拠点としての役割を担っていることから公共空間として計画的に整備する。 本市が事業主体として実施予定である防災空間の整備事業は次のとおり。

防災空間の種類	整 備 箇 所
避難路	矢問3丁目

#### 第3款 市街地の整備

市街地の整備については、市街地再開発事業や住宅地区改良事業、土地区画整理事業等の 面的整備手法を活用しながら、防災機能を充実し、あらゆる人にやさしいバリアフリーの災 害に強いまちづくりを推進する。

1 自然発生的な市街地における住宅の密集など住環境の改善にあたっては、面的整備による建物の更新と防災に考慮した市街地の形成を図る。

- 2 住工混在や道路交通など防災上の課題を抱える市街地についても、災害に強い都市構造の形成を促進する。
- 3 新たな市街地の形成にあたっては、道路等の生活基盤並びに居住環境の整備を誘導するとと もに防災に配慮した住環境の形成を図る。
- 4 大阪国際空港の航空機の離着陸コース直下にあたる地域については、緑地の整備をはじめ都市基盤の整備により、防災機能に配慮した整備を図る。

#### 第4款 防災拠点の整備

1 広域防災拠点(広域輸送拠点)

広域防災拠点については兵庫県が阪神間で、西宮市地区の「阪神南広域防災拠点(甲子園浜海浜公園内の今津浜公園)」を救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点として整備しているほか、伊丹市と川西市地区で「県立西猪名公園」及び「東久代運動公園」を主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地とする「その他拠点」として設定している。

#### 2 地域防災拠点等

市役所及び消防本部を中心とする区域を本市の防災拠点とし、地域防災拠点は災害対策本部と連動して、情報の収集・伝達、各避難所との連携、救助・救護活動、非常用物資の備蓄・配送などの機能を有することが必要であるため、市内を南部地区、中部地区、北部地区の3ブロックに分け、公民館や猪名川河川防災ステーション、川西市水防センター等の公共施設を地域防災の拠点に位置づけるとともに、公園等の施設をコミュニティ防災拠点とし、災害発生時においても、柔軟かつ有効に機能するようライフラインのバックアップ体制や耐震性などを考慮するなど防災拠点としての整備を図る。

また、他地域の活動拠点や広域防災拠点(広域輸送拠点)とも連携を図るとともに、ヘリポートなどを備えた大規模災害に対応する防災施設についても関係機関と連携しながら整備に努める。

	地 域 防 災 拠 点	コミュニティ防災拠点
南部地区	川西南公民館 明峰公民館 猪名川河川防災ステーション 川西市水防センター 出在家健幸公園防災倉庫 キセラ川西プラザ、総合体育館	湯山台運動公園、北ひばりが丘公園、 キセラ川西せせらぎ公園、 久代小学校、加茂小学校、川西小学校 桜が丘小学校、川西北小学校、 明峰小学校、満願寺ふれあい会館

中部地区	多田公民館、緑台公民館 清和台公民館、けやき坂公民館 市民体育館、向陽台備蓄倉庫	けやき坂中央公園、水明台第5公園 市民運動場、清和台中央公園、多田小 学校、多田東小学校、緑台小学校、陽 明小学校、清和台小学校、清和台南小 学校、けやき坂小学校
北部地区	東谷公民館、北陵公民館 黒川里山センター	平木谷池公園、東谷小学校、牧の台小 学校、北陵小学校

本市が事業主体として実施予定である地域防災拠点等の整備事業は次のとおり。

防災拠点の種類	地区	整備予定地
コミュニティ防災拠点	南部	旧南部処理センター跡地
コミュニティ防災拠点	南部	旧川西高校跡地
コミュニティ防災拠点	北部	旧川西病院跡地

#### 第2節 水害の防止施設等の整備

#### 第1款 河川施設の整備

担当機関 国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市上下水道局

市内を流れる1級河川及び普通河川等の総数は23河川で、この延長は53.2kmであり、1級河川である猪名川は、国土交通省管理区間について、過去より改修が実施されているものの重要水防箇所等の危険区域があり、引き続き改修を進めていく必要がある。

また、兵庫県管理区間や他の河川についても改修を促進する必要がある。

河川改修にあたっては、河川区分に従いそれぞれ国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市において、関係施設の整備計画を策定するとともに河川の氾濫予防など治水事業を推進し、 災害の発生防止を図る。

河川の現況については「資料編 資料-1」のとおり。

洪水により、浸水の起こりやすい地区については「資料編 資料-2」のとおり。

#### 第2款 内水の排除

担当機関 市土木部、市上下水道局

山地部の宅地開発並びに市街化の進展による保水、遊水機能の低下に伴って、降雨強度に よっては、主要水路、河川等での一時流水量の増加や河川改修による流水速度が早くなって いる。このため本流、支流河川の増水時には水位が上昇して一般排水路における排水が困難 となり、低地帯地区では浸水が起こりやすくなっている。

雨水排水計画は河川への自然流下により排水することを原則に立案しているが、一部の低地帯については前川雨水ポンプ場及び加茂雨水ポンプ場からポンプによる排水を行っている。雨水幹線管渠の整備についても、低地帯の浸水防止のために既に整備されている公共下水道雨水施設及び在来水路などを所定どおり機能するよう管理するとともに雨水排水にかかる施設整備をより一層推進する。

#### ポンプ場の所在地等

名 称	ポンプ設備	排水能力	所 在 地	電話
前川雨水ポンプ場	φ 2, 900mm スクリュウポンプ。3台 φ 2, 500mm スクリュウポンプ。1台 φ 2, 000mm スクリュウポンプ。1台	13.03㎡/秒	栄根2丁目 17番6号	(757)8196
加茂雨水 ポンプ場	φ 2, 400mm スクリュウポンプ2台 φ 3, 000mm スクリュウポンプ3台	13.00㎡/秒	加茂6丁目 143番地の1	(758) 4826

#### 第3款 ため池の整備

担当機関 市市民環境部

市内の主なため池は67箇所あり、豪雨等に伴う堤防その他の施設の破損、決壊等による災害を未然に防止するため改修に努めるよう管理者への指導を行う。

また、定期的な巡視等を行い危険箇所の事前発見や災害を助長誘発するおそれのある行為を制限し、適切な措置を行うよう管理者への指導とともに防災思想の普及、啓発を行う。

#### 第4款 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

担当機関 市総務部、市福祉部、こども未来部、市教育推進部、各公民館

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、水防法第 15条の規定に基づき、以下の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を行う。

本計画において、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、疾病者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害に際して迅速かつ適切な行動をとることが困難で、必要な情報が得られない等、防災上の配慮を要する人々を「要配慮者」という。

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

水防法第15条第1項に基づき浸水想定区域ごとに以下の事項を定め、必要な情報の周知に努める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に位置する地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(以下「地下街等」という。)及び社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

#### 2 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達

水防法第15条第2項に基づき、本計画に定めた浸水想定区域内に位置する地下街等及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に洪水予報等の伝達を行う。

情報の伝達方法については「第3編災害応急対策計画、第3章災害広報・広聴計画、第 1節災害広報計画」に定めたとおりとする。

浸水区想定域内に位置する地下街等、要配慮者利用施設については「資料編 資料-12」のとおり。

#### 3 防災マップの作成、周知

水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険 箇所、土砂災害警戒区域にあわせて気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載し た防災マップを作成し、市ホームページでの公開や市内公共施設への配置、市民課窓口で 転入者へ概要を配布するなど周知し啓発を図る。また、内水ハザードマップは危機管理課 に配置し、市ホームページでも公開している。

河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

#### 4 地下街等及び要配慮者利用施設の避難確保計画等

本計画に定めた浸水想定区域に位置する地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。

#### (1) 地下街等

水防法第15条の2に基づき、地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画・浸水防止計画」を作成し、自衛水防組織を設置しなければならない。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等を市長に報告するとともに公表し、当該計画に基づき避難誘導・浸水防止活動等の訓練を実施しなければならない。

#### (2) 要配慮者利用施設

水防法第15条の3に基づき、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成しなければならない。併せて、自衛水防組織の設置に努めることとする。

また、作成した計画並びに自衛水防組織の構成員等を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

## 第3節 地盤災害の防止施設等の整備

#### 第1款 山地の災害予防

担当機関 兵庫県、市市民環境部

市内の中部から北部にかけて急傾斜の山地が多く、山腹の崩壊や崩壊土砂が降雨のために 流出し民家等に被害を及ぼすおそれがある土地について、県が「山地災害危険地区調査について」(昭和53年7月17日付53林野治第1817号林野庁長官通達)による山地災害 危険地区調査以降の調査によって山地災害危険地と判定した地区を山地災害危険地区に指定 している。

梅雨期等における山地災害を防止するため県がパトロールを実施するなど災害危険地の早期発見に努めているところであり、県と市で山地所有者の理解を得て治山等防災対策を推進する。また、市民等への啓発については、市ホームページ等に掲載し周知を図る。

山地災害危険地区の現況については「資料編 資料-5」のとおり。

#### 第2款 宅地造成等の規制

担当機関 兵庫県、市都市政策部

山地部では大規模住宅団地の開発が進み、また、他方においては小規模の宅地造成があり、大雨及び集中豪雨時には土砂、石積等の崩壊による災害発生の要因も含んでいる。このような災害を未然に防止するため、今後も強力な防災指導を行う。

大規模宅地造成の現況については「資料編 資料-6」のとおり。

#### 1 宅地造成工事規制区域の指定

宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街化又は市街地となろうとする土地の区域において、宅地造成に伴う工事等に関し災害の発生防止を目的として必要な規制を行うため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)が制定されている。この規制区域は、県知事が関係市町長の意見を聞き区域指定を国土交通大臣に報告し決定される。

宅地造成工事規制区域については「資料編 資料-7」のとおり。

#### 2 今後行われる宅地造成工事に対する規制

宅地造成工事規制区域内での工事は、規制法でその工事の許可を市長から受けることになるので、その段階で建築指導課は、許可基準に基づいて良好で安全な宅地となるよう指導を行う。

#### 3 既成危険宅地に対する保全対策

#### (1) 宅地保全調査の実施及び措置

梅雨期及び台風期に宅地防災パトロールを実施し、危険宅地の発見に努めるとともに 災害の発生するおそれのあるものについて、その所有者等に対し市長から宅地保全の措 置として、通知、勧告及び改善命令等の指導を行う。

#### (2) 宅地保全相談

既成宅地の所有者等が改善工事を実施する場合は、随時、建築指導課において、技術 指導と住宅金融支援機構の融資等について相談を受ける。

既成危険宅地等については「資料編 資料-8」のとおり。

#### 第3款 急傾斜地等の崩壊予防

担当機関 兵庫県、市土木部

#### 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、崩壊するおそれのある土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止対策事業の計画、実施が進められている。この規制区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。

急傾斜地崩壊危険区域等については「資料編 資料-9」のとおり。

#### 2 急傾斜地の予防対策

- (1) 崩壊の未然防止措置として、崩壊を助長、誘発するおそれのある有害行為を制限し、 又は防災措置をその所有者等に対し県知事から勧告及び改善命令等の指導を行う。
- (2) 区域指定として、崩壊危険土地の早期発見に努め追加指定の措置を図る。

#### 第4款 土砂災害警戒区域等の指定

担当機関 兵庫県、市土木部

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域の指定が進められている。この区域は、県知事が関係市町長の意見を聞いて区域の指定を決定する。

土砂災害警戒区域等については「資料編 資料-10」のとおり。

#### 1 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法第7条に基づき指定される、急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合 に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

本市は、警戒区域ごとに警戒避難体制を整備する。

#### 2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法第9条に基づき指定される、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊及び土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

当該区域内の制限等として、特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告がある。

#### 第5款 警戒避難体制の整備

担当機関 兵庫県、市総務部、市土木部

山地、宅地等地盤災害危険地区周辺における警戒避難体制の整備を図るため、県をはじめ 防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。また、気象状況及び過去の災害発生時の降雨量等に より住民が警戒又は避難するよう警戒避難体制を整備する。

#### 1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する 事項を定め、必要な情報の周知に努める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設であって、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) その他、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に 関する事項

#### 2 要配慮者利用施設への情報伝達

土砂災害防止法第8条第2項に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設への土砂災害 に関する情報、予報又は警報の伝達を行う。

情報の伝達方法については「第3編災害応急対策計画 第3章災害広報・広聴計画 第 1節災害広報計画」に定めたとおりとする。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については「資料編 資料-12」の とおり。

#### 3 防災マップの作成、周知

土砂災害防止法第8条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災 害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて土砂災害の前兆現象や、気象警報、避難場所、 防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを作成し、市ホームページでの公開や市内公 共施設への配置、市民課窓口で転入者へ概要を配布するなど周知し啓発を図る。

#### 4 要配慮者利用施設における避難確保計画等

本計画に定めた土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成等について必要な指導、啓発に努める。

#### (1) 要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条の2に基づき、本計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する「避難確保計画」を作成しなければならない。また、作成した計画を市長に報告し、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

#### 第6款 中山間地における孤立集落との連絡体制の整備

担当機関 市総務部、市消防本部

中山間地では土砂災害等により孤立する可能性がある集落が存在することから、通信手段の確保を図るとともにヘリコプター離着陸適地等の選定・確保に努める。

#### 1 孤立集落の抽出

土砂災害により道路交通による外部からの進入が困難となることが想定される集落は「資料編 資料-4」のとおり。

#### 2 孤立集落との連絡手段の確保

市と孤立の可能性のある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話及び発電機を配備するとともに、定期的な通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。また、孤立集落との連絡体制の整備のため、孤立集落近隣のゴルフ場等へリコプターが離着陸可能な施設と災害時のヘリコプター運用について協定を締結するよう努める。

#### 第7款 被災宅地危険度判定体制の整備

担当機関 兵庫県、市都市政策部

- 1 災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の育成に努める。
- 2 危険度判定の実施に必要な資機材の備蓄に努める。

#### 第4節 交通関係施設の整備

本市の交通体系は、国道として、中部・北部ゾーンを南北に縦断する国道 1 7 3 号と、これに接続する国道 4 7 7 号、南部ゾーンを東西に横断する国道 1 7 6 号及びそのバイパスの 4 路線がある。また、主要地方道として、尼崎池田線、川西篠山線及び川西三田線の 3 路線があり、これら国道や主要地方道に接続する一般県道と市道によって骨格がつくられている。また、鉄道は阪急宝塚線と J R 福知山線が大阪方面と直結するとともに能勢電鉄が市内を南北に走っている。

災害時にはこれらは道路と鉄道が適正な役割分担のもとに有機的にネットワークし、相互 に機能補完する体系の形成に努める。

#### 第1款 道路施設の整備

担当機関 国土交通省近畿地方整備局、兵庫県、市土木部

道路は、災害時における避難路として、また、救急・医療・消防・救援活動及び緊急輸送のルート、延焼遮断帯等として重要な意義を持つことから、道路の拡幅や植樹帯の整備をはじめ市域を格子状にネットワーク化する主要な幹線道路の整備に努め道路交通機能及び都市防災機能の強化を図る。

また、黒川や国崎等孤立する可能性がある集落や、進入路が少ない地域も存在するため、 多元多重のルートを考慮し、効果的な交通規制の実施や救援物資を輸送するための優先道路 の確保に向け、関係機関と協議するなどその機能を充分に発揮できるように整備する。

特に橋りょうは重要な社会インフラであり、避難路としての機能に支障が生じないよう定期点検結果を踏まえるなど老朽化対策等を進めることで被害を最小限に抑え、災害時でも橋の機能が維持されるよう適切な対策に努める。

異常気象時通行規制区間については「資料編 資料-13」のとおり。

#### 第2款 緊急輸送体制の整備

担当機関 西日本高速道路株式会社、兵庫県、市土木部

1 市内の緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うとともに、被災者に緊急物資を 供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めることとする。

#### (1) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成することとする。

#### (2) 路線の種類

#### ア 幹線緊急輸送路

市外からの物資流入地点と広域防災拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、市外のいずれの地点で被害が発生した場合でも、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努めることとする。

#### イ 一般緊急輸送路

防災拠点に集められた物資を、地区ごとに定められた防災拠点に送るための道路を 設定し、当該地区が被災した場合に、その通行確保に努めることとする。

#### ウ 維持管理

道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害 発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。

#### 第3款 公共交通機関の災害予防

#### 1 西日本旅客鉄道株式会社

#### (1) 計画の方針

列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の 諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備 を行うとともに、災害発生のおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

#### (2) 一般施設防災対策

次の保守、改良事業に合わせて、機会をとらえ施設の耐震性の向上を図る。

- ア 橋りょう維持、補修並びに改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょうの改良
- ウ 法面、土留めの維持、補修並びに改良強化
- エ 建物等の維持補修
- オ 通信施設の維持、改良
- カ 排水溝の維持、改良
- キ 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落防止の推進
- ク 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- ケ その他防災上必要なもの

#### (3) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を、毎年 度当初において策定する。

- ア 監視体制の強化
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 各施設の警備計画の作成、要注意箇所に対する整備方法、列車運転規制計画等の周 知徹底
- エ 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を確立
- オ 職員の非常召集計画及び訓練計画を確立

#### 2 阪急電鉄株式会社

#### (1) 風害対策

対策を必要とする箇所について、沿線樹木の倒壊予防、架空電車線の振れ止め強化を 行うほか、橋りょう上又は高架部分等に設置の風速計により、風速を監視する。

#### (2) 水害対策

雨量計、河川水位計、気象庁の情報により、降雨状況、河川水位、台風、週間天気等の情報を収集し、状況把握を行う。

#### 第4款 ヘリポートの確保

担当機関 兵庫県、市総務部、市消防本部

災害時の多元多重の交通ルートを考慮し、空路による物資等の輸送のためヘリコプター発 着適地の確保を図る。

## 第5節 ライフライン関係施設の整備

日常生活や産業活動は上・下水道、電気、ガス、電話などのライフラインによって支えられており、災害時においてもその機能を保持し、また被災しても迅速な復旧が可能な共同溝による地中化等の施設、構造の整備に努める。

また、系統の多重化並びに日常生活圏域を単位として水やエネルギーの供給が可能となるライフスポット・ネットワークの形成に努め都市の防災性の向上を図る。

#### 第1款 電力施設等の整備

担当機関 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

#### 1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を 構築するため次の事項を実施する。

#### (1) 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、 また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が 円滑かつ適切に行われるよう努める。

## ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述、その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

#### イ 災害対策本部等との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- (ア) 災害に関する情報の提供及び収集
- (イ) 災害応急対策及び災害復旧対策

## (2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報 の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

# 2 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援について、自治体等から要請があった場合は、検討・協力する。

#### 3 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して、災害の 発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

## (1) 水害対策

#### ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

### イ 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落 し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対 策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげ を実施する。 また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

#### (2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた 対策を行う。

#### (3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

## ア 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄 を実施する。

#### イ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとと もに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

#### ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

#### (4) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

#### ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等によ罹災害の防止又は拡大防止に努める。

# イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

# ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

#### (5) 雷害対策

# ア 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うととも に、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は 拡大防止に努める。

#### イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を 強化する。

#### ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

#### (6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を 推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重 量等に基づいて算定する。

## (7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外 モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積 み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者への P Rを徹底する。

#### 4 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の 災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備
- イ 潮位、波高等の観測施設及び設備
- ウ 地震動観測設備
- (2) 通信連絡施設及び設備
  - ア 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備(通信事業者からの提供回線を含む)の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

- (7) 無線伝送設備
  - a マイクロ波無線等の固定無線施設及び回線
  - b 移動無線設備
  - c 衛星通信設備
- (4) 有線伝送設備
  - a 通信ケーブル
  - b 電力線搬送設備
  - c 通信線搬送設備、光搬送回線
- (ウ) 交換設備(防災関係機関との直通電話を含む。)
- (エ) IPネットワーク回線
- (オ) 通信用電源設備

# イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

## (3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等 への非常用電源回路の明示等を行う。

#### (4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限 必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を 施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を 図る。

#### (5) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を 確保し、整備・点検を行う。

#### 5 電気事故の防止

関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止 するため、次の事項を実施する。

## (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然 防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には、 特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事 故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

#### (2) 広報活動

# ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気 火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(7) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

- (4) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置と して漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- (カ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (1) 台風の襲来が予測される場合は、飛沫防止等の注意喚起を図ること。
- (ケ) その他事故防止のため留意すべき事項。

#### イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

#### ウ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止する ため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

## 6 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力及び関西電力送配電は災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

## (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公 共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

#### 7 防災訓練、防災教育の実施

### (1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

# (2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災 訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、 抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。 また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 8 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

## 第2款 ガス施設等の整備

ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な 復旧を可能にするための対策について定める。

# 1 都市ガス施設

担当機関 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

#### (1) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及 び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

### (2) 防災システムの強化

#### ア 保安通信設備

- (ア) 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており本 社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通 信回線で運用している。
- (4) 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。
- (f) 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時都市ガスの供給状態を 把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

## イ 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保できる。

# (3) 防災体制の整備

#### ア 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

#### イ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

#### 2 プロパンガス施設

担当機関 一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部川西地区

#### (1) プロパンガス施設整備計画

風水害等に対して輸入基地、充填所、消費者設備等のガス施設の被害を防止し、安全性の向上を図るため防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

# (2) 防災システムの強化

プロパンガス供給事業者により構成されている一般社団法人兵庫県LPガス協会会員を中心に災害時における活動体制の強化を図るとともに、マイコンメーター及び新セイフティーメーターによるガス漏洩防止等の防災システムの強化を図る。

# (3) プロパンガス供給体制の充実

プロパンガス供給は、復旧にかかる所要日数が比較的短期間にでき、簡便に供給再開 のできる特性を有している。プロパンガスを他基地より供給できるバックアップ体制や 近隣府県プロパンガス業界の支援体制を整えるなどプロパンガスの供給体制の充実を図る。

# (4) 防災体制の整備

# ア 要員の確保

被害状況に応じた活動要員を効率的に編成動員するため、要員の確保体制を定期的に見直す。

## イ 教育訓練

災害発生時の非常態勢の確立、緊急処置、他機関との協力体制について必要な教育 を定期的に行い、防災訓練を実施する。

## 第3款 電気通信施設等の整備

担当機関 西日本電信電話株式会社

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐風防災に関する措置について、基本となる 事項を定める。

## 1 通信施設の強化

(1) 建物設備

建物は、耐震・耐火構造とするほか周辺の諸条件により保護施設(水防壁、水防板等)を設置している。

- (2) 電力設備
  - ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
  - イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実
- (3) 通信設備
  - ア とう道(共同溝を含む)網の拡充
  - イ 通信ケーブルの地中化を推進
  - ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
  - エ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進
  - オ 主要な電送路を多ルート構成、あるいはループ化
  - カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

#### 2 災害対策用機材

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

- (1) 通信途絶防止用無線網の整備…可搬型無線機 (TZ-403D) 、可搬型ディジタル無線方式 (11P-150M)
- (2) 災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

- イ 非常用可搬形ディジタル交換装置、汎用多重装置、衛生車載局、ポータブル衛星通信システム
- ウ 移動電源車、可搬型発動発電機
- エ 排水ポンプ

## 3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識 の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が 主催する防災訓練に積極的に参加する。

#### 【訓練内容】

- (1) 演習の種類
  - ア 災害対策情報伝達演習
  - イ 災害対策演習
  - ウ 大規模災害を想定した復旧対策演習
- (2) 演習方法
  - ア 広域規模における復旧シミュレーション
  - イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
  - ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

## 第4款 水道施設等の整備

担当機関 市上下水道局

災害に強い水道施設等の整備をはじめ施設の防災対策を計画的に進める。

## 1 施設の防災対策

風水害等の災害による断・減水をできるだけ少なくするため、既存施設について安全性の確保を行い、これに基づき順次計画的に防災対策を進める。風水害等の災害によって二次災害を発生させるおそれがある重要な水道施設の新設・改良・更新等は、短期的整備項目と中長期的整備項目に分けて行う。

(1) 取水施設

各水源地施設の点検、保守

- (2) 浄水施設
  - ア 構造物の安全性の確認
  - イ 付帯設備の保守(沈殿池、ろ過池設備の保守)
  - ウ 水質機器の保守

- エ 薬品注入設備の保守
- (3) 導·送·配水施設
  - ア 配水池等の安全性の確認
  - イ 幹線管路の相互連絡
  - ウ 管路の安全性の確認
  - エ 防災性の高い管路への計画的な補強(防災性の高い管材料等)
  - オ 隣接市町間の相互連絡
  - カ 緊急遮断弁及び伸縮可撓管の設置
- (4) 給水装置

防災性を考慮した材料の採用

- (5) 機械、電気及び計装設備
  - ア 自家発電設備の保守
  - イ 機器の補強
- (6) 薬品の管理

ポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウムの漏洩防止対策

2 配水系統間の相互連絡

配水系統間の相互連絡を計画的に行う。近隣市町との調整により連絡管の整備を行う。

3 水道管理情報システムの更新変更

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から処理を行い、施設の現況を把握して おくようにする。

4 川西市上下水道危機管理行動指針の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成し、必要の都度更新するものとする。

5 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。

6 教育訓練並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を行う。

(1) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

防災体制・災害援助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会、講習会の開催

イ 訓練

動員計画に従っての訓練

# 第5款 下水道施設等の整備

担当機関 市上下水道局

風水害時等において下水道がその機能を保持できるよう、以下の対策を講じることとし、 風水害等による下水道施設の被災を最小限にとどめ、その機能と安全確保のため施設等の整 備を図る。

### 1 管路施設の整備

- (1) 管路の更新にあたっては、防災性の高いものへの計画的更新に努める。
- (2) 側溝、管渠等末端の集水機能をはじめ、面的に広がる管路施設は、災害により閉塞陥 没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう日常 の点検等による早期発見と修理、復旧対策に重点をおいて対処する。

#### 2 災害時における機能確保

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク 化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより、機能確保を図るものとする。

# 3 ポンプ施設の整備

- (1) 各構造物間の連絡管、配電線路は、不等沈下、揺れ等による損傷を防止するため、特に構造物を貫通する地中配管、配電線路は、構造物直近部の耐震装置を考慮し、転倒・倒壊等による損傷を未然に防ぐよう整備に努める。
- (2) 自動制御運転が不能の場合、機器側(現場)運転操作に即座に切り替えることになるため、平常時から機器側(現場)運転操作の習熟に努める。
- (3) 停電に備え、非常用自家発電の整備、燃料、冷却水の確保に万全を期す必要があり、 平常から体制を整えるように努める。
- (4) 断水に備え、冷却水は常に満水になるように定水位弁により所要水量を確保できるように努める。また、緊急時の対応策を講じておく。

## 4 事業所等の指導、監視

工場、事業所に対しても、排水機能の確保等に努め、災害時の措置、対策についての緊急連絡方法についても周知徹底を図るよう指導する。

# 5 必要な資機材の調達等

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。

### 6 教育訓練並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から次の事項を中心とした 教育訓練等を行う。

(1) 職員に対する教育及び訓練

### ア 教育

防災体制・災害援助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会、講習会の開催

## イ 訓練

動員計画に従っての訓練

# 第6節 消防体制の整備

担当機関 市消防本部

# 第1款 消防力の充実強化

災害時の出火防止、初期消火等をはじめ同時多発火災や大規模火災の未然防止と被害の軽減を図るため、計画的な消防力の充実を図るとともに近隣市町はもとより府県を越えた広域的な消防、救急、救助などの防災体制の整備を行う。

1 災害時における総合的な消防計画の策定 災害に対応する総合的な消防計画を策定する。

# 2 消防施設の整備

消防署等が震災時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の耐震性の向上を図る。 北消防署及び北消防署多田出張所については、耐震性の確保のため統合を行い、新たに ヘリポートや訓練施設等を有した地域防災の拠点施設として再整備する。

# 3 消防力の整備

同時多発火災及び救急救助業務等に対処するため、消防車、救急車等の緊急車両をはじめ無線通信機器、個人装備の充実や全市域をカバーする分散配置など組織体制の整備を行う。 消防車両等配置状況については「資料編 資料-14」のとおり。

### 4 消防水利の整備

大規模災害時の断水又は極度の機能低下、通行障害物による消防水利の使用不能、水利 不足等危険度の高い地域等を優先に耐震性貯水槽を整備するとともに河川等の自然水利の 確保に努める。

### 5 消防団の強化

消防団を地域防災の中核として位置づけ、施設及び資機材等の整備を図るとともに、常備消防や自主防災組織との連携体制並びに事業所や地域の防災組織などとも連帯した総合的な防災体制を確立し、地域防災に対しては消防職員だけでは対応が不可能と考えられるため、消防団に対し地域防災活動を効果的に実施するための教育、指導、青年・女性層の参加を推進する。

消防団分団別ポンプ・車両配備状況については「資料編 資料-15」のとおり。

# 第2款 救急救助体制の整備

大規模災害時などでは大量に発生すると予想される傷病者に対応するため救急救助資機材の整備と消防団、自衛隊、警察などの関係機関等との連携体制の強化を図る。また、地域住民による応急手当等が実施できるよう普及啓発活動を実施する。

# 第3款 危険物等の貯蔵・取扱施設の予防対策

危険物等(石油類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等)による災害を予防し、発災時の被害拡大を防止するため、関係法令等に基づき予防対策を講じるとともに関係機関及び貯蔵・取扱施設事業所と連携し、災害予防の円滑な推進を図る。

# 第7節 災害医療体制の整備

担当機関 市健康医療部

大規模災害時における多数の負傷者や医療機関における医療機能の低下に対して的確、迅速に対応するため、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について関係機関と連携を図るとともに、医療機関相互の情報ネットワーク化をはじめ常時医療行為が必要な人が円滑に診療を受けられるよう医療機関の確保に努め、広域的な体制については兵庫県の計画との整合を図る。

また、保健センターについては医薬品や食料等の備蓄、独自のライフラインの確保などによるバックアップ体制を整えるとともに民間病院との機能分担と連携強化を図り、大災害にも対応できる保健・医療体制の整備に努める。

# 第8節 情報通信体制の整備

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市消防本部

災害時における情報の収集、伝達手段として通信施設、機器等を整備する。

# 第1款 災害対応総合情報ネットワークシステムの整備

兵庫県下全市町の災害情報の収集をはじめ、即時被害予測や各市町及び関係公共機関との 情報交換等迅速、的確な応急対応を図るシステムとして整備する。

# 第2款 災害無線通信体制の充実強化

災害時において、有線電気通信が利用できないとき又は利用することが困難な場合、電波 法の規定に基づいて非常無線通信の活用を図るため、防災行政無線(同報系)等や、関係機 関の協力を得て非常通信体制の充実強化に努める。

防災行政無線の設置箇所については「資料編 資料-32」のとおり。

## 第3款 多様な通信手段の整備

兵庫県をはじめ防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ円滑に行えるよう防災行政無線、 衛星通信、インターネット等の多様な通信手段を整備し、情報伝達ルートの多重化を図る。

# 第4款 通信手段の確保及び連絡網の整備

災害時において情報通信の果たす役割は極めて重要であり、中山間地集落については、孤立する可能性もあることから、情報通信施設の防災性の強化、停電対策、無線を活用したバックアップ対策など総合的な対策に努める。また、災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるとともに、その運用、管理等にあたっては次の点に留意する。

- (1) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備及びネットワーク間の連携を確保する。
- (2) 有・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の多重化を推進する。
- (3) 整備した無線設備等については、総点検を定期的に実施するとともに、機器の操作の習熟等に向け、日常からの訓練に努める。
- (4) 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

- (5) 通信の輻輳及び途絶を想定した実践的な通信訓練を定期的に実施する。
- (6) 災害時に有効な携帯電話、アマチュア無線等の移動通信系の活用体制を整備する。
- (7) 災害時優先電話等を効果的に活用するとともに、災害用に配備されている無線電話等 の機器については、その運用方法等に習熟しておく。
- (8) インターネットは、市域内の防災情報の一括伝達にきわめて有効なメディアであり、 利用できるよう必要な整備を進める。
- (9) 市域内の携帯電話所有者に一斉に情報発信できるエリアメールや緊急速報メールを活用する。
- (10) 西日本電信電話㈱が災害時の通信手段の確保のため、市内の指定避難所(民間施設は除く)に配線した特設公衆電話の回線(発信専用)により、避難者の安否確認の手段を確保する。

# 第9節 避難体制の整備

担当機関 市各部

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制の整備を図る。なお、体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共施設や民間施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を要するもので、異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地し、安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるものとする。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設ける。

指定避難所については、原則として、小・中学校や県立高等学校、公民館、その他の公 共施設を優先し、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、市域 における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施 設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとすることとする。速やかに被災者等の受入 れ、生活関連物資の配付が可能な構造・設備を有するもので、想定される災害による影響が比較的に少ない場所に立地していること。また、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるもので、要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、健康相談・介助等の支援体制に十分配慮されていることとする。なお、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧は「資料編 資料-18」のとおり。

## 2 広域一時滞在への配慮

避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。その際、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。また、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

#### 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の施設、設備の整備

避難者の安全確保のため、避難所としての空調や停電対策などの環境整備や安全性の維持に努める。また、簡易トイレの備蓄やマンホールトイレの整備も含めたトイレ環境の整備の検証も行う。

長期的な断水に備え、防災井戸の設置等及び災害時においても断続的に取水可能な分散型の生活用水の確保に努める。

要配慮者にも十分配慮することとし、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療施設の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### 4 住民への周知

災害時の避難行動が円滑、的確に行われるよう平常時から防災マップや市広報誌等による避難方法、避難所の所在等についての周知をはじめ避難誘導標識、案内板などの設置を 行う。また、避難訓練などにより所在地、避難経路の確認を行う。

#### 5 避難誘導体制の整備

要配慮者の中でも、特に自力避難が困難と考えられる高齢者や障がい者など(以下、「避難行動要支援者」という。)の避難誘導は地域住民、自主防災組織等の協力体制が必要であることから避難誘導介助等の整備を行う。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者は避難誘導計画の作成並びに訓練を実施する。

#### 6 一時(いっとき)避難場所

地域の自治会や自主防災組織などが指定する、災害時に危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。

本市は、一時避難場所を指定した地域の自治会や自主防災組織などに対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。

標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料-35」のとおり。

# 7 届出避難所

地域の自治会等が、集中豪雨や台風等による風水害の発生のおそれがある場合、地域の自治会館等を自主的に開設し、運営する避難所。

なお、事前に市に「自主避難所届出書」提出し、登録する必要がある。

#### 8 福祉避難所の整備

要配慮者の中でも一般の避難所での生活が困難で、特別な配慮が必要と市が判断した場合に設置する福祉避難所の確保について、社会福祉施設、認定こども園や特別支援学校などの公共施設を福祉避難所に指定・整備を進めていく。また、社会福祉施設等を運営している民間団体の協力を得て整備を図る。

# 9 避難所の管理体制

避難所の迅速かつ円滑な開設のために、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時から施設管理者等との協力・連携体制の充実に努める。

指定管理施設が避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避 難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

#### 10 避難所の運営体制

風水害時には、川西市避難所運営ガイドライン及び川西市避難所運営マニュアル 基本モデルに基づき、基本的に市が主体となり避難所運営を行う。ただし、突発的 かつ大規模災害等が発生した場合、又は避難所運営が長期に及ぶ場合は、自主防災 組織をはじめとする住民、施設管理者、その他の関係機関が避難所毎に避難所運営 委員会を立ち上げ避難所運営を行う。このため平時には、自主防災組織が中心とな り避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに避難所運営訓練を実施する。

#### 11 在宅・車中泊避難者等の支援

市は、在宅避難者が発生する場合や、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難

者等の支援のための拠点を設置することや、車中泊避難の支援を行うためのスペースを設置すること等、避難者の支援方策を検討する。

## 12 原子力災害に係る広域避難に対する備え

原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合に おいて「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広 域避難者を本市で受入れることとなっている。

避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、 今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市に おける体制を整備する。

# 第10節 帰宅困難者対策の推進

担当機関 市総務部

風水害等により、交通機能が停止し、自宅に帰宅することができない帰宅困難者対策を推 進する。

# 第1款 帰宅困難者の想定

本市は、他都市への就業者が多いことに加え、川西能勢口駅周辺に集客施設が存在することから、風水害等の災害の発生により、鉄道やバス等の公共交通機関が運行停止した場合、市内の住宅に帰宅できない者や、市内で被災し自宅に戻れない者が発生することが想定されている。

# 第2款 帰宅困難者対策

1 住民に対する帰宅困難者対策の普及啓発

市は帰宅困難者発生に備え、住民や市内企業等に対し平素からの心得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。

- (1) 普及啓発の主な内容
  - ア 帰宅困難となる定義
  - イ 職場等からの徒歩による帰宅経路の確認
  - ウ 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知
  - エ 災害時帰宅支援ステーションの周知

- オ 災害伝言ダイヤル(171)等の家族との連絡手段
- カ 企業等に対する必要な物資の備蓄

#### 2 帰宅困難者への対応

市は鉄道会社、バス会社等の関係機関と連携し、帰宅困難者への情報伝達及び避難誘導体制を構築する。また、帰宅困難者用の指定緊急避難場所を新たに確保する必要がある。

帰宅困難者を想定した緊急避難場所

指定緊急避難場所	収容人数
アステ市民プラザ	3 3 5 人

# 第11節 家屋被害調査体制の整備

担当機関 市総務部

災害時の家屋被害調査を円滑に実施するため、平常時から家屋被害認定士の養成に努める とともに、調査業務にあたる職員に対して調査方法及び判定方法を周知徹底し、家屋被害調 査体制の整備を図る。

# 第12節 応急住宅供給体制等の整備

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害時の住宅の応急修理及び応急仮設住宅の速やかな供給のため、平常時から住宅応急修理体制の整備及び応急仮設住宅の調達・供給体制の整備を図る。また、応急仮設住宅の建設可能用地の把握に努めるとともに、建設用資機材の調達等、関係機関との連携を図る。

# 第13節 保健、福祉等の体制の整備

担当機関 兵庫県、市福祉部、市健康医療部

災害時の保健活動を実施するため、保健情報の収集・集約・発信、活動の指揮、記録、記録・健康対策物品等の保管、ミーティング、休憩等のための保健活動の拠点となる場所を設置し、保健活動に努める。

また、県への保健師等の応援・派遣依頼について、本部と調整し、受援を受ける場合は派 造保健師の受け入れに関わる具体的調整を実施する。 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい者プラン」に基づき、必要な福祉サービス基盤を整備し、災害時においても、それぞれの施設等の機能が正常に作用するよう体制の整備を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を進め、公私協働のもと、保健、福祉、医療の連携のとれた総合的な福祉サービスの展開に努める。

また、大規模災害時における避難生活の長期化、応急仮設住宅への入居など環境の変化に伴うストレスの増大や、感染性疾病の罹患、慢性疾病の悪化、あるいは災害に対する心理的不安等により生じる心的外傷後ストレス障害(PTSD)など精神的な障がいの誘発等が懸念される。このため健康相談やカウンセリングなど適切な対応策が必要であることから、精神的なケアを必要とする住民に長期的かつ適切な相談等を行うことができるよう、専門職の人材の確保を図る。

# 第14節 感染症対策、衛生体制の整備

担当機関 兵庫県、市美化衛生部、市健康医療部

被災地域の環境衛生条件の悪化等に伴う感染症の予防のための感染症対策班の編成、感染症対策資機材及び薬剤の備蓄、調達等関係機関と連携し感染症対策、衛生活動体制の整備を 図る。

# 第15節 廃棄物対策の充実

担当機関 市美化衛生部

災害時の廃棄物を迅速に処理し、早期復旧に資するため、仮置場の設置が可能な候補地の 把握及び仮置場における分別・処理の運営体制の整備を図る。また、災害廃棄物処理の応援 について、他の自治体や関係機関・団体との協定に基づく連携を図る。

※廃棄物の仮置場候補地については資料編「資料-3」のとおり。

# 第16節 清掃体制の整備

担当機関 市美化衛生部

災害発生後に発生するごみ及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、被災地域の環境衛 生について良好な状態に維持する体制の整備を図る。

# 1 一般家庭ごみの収集処理

災害発生時には一般家庭ごみとしてあらゆる廃棄物が混入、排出されるため効率的な収 集処理体制の整備を図る。

# 2 し尿の収集処理

風水害等による家屋、施設の損壊並びに処理機能の喪失等に対応したし尿収集処理体制の整備を図る。

# 第17節 学校の防災体制の整備

担当機関 市教育推進部

学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化を推進することとする。

# ■第2章 防災行動力の向上■

# 第1節 防災組織の強化

担当機関 市各部

災害発生時に迅速かつ適切な災害対応を実施するため、職員の参集・配備等の初動体制を 構築するとともに、災害対策本部の指揮系統や各組織の役割等を踏まえ災害対策本部の運営 体制の充実を図る。

# 第1款 初動体制の整備

## 1 配備計画の作成及び周知等

- (1) 各部長は防災指令の発令に備え、所属職員の配備計画及び連絡体系を、指定様式により、毎年4月30日(年度途中において職員の異動等があった場合は、その都度)までに作成し、総務部長に報告する。なお、作成にあたっては、職員の勤務地や初動活動の内容に配慮して人員を配備することとする。
- (2) 各部長は、配備計画、連絡体系、任務分担等を所属職員に周知徹底する。
- (3) 職員は、配備体制及び自己の任務等をあらかじめ習熟しておく。

# 2 職員参集体制の整備

勤務時間外における災害の発生に備えて、配備基準や職員の配備先等を示した災害時初 動対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底する。また、職員の緊急参集訓練や情報収集 伝達訓練、災害対策本部設置訓練等を実施し、迅速な初動体制の確立を図る。

# 第2款 災害対策本部運営体制の整備

災害対策本部組織による各部は、発災後個々の職員が与えられた任務を迅速かつ適切に遂 行できるよう行動マニュアルを作成し、配備職員に周知徹底し、各部は図上訓練等を行い行 動マニュアルの習熟に努める。また、行動マニュアルは毎年検討を行い、必要な見直しを実 施する。

# 第3款 広域防災体制の整備

# 1 関西広域連合との連携

関西広域連合が大規模災害に対し、広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」を策定しており、災害発生時の具体的な活動手順については、「関西広域応援・受援実施要綱」に定められている。市では同プラン等との整合性を図りながら、関西広域連合と連携し、大規模災害等の広域防災体制の充実を図る。

## 2 災害応援協定の推進

大規模災害に備え、他地方公共団体や防災関係機関、協定締結団体と連携を図り、災害 応援協定等に基づく活動を円滑に実施できるよう必要な体制を整備することとする。

また、災害応援協定のさらなる充実を図るため、企業・団体等との災害応援協定の締結を推進する。

## 3 応援・受援体制の整備

大規模な災害が発生し本市が被災した場合、又は他市町村が被災した場合、関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に応急対策から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。

# 第4款 業務継続計画(BCP)の整備

大規模な災害が発生し本市が被災した場合、災害応急・復旧復興業務に加え、災害時でも継続が求められる業務を実施するため、業務継続計画(BCP)を整備し、災害応急業務及び重要業務を早期に実施できる体制を構築する。業務継続計画の整備にあたっては、以下の特に重要な6要素について定めておくこととする。

#### 【特に重要な6要素】

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

# 第2節 市職員等に対する研修・訓練の実施

担当機関 市各部

# 第1款 防災研修の実施

市職員の防災・危機管理意識向上のため、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に対する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。

市職員は、それぞれの業務を通じてのほか、研修会や現地調査等を実施するなど 防災知識の習熟等に努めることとする。また、国、県及び関係省庁が連携して実施する 市長及び幹部職員を対象とした研修に積極的な参加を図り、市の災害対応能力の向上に努 めることとする。

## 【習熟事項等の主なもの】

- (1) 各関係機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画と分担任務
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害危険地域等の現地調査及び状況と対策
- (6) 災害事例と対応策

# 第2款 防災訓練の実施

地域防災計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を図るため防災訓練を実施する。

# 1 実施時期及び場所

出水期前や、防災の日(9月1日)、防災とボランティアの日(1月17日)、防災とボランティア週間(1月15日~1月21日)などの機会をはじめ、訓練の内容により実施時期及び場所を設定する。

## 2 訓練の内容等

風水害や航空機災害などを想定し、防災関係機関、住民、事業所などの協力を得て次の とおり実施することとする。

- (1) 消火、避難、救急救助、救出等に関する実動訓練
- (2) 情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練

# 第3節 地域活動・組織の充実・強化

担当機関 市総務部、市消防本部

災害時には地域住民による相互の助け合いと防災活動が重要な役割を果たすため、平常時から地域コミュニティによる連帯と自主的な防災活動を支援する。

# 第1款 自主防災組織の育成

災害時には、通信及び交通の途絶等が重なり、防災関係機関の活動が低下又は分散し応急 対策を地域の末端まで即応させることが困難になることが予想される。このような事態にお いて被害の軽減を図るためには、地域住民の自主的な防災活動が必要であり、この活動が効 果的に行われるための組織が不可欠である。

このため、地域の実情に応じ「災害対策基本法第5条」に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の育成を図り、災害発生時には防災関係機関と綿密な連携のもと その力が十分に発揮することができるように努める。

## 1 自主防災組織の構成

自主防災組織は、原則として市内の概ね小学校区ごとを単位として構成し、規約及び地域の特性に応じた防災活動に関する計画(地区防災計画)を定めて災害発生時において防災活動が効果的に実施することができる組織とする。組織においては女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を推進するとともに、同計画の策定においては、女性や多様な人々のニーズ等を反映させる。

市は地域防災力の向上に向けた体制作りのため、地区防災計画の作成を支援する。

#### 2 自主防災組織の概要

- (1) 地区防災計画の内容
  - ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - イ 防災知識の普及に関すること。
  - ウ 防災訓練の実施に関すること。
  - エ 情報の収集、伝達に関すること。
  - オ 出火防止、初期消火に関すること。
  - カ 救出救護に関すること。
  - キ 避難誘導、安否確認及び避難生活に関すること。

- ク 給食、給水に関すること。
- ケ 防災資機材等の備蓄、保守管理に関すること。
- (2) 編成

組織は班編成とし、情報収集連絡班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食給水班をおく。

- 3 自主防災組織の活動
  - (1) 平常時の活動
    - ア 防災知識の普及
      - (ア) 自主防災組織の役割分担、活動内容の周知
      - (イ) 風水害等への備え並びに応急手当方法の習得
      - (ウ) 地域内の危険物保管地域、延焼拡大危険地域、山崩れ、崖崩れ等の危険箇所の把握
      - (エ) 避難場所及びこれに通じる避難誘導経路の確認
      - (オ) 消火活動用水利の所在確認
    - イ 防災訓練の実施
    - ウ 家庭における火気使用設備、器具等の日常点検
    - エ 防災資機材の備蓄、保守管理
    - オ 地域情報の収集
  - (2) 災害時の活動
    - ア 情報の収集と情報の連絡
    - イ 出火防止と初期消火
    - ウ避難誘導、安否確認
    - エ 負傷者の救出と救護
    - オ 避難者の給食と給水
- 4 自主防災組織の育成強化対策
  - (1) 啓発資料の作成
  - (2) 各種講演会、学習会等の実施
  - (3) 情報の提供
  - (4) 各自主防災組織への個別指導、助言
  - (5) 各自主防災組織への訓練の実施
  - (6) 顕彰制度の活用
  - (7) 防災資機材の助成
  - (8) 女性、若者の参画促進

### 5 地区防災計画

以下の自主防災組織が定める各種マニュアル等を地区防災計画として定める。

- ・ 多田東コミュニティ自主防災会
- 清和台地区自主防災会
- · 久代自主防災会

# 第2款 事業所等防災組織の充実・強化

## 1 事業所等の防災組織の充実強化

事業所に対し、災害時に予想される同時多発火災やパニック等に対し、当該施設自らが防除できるような防災組織を育成強化、災害事業維持計画作成推進のため、アドバイス等を行う。なお、法令に基づく防火管理者に対する防火管理講習等を通じて防災対策の推進を図り、法令に基づく自衛消防隊員講習を充実し、防災対策を進める。

さらに、危険物及び高圧ガス等を取り扱う事業所は、流出、爆発及び火災等のため被害が拡大するおそれがあるので、これらの事業所は常日頃から防災体制の整備を図るとともに、事業所が相互に協力して、防災体制の確立を図っておく。

- (1) 事業所における平常時の対策
  - ア 自衛防災組織の育成
  - イ 防災訓練の実施
  - ウ 地域の防災訓練への参加
  - エ 防災マニュアルの作成
  - オ 防災対策の整備
  - カ 事業継続計画の作成
- (2) 災害時に事業所が果たす役割
  - ア 従業員、顧客の安全確保
  - イ 経済活動の維持
  - ウ 災害ボランティア活動への支援等地域への貢献
- (3) 事業所の自衛防災組織

# ア 対象施設

- (ア) 多数の者が利用する施設(中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、大規模小売店舗、旅館、病院等)
- (イ) 危険物等を取り扱う施設(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等を 取り扱う施設)
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (エ) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設等

- (4) 自衛防災計画の作成
  - ア 予防対策計画
    - (ア) 予防管理組織の編成
    - (イ) 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検、整理
    - (ウ) 消防用設備等の点検整備
  - イ 学習訓練計画
    - (7) 防災学習
    - (イ) 防災訓練
  - ウ 応急対策計画
    - (ア) 応急活動組織の編成
    - (イ) 情報の収集伝達
    - (ウ) 出火防止及び初期消火
    - (工) 避難誘導
    - (オ) 救出救護
  - エ 自衛防災組織の平常時の活動
    - (ア) 防災訓練
    - (イ) 施設及び設備等の訓練、整備
    - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施
  - オ 自衛防災組織の災害時の活動
    - (ア) 情報の収集伝達
    - (イ) 出火防止及び初期消火
    - (ウ) 避難誘導
    - (エ) 救出救護
- 2 事業所等の自衛防災組織の育成強化対策
  - (1) 自衛防災組織の育成指導
  - (2) 防災マニュアルの作成支援
  - (3) 地域の防災訓練等への参加促進

# 第4節 防災に関する学習等の充実

担当機関 市各部

# 第1款 防災知識の普及啓発

平素から各家庭や地域、職場で一人ひとりが「自らの生命、財産は自らが守り、みんなのまちはみんなで守る」という自覚のもとに学校や地域、職場における防災教育、非常時を想定した防災訓練の実施をはじめ、防災マニュアルや防災マップなどの活用による市民意識の高揚を図り、災害に対する予防措置等が積極的に取り組まれるよう防災知識の普及、啓発を行う。

1 住民に対する防災知識の普及

住民自らが防災意識の高揚に努めるとともに災害に対する備えを充実するため平素の心 得や災害発生時の心得等について機会あるごとに普及啓発を行う。

- (1) 普及啓発の主な方法
  - ア 広報誌、市のホームページ、防災パンフレット、防災マップや過去の浸水実績の表示等による啓発
  - イ 新聞、ラジオ、テレビ等への報道資料提供による啓発
  - ウ 講習会、研修会等による啓発
- (2) 普及啓発の主な内容
  - ア 災害に関する知識と過去の災害事例
  - イ 災害に対する平素の心得
    - (ア) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握
    - (イ) 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
    - (ウ) 家族相互の連絡体制の確保(「災害用伝言ダイヤル」の活用等)
    - (エ) 火災の予防
    - (オ) 応急救護等の習得
    - (カ) 避難の方法 (避難路、避難場所の確認)
    - (キ) 食料、飲料水、生活必需物資の備蓄(最低でも3日間、可能な限り1週間分程度)及び生活用水の確保
    - (ク) 非常持ち出し品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、 非常食等)
    - (ケ) 自主防災組織の活動への参加
    - (コ) 「マイ避難カード」及び「マイ・タイムライン」の普及

- (サ) 要配慮者への配慮
- (シ) 災害ボランティア活動への参加
- (ス) 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)及び他の共済への加入の必要性
- (t) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- ウ 高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的 確な行動についての周知徹底
- エ 災害発生時の心得
  - (ア) 災害発生時にとるべき行動(場所別)
  - (イ) 出火防止と初期消火
  - (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
  - (エ) 救助活動
  - (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の収集
  - (カ) 避難行動上の注意事項
  - (キ) 避難実施時に必要な措置
  - (1) 避難場所での行動
  - (ケ) 自主防災組織の活動
  - (コ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
  - (サ) 安否情報の確認のためのシステムの活用
- 2 児童、生徒等に対する防災知識の普及、啓発等

風水害等に対する学校における防災体制の確立と児童、生徒等自らが自分の命を守る行動や能力を身につけることができるよう防災知識の普及、啓発等に努める。

- (1) 平常時の安全対策及び災害発生時の対応
  - ア 在校時における対策
  - イ 登下校時における対策
  - ウ 避難訓練
- (2) 災害ボランティア活動への理解

ボランティアの意義や役割について理解を深めるとともに実践的活動などを通じてボランティア能力の形成に努める。

(3) カウンセリング機能の強化

災害発生後における児童、生徒等のこころの不安を解消するため学校やこども若者相談センター等におけるカウンセリング機能の強化を図る。

# 3 防災訓練

地域防災計画の習熟と検証、防災関係機関との連携、住民の防災に関する意識の高揚を

図るため防災訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

防災の日(9月1日)や防災とボランティアの日(1月17日)、防災とボランティア週間(1月15日~1月21日)などの機会をはじめ、訓練の内容により実施時期及び場所を設定する。

(2) 訓練の内容等

風水害や航空機災害などを想定し、消火、避難、救急救護、救出、情報伝達等について防災関係機関、住民、事業所などの協力を得て実施する。

# 第5節 要配慮者対策の強化

担当機関 市各部

災害時の要配慮者のハンデキャップの内容は、障がいの内容、程度等によって一人ひとり 異なることを認識し対応にあたる。また、要配慮者に対する対応は、計画の全ての事項で配 慮がなされなければならないことを認識する必要がある。

# 第1款 要配慮者への配慮

災害時に迅速、的確に対応するため、県、近隣市町、地域や関係団体と連携し、プライバシーに配慮しながら、きめ細やかな体制の整備を図る。

## 1 情報伝達体制の整備

- (1) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールやエリアメールなど、 複数の手段を有機的に組み合わせ、また、身体の状況などにより通知・伝達方法を考慮する。 また、障がい者に対して、緊急の通報を迅速かつ確実に行うため、多様な手段による緊急の 通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。
- (2) 障がい者への情報伝達方法の確立

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及び災害ボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。

(3) 緊急通報システムの整備

緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

### 2 外国人への支援

日本語がよく理解できない在日外国人や地理不案内な訪日外国人が安心して行動できるよう平素から国、県、広域等関係機関と連携し、防災対策の啓発に努める。

#### (1) 平常時の対応

- ア 多言語によるパンフレット、地図等の発行による啓発。
- イ 避難予定場所及び災害情報等の問い合わせ先の周知、明確化を図る。
- ウ 関係機関の協力を得て在住外国人に対し日本語習得の機会提供に努める。
- エ 関係機関の協力のもと、ボランティア通訳の登録化を図る。
- (2) 災害時の対応

関係機関、団体等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に努める。

#### 3 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

要配慮者のうち、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時 入所措置等の取り扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

(2) 社会福祉施設の対応強化

社会福祉施設を利用する要配慮者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

本市は、県と協力して、介護保険法関係法令等に基づき、要配慮者利用施設における 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点 検し、計画が未策定、計画の策定項目が不十分な場合や訓練を定期的に実施できていな い場合には、指導・助言を行う。また、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に位置する要 配慮者利用施設で、本計画に位置付けた施設については、避難確保計画を作成し、避難 訓練を実施する。その際、非常災害対策計画との整合性に留意する。

### (3) 社会福祉施設等の整備

- ア 社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するものについて、計画的に整備を 図る。
- イ 要配慮者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備 に努める。
  - (ア) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
  - (4) 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避 難所への誘導を表示する設備の整備

# 4 要配慮者に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化、障がい者向けトイレ、福祉避難室の確保などに努める。また、社会福祉施設等を運営している民間団体との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

#### 5 災害時に特に配慮すべき事項

災害時に次の事項等について要配慮者に十分配慮する。

- (1) 各種広報媒体を活用した情報提供
- (2) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等対象者に応じたきめ細やかな対応
- (3) 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- (4) おむつやポータブルトイレ等生活必需品の配慮
- (5) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- (6) 医療施設、社会福祉施設等の入所者の状況に応じた食事等の配慮
- (7) 手話通訳者や災害ボランティア等の協力による生活支援
- (8) 巡回健康相談や栄養相談等の重点的実施
- (9) 応急仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- (10) 応急仮設住宅への優先的入居
- (11) 応急仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- (12) ケースワーカーの配置や継続的なこころのケア対策
- (13) インフルエンザ等感染症の防止
- (14) 福祉相談窓口の設置
- (15) 手話等による情報提供の配慮

# 第2款 避難行動要支援者への対応

担当機関 市福祉部、市健康医療部

避難行動要支援者の対応については、平常時から当該要支援者の名簿を作成し情報を 把握する。名簿の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、デジタ ル技術を活用するよう積極的に検討する。

地域の避難支援等関係者に個人情報提供の同意を得られた避難行動要支援者については、事前に地域へ登録者名簿の情報提供を行う。

災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、当該登録者は地域の避難支援等関係者が、

未登録者は市職員が安否確認や避難情報伝達、避難誘導などの避難行動支援を実施する。なお、未登録者について市職員で対応が困難な場合、地域の避難支援等関係者の協力を得て、 避難行動支援を実施することとする。

実行にあたっては、別に定める「避難行動要支援者対応マニュアル」に基づき、各種団体 等の協力を得て迅速な実行に向けて対応を行う。

- 1 避難行動要支援者名簿の作成
  - (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
    - ア 自力避難が困難なひとり暮らし高齢者(65歳以上)
    - イ 自力避難が困難な介護保険要介護認定4及び5の在宅高齢者
    - ウ 自力避難が困難な障がい者
      - (ア) 身体障がい者のうち、肢体不自由者(1・2級で下肢、体幹・移動機能に障がいのある者)、視覚障がい者(1・2級)、聴覚障がい者(2級)、内部障がい者(1級)
      - (イ) 知的障がい者(A判定)
      - (ウ) 精神障がい者(1級)
    - エ 上記以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者の中で、避難支援等関係者が支援の必要を認めた者など
  - (2) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成に必要な個人情報は下記のとおりとし、(1) で規定した避難行動要支援者の 範囲の内、ア、イ及びウの情報は市の担当所管課から入手し、エの情報は本人からの申 請で、住所区域を管轄する地域の情報管理団体が支援の必要を認めた内容とする。

- ア 名簿作成に必要な個人情報
  - (ア) 避難行動要支援者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号
  - (イ) 避難行動要支援者の障がいの程度又は支援が必要となる内容
- (3) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、民生委員・児童委員、自治会、地域コミュニティ、自主防災組織、地区福祉委員会などで、市内14地区の地域コミュニティ区域ごとに体制を構成し、当該名簿の管理や、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を行う。

(4) 名簿の更新に関する事項

年1回、各情報を所有している担当所管課からのデータや、住民基本台帳データで更新作業を行った名簿を作成し、地域の避難支援等関係者と、情報更新前の名簿と交換する。なお、庁舎の被災等いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を管理する避難支援等関係者と市の間で、目的外利用や提供の制限、秘密の保持、複写の制限などを規定した協定書を締結する。

#### 2 災害発生時等における避難行動要支援者名簿の活用と安否確認等の実行

(1) 地域の避難支援等関係者による安否確認、避難支援

当該名簿のうち、地域の避難支援等関係者が安否確認することに同意されている避難行動要支援者宅を地域の避難支援等関係者が電話や訪問などにより、安否確認を行う。また、災害の発生規模により、安否確認、避難情報の伝達とともに、避難誘導が生じることもあることから、名簿を活用し当該名簿登録者の把握と個別支援体制を、平常時より構築しておく。

# (2) 市職員による安否確認、避難支援

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者へ情報提供を同意していない者及び 避難支援等関係者が安否確認できなかった者は市職員が安否確認を実施することと なるため、当該名簿を活用し安否確認体制を構築することとする。

また、緊急時には避難支援等関係者へ情報提供を同意していない者の情報を避難 支援等関係者及びその他関係団体へ提供できることから、平常時より福祉活動団体 など諸団体と連携を図り、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の 協力が得られるよう、応援体制や実行体制を構築することとする。

#### (3) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者が安心して避難所に避難できるよう、支援等関係者や福祉の専門職、自主防災組織などの協力を得て、個別避難計画の作成を進める。個別避難計画の作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化、効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

#### 3 避難支援等関係者の安全確保

安否確認や避難誘導に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求めるものであり、 避難支援等関係者の安全確保を優先する。

# 第6節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

担当機関 市福祉部

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期にわたるなど災害ボランティアの参画が必要な場合を考慮し、円滑な災害応急活動の推進のために平常時から住民が自発的に災害ボランティア活動に参加できる環境や災害ボランティア団体の主体性を尊重した運営の支援体制等を整備する。

# 第1款 ボランティアの育成等

# 1 ボランティアの育成

市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動についての各種講座等による住民への 意識啓発や援助技術の研修などを行い、ボランティア及びボランティアコーディネーター の育成に努める。

# 2 災害ボランティアの登録

平常時から医師や看護師、建築士など専門知識、技術、資格を活用する専門職ボランティアや一般ボランティアの登録など受入体制の整備を図る。

#### 3 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の一層の振興を図るため、市社会福祉協議会が作成した災害ボランティアのための災害ボランティアセンターマニュアルの改訂やボランティアセンター設置訓練、ボランティア保険の加入促進、災害ボランティアのネットワークづくりに努める。

## 4 ボランティア団体間の連携体制の整備

平常時から登録ボランティア団体等が地域や拠点において相互に交流、協力を深め、また、それぞれの主体性を尊重した活動ができるよう整備する。

## 第2款 ボランティア組織及び拠点の整備

ボランティアの活動はあくまでも自主性に委ねられるものであるが、災害時のボランティア活動が迅速に機能するために、平素から活動組織、体制、拠点を整備することが重要である。このため、市からの物的、経済的援助を強化するとともに市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの活性化に努める。

# 第7節 民間団体との協力体制の整備

担当機関 市各部

平常時から市社会福祉協議会、川西地区赤十字奉仕団体等関係団体、建築士等の専門性を もつ団体及び技術力、機動力等を確保している事業所、団体等との協力体制の整備に努める。

# 第8節 市議会との協力体制の整備

担当機関 市総務部

本市の防災行政や公的機関が実施する各種防災対策の監視役として、地域住民や自主防災 組織などの地域団体との調整役や、各関係機関・団体を繋ぐ中心的な存在として、平時から 市議会との協力体制の強化を図る。

災害時には、議会基本条例第25条の趣旨に基づき、各種災害情報の提供等を行う。

# 【川西市議会基本条例第25条 要旨】

- 1 議会は、市長等が災害等の対応に専念し、応急活動等を円滑かつ迅速に実施できるよう必要な協力又は支援を行う。
- 2 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所の運営等に 対する支援を行うなど、地域の一員として共助の活動が円滑に行われるよう努める。

# ■第3章 備蓄体制等の整備■

# 第1節 非常用物資の備蓄

担当機関 市各部

災害発生直後に必要となる生活必需物資、食料等の備蓄について啓発するとともに公共施 設等における備蓄及び調達体制の整備に努める。

### 第1款 基本方針

- 1 災害発生からおよそ3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難に なる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- 2 住民が各家庭や職場で、平常時から3日分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- 3 住民の備蓄を補完するため、地域等の単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- 4 市及びその他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分程度の備蓄に 努める。

### 第2款 食料

### 1 供給対象者

食料の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、被害を受けたため縁故先への一時避難者などに災害救助法が適用された時は同法に基づき、同法が適用されないときは同法に準じて行う。また、救助・救護活動等に従事するものに供給する。

### 2 備蓄の主な品目

当面はアルファ化米、パン、おかゆ、水など長期保存可能な食料を主に備蓄し、逐次品目を拡大させる。

### 3 備蓄目標

備蓄食料の数量は、地域コミュニティ域又は小・中学校区レベルで被災者の1日分相当量を現物で備蓄し、さらに市域レベルで1日分相当量を現物又は流通在庫で備蓄するよう努める。また、乳幼児、高齢者、医療施設・社会福祉施設の入所者等にも配慮する。

備蓄目標については「地震災害対策計画編 第2編災害予防計画 第3章備蓄体制等の 整備 第1節非常用物資の備蓄、第2款食料」のとおり。

# 4 備蓄食料の保管・管理

備蓄食料は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに、適宜点検を行い補完 更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

なお、備蓄食料の状況については「資料編 資料-16」のとおり。

#### 5 備蓄食料の輸送・配分方法

備蓄食料の輸送及び配分にあたっては、必要な避難所等に適切に輸送・配分できるよう、マニュアルの作成、修正に努めることとする。

# 第3款 飲料水

#### 1 応急給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

### 2 供給目標

災害発生直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日30を給水することを目安 に、給水体制を整備することとする。

## 給水目標水準

期間	必要量1人1日相当分
災害発生から3日間	3 ℓ
4日目から10日目まで	200
11日目から20日目まで	1 0 0 0
21日目から28日目まで	2 5 0 ℓ

## 3 供給体制の整備

- (1) 飲料水の運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備することとする。
- (2) 上下水道局と県は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速か

つ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく ブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることと する。

- (3) 上下水道局と水道用水供給事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等データの共有化に努めることとする。
- (4) 備蓄水を応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに適宜点検を行い、補完 更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

# 第4款 生活必需物資

# 1 供給対象者

物資の供給対象者は住家の全・半壊(焼)、流失等により、被服、寝具、日用品等の生活上必要な最低限度の家財を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難となった被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに災害救助法が適用された時は同法に基づき、同法が適用されない時は同法に準じて行う。

### 2 備蓄の主な品目

区	5	चे	特 に 必 要 な 品 目 例
寝		具	毛布、布団、タオルケットなど
外衣	• 別	上着	洋服、作業衣、子供服、シャツ、パンツなど
身の	回り	品	タオル、クツ下、傘など
炊事道	道具・	食器	鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸、哺乳瓶など
日	用	品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、 歯ブラシ、紙おむつ(大人用、幼児用)、ちり紙 など
光 熱	材料	- 等	懐中電灯、乾電池、マッチ、プロパンガスなど

# 3 備蓄目標

備蓄物資の数量は災害発生後、被災者の当分の生活に必要な相当量を目標とする。 また、物品によっては要配慮者などの対象者や使途を考慮して数量を見積もる。

### 4 備蓄物資の保管・管理

生活必需物資は応急対策の拠点となる施設等に直接備蓄するとともに適宜点検を行い補充、更新を行う。また、事業者と災害応援協定を締結し、流通在庫備蓄に努める。

なお、備蓄物資の状況については「資料編 資料-17」のとおり。

### 5 備蓄物資の輸送・配分方法

備蓄物資の輸送及び配分にあたっては、必要な避難所等に適切に輸送・配分できるよう、マニュアルの作成、修正に努めることとする。

## 第5款 市民等への啓発

### 1 市民

市広報誌や市ホームページ、出前講座、自主防災組織の活動等を通じ、災害用の食料品や飲料水等を特別に購入しなくとも、普段から購入している食料品、ペットボトル飲料水や生活必需品等を上手に活用し、各家庭で3日分以上の備蓄を推進する。また、水道水の備蓄、風呂の溜水、雨水の貯留等により、各家庭にて生活用水の確保を推進する。

#### 2 地域

自主防災組織等が主催する防災訓練や関連行事において、公的備蓄物資の紹介や炊き出 し方法、生活用水の確保等の説明を行い、災害時において地域が自主的に活動できるよ う、防災意識の高揚及び情報の共有化を行う。

#### 3 事業所等

災害時における従業員との連絡方法を定め、3日以上の食料品や飲料水等の備蓄及び生活用水の確保を推進する。また、近隣住民と連携することも防災力の向上に欠かせないことから、日頃から自主防災組織が主催する防災訓練等に参加するなど、相互に連携できる体制の構築を推進する。

# 第2節 防災資機材の整備

担当機関 市各部

災害応急対応を行うにあたり必要となる防災資機材及び防災資機材を保管する施設を計画 的に整備するとともに、災害発生時に防災資機材を使用できるよう必要な点検を行う。

なお、主な資機材の備蓄状況については次の資料編のとおり。

「資料編 消防・救助用資機材 資料-22」

「資料編 備蓄水防器具及び資材 資料-23」

「資料編 感染症対策資器材 資料-26」

# ■第4章 風水害等に関する調査研究の推進■

担当機関 市各部

風水害等の災害の防止と被害の軽減を図るため、国、県及び関係機関に対し、気象観測体制の充実、強化を働きかけるとともに過去の災害記録及びその他各種災害に関する資料等の収集など防災行政が効果的、有効的に推進できるよう防災に関する調査、研究体制等の整備を図る。

# 第3編 災害応急対策計画

# ■第1章 防災組織計画■

# 第1節 応急活動計画

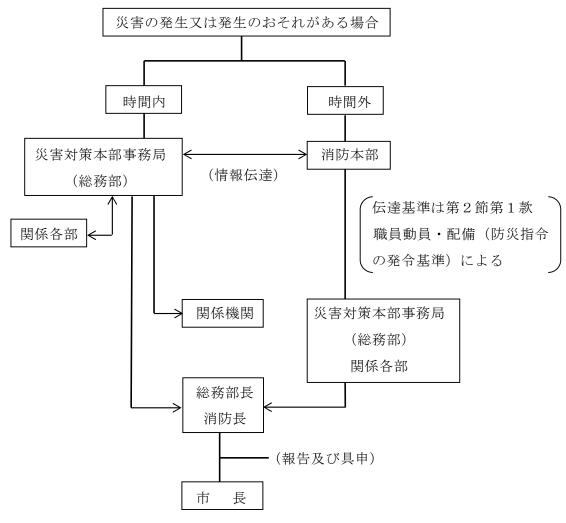
担当機関 市総務部、市消防本部

# 第1款 初動対応

担当機関 市総務部、市消防本部

突発的に発生した災害等に対応するため災害対策本部の体制が整うまでの間は次により活動等を行う。

## 「初動時の対応体系]



### 1 初動対応

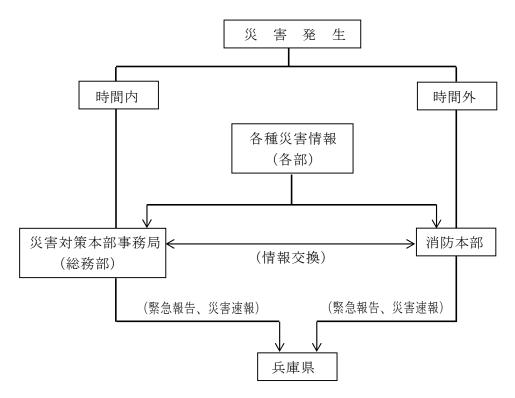
災害対策本部事務局(総務部)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は速や かに総務部長、消防長及び関係各部に伝達するとともに市長に対し災害対策本部の設置及 び動員体制に基づく職員の参集等を具申し、必要な措置を行う。

なお、災害対策本部が設置される前に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の 関係各部が行う活動等については、逐次災害対策本部事務局に報告するものとする。

# 2 初動時の情報収集伝達

- (1) 休日、夜間等時間外の災害情報の収集、伝達については消防本部が収集するとともに 速やかに災害対策本部事務局及び関係各部へ伝達する。情報を受けた災害対策本部事務 局及び関係各部の職員は直ちに参集し、気象及び災害情報等の収集、伝達にあたる。
- (2) 災害対策本部事務局は消防及び警察等との情報交換を行い、状況を把握するとともに 市長に報告する。
- (3) 兵庫県への緊急報告については、災害の覚知後30分以内に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)により伝達する。

[フェニックス防災システムによる報告体系]



- ※ 緊急報告、災害速報について、休日、夜間を問わず災害対策本部事務局において対 応するが、災害対策本部事務局の体制が整うまでの間は暫定的に消防本部が対応する。
- ※ 災害速報の様式については「様式編 様式-27」のとおり。

(4) フェニックス防災システムによる入力が困難な場合の報告先

区分	報告先	F A X	電 話
勤務時間内	兵庫県阪神北県民局	0797-86-4379	0797-83-3124
勤務時間外	兵庫県災害対策課	078-362-9911	$078 - 362 - \frac{9898}{9988}$

# (5) 報告の対象

- ア 人的被害が発生若しくは発生するおそれのあるもの
- イ 人家等への物的被害が発生若しくは発生するおそれのあるもの
- ウ 道路通行止め等、県民生活に影響を及ぼすおそれのあるもの
- エ 災害につながる兆候がみられるなど特に警戒を要するもの

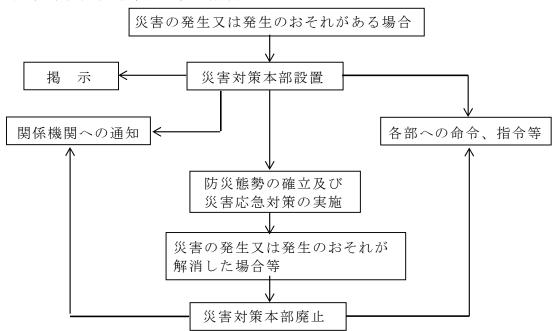
# 第2款 災害対策本部

担当機関 市企画財政部、市総務部

# 1 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 市長は風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため災害対策基本法に基づき川西市災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部長(市長)は、災害応急対策が概ね完了したと認められるとき又は災害が発生するおそれが解消したと認められるときは災害対策本部を廃止する。

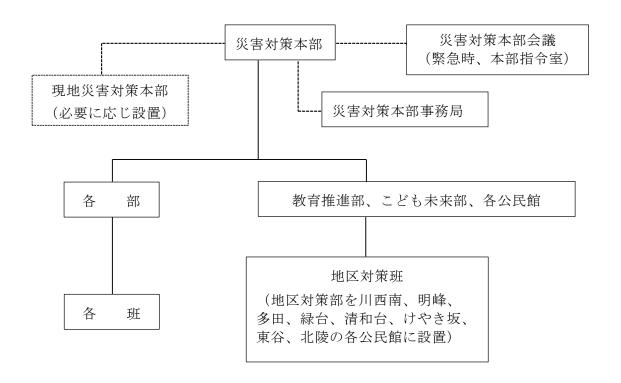
#### 〔災害対策本部の設置及び廃止体系〕



### 2 災害対策本部の組織体系

風水害等の災害における組織体系は下記のとおりとするが、局地的災害等にあっては地区対策部は設置しない場合がある。

# [風水害等に対する組織体系]



#### 3 災害対策本部の設置基準

- (1) 風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況を勘案し、災害応急対策を実施するため、又は災害応急対策に備えるため、設置の必要があると認められるとき。
- (2) その他、不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、設置する必要があると認められるとき。

#### 4 災害対策本部等の設置場所

(1) 災害対策本部は川西市役所内に設置する。

なお、市庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、その都度最寄りの公共 施設等に設置する。

(2) 地区対策部は、次の場所に設置する。

なお、地区対策部の施設が被災し、地区対策部が設置できないときはその都度最寄り の公共施設等に設置する。

部名	地区対策部名	設 置 場 所		
教育	東谷地区対策部	東谷公民館		
推進部	北陵地区対策部	北陵公民館		
•	多田地区対策部	多田公民館		
こども	緑台地区対策部	緑台公民館		
未来部	清和台地区対策部	清和台公民館		
· 各	けやき坂地区対策部	けやき坂公民館		
公 民 館	明峰地区対策部	明峰公民館		
	川西南地区対策部	川西南公民館		

# 5 災害対策本部の廃止基準

- (1) 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき。
- (2) 災害応急対策に備えるために設置した場合で災害の発生のおそれが解消したと認められるとき。
- (3) その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認められるとき。
- 6 災害対策本部の設置及び廃止の通知等
  - (1) 通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに兵庫県(阪神北県民局)、川西警察 署及び各防災関係機関へ通知する。

(2) 災害対策本部設置時の掲示等

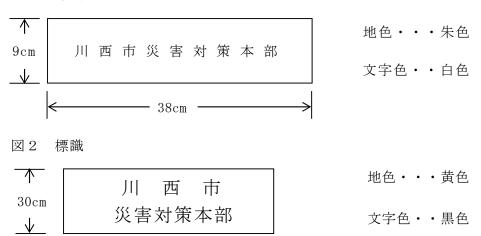
ア 災害対策本部が設置された場所に当該災害対策本部の名称を記載した看板等を掲出する。

# 【看板等の例】



イ 応急対策にかかる業務に従事する者は原則として図1の腕章を着用する。 また、活動に使用する自動車には、図2の標識をつける。

# 図1 腕章



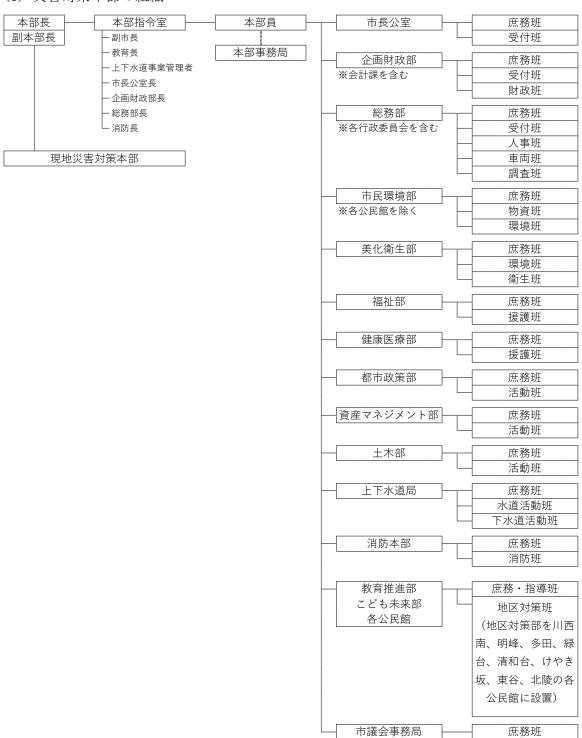
 $50 \, \mathrm{cm}$ 

## 7 災害対策本部の組織及び運営

川西市災害対策本部の組織及び運営については、川西市災害対策本部条例並びに川西市 災害対策本部設置要綱の定めるところによる。

なお、災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき他に設置されている水 防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

### (1) 災害対策本部の組織



#### (2) 災害対策本部の運営等

# ア 災害対策本部会議等

災害対策本部会議は防災活動の最高意思決定機関であり、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が主宰する。なお、緊急時において災害対策本部会議を開催することができない場合は、本部司令室(川西市災害対策本部設置要綱第5条に掲げる本部司令室)会議において意思決定を行う。

#### イ 職務、職権等

- (ア) 本部長に事故があるときは副本部長が、副本部長に事故があるときは総務部長が 職務を代理する。
- (4) 各部長(地区対策部を含む)及び班長の代行はあらかじめ指名する者をもって充てる。
- (ウ) 本部長は現地災害対策本部を設置する場合、その都度現地災害対策長を指名する とともに必要な指示を行う。

### ウ業務、機能等

(ア) 災害対策本部は、災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。

特に初動時においては、動員の実施、情報の収集、伝達、防災関係機関との連携のほか、人命の救助、被害の拡大防止等を重点的に行う。

(4) 災害対策本部は、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や時間の経過とともに 変化する状況に即した態勢の整備など機動的な対応を図る。

#### (3) 応援体制

被害の生じていない地区対策部又は被害が軽微な地区対策部は災害対策本部の指示に 基づき災害対策本部又は被害の大きい地区対策部に対する応援活動にあたる。

(4) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長の指示に基づき災害対策本部とは別に災害現地に災害対策本部の事務 の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することがある。

現地災害対策本部は災害対策本部と連携し、業務を遂行する。

#### ア 設置者 市長

イ 設置場所 市域内での災害現地

ウ 設置基準 局地的かつ激甚な災害が発生するなど災害の状況等により特に災害現 地において災害応急対策を実施する必要があると認められるとき

エ 廃止基準 現地における災害応急対策が概ね完了したと認められるとき

オ 組織運営 川西市災害対策本部条例の定めるところによる

カ そ の 他 現地災害対策本部の組織については災害の規模、態様等により弾力的 な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営にあたっては状 況に応じた特別班の設置や時間の経過とともに変化する対策に即応し た体制の整備など機動的な対応を図る。

# 第2節 初動活動計画

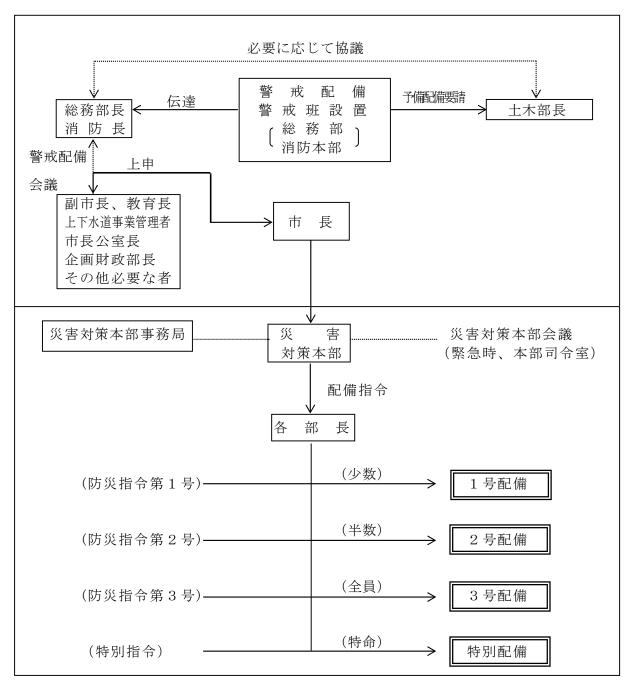
担当機関 市各部

# 第1款 職員動員・配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その規模、程度、時期等に応じ次のとおり防災指令を発令するとともに動員、配備を行う。

なお、水防活動時は土木部、消防本部の連携により警戒配備、警戒班の設置を行う。

### [配備計画体系]



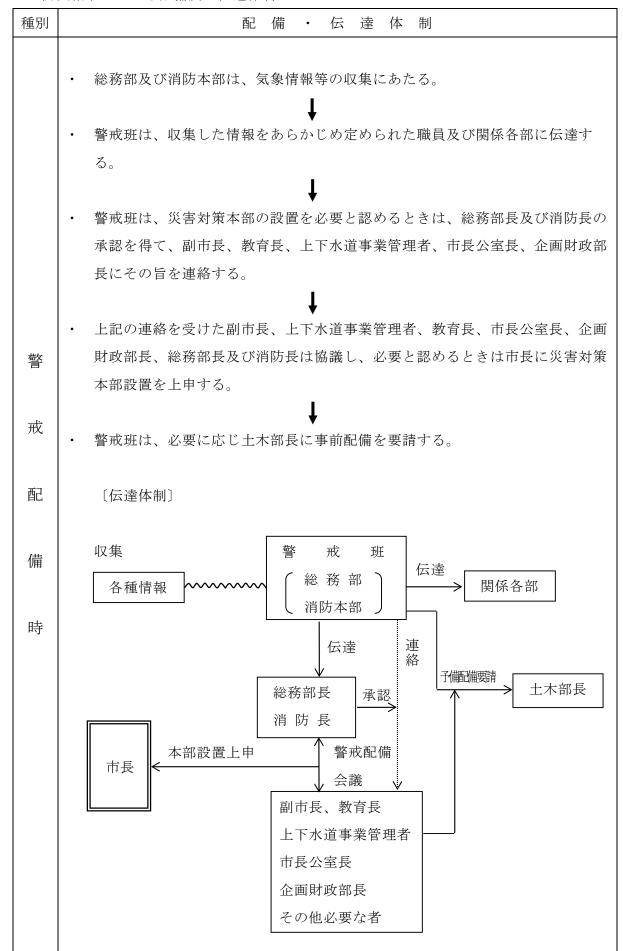
# 1 配備の種類及び防災指令の発令基準

		発 令 基 準	配備	地区対策部
警戒	:配備準備	1 本市に暴風警報が発表されたとき、又は台風情報など今後の各種気象情報によっては防災体制をとる必要があると予想されるとき。 2 水防団待機水位(多田院水位観測所 4.2m)に達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。	総務部及び消防本部に 警戒班を置き、主に情報の収集、伝達にあたる体制。	
恭文言	戒 配 備	1 本市に大雨又は洪水警報が発表 されたとき、又は台風情報など 今後の各種気象情報によっては 防災体制をとる必要があると予 想されるとき。 2 氾濫注意水位(多田院水位観測 所 5.2m)に達し、なお水位の 上昇が見込まれるとき。	特定の部等においてあらかじめ定められた少数の人員で主に情報の収集、伝達にあたる体制。	
災	防災指令 第 1 号 (1号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴 風警報のいずれかが発表され、 小規模の被害が生ずるおそれが あるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。 3 避難判断水位(多田院水位観測 所 6.1m)に達し、なお水位の 上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、 あらかじめ定められた 少数の人員を配備し災 害応急対策にあたる体 制。	第1号指令で 地区対策部を
害対策本部	防災指令 第 2 号 (2号配備)	1 本市に大雨警報、洪水警報、暴風警報のいずれかが発表され、かつ相当の災害が発生するおそれがあるとき。 2 相当の災害が発生したとき、または小規模な災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき。 3 氾濫危険水位(多田院水位観測所 7.2m)に達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれるとき。	各部所属人員のうち、 約半数の人員を配備し 災害応急対策にあたる 体制。	設た状害所又大なお対しで置だ況の的はのいい策なきすしに範な被お場て部いるる災よ囲場害そ合はをこ。。害りが合のれ等地設との被局、拡がに区置が
П	防災指令 第 3 号 (3号配備)	1 市域内において大規模な災害発生のおそれがあるとき。 2 大規模災害が発生したとき。 3 相当な災害が発生し、かつ被害の拡大のおそれがあるとき。	各部所属人員全員を配 備し災害応急対策にあ たる体制。	
	別指令	災害により特別な応急対応等の必 要が生じたとき。	部によって人員が異なる配備体制又は特別班 の編成などその都度指 令する体制。	

# 〔突発的大規模災害時〕

航空機災害、大量輸送機関災害などの突発的な災害の発生時における配備体制は、その 発生した災害の情報、内容、規模、程度等に応じ、その都度指令する体制とする。

# 2 防災指令にかかる配備及び伝達体制



災害対策本部設置時

- ・ 配備指令は災害対策本部長(市長)が決定し、伝達する。 ただし、本部長の命令がない場合でも、状況に応じて各部長の判断により、 その配備を決定することができる。この場合は直ちに本部長に報告する。
- ・ 防災指令の伝達は、勤務時間内、外、休日等の状況に応じて庁内放送、電話、 SNS、ファクシミリなど最も早く確実に伝達し得る方法によって行う。
- ・ 職員は配備の命令を受けたとき、又は災害情報等を入手したときは次のとおり 対応する。

## [時間内]

・ 特別の指示がない限りあらかじめ 定められた部署での配置につく。

## [時間外]

- ・ 配備命令を受けなくても気象情報等を入手したときは、所属長と連絡をとり指示を受ける。ただし、指示を受けることができない状況にあるときは、自己の判断により自主的に参集する。
- ・ 特別の指示がない限りあらかじめ定 められた部署又は場所に参集する。

### 参集時の行動指針

- 1 参集途上においては、周辺地域の被害状況等を目視により把握する。
- 2 把握した被害状況等は、定められた様式により参集する各部署に報告する。
- 3 職員自身の被災や病気又は家族の被 災等により参集できないときは、速 やかにその旨を所属長に連絡する。
- 4 交通機関の途絶等にかかわらず最も 短時間かつ安全な方法により参集す る。ただし、あらゆる手段によって も参集できないときはその旨を所属 長に連絡し、指示を受ける。
- 5 居住地の周辺で災害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、 これに協力しその旨を所属長に報告 する。

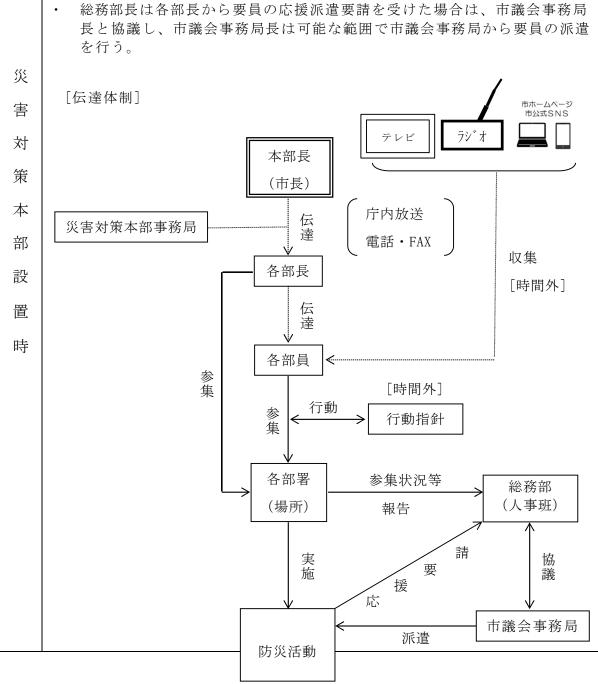
各部は、防災指令発令後、概ね1時間以内に職員の配備、参集状況を、川 西市災害情報システム(以下、「情報システム」という。)に入力する。 情報システムに入力できない場合は、「様式編 様式-1」により総務部 へ報告する。

以後、引き続き職員の参集状況に応じて随時入力又は報告する。

各部長は、災害の状況により、災害対策本部の指令がなくてもそれぞれの 判断により応急対策活動を実施する。 この場合、速やかに活動の概要を情報システムに入力又は総務部へ報告す

各部長は、防災活動を行ううえで所属人員で対応できない場合は、総務部 長に要員の応援派遣を要請することができる。

総務部長は各部長から要員の応援派遣要請を受けた場合は、市議会事務局 を行う。



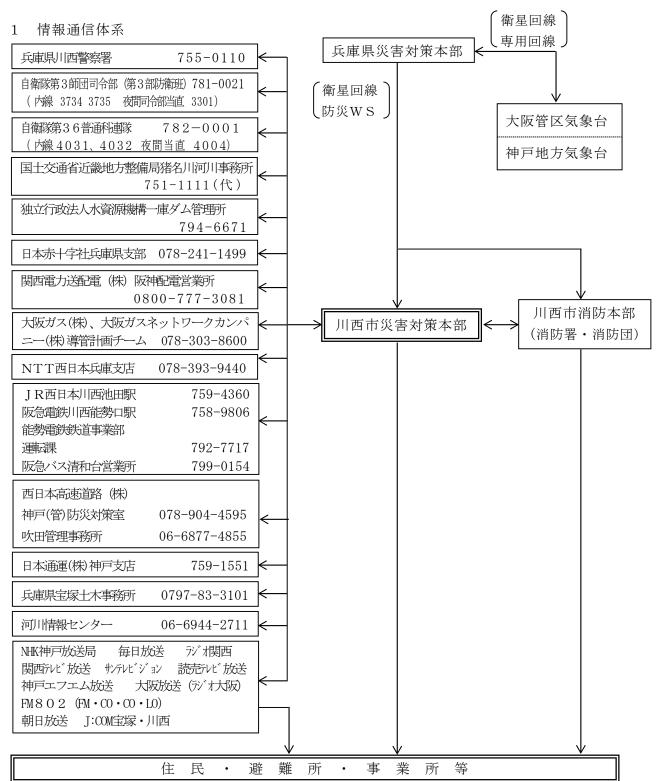
- 3 配備計画の作成及び周知等
  - (1) 各部長(行政組織による)は、所属職員の配備計画及び連絡体系を、指定様式により、毎年4月30日(年度途中において職員の異動等があった場合は、その都度)までに作成し、総務部長(災害対策本部組織による)に報告する。
  - (2) 各部長(行政組織及び災害対策本部組織による)は、配備計画、連絡体系及び任務分担等(活動マニュアルを含む)を所属職員に周知徹底する。
  - (3) 職員は、配備体制及び自己の任務等をあらかじめ習熟しておく。

# ■第2章 情報収集・伝達計画■

各種気象注意報、警報及び災害情報等の収集・伝達及び防災指令、応急対策に必要な指令、命令等の伝達、各部からの報告、他の防災機関との連絡調整を迅速かつ確実に実施するための情報通信・伝達に関する計画である。

# 第1節 災害情報通信計画

担当機関 市各部



2 各部との情報通信手段

災害対策本部の各部は、災害時の迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

- (1) 災害対策本部の各部に情報連絡に関する直接の担当者として通信連絡責任者をあらかじめ定めておく。
- (2) 企画財政部、総務部から各部の長及び通信連絡責任者への伝達は、勤務時間内は庁内 放送又は電話を原則とし、勤務時間外は電話又は伝令をもって行う。

ただし、災害時の出先組織との連絡は災害時優先電話、ファクシミリ、消防無線、トランシーバーなどをそれぞれの管理者の協力を得て活用する。

- (3) 各部と企画財政部、総務部との情報連絡は通信連絡責任者が行う。
- 3 外部機関等との情報通信手段

災害時における災害通信連絡については、一般加入電話によるほか、次の有線、無線通信施設により速やかに行う。

(1) 兵庫県、県内他市町との情報通信

ア 兵庫県との情報通信

[兵庫衛星通信ネットワーク (サットプラン)]

設置場所	回線数	種 類		かけ	方	
本 庁 2	常用電話	7 2 — (0発信の代わりに)	8 7 — (衛星発信番号)	1 5 1 — (県の地球局番号)	3 1 4 0 (災対未設置) 5 8 7 0 (災対設置時) (交換番号)	
		F A X (総務部長室横)	7 2 — (O発信の代わりに)	8 7 — (衛星発信番号)	1 5 1 — (県の地球局番号)	6 3 8 O (県災害対策課)
消防本部	1	専用電話	8 7 — (衛星発信番号)	1 5 1 — (県の地球局番号)	3 1 4 0 (災対未設置) 5 8 7 0 (災対設置時) (交換番号)	
		FAX	8 7 — (衛星発信番号)	1 5 1 — (県の地球局番号)	6 3 8 0 (県災害対策課)	

# イ 県内他市町との情報通信

被災、輻輳等により公衆回線網、専用線が使用できない場合には、兵庫県衛星通信 ネットワークによって通信を確保する。

ウ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム

情報交換の円滑化及び救急救護活動等を支援する防災システムとして活用する。

このシステムは平常業務にも利用できるもので、県が市町・消防本部、関係公共機関を結び迅速、的確な応急対応を図るシステムになっている。

(7) 本市設置場所

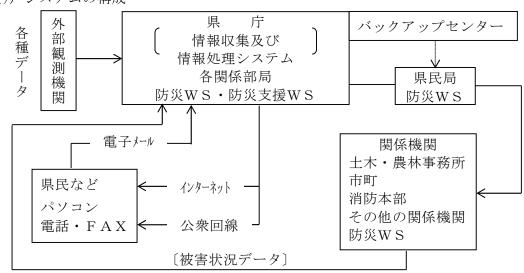
WS (ワークステーション) 本庁舎4階、消防本部 計測震度計 本庁舎地下2階

# (イ) 主な機能

システムの名称	内容
情報収集システム	・気象庁のシステム(アデス※・防災情報提供システム等)に接続し、気象・地震情報を入手・気象情報配信事業者から気象情報を入手・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍栗市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手・ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)により消防防災ヘリのカメラ映像を入手・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手
危機管理システム (フェニックス防 災システム)	・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理
災害情報システム	・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有
地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ(被害詳細、画像等)を検索・表示
映像・文字情報シ ステム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN 回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置
バックアップ センター 災害対応支援 システム	<ul><li>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する</li><li>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する</li></ul>

※アデス…気象庁のADSS (気象資料伝送網) 回線を用いたコンピュータ通信による伝達

# (ウ) システムの構成



# (2) その他外部機関との情報通信手段

ア 防災関係機関との情報連絡にあたっては、機関ごとに連絡員の設置及び災害対策本 部への派遣を要請し、連絡員を窓口として行う。

イ 防災関係機関との対応は、企画財政部、総務部が行う。

# (3) 災害時優先電話

被災、輻輳等により通信困難時には優先電話の利用など、通信体制を確保する。

本庁舎内では、交換機を介する庁内電話が23回線、携帯電話26台がそれぞれ優先電話に設定されている。その他市公共施設についても必要度に応じて災害時優先電話の登録を行い、通信手段の確保を図っている。

### (4) 非常通信

有線電気通信が利用できない場合、又は利用することが著しく困難であるときは、非 常無線通信を実施することができる。非常無線通信としての通報内容は、非常事態に関 係した概ね次のような内容のものであればよい。

- ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの。
- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの。
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの。
- オ そのほか気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することな ど、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの。

### 【非常通信連絡経路】

区間	市役所 からの 距 離	(発着信局) 非常	通信経路	(発着信局)	県 庁 までの 距 離	区分
川西市 ▲	0.8 km	市消防本部 ———		県 庁	- km	兵庫衛星通信
↓	1.2	川西警察署 ———		警察本部	0.1	警察通信設備
神戸市	1.2	J R 川西池田駅 ──		JR元町駅	0.4	JR通信設備

※ 県庁(危機管理部災害対策課)と市役所との間は兵庫衛星通信ネットワークシステム (地域衛星通信ネットワーク)により非常時の通信経路を確保している。

なお、それぞれの窓口は次のとおり。

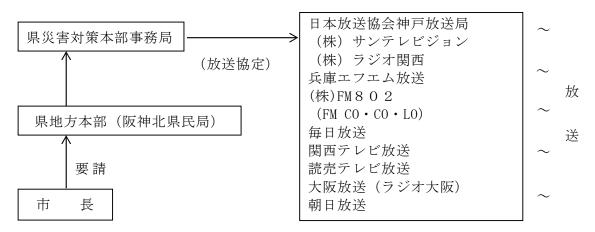
川西警察署	警 備 課	$7\ 5\ 5-0\ 1\ 1\ 0$
川西市消防本部	警 防 課	7 5 9 - 0 1 1 9
JR川西池田駅	駅 長 室	788-0050

(参考)池田市には、池田警察署、国土交通省猪名川河川事務所等の無線通信施設がある。

#### 4 災害放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達等に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

放送要請の実施に当たっては、県地方本部(阪神北県民局)に要請する。



## 5 防災情報の提供

重要な防災情報を住民へ提供する必要がある場合は、兵庫県と(株)ラジオ関西との間で締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づく放送が利用できることから兵庫県へ放送の要請を行う。

### (1) 要請先

ア 県災害対策本部が設置されているとき

県災害対策本部事務局 電 話 (078) 362-9898・9988 FAX (078) 362-9911

イ 県災害対策本部が設置されていないとき

〔勤務時間内〕

災害対策課電話(078)362-9898・9988(防災・危機管理班)「FAX(078)362-9911

### (2) 要請方法

ア 県に対し、電話等により、覚書に基づく放送要請の手続きをとるよう要請する。 その際、要請理由、放送事項、放送希望時期、市町の連絡責任者名を簡潔に説明する。(なお、緊急を要するものについては、要請文書等は、後日で差し支えない。) イ ファックス等により、放送を希望する具体的な内容を県に伝達する。

ウ 県は、内容を市町に確認、調整のうえ、特に問題がない場合には(株)ラジオ関西 に放送要請を行い、その結果を要請市町に連絡するとともに、(株)ラジオ関西の了 解が得られたものについて、放送を開始する。

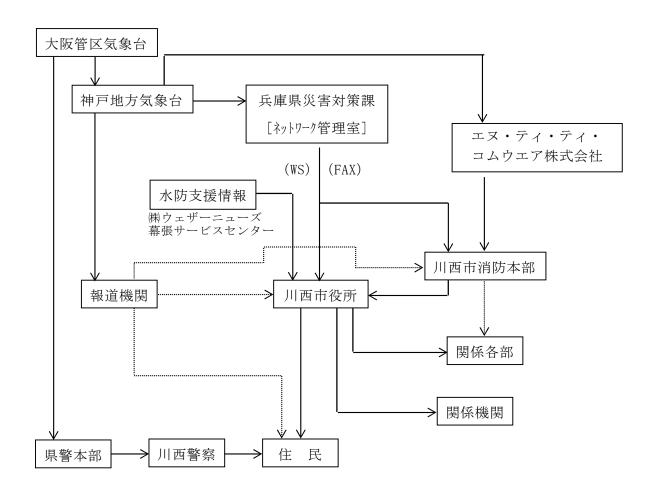
※複数の市町から要請がある場合には、特に緊急を要するもの以外は、できる限りとりまとめて放送する。

# 第2節 気象情報収集伝達計画

担当機関 市総務部、市消防本部

気象情報等を迅速かつ確実に収集伝達し、災害応急対策を的確に実施するための計画である。

## 1 気象情報収集伝達経路



### 2 情報の収集伝達

- (1) 気象台が発表する気象情報等の収集伝達
  - ア 主に総務部 (時間外にあっては消防本部) が速やかに収集し、災害対策本部に伝達する。
  - イ 災害対策本部 (本部が設置されていない場合は警戒班) は、収集した情報を必要に 応じ各部へ伝達する。

### 【水害に関する情報】

気象庁ホームページで提供されている浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度 分布)・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) 及び流域雨量指数を避難指示等の判 断基準の参考とする。

種 類	概  要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分 布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流域を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「管戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

# (2) その他の災害情報、火災警報の収集伝達

ア 水防法に基づく水位の状況等の通報 水防計画の定めるところによる。

イ 火災警報は、消防本部が火災警報に関する規定により、関係機関、報道機関に連絡 するとともに掲示板、広報車等により住民に伝達する。

## 3 気象注意報、警報等の種類、発表基準及び地域細分

気象情報とは、気象業務法第11条の規定により、気象等の予報に関係のある台風その 他の異常気象についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するも のをいう。県南部については神戸地方気象台が発表する。

### (1) 注意報

注意報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって災害の起こるおそれが ある場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。

# 【種類と発表基準(主なもの)】

種	類	発 表 基 準 (川 西 市)
強	風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上12m/s 以上と予想される場合
風	雪	風雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上雪を伴う。
大	雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸 水 害】表面雨量指数基準が10以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が104以上
洪	水	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数7.2以上 一庫・大路次川流域雨量指数20.3以上
大	雪	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上
ē	重	落雷等により被害が予想される場合
乾	燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 神戸で、最小湿度40%以下、実効湿度60%以下になると予想さ れる場合

# (2) 警報

警報とは、県内いずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるお それがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発 表するものをいう。

# 【種類と発表基準(主なもの)】

	種	類		発表基準 (川西市)
暴			風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s 以上と予想される場合
暴	,	風	雪	暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される 場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上雪を伴う。
大			雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 【浸水害】表面雨量指数基準が23以上 【土砂災害】土壌雨量指数基準が153以上
洪			水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 塩川流域雨量指数9以上 一庫・大路次川流域雨量指数25.4以上
大			雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上

### (3) 特別警報

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台(県南部)が発表するものをいう。

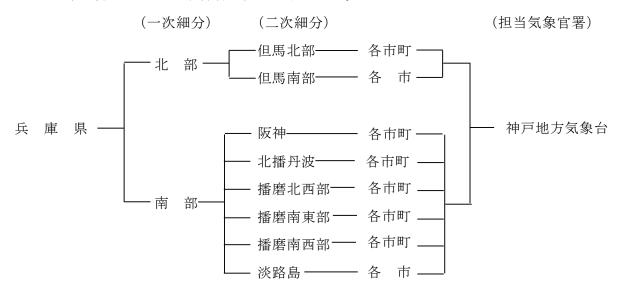
【種類と発表基準(主なもの)】

種	類	発 表 基 準
大	雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想 される場合
暴	風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が 吹くと予想される場合
暴	風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴 う暴風が吹くと予想される場合
大	雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

#### (4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

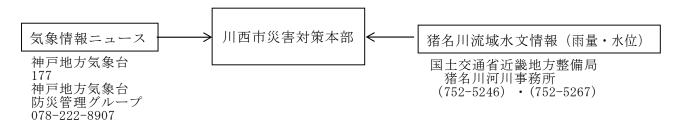
神戸地方気象台から発表される記録的短時間大雨情報の発表基準は次のとおり。 兵庫県南部 1時間雨量 110mm以上

(5) 兵庫県における予報、注意報、警報の地域細分(津波警報・注意報を除く。) 地域細分及び担当気象官署は次に示すとおり。



(川西市は、一次細分では南部、二次細分では阪神に含まれる。)

#### [河川水位等情報収集経路]



#### 4 火災警報

#### (1) 火災警報

火災警報は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を兵庫県知事から受けたとき、 又は気象の状況が次の各号の場合で火災の予防上危険であると認められるとき、消防法 第22条に基づき市長が発する。

- ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が毎秒7m を超える見込みのとき。
- イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降 雨、降雪中は除く。

#### (2) 火災気象涌報

気象状況が以下の基準に達した場合、神戸地方気象台長は兵庫県知事に対して火災気 象通報を行う。県知事は、市町長へ通報する。

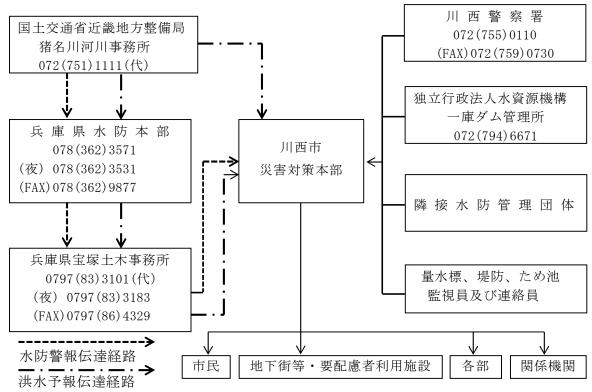
- ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速毎秒10m以上の風が吹く見込みのとき。
- イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降 雨、降雪中は通報しないこともある。

### 5 水防警報・洪水予報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土 交通大臣又は兵庫県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第 16条に基づき発するものをいう。

洪水予報とは、水防法第10条又は第11条に基づき、国土交通大臣又は兵庫県知事が 指定した河川について、洪水時に水位、流量又ははん濫浸水区域・水深を関係地方公共団 体、一般に通知するものをいう。

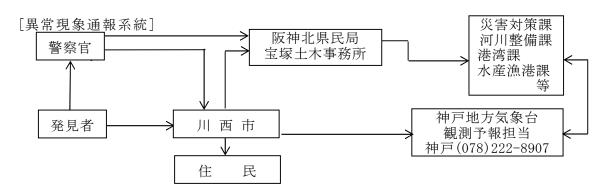
### [水防警報及び洪水予報等伝達経路]



### 6 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常現象(洪水等)を発見したときは、次の方法により関係機関に通報する。

- (1) 発見者の通報
  - 異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。
- (2) 警察官の通報
  - 通報を受けた警察官は、直ちに市長及び関係機関に通報する。
- (3) 市長の通報
  - (1)、(2)により通報を受けた市長は、直ちに気象官署及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

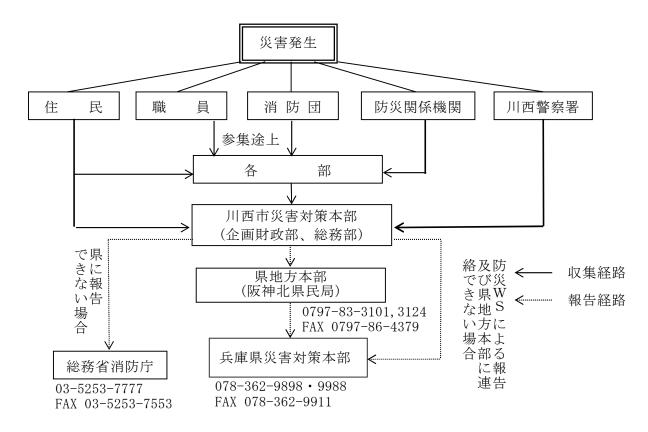


# 第3節 被害状況等収集報告計画

担当機関 市各部

災害が発生した場合において、災害対策本部が関係機関と緊密な連絡をとり、市域にかかる被害状況等を迅速かつ確実に収集し報告するための計画である。

[被害状況等収集・報告の系統]



※ 火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生した場合は、兵庫県及び消防庁にそれぞれ報告する。

# 第1款 被害状況等の収集、報告

### 1 災害発生直後の収集(速報)

各部は、災害が発生した直後の混乱期においては速報性に重点を置き、次の事項についての概要を情報システムに入力する。また、勤務時間外に動員配備の指令を受けた職員は、参集途上において目視等により可能な限り被害状況等を収集し、参集後速やかに配備先の各部長に報告するとともに、情報システムに入力する。

なお、情報システムに入力できない場合は「様式編 様式-2」により総務部に報告する。ただし、緊急を要する報告については口頭報告でも差し支えない。

- (1) 人的被害の発生状況
- (2) 火災発生状況
- (3) 避難の必要性の有無及び避難の状況
- (4) 周辺建物の被災状況
- (5) 公共・公益施設、設備等の被災状況
- (6) 道路、橋りょう等の被災状況
- (7) 崖崩れ等の地盤災害状況
- (8) 医療機関情報
- (9) その他、災害対策上必要な事項

#### 2 被害状況等の収集伝達

- (1) 市長公室、企画財政部、総務部の受付班は、市民等からの電話、メール等による被害 状況について、情報システムに入力する。
- (2) 各部は情報システムに入力された被害状況等に基づき、速やかに調査及び被害対応を行う。
- (3) 総務部は、情報システムに入力された被害状況等をとりまとめ、兵庫県等へ報告する。なお、通信の不通等により兵庫県へ報告できない場合は消防庁へ直接報告する。

### 3 被害状況等の調査

各部は、災害発生直後の混乱期が経過し、災害が鎮静化し始めた場合には事後の対策に 必要な具体的な被害状況等の調査を行う。

被害状況等の調査については「様式編 様式-3~18」による。

なお、各部における調査等の範囲は下表のとおり。

被害調査等に当たっては「資料編 資料-19 (災害の被害認定基準)、資料-21 (災害の被害調査基準)」による。

	担当部等				調査事項等
企総	画	財務	政	部部	<ul><li>・市有財産の被害(庁舎及び分庁舎)</li><li>・関係機関被害等の状況(通信・電気・ガス・鉄道等)</li><li>・人的被害及び土地、家屋並びに償却資産の被害</li></ul>
市	民	環	境	部	<ul><li>・市内商工業関係の被害(事業用商品、施設、設備等)</li><li>・文教関係の被害(社会教育施設)</li></ul>
美	化	衛	生	部	・環境衛生施設の被害 (斎場等)
福		祉		部	・福祉施設の被害
健	康	医	療	部	・医療関係被害等の状況 (医療施設等)

都資産	市 政			・公共建築物等の被害
土	木		部	・道路・橋りょう・公園及び関係施設等の被害 ・農林関係の被害 ・河川関係施設の被害
上	下 水	道	局	・上下水道施設の被害
消	防	本	部	・消防関係の被害(火災・救急・救助)
教	育 推	進	部	・文教関係の被害(学校等)
各	部	共	通	・各部所管の施設等の被害

### 4 ドローンの活用

被害事象の早期覚知及び被災状況の迅速な把握及び物資輸送等のため、ドローンの活用を推進する。また、ドローンを所有する団体や事業者との新たな協定等の締結を進める。

# 第2款 被災者支援のための情報の収集・活用

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部

#### 1 市民からの問合せに対する回答

- (1) 市は必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報ニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
- (2) 被災者の安否について市民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないよう配慮しながら、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後 の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報を収集するよう努める。
- (4) 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

#### 2 被災者台帳の作成

(1) 市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## (2) 被災者台帳に記載する事項

- ア氏名
- イ 生年月日
- ウ性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 市が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、そ の提供先
- シ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

# 3 安否不明者等の氏名等の公表

県が、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表されることに伴い、市は発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県と連携のうえ、あらかじめ一連の手続き等を整理する。

## 4 被災者支援システムの導入

被災者支援のため、災害時に建物被害認定調査や罹災証明書の発行、避難行動要 支援者支援等に活用できる被災者支援システムの導入を推進する。

# 第3款 兵庫県等への報告

担当機関 市企画財政部、市総務部

### 1 兵庫県への報告基準

次の種類の災害が生じたときは、兵庫県に災害情報を報告する。

## 【一般基準】

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

(4) 市内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害が生じている災害

### 【風水害】

- (5) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### 【社会的影響基準】

(7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

# 【その他】

(8) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

### 2 兵庫県への報告の時期及び内容

#### (1) 緊急報告

ア 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、消防本部は直ちに消防庁、県地方本部に対し報告する。また、消防庁へは直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

イ 消防本部は上記アの報告内容を速やかに災害対策本部へ報告する。

### (2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したときは直ちに第一報を県地方本部に報告し、災害の当初の 段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況 及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、

〔災害概況即報〕により把握できた範囲から直ちに県地方本部へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県地方本部に報告する。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話や、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

### (3) 被害状況即報

ア 被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕により県地方本部に報告する。

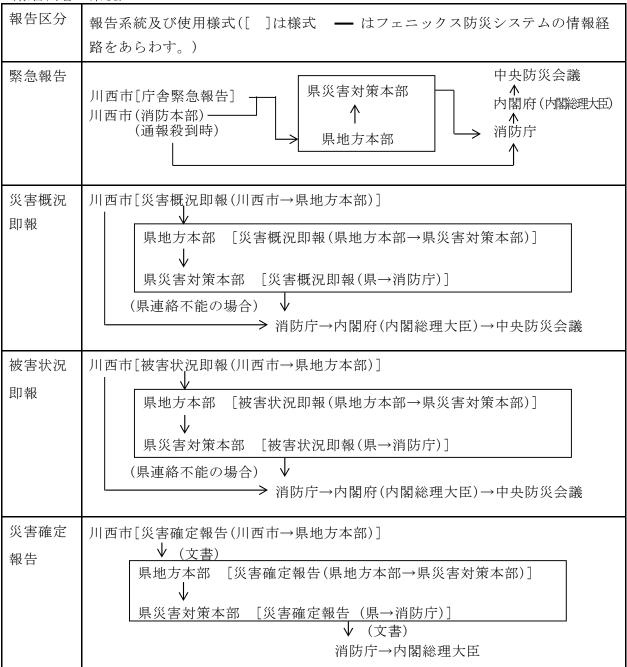
イ 報告内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。

なお、被害状況をとりまとめる時間を県から指定される場合がある。

#### (4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県地方本部に文書で災害確定報告を行う。

#### (報告内容・系統)



- (注) 1. 災害対策本部が設置されない場合も上図に準ずる。
  - 2. 県地方本部に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県災害対策本部に報告することとする。
  - 3. 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、 衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
  - 4. 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区分		平日 (8:30~18:15)	左記以外
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
ネットワーク	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

### 3 消防庁への報告

災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防 第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号) により行う。

### 第4款 決壊等の通報

担当機関 企画財政部、総務部

風水害等により堤防その他の施設が決壊し、又は決壊のおそれが生じた場合は直ちに次の 機関等に通報する。

** 幼 H*	連絡方法		備考
連絡先	第1通信連絡	第2通信 連 絡	備考
国土交通省近畿地方整備局	電話	伝令	FAX 751-8004
猪名川河川事務所	751-1111 (代)		
独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	電話 794-6671	"	FAX 794-0590
兵庫県危機管理部	電話	IJ	FAX
災害対策課	078-362-9898, 9988	<i>"</i>	078-362-9911
兵庫県阪神北県民局	電話	,,,	FAX
総務企画室総務防災課	0797-83-3124	,,,	0797-86-4379
兵庫県川西警察署	電話 755-0110	IJ	非常電話 110
	电船 199 0110	,,	FAX 759-0730
陸上自衛隊	<b>電</b>		EAV 700 0001
第36普通科連隊	電話 782-0001	"	FAX 782-0001
消防団本部	泰系 750 0110	,,,	非常電話119
(消防本部)	電話 759-0119	"	FAX 759-5061

\	連絡方法		
連絡先	第1通信連絡	第2通信 連	備考
阪急バス(株) 清和台営業所	電話 799-0154	伝令	FAX 799-2035
JR川西池田駅	電話 759-4360	11	宝塚駅(統括) 0797-87-1381
阪急電鉄 (株) 川西能勢口駅	電話 758-9806	II	FAX 072-758-3003 (宝塚線運転係)
能勢電鉄(株) 鉄道事業部 運転課	電話 792-7717	11	FAX 792-7730
伊丹市	電話 783-1234	11	FAX 784-8172
宝塚市	電話 0797-71-1141	11	FAX 0797-77-2102
尼崎市	電話 06-6489-6823	11	FAX 06-6489-6166
猪名川町	電話 766-0001	11	FAX 766-3732
池田市	電話 752-1111	11	FAX 752-9785
能勢町	電話 734-0001	11	FAX 734-1100
豊能町	電話 739-0001	11	FAX 739-1980
川西南地区対策部	電話 757-8623	11	FAX 757-6429
明峰地区対策部	電話 759-6901	11	FAX 759-6934
清和台地区対策部	電話 798-1280	11	FAX 798-1281
けやき坂地区対策部	電話 798-0770	11	FAX 798-0771
緑台地区対策部	電話 792-4951	11	FAX 792-4952
多田地区対策部	電話 793-0011	11	FAX 793-3438
東谷地区対策部	電話 794-0004	11	FAX 794-0226
北陵地区対策部	電話 794-9090	11	FAX 794-9099

市内学校園及び保育所等については、それぞれの所管部等から連絡する。

## ■第3章 災害広報・広聴計画■

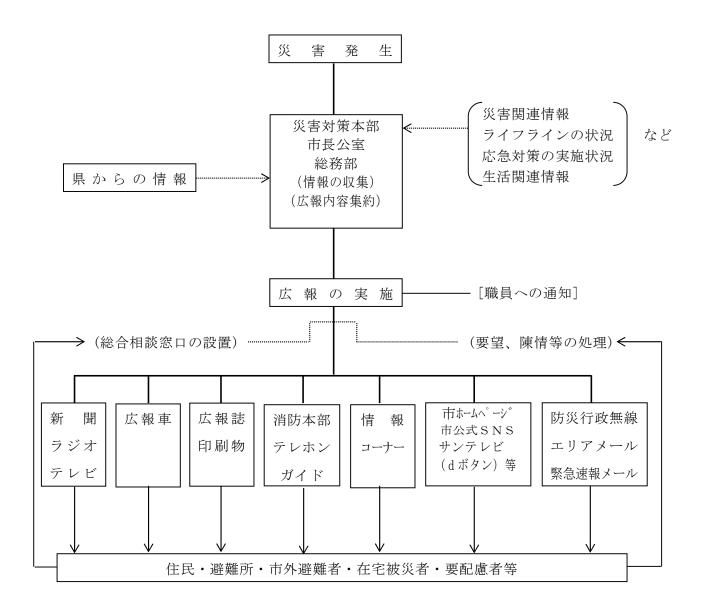
担当機関 市市長公室、市総務部

### 第1節 災害広報計画

災害に関する広報は、人心の安定及び社会秩序の維持のため、災害発生後には被災の状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について迅速かつ的確に実施する。

また、二次災害による被害発生を防止するため、予想される災害情報、災害防止に必要な 措置等についても適時適切に周知し、住民の理解と協力を得る。

[広報、広聴の体系]



#### 第1款 住民等への広報の内容

災害対策本部が取りまとめた概ね次のような災害関連情報を、速報・確実性など内容状況 に応じて各種広報媒体を活用し広報する。

#### 1 風水害等災害時

- (1) 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難の必要性の有無
- (3) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 医療機関の状況
- (6) 防疫活動の実施状況
- (7) 食料、生活必需品の供給状況
- (8) その他住民や事業所のとるべき措置

(火災、危険物施設等に対する対応

電話、交通機関等の利用制約

し食料、生活必需品の確保

### 第2款 住民等への広報の方法

1 報道機関(新聞、テレビ、ラジオ等)

災害対策本部会議終了後、記者発表等により情報提供を行う。

報道機関から災害報道のための資料提供等の依頼を受けた場合は、市長公室、総務部を窓口として積極的に協力する。また、必要に応じて災害報道について協力を求める。

#### 2 広報車等

緊急情報は、広報車等を利用して住民等に伝達する。

3 広報誌(臨時号を含む)、印刷物

広報誌や印刷物については、多様な方法で全戸配布するとともに、教育推進部を通じて 各避難所に配布する。また、これを、市内広報板をはじめ、公共施設、民間施設を問わず 住民等の目にふれやすい箇所に掲示する。

4 市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ (dボタン)

市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ(dボタン)等を使用し、被害状況やライフラインの復旧状況、応急対策情報などを提供する。

5 防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール

防災行政無線、エリアメールや緊急速報メールを使用し、災害情報や避難指示等の 緊急情報を提供する。

防災行政無線の設置箇所については「資料編 資料-32」のとおり。

#### 6 災害情報コーナー

災害対策本部、地区対策部に災害情報コーナーを設ける。情報伝達については、伝令・ファクシミリ及び 市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ (dボタン) 等により行う。

### 第3款 地下街等、要配慮者利用施設への広報の方法

浸水想定区域内に位置する地下街等や要配慮者利用施設、土砂災害警戒区域内に位置する 要配慮者利用施設への広報は、上記方法に加え、当該施設に直接FAX、電話若しくは必要 に応じて戸別に口頭伝達を行う。

#### 第4款 被災者への配慮

#### 1 避難所等への情報

避難所等に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- (1) 情報提供ルート……避難誘導部、災害ボランティア
- (2) 伝達手段等……掲示板、広報資料、広報誌、電話、ファクシミリ、 市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ (d ボタン) 等

#### 2 市外避難者への情報

市外に避難した被災者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段等の確保を図り、必要な情報を提供する。

- (1) 情報提供ルート……各市町等公営住宅管理主管課等
- (2) 伝達手段等……広報資料、広報誌、ファクシミリ、市ホームページ、市公式SNS、 サンテレビ (d ボタン) 等

### 3 要配慮者に対する情報

災害ボランティア団体等の協力を得て、要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報提供ルート……災害ボランティア等

(2) 伝達手段等……広報資料、広報誌、ファクシミリ、市ホームページ、市公式SNS、 サンテレビ (d ボタン) 等

#### 4 外国人に対する情報

市内の外国人に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保に努めるとともに、必要に応じて資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

- (1) 情報提供ルート……災害ボランティア団体等
- (2) 伝達手段等……広報資料、電話、ファクシミリ、市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ (dボタン) インターネット等

### 第5款 職員に対する周知

住民に対する広報、災害情報の内容について職員に周知するとともに職員は積極的に災害 情報を把握する。

#### 第6款 広報資料の収集

広報資料の収集については、災害対策本部が取りまとめた資料のほか次の要領により行う。

- (1) 現地取材等による資料収集(被害状況や救助活動などの写真等の撮影及び記録等。)
- (2) 他の機関が撮影した写真等の収集
- (3) その他災害の状況により、調査班を現地に派遣し資料の収集を図る。

### 第7款 インターネット

兵庫県防災ネットワークのサーバーに災害情報を登録し、住民からのアクセスを可能にする。

### 第2節 災害広聴計画

住民からの被害状況の報告や、要望、陳情等の受付と処理、被災者の生活相談や各種支援 事業の案内を実施する。

### 1 要望・陳情等の受付及び処理

住民の要望、陳情等は聴取用紙を備えてこれを記録し、速やかに対応するよう各部、関係機関に連絡・要請・処理依頼する。処理が終了したものは受付班において、これを記録し、保存する。また、これらのデータ整理を速やかに行い、問い合わせ等に迅速に対応できる体制を整える。

### 2 被害が甚大で長期にわたる場合の措置

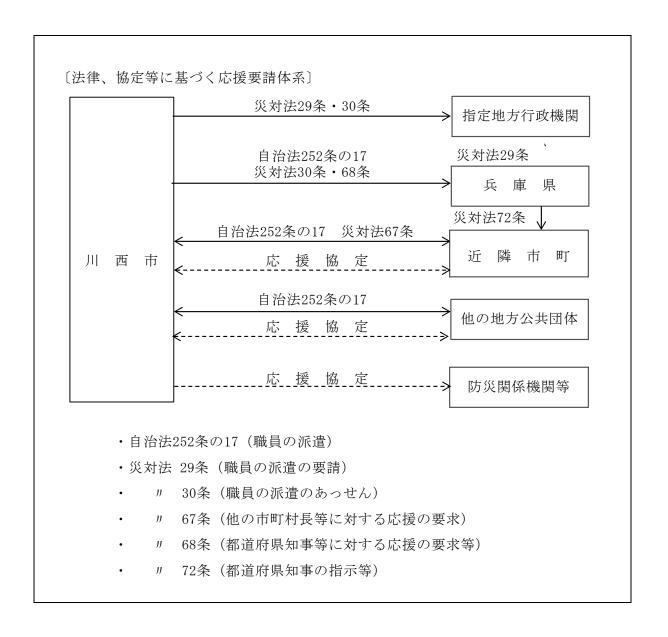
被害が甚大で長期にわたる場合は、受付班を強化し総合的な相談窓口を設置し対処する。

## ■第4章 広域応援・協力計画■

### 第1節 応援要請・協力

担当機関 市各部

災害が発生し、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧が困難であると判断した時は、法律、相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体及び関係機関へ 応援派遣要請を行う。また、災害が発生した被災地へは応援協力を行う。



#### 第1款 広域応援要領

担当機関 市各部

#### 1 応援要請

応援要請を行う場合、下記事項について応援要請先へ連絡する。ただし、応援協定等に 定めがある場合はその内容を優先する。

- (1) 災害状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名及び人員
- (3) 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

### 2 応援要員の受入れ体制

(1) 受入れ体制の整備

応援要請を行う場合は、応援要員の受入れ体制を整備する。

(2) 受入れ体制の内容

主な内容は次のとおり。

- ア 要請及び応援活動の記録
  - (7) 要請先、要請時刻、要請内容
  - (4) 回答内容、回答時刻
  - (ウ) 応援要員の到着時刻、人員、責任者の氏名、連絡先
  - (工) 活動期間、自立度(食料、飲料水、宿泊所等)
  - (オ) 搬入資機材、物資内容、量、返却義務の有無
  - (カ) 応援活動実績記録
  - (キ) 撤収日時

#### イ 応援活動計画

要請した応援要員に対して「どこで」「何を」「いつまで」応援活動を要請するか等の応援活動計画を作成する。

ウ食料、飲料水、宿泊所の準備

要請する応援要員は自立できることが原則であるが、応援要員が自立困難な場合は必要最低限の食料、飲料水、宿泊所、駐車場、待機場所等を準備する。

#### (3) 経費の負担

経費の負担区分については各協定に定めるもののほか、原則として派遣を受けた市に おいて負担するが、細目についてはその都度協議し、決定する。

### 3 職員の派遣

災害の発生時に当市が被害を受けなかった場合、又は被害が少なく応援可能な状態である場合、被災地からの要請を受け、若しくは自主的に職員の派遣を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### 第2款 兵庫県への応援要請

担当機関 市企画財政部、市総務部

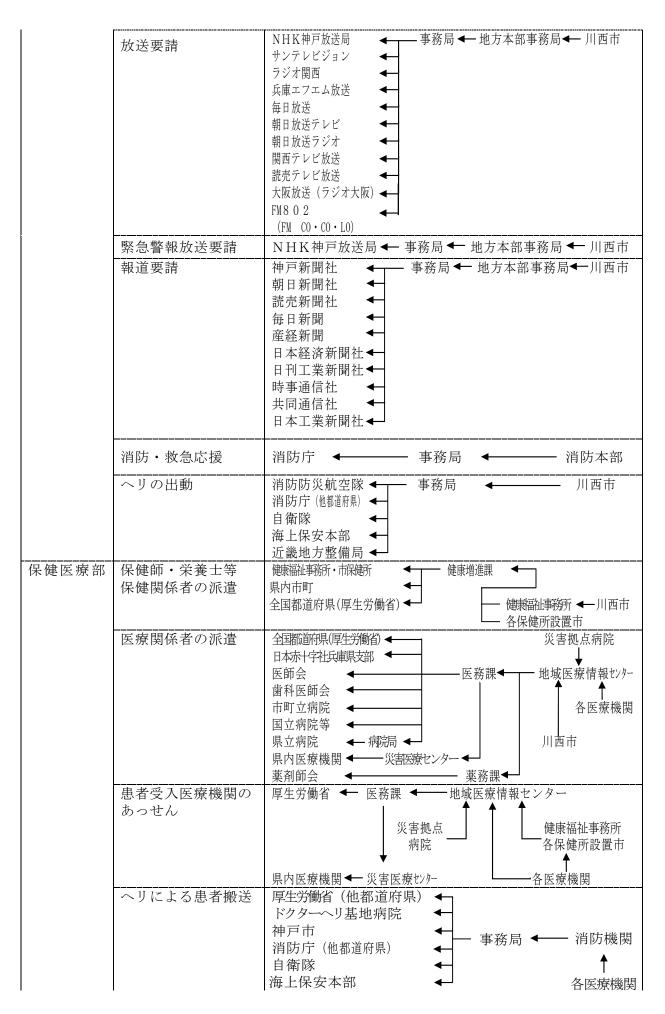
被害の程度によって災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援、又は災害応急対策の実施を要請する。

要請は、まず衛星電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理することとする。市の要請に基づく県の主な緊急対策支援要請系統は次のとおり。

#### [緊急対策支援要請系統]

(兵庫県地域防災計画による)

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策 本部事務局	自衛隊派遣· 各種支援要請	第 3 師団 [陸上·航空] ◆ 事務局 ◆ 事務局 ◆ 下海里地隊 [海上] ◆ 本部 ◆ 上河西市
	隣接市町での避難所 の開設	隣接市町 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 川西市
	陸上鉄道輸送の要請	JR西日本 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 川西市 私鉄各社 ◆
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 川西市海上保安本部 ◆
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 川西市 関西エアポート(株) ◆ 関西エアポー神戸(株) ◆ 但馬空港ターミナル(株) ◆
	陸上自動車輸送の あっせん	トラック協会 ◆ 事務局 ◆ 地方本部事務局 ◆ 川西市 バス協会 ◆ 警察本部 近畿運輸局 ◆
	物資のあっせん	関係団体 ◆
	物資のあっせん(福祉関係機器)	関係団体 ◆一障害福祉課 ◆一事務局 ◆一地方本部事務局 ◆一川西市
	食料の調達・あっせん	農林水産省 ◆





	公営住宅への一時入 居	各市町◆→ 公営住宅管理課◆ 阪神 他府県◆ 宝塚:	比県民局◆一川西市 上木事務所
企 業 庁	飲料水の供給	厚生労働省 ◆──	- ブロック代表団体 ↑
	給水車の派遣	他府県	川西市·事務組合 広域水道事業体
	水道復旧工事に関す る人材派遣	自衛隊 ▼ ▼	
	医療用水の確保	水道事業者 ◆ 水道課 ◆ 医務課 ◆ (保健医療部生活衛生課)	——地域医療情報センター ★——各医療機関
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ◆	- 川西市
	交通誘導の実施	警備業協会 ◆	- 警察本部
	他府県警察官の派遣 要請	警察庁又は他の都道府県警察 ◆	— 県公安委員会
	他府県警察へリの派 遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ◆	— 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 川戸	西市◆──警察署

### 第3款 他市町への応援要請

担当機関 市各部

被害の程度によって、他市町からの応援が必要と判断されるときは、関係法令及び相互応 援協定等に基づき応援要請を行う。なお、応援協定に基づき他市町へ応援要請を行った場 合、要請担当部は速やかに要請内容を総務部に報告することとする。

川西市が災害応急対策の万全を期するため締結している他市町との相互応援協定等は次の とおり。

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害応急対策活動の相互 支援に関する協定	山形県川西町 新潟県十日町市 奈良県川西町	食料・物資の提供、災害応 急活動に必要な職員の派遣 等	企画財政部 総務部
災害応急対策活動の相互 応援に関する協定	阪神6市1町	災害応急対策全般に関する 資機材及び職員の応援	企画財政部 総務部
兵庫県及び市町相互間の 災害時応援協定	兵庫県、県内市町	応急対策等に必要な資機 材、物資及び施設のあっせ ん又は提供、職員の派遣等	企画財政部 総務部
災害時相互応援協定書	千葉県香取市	食料・物資の提供、災害応 急活動に必要な職員の派遣 等	企画財政部 総務部
災害時における相互支援 に関する協定	神奈川県南足柄市	食料・物資の提供、災害応 急活動に必要な職員の派遣 等	企画財政部 総務部
兵庫県災害廃棄物処理の 相互応援に関する協定	兵庫県、各市町及び 関係一部事務組合	災害廃棄物処理に必要な資 機材等の提供及び職員の派 遺等	美化衛生部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
兵庫県自治体病院開設者 協議会災害初動時相互応 援協力に関する協定	兵庫県自治体病院開 設者協議会に属する 病院	医療救護チームの派遣 被災地からの患者受入れ 職員の応援及び必要な応急 医薬品等の提供	健康医療部
縦貫道路茨木市(J1203 4)・宝塚インターチェンジ 間における消防相互応援に 関する協定	中国道沿線7市	中国縦貫自動車道路の茨木 市・宝塚インターチェンジ 間における消防及び救急業 務	消防本部
伊丹市・宝塚市・川西 市・猪名川町消防相互応 援協定	伊丹市・宝塚市・ 猪名川町	消防業務相互応援	消防本部
兵庫県広域消防相互応援 協定	県下各市町及び広域 消防事務組合	消防活動の広域相互応援	消防本部
大阪国際空港周辺都市航 空機災害消防相互応援協 定	大阪国際空港周辺 14市及び1消防組 合	航空機災害に対する消防活 動の相互応援	消防本部
中国自動車道のうち兵庫 県の区域における消防相 互応援協定	中国道沿線11市 1町	中国自動車道の兵庫県内の 区域における消防及び救急 業務	消防本部
新名神高速道路(高槻市 ~川西市)消防相互応援 協定	大阪府高槻市・大阪 府茨木市・大阪府箕 面市・大阪府池田市	新名神高速道路における火 災、救急事故及び救助事故 等の相互応援	消防本部
近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)の うち兵庫県の区域におけ る消防相互応援協定	神戸市・宝塚市・西 宮市・三田市・猪名 川町	新名神高速道路における消 防業務の相互応援	消防本部
兵庫県水道災害相互応援 に関する協定	兵庫県、各市町、各 水道企業団、日本水 道協会兵庫県支部及 び兵庫県簡易水道協 会	応急給水作業、応急復旧工 事の実施等	上下水道局
災害等緊急時における水 道業務の相互応援に関す る協定書	伊丹市・宝塚市・三 田市・猪名川町	水道施設等の応急復旧作 業、給水活動等	上下水道局
災害時相互連絡管の管理 運営に関する協定	大阪府池田市	災害時相互連絡管の管理運 営	上下水道局

### 第4款 防災関係機関等への応援要請

担当機関 市各部

災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、現有の人員、資機材、備蓄で対応が困難な場合、防災関係機関及び協定締結団体等に対し応援要請を行う。

応援要請の実施にあたり、応援内容が各個別の計画に限定され、計画担当部が直接要請すべきものについては計画担当部から関係機関へ要請を行うこととし、それ以外のものについては企画財政部、総務部が要請を行うこととする。なお、協定に基づき応援要請を行った場合、要請担当部は速やかに要請内容を企画財政部、総務部に報告することとする。

川西市が災害応急対策の万全を期するため締結している防災関係機関等との相互応援協定 等は次のとおり。

	T	T	
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
非常災害時における医療業 務協定	一般社団法人 川西市医師会	医療業務等の実施	企画財政部 総務部 健康医療部
一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	独立行政法人水資源機 構一庫ダム管理所	ダム放流警報設備(スピーカー等) を利用した災害情報の伝達	企画財政部 総務部
災害救助犬の出動に関する 協定	特定非営利活動法人日 本レスキュー協会	災害救助犬による検索作 業の実施	企画財政部 総務部
川西市大規模災害等におけ る隊友会の協力に関する協 定	公益社団法人隊友会兵 庫県隊友会伊丹・宝 塚・川西地域支部	避難・救援等のための補 助・支援活動	企画財政部 総務部
災害時における郵便局との 相互協力に関する協定	川西市内郵便局	被害情報の提供、避難場所に臨時の郵便差出箱の設置等	企画財政部 総務部
緊急時におけるプロパンガ ス等の確保に関する協定	兵庫県LPガス協会北 摂支部川西地区会 兵庫県LPガス協会北 摂支部川辺地区会	プロパンガスの確保及び 供給	企画財政部 総務部
災害時等の応援に関する申 し合わせ	国土交通省近畿地方整 備局	災害時に人員の派遣等の 応援	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊 急避難場所開設に係る協定	TOYO TIRE 株式会社	食堂等を指定緊急避難場 所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト・ 株式会社ジュピターテレコム	災害時、市からの緊急情報を放 送	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊 急避難場所開設に係る協定	川西都市開発株式会社	アステ川西ぴぃぷぅ広場 等を指定緊急避難場所と して提供	企画財政部 総務部 教育推進部
特設公衆電話の設置、利用、管 理等に関する覚書	西日本電信電話株式会 社兵庫支店	特設公衆電話の事前設置 及び利用	企画財政部 総務部
災害時における地図製品等 の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時等に地図製品等の 供給及び利用	企画財政部 総務部
災害発生時における指定緊 急避難場所開設に係る協定	西方寺	西方寺本堂を指定緊急避難場所として提供	企画財政部 総務部
災害に係る情報発信等に関 する協定	LINEヤフー株式会 社	ヤフー防災速報アプリ、ホームページのキャッシュサイト 等による情報配信	企画財政部 総務部
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社 株式会社ダイエー	食料・生活物資の確保及 び供給 駐車場等を一時的な避難 場所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
大規模災害時における被災 者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	被災支援相談窓口の設置	企画財政部 総務部
災害時における資機材のレンタルに関する協定	リ・レント有限会社	保有資機材のレンタルに よる供給(仮設トイレ含む)	企画財政部 総務部 市民環境部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害時における資機材のレ ンタルに関する協定	株式会社ユニオンアル ファ	保有資機材のレンタルに よる供給(仮設トイレ含 む)	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における支援協力に 関する協定	一般社団法人 川西市薬剤師会	医薬品の供給 薬剤師の派遣	企画財政部 総務部 健康医療部
災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社阪急オアシス	食料・生活物資の確保及 び供給、駐車場等を一時 的な避難所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における防災活動協力に関する協定	ロイヤルホームセン ター株式会社	食料・生活物資の確保及 び供給、駐車場等を一時 的な避難所として提供	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における歯科医療業 務に関する協定	一般社団法人 川西市歯科医師会	歯科医療業務の実施	企画財政部 総務部 健康医療部
災害時における畳の提 供等に関する協定	「5日で5000枚 の約束。」プロジェ クト実行委員会	避難所等への畳の供給	企画財政部 総務部
災害時における避難場所等 としての使用に関する協定	アンダーツリー株式会社	災害時に店舗駐車場を一時的 な避難場所として使用	企画財政部 総務部
災害時における連携協力に 関する協定	兵庫県弁護士会	災害時被災者における被 災者支援	企画財政部 総務部
災害時における支援物資の 受入及び配送等に関する協 定	佐川急便株式会社	物資の受入及び輸送等の 業務	企画財政部 総務部
緊急時における生活物資の 確保に関する協定 川西市と生活協同組合コー プこうべとの包括連携協力 に関する協定	生活協同組合コープこうべ	食料・生活物資の確保及 び供給 災害時における協力、支援	企画財政部 総務部 市民環境部
災害時における被災者相談 業務の実施に関する協定	兵庫県司法書士会	災害時における被災者相 談業務の実施	企画財政部 総務部
災害時におけるタイヤ修理 等に関する協定	西日本タイヤ株式会社	災害対応車両等のタイヤ 修理及び交換、車載発電 機による電力供給	総務部
川西市とかわにし防災士会 との防災に係る相互協力に 関する協定	かわにし防災士の会	防災力の向上への取り組み	総務部
災害時における物資供給の 応援に関する協定	川西市商工会	食料・生活物資の確保及び供給	企画財政部 総務部 市民環境部
緊急時における生活物資の 確保に関する協定	合同会社西友	食料・生活物資の確保及 び供給	市民環境部
緊急時における生活物資の 確保に関する協定	林株式会社	タオル製品の提供	市民環境部
緊急時におけるダンボール 製品の確保に関する協定	セッツカートン株式会社	避難所の設営等に有効な ダンボール製品の供給	市民環境部
災害時における支援協力に 関する協定書	イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	食料・生活物資の確保及び供給	市民環境部

相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
川西市と学校法人平成医療 学園宝塚医療大学の連携協 力に関する協定	学校法人平成医療学園 宝塚医療大学	災害時用備蓄品の保管スペースの提供(※包括連携協定の連携項目の一つ)	企画財政部 総務部
災害時における物資供給に 関する協定	アンカー・ジャパン株 式会社	ポータブル電源やモバイ ルバッテリー等の供給	企画財政部 総務部
災害時における物資供給に 関する協定	株式会社ナフコ	災害時の物資の供給	市民環境部
災害救助物資の供給等に関 する協定	株式会社ほっかほっか 享総本部	災害時の物資(弁当類を中 心とする食料品)の供給	市民環境部
災害等発生時におけるレン タル資機材及びサービスの 提供に関する協定	株式会社ダスキン川西	清掃関係資機材の提供及 びレンタル、サービスの 提供	企画財政部 総務部
災害時における物資の供給 及び一時的な緊急避難に関 する協定	コーナン商事株式会社	物資の供給と一時的な避 難場所の提供	市民環境部
災害発生時における福祉避 難所の設置運営に関する覚 書	社会福祉法人川西市社 会福祉協議会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部
福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	対象施設を福祉避難所として提供	福祉部
災害時における廃棄物処理 に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組 合	廃棄物処理(し尿、浄化 槽汚泥)のための資機材 及び労力の応援	美化衛生部
災害時における一般廃棄物 の収集運搬の支援に関する 協定	阪神環境事業株式会社 株式会社クリーンフュー チャーウエダ 株式会社キタサカ 川西市清掃事業協同組合	災害時の廃棄物の収集運 搬の支援	美化衛生部
災害時における医薬品等の 供給の応援に関する協定	株式会社ケーエスケー 尼崎支店	医薬品等の供給	健康医療部
災害時における医薬品等の 供給の応援に関する協定	株式会社スズケン伊丹 支店	医薬品等の供給	健康医療部
防災エキスパートの活用に 関する協定	公益財団法人兵庫県ま ちづくり技術センター	公共土木施設の災害時に おける被災状況の把握等	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業 務に関する協定	一般社団法人川西建設協会	建設資機材及び労力の応 援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業 務に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会	建設資機材及び労力の応 援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業 務に関する協定	川西市造園組合	建設資機材及び労力の応 援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における緊急測量業 務等に関する協定	川西市測量業協会	測量機材及び労力の応援	都市政策部 資産マネジメント部 土木部
災害時における応急対策業 務に関する協定	一般社団法人川西市造 園緑化協会	建設資機材及び労力の提 供	都市政策部 資産マネジメント部 土木部

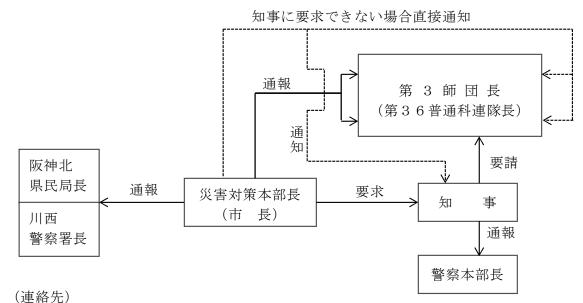
相互応援協定等	協定先	主な協定内容	要請担当部
災害発生時における避難所 (一時避難場所) 開設に関 する協定	学校法人東洋食品工業 短期大学・公益財団法 人東洋食品研究所	体育館を避難所として、 グラウンドを一時避難場 所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難所 (一時避難場所) 開設に関 する協定	猪名川上流広域ごみ処 理施設組合	多目的広場を一時避難場 所として、管理棟2階を 避難所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難所 開設に関する協定	宝塚市 学校法人雲雀丘学園	雲雀丘学園小学校(体育館) を指定避難所として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における避難路 及び避難所開設に係る協定	学校法人大阪青山学園	体育館を避難所として、敷地 の一部を避難路として提供	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における指定緊 急避難場所開設に係る覚書	公益財団法人川西市文 化・スポーツ振興財団	指定緊急避難場所の提供 (みつなかホール)	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時における指定避 難所開設に係る覚書	川西市低酸素型複合施 設 P F I 株式会社	避難所開設の管理運営 (キセラ川西プラザ)	企画財政部 総務部 教育推進部
災害発生時の支援に関する 協定	DPL兵庫川西	一時的な避難場所及び防 災倉庫の提供	企画財政部 総務部
火災等の災害発生時におけ る無人航空機支援協力に関 する協定	株式会社ふるさと創生 研究開発機構	火災等の災害発生時にお ける無人航空機の運用	消防本部
災害時における応急対策業 務に関する協定書	川西市水道工事業協同 組合	建設資機材及び労力の応 援	上下水道局
災害発生時における日本水 道協会関西地方支部内の相 互応援に関する協定	日本水道協会関西地方 7支部	飲料水の供給、施設の応 急復旧等に必要な物資の 提供等	上下水道局
災害時における応急復旧等 業務の応援に関する協定書	第一環境株式会社	応急給水活動等	上下水道局
災害時における応急措置等 の協力に関する協定書	株式会社川西水道サービス	応急給水活動等	上下水道局

## 第2節 自衛隊への派遣要請

担当機関 市企画財政部、市総務部

災害に際し、人命又は財産を保護するため自衛隊の災害派遣を必要とする場合、阪神北県 民局長、川西警察署長と協議するとともに知事に対し、自衛隊法第83条の規定による派遣 要請を求める。この際、災害派遣の基準となる三要件(緊急性、公共性、非代替性)の適合 に留意する。

#### [派遣及び撤収要請の体系]



		電 話	番号	
	区 分	勤務時間内	勤 務 時 間 外	
<ul><li>庫 危機管理部 災害対策課(防災・危機管理班)</li><li>県 阪神北県民局</li></ul>		-078(362)9898・9988 (時間内外とも) FAX 078(362)9911(時間内外とも)		
		白	第 3 師 団 (第3部防衛班)	072 (781) 0021 内線 3734, 3735 FAX 3724
衛	第 3 6 普 通 科 連 隊 (第 3 科)	072 (782) 0001 内線 4037, 4038 FAX 4034	072 (782) 0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034	
隊	阪神基地隊 (警備科)	078(441)1001 内線 230 FAX 239	078(441)1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	

#### 1 派遣要請要領

- (1) 自衛隊の災害派遣を必要とする各部は速やかに市長又は災害対策本部へ上申する。
- (2) 市長は、自衛隊の派遣要請を決定したときは阪神北県民局長及び川西警察署長並びに 陸上自衛隊 第36普通科連隊長と十分連絡をとり、下記事項を記載した文書により兵 庫県知事に対し派遣要請を求める。但し、特に緊急を要する場合は、口頭又は電話等で 要求し、事後、文書により要請を求める。
  - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項
    - (ア) 要請責任者の職氏名
    - (イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は活動種類
    - (ウ) 派遣地への最適経路
    - (エ) 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
- (3) 通信の途絶等により上記(2)の要請を求めることができない場合、は災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合、事後速やかに知事に対し所定の手続を行う。

#### 2 撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに県知事に対し、災害派遣部隊の撤収を要求する。

なお、災害派遣部隊の撤収に当たっては、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ 災害派遣要請の方法に準じて撤収の要請を県知事に連絡する。

#### 3 派遣要請の範囲

- (1) 自衛隊が行う支援活動の主な内容は次のとおり。
  - ア 被害状況の把握
  - イ 避難の援助
  - ウ 遭難者等の捜索救助
  - 工 水防活動
  - 才 消火活動
  - カ 道路又は水路の啓開
  - キ 応急医療、救護及び防疫
  - ク 通信支援
  - ケ 人員及び物資の緊急輸送
  - コ 炊飯及び給水
  - サ 物資の無償貸付又は譲与

シ 危険物の保安及び除去

スその他

(2) 大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

#### 4 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 自衛隊との連絡、情報の共有

市災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行い、情報を共有する。

(2) 連絡員の派遣

自衛隊に対し市災害対策本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。この際、自衛隊の連絡所を設置するとともに、自衛隊連絡員に必要な受入れ準備を実施する。また、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ市の連絡員(現場責任者)を派遣し、迅速な措置がなされるよう対応する。

(3) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣部隊を受入れる際は、災害派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取り場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

(4) 災害派遣部隊の活動に必要な資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則派遣部隊が準備することとするが、 被災現場で必要になった資機材等については、可能な限り市において調達し提供する。

(5) ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請と同時に、事前に決めてあるヘリポートを自衛隊へも提供する。

(6) 災害派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の提供

自衛隊からの要請があった場合、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の提供を行う。この際、局地的かつ、小規模な災害における宿泊所はトイレ、水道、電気等のインフラが整った既存の建屋の使用を可能な範囲で考慮する。

#### 5 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて 行う災害派遣を補完する例外的な措置として、大規模な災害が発生した場合の情報収集の ための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能である場合における人命救助 のための部隊等の派遣等、災害の事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと 認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由又は直接市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

### 6 災害対策基本法の改正に伴う自衛隊の権限の拡大

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(法第63条から65条、第82条及び第84条関係)

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、(3)により除去した工作物等の保管、(2)の処分により通常生ずべく損失の補償 及び、(4)の業務に従事した者に対する損害の補償について、所要の規定の整備を行っ ている。

#### 7 消防及び自衛隊の相互協力

大規模災害に際し、情報交換、連携のための調整、消防職員の移動等については「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定(平成8年1月17日消防救第3号、防運第153号通達)」及び「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について(平成8年2月7日消防救第27号)」に基づき行う。

#### 8 災害派遣に伴う経費の負担

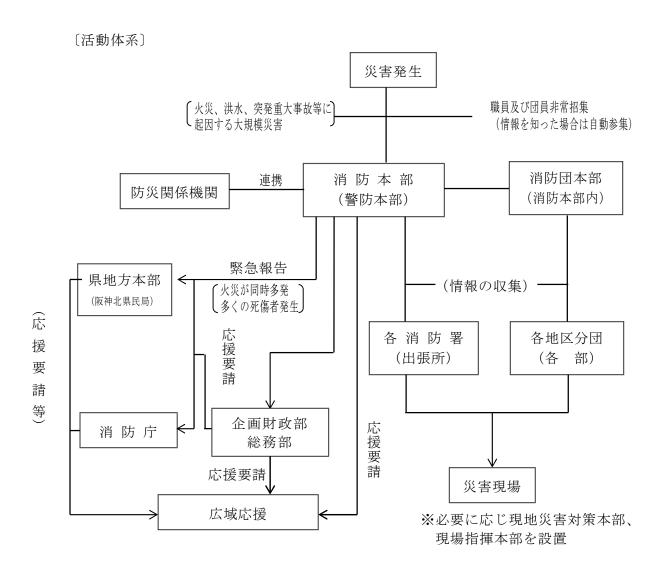
自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものと し、その内容は下記を基準とする。

- (1)派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して発生した(自衛隊装備に係るものを除く。) 損害の補償
- (5) 災害派遣部隊輸送のための運搬費 (フェリー料金等)
- (6) その他、救援活動の実施に要する費用で負担区分に疑義が生じる場合は、市と自 衛隊で協議する。

## ■第5章 消防活動計画■

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団、自主防災組織

風水害、火災及び突発的に発生する事故等に起因する大規模災害が発生した場合はこの計画の定めるところにより迅速的確な消防活動を実施する。



## 第1節 活動方針

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団

大規模災害はその災害の種別、形態、発生場所等によって対応が大きく異なる。従って消防活動はその状況等に応じた活動方策を講じる。

### 第1款 初動体制

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部、市消防団

大規模災害時には消防本部内に総括本部として警防本部を置き、災害情報の収集、災害対策本部との連絡調整等直ちに活動を開始する。

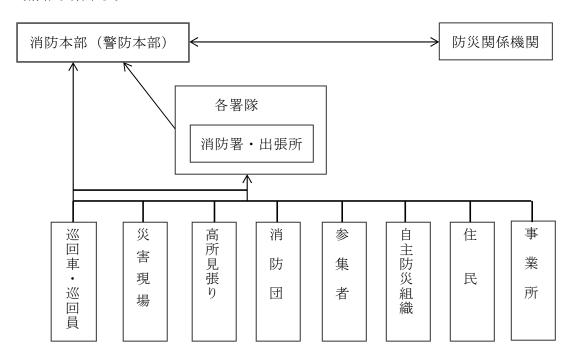
#### 1 警防本部の初動措置

- (1) 消防職員、消防団員の招集等
  - ア 災害発生時には災害の規模、程度等に応じて職員、団員を招集する。
  - イ 職員及び団員はラジオ、テレビ等により積極的に情報を収集し、招集発令の可能性 があることを予知したときは自発的に参集する。
- (2) 参集時における行動等
  - ア 「第3編災害応急対策計画、第1章防災組織計画、第2節初動活動計画、第1款職員動員・配備」の「防災指令を受けたときの行動指針」による。
  - イ 災害の状況により所属に参集できない場合は、直近の参集可能な署(所)、分団詰 所等へ参集する。
- (3) 通信体制の確保等 警防本部は通信体制を確保するとともに災害情報の収集、防災関係機関等との連携を図る。
- (4) 医療機関との連携 多数の救急事案に備え、搬送受入れの可否を確認する。
- (5) 資機材等の確保 災害の種別、活動方針、活動時間等を考慮し必要な資機材及び燃料の確保を行う。
- 2 消防署(所)の初動措置
  - (1) 部隊の編成等

各署(所)は勤務中の職員及び参集職員並びに参集団員をもって部隊を編成し、災害の規模、程度、状況に応じて部隊を運用する。

#### (2) 情報の収集

〔情報収集系統〕



#### (3) 情報収集内容

情報の収集内容は火災又は人命に関わるものを主体として次のとおりとする。

- ア 火災の発生場所、程度及び延焼方向等
- イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度
- エ 家屋等の被災状況
- オ 河川、堤防の決壊状況
- カ 道路、橋りょう等の被害状況並びに交通障害状況
- キ 重要対象物の被害状況
- ク その他消防活動上の必要事項

#### 3 火災防御活動

火災防御活動は火災の発生原因、発生場所等により大きく影響される事から、状況により対応する。

#### (1) 一般的防御

火災の発見通報と同時に、最寄りの消防署(所)からそれぞれ消防隊を出動させ、可能な範囲で火災の早期鎮圧を図り、極力、延焼拡大防止を図る。

#### (2) 重点防御

大規模火災の場合、延焼拡大の危険性の高い地域並びに住民の生命の保護に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。

#### (3) 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回るときは、河川、広幅員道路、耐 火建築物等を防御線として設定し、集中的に防御活動を行う。

#### (4) 避難地·避難路防御

火災の延焼拡大により広域的に避難の必要があるときは、避難地・避難路確保に総力 をあげて防御活動を行い、避難者の安全確保を図る。

#### 4 現場指揮本部

災害現場には、効果的な消防活動を行うため現場指揮本部を設置する。

#### 5 災害現場対策

災害現場では、状況により次のことを実施する。

- (1) 応急公用負担の実施
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 避難路の確保
- (4) 避難指示
- (5) 警察官がその場にいない場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれが あると認める時は、消防職員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必 要な措置命令・強制措置を行う。
- (6) 燃料の確保

災害防御の長期化に備え、燃料の調達を行う。

#### 6 現場活動の原則

- (1) 災害現場における活動は人命の安全確保を優先する。
- (2) 二次災害の防止を図る。

### 7 部隊運用

災害が同時多発的に発生した場合は、すべての事案について警防本部で部隊の把握が困難となるため、部隊活動は一時的に隊長の判断により運用することができる。

#### 8 応援要請

消防活動において現有消防力で対応できないと判断される大規模な災害については、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき応援を要請する。

#### 第2款 消防団の活動

担当機関 市消防本部、市消防団

消防団は地域に密着した防災機関として、現有人員及び装備を活用し警戒防除及び消防活動にあたる。

#### 1 災害時の活動等

#### (1) 消火活動等

大規模災害時の消火活動及び避難道路確保のための応急活動は、原則消防本部又は消防団本部の要請に応じ現場活動を行う。

#### (2) 消防部隊への応援

必要に応じ所轄消防署(所)の消防部隊要員として消防活動の応援をするとともに、 道路障害の排除及び消防部隊の応援にあたる。

#### (3) 情報の収集

参集途上における消防活動上必要な事象、道路障害状況、救助事象等災害の情報収集 と報告及び消防団本部又は分団との指示命令の伝達等を行う。

#### (4) 応援救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所への搬送を行う。

#### (5) 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡を とりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

### 第3款 住民及び自主防災組織の活動

担当機関 自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うととも に、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

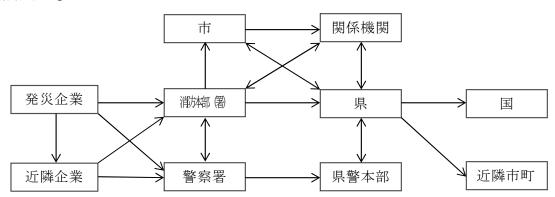
### 第2節 危険物等の災害応急対策計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

- 1 消防法に定める危険物 (石油類等)
  - (1) 危険物(石油類等)保管施設の応急処置
    - ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の緊 急点検と出火等の防止措置。
    - イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領並びにタンク破壊等による流 出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置。
    - ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置並 びに防災機関との連携活動。
  - (2) 災害情報の収集及び報告

被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、 その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

#### 【情報系統】



#### (3) 災害広報

災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ等 を媒体とする広報活動を行う。

#### (4) 避難

警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を 行う。

### (5) 交通規制

道路管理者及び警察署は交通の安全、緊急輸送の確保のため必要に応じ被災地域の交通規制を実施する。

#### 2 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設の応急措置

事業所及び防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質(毒性、可燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

- ア 状況により、設備の緊急運転停止
- イ 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却注水
- ウ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
- エ 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- オ 状況により防災要員以外の従業員の退避
- カ 発災設備以外の設備の緊急総点検
- キ 交通規制措置
- (2) 防災資機材の調達
  - ア 事業所による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。
  - イ 警察と連携して防災資機材の緊急輸送に協力する。
- (3) 被害の拡大防止措置及び避難

被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、必要に応じ避難の指示を行う。

#### 3 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

事業所及び防災関係機関と連携し、毒物・劇物の性質に応じた対策を講じる。

- ア 火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡 大の防止を図る
- イ 大量放出・飛散に際しては、警察署等と連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (2) 避難指示

必要に応じ避難の指示を行うとともに警戒区域を設定する。

# ■第6-1章 大規模事故災害対策計画■

担当機関 市各部

### 第1節 計画の趣旨

#### 1 目的

この計画は、川西市域における災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するための必要な対策について定めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項については「風水害等対策計画編」の各章に定めるところにより実施するものとする。

### 2 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次の場合をいう。

この計画は大規模事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に適用する。

- (1) 川西市内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等 が発生した場合(航空災害)
- (2) 川西市内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が 発生した場合(鉄道被害)
- (3) 川西市内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故及び雑踏事故等により多数の死傷者等が発生した場合(道路災害等)

### 第2節 災害予防対策

交通の安全性の確保に資する各種関係法令の遵守、及び人命救助・救命を第一義とした 応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制整備など、平時からの必要な備えについて 定める。

### 第1款 交通の安全性の確保

県や警察署等と相互に連携し、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるとともに、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。また、自動車運転者には、法令の定めるところにより車両の保守管理を行うよう啓発するとともに、安全運転教育等の充実を図るものとする。

#### 第2款 災害応急対策への備えの充実

- 1 情報の収集・伝達体制の整備
  - (1) 大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、市、航空運送事業者、鉄道事業者、 道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互において情報の収集・伝達体制の整備を 図ることとする。
  - (2) 市は、機動的な情報収集を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備することとする。
  - (3) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努めることとする。
  - (4) 市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めることとする。
- 2 通信手段の確保

市及び関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、次の事項に留意することとする。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制の整備
- (3) 通信手段の定期点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 平時からのフェニックス防災システム等通信機器の積極的活用
- (5) より効果的な最新の情報収集・伝達システムの研究

#### 第3款 災害応急活動体制の整備

1 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制につきあらかじめ決めておくこととする。

- 2 防災関係機関相互の連携体制
  - (1) 防災関係機関は、平時より連携の強化に努めることとする。
  - (2) 消防本部は、消防相互応援体制の整備に努めることとする。
- 3 捜索、救助、救急、医療及び消火活動への備え
  - (1) 捜索活動関係(主に航空災害) 市は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めることとする。
  - (2) 救急·救助関係

- ア 市は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。また、防災関係 機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努 めることとする。
- イ 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を 定めることとする。

#### (3) 医療活動関係

- ア 市は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機材等の 備蓄に努めることとする。
- イ 災害発生時の第一報が重要であることから、あらかじめ関係機関相互の連絡体制の 整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努 めることとする。

#### (4) 消防活動関係

- ア 消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図ることとする。
- イ 市は、消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防本部との連携強化に 努めることとする。

#### 4 緊急輸送活動等への備え

- (1) 緊急輸送活動への備え
  - ア 市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の 整備に努めることとする。
  - イ 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時の航空輸送を確保することとする。
- (2) 危険物等の流出時における防除活動関係 市等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備 促進に努めることとする。
- (3) 関係者等への的確な情報伝達活動関係
  - ア 市は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の 整備を図るものとする。
  - イ 市は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報を整理しておくこと とする。

#### 5 雑踏事故の予防

雑踏は不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する必要があり、 そのため市は、関係機関と調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に 以下の事項について周知徹底に努めることとする。

- (1) 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時に対応体制等について、事前に川西警察署及び消防本部並びに川西市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。
- (2) 事故が発生した場合には、迅速に川西警察署及び消防本部並びに川西市医師会、医療機関及び県(災害対策センター)にその旨報告すること。

### 第3節 災害応急対策

### 第1款 応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市が中心となり対応するものとするが、災害の規模により、市等が対応できない場合には、県等への応援を要請するものとする。また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本編に定める応急対策のうち、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 航空災害

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡することとし、県は入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡するものとする。市及び関係機関等は、必要に応じて捜索、救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

#### 2 鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかにその情報を国土交通省近畿運航局及び県、所轄の警察署・消防署に連絡することとし、県は入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡するものとする。市及び関係機関等は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

### 3 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は、速やかにその情報を国土交通省(近畿地方整備局)及び県に連絡するものとする。

雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、消防本部、川西警察署及び県に連絡するものと する。

県は入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡するものとする。

市及び関係機関等は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

# 133

## 第2款 応急対策の主な流れ

## 1 航空災害

(1) 大阪国際空港周辺(川西市内)における航空機の墜落等の場合

	(1) 人阪国際空港周辺(川四市内)における航空機の墜落寺の場合									
事項	川西市(消防)	航空運送事業者・空港事務所 ・発見者	国	県	歡察	医療機関等				
事故等の発生	・事故等発生の通報の受領・伝達	<ul><li>・発見者から消防又は警察への事故等発生の通報</li><li>・事故等発生情報の受領及び関係機関に集結場所を連絡〔空港事務所〕</li></ul>	・事故等発生の通報の 受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の 開催	・事故等発生の通報 の受領・伝達	・事故等発生の通報の 受領・伝達	・事故等発生の通報の受領				
組織の設置	<ul><li>・航空機災害対策本部等の設置</li><li>・現地対策本部等の設置</li></ul>	<ul><li>・現地対策本部の設置</li><li>・川西市航空機災害対策本部等の連絡調整</li><li>・関係機関との連絡調整</li><li>・航空事業者との連絡調整 〔以上空港事務所〕</li></ul>	<ul><li>・非常災害対策本部の設置</li><li>・現地対策本部の設置</li><li>・調査団の派遣</li></ul>	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の 設置	・現地指揮所等の設置					
関係機 関等と の連携 促進	・現場合同指揮所の設置 ・必要に応じて県等へ応 援要請	・現場合同指揮所への参加 〔空港事務所〕		・現場合同指揮所への参加 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・必要に応じ、自衛隊派遣要請	・現場合同指揮所への 参加	・現場合同指揮所への参加 (川西市医師会及び日赤等)				
捜索及 び情報 収集	・消防職員、消防団員等 による捜索活動及び情 報を収集									
救助	<ul><li>・負傷者数及び搭乗者数の把握</li><li>・現地救護所の設置</li><li>・搭乗者の救助活動</li></ul>	・旅客の救助、地上の人また は物件に対する危難の防止 〔機長〕			<ul><li>事故現場及び救助地 区等の警戒警備</li><li>・救助活動</li></ul>	・応援協定に基づく他市消防 機関の応援				
消火	・消火救難活動 ・必要に応じて、警戒区 域の設定	・消火救難活動 〔空港事務所〕				・応援協定に基づく他市消機 関の応援				

事項	川西市 (消防)	航空運送事業者・空港事 務所・発見者	国	県	警察	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止	・航空機が人家密集地域 へ墜落した場合等被害 が拡大する場合には迅 速に立入禁止区域を設 定し、地域住民等の避 難誘導を実施				・航空機が人家密集地 域へ墜落した場合等 被害が拡大する場合 には迅速に立入禁止 区域を設定し、地域 住民等の避難誘導を 実施	
医療	<ul> <li>・事故現場でのトリアージ</li> <li>・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散搬送</li> </ul>	・救急医療資機材の配置 〔空港事務所〕	・陸上自衛隊による医療 救護活動、負傷者の搬 送等の実施	<ul><li>・市からの要請を受け 、県立病院の救護班 の派遣や医療機関に 救護班の派遣を要請 等</li><li>・必要に応じた県消防 防災ヘリによる搬送</li></ul>	・医療救護班車両の先 導	<ul><li>・市・隣接市医師会・日赤等からの医療救護班の派遣。トリアージ・医療救護活動の実施・日赤による助産、血液の輸送及び供給・応援協定に基づく他市消防機関による搬送</li></ul>
交通規制					・交通規制等の実施及 び緊急通行路の確保	
危険物等 への対策	・危険物等の漏洩の場合 、物質の特定、現場の 安全確認、負傷者等の 移動、除染等必要な措 置の実施	・航空危険物輸送の有無 の報告 〔航空運送事業者〕		・消防と連携した物質 の特定等 ・必要に応じて、危険 物等の専門家・専門 機関等を消防本部等 に紹介等	・消防と連携した物質 の特定等	
関係者へ の情報伝 達	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報報提供	
その他		・遺体の身元確認、遺体 仮収容所の選定、被災 者及び被災者の家族に 対する必要な手配 〔航空運送事業者〕			・遺体の検分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認

### ② それ以外の地域における航空機の墜落等の場合

事項	川西市(消防)	航空運送事業者・発見者	国	県	警察	医療機関等
事故等の発生	<ul><li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li><li>・消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集</li></ul>	<ul><li>事故等発生の通報</li><li>・乗客名簿の関係機関への提出</li><li>〔航空運送事業者〕</li></ul>	<ul><li>事故等発生の通報の 受領・伝達</li><li>関係省庁連絡会議の 開催</li></ul>	・事故等発生の通報の受 領・伝達 ・県消防防災へリ等によ る情報収集活動	・事故等発生の通報の 受領・伝達 ・事故発生地を管轄す る警察署員等を派遣 し、情報収集	・事故等発生の通報の受領
組織の設置	<ul><li>航空機災害対策本部等の設置</li><li>・現地対策本部等の設置</li></ul>		<ul><li>・非常災害対策本部の設置</li><li>・現地対策本部の設置</li><li>・調査団の派遣</li></ul>	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機 関等と の連携 促進	<ul><li>・必要に応じて県等へ応援要請</li><li>・関係機関の密接な連携</li></ul>	・関係機関の密接な連携	・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊派遣 ・関係機関の密接な連 携	・必要に応じ、国、他の 都道府県、市町への応 援要請等 ・必要に応じ、自衛隊派 遣要請 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連 携	・関係機関の密接な連携
(捜索)	・消防職員、消防団員等 による捜索活動		<ul><li>・東京救難調整本部を 通じ相互に連携した 捜索活動の実施</li><li>・自衛隊の捜索活動</li></ul>	・県消防防災ヘリ等による捜索活動	・交番、駐在、パトカ 一、白バイ等の勤務 員の情報収集活動等 ・警察用航空機等を活 用した捜索活動	
救助	<ul><li>・負傷者数及び搭乗者数の把握</li><li>・現地救護所の設置</li><li>・搭乗者の救助活動</li></ul>	・旅客の救助、地上の人 又は物件に対する危 難の防止活動 〔機長〕			・事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等による 救助活動及び行方不明者等の捜索	・応援協定に基づく他市消防 機関の応援
消火	・消火救難活動 ・必要に応じて、警戒区 域の設定					

事項	川西市(消防)	航空運送事業者・発見者	国	県	警察	医療機関等
避難誘導 二次災害 防止	・航空機が人家密集地域 へ墜落した場合等災害 が拡大する場合には、 迅速に立入禁止区域を 設定し、地域住民等の 避難誘導を実施				・航空機が人家密集地 域へ墜落した場合等 被害が拡大する場合 には、迅速に立入禁 止区域を設定し、地 域住民等の避難誘導 を実施	
医療	<ul> <li>・事故現場でのトリアージ</li> <li>・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散搬送</li> </ul>		<ul><li>・近畿厚生局、国立大 学病院からの救護班 の派遣</li><li>・陸上自衛隊による医 療救護活動、負傷者 の搬送等の実施</li></ul>	・市からの要請を受け、県立 病院の救護班の派遣や医療 機関に救護班の派遣を要請 等 ・必要に応じた県消防防災へ リによる搬送及び他機関の へリの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広 範囲熱傷等特殊な医療への 対応可能病院を消防、医療 機関に紹介	・医療救護班車両の先 導	・要請に基づく医師、 救護班の派遣 ・事故現場でのトリア ージ・医療救護活動 ・災害拠点病院(災害 医療コーディネータ ー)による、消防機 関からの 問い合わ せに応じた医療上の 助言
交通規制					・交通規制の実施	
危険物等への対策	・危険物等の漏洩の場合 、物質の特定、現場の 安全確認、負傷者等の 移動、除染等必要な措 置の実施	・航空危険物輸送の有無を 関係機関に連絡 〔航空運送事業者〕		<ul><li>・消防と連携した物質の特定等</li><li>・必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を消防本部に紹介等</li></ul>	・消防と連携した物質の特定等	
関係者へ の情報伝 達	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	
その他					・遺体の検分 ・遺体の身元確認	・医師による死亡確認

# (2) 鉄道災害

事項	川西市(消防)	鉄道事業者・発見者	国	県	警察	医療機関等
事故等の 発生	・事故等発生の通報の 受領・伝達 ・災害状況の早急な把 握	・事故等発生の通報	<ul><li>事故等発生の通報の受領・伝達</li><li>関係省庁連絡会議の開催</li></ul>	・事故等発生の通報の受 領・伝達	・事故等発生の通報の受 領・伝達	・事故等発生の通報の受 領
組織の設置	・現地指揮所等の設置	・対策本部の設置	<ul><li>・非常災害対策本部の設置</li><li>・現地対策本部の設置</li><li>・調査団の派遣</li></ul>	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部の設置	・現地指揮所の設置	
関係機関 等との連 携促進	<ul><li>・消防相互応援協定締結先への応援要請</li><li>・関係機関の密接な連携</li></ul>	・鉄道事業者の必要に 応じた県、市への応 援要請 ・関係機関の密接な連 携	・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊の派遣 ・関係機関の密接な連携	・必要に応じ、国、他の 都道府県、市町への応 援要請等 ・必要に応じ、自衛隊 派遣要請 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携
救助	・現地救護所の設置 ・救助活動 ・必要により列車切断	・鉄道事業者による救 助活動			・川西警察署員、広域緊 急援助隊員等の出勤に よる救助活動及び行方 不明者等の捜索	
消火	・消火活動 ・必要に応じて、警戒 区域の設定	・鉄道事業者による消 火活動				

避難誘導二次災害防止	・脱線した鉄道車両が高 架から人家集中地域や 道路に転落するおそれ がある場合等被害の拡 大防止のため、立入禁 止区域の設定、地域住 民等の避難誘導を実施	・後続車両の衝突等の二次 災害の防止措置の実施 ・鉄道上の落石、土砂崩れ 等に起因する災害現場に おける監視員の設置 〔以上鉄道事業者〕			・脱線した鉄道車両が高 架から人家集中地域を 道路に転落する場合等 がある場合等被、立 大防止の設定、地域の設定 上区域の避難誘 者と 度等の避難業者と 後続車両の防止措 し、後続車両の防止措置 ・鉄道上の落石、土砂明	
医療	・事故現場でのトリアー		<ul><li>・近畿厚生局、国立大</li></ul>	・市からの要請を受け	れ等に起因する災害現場における監視員の設置	・要請に基づく医師、
	ジ 急救護所及 重症要 で 重症必要 で 重症必要 で 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変		学病院からの救護班 の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者 の搬送等の実施	県立病院療機関語での教護というでは、 原療機関語では、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでは、 でののでは、 でのののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でのののでは、 でのでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでのでは、 でののでは、 でののでのでのでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのででででいるででのでででででいるでででででででで		救護班の派遣 ・事故現場でのトリア ージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害 医療コーディネータ ー)の消防機関から の照会に応じた医療 上の助言
緊急輸送	<b>人</b> 时				・交通状況の把握、交通 規制の実施	

玉

県

警察

医療機関等

事項

川西市(消防)

鉄道事業者 · 発見者

事項	川西市(消防)	鉄道事業者・発見者	玉	県	警察	医療機関等
危険物等への対策	・危険物の漏洩等の場 の場の安全確認 の場のの場合、物質の移定、 を実際ののででででである。 を要になり、 ののでででででいる。 を実施ででででいる。 では、 でででででいる。 ででででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。	・危険物等積載の有無 を消防本部、県警等 に報告 〔鉄道車両の運転手 、鉄道事業者又は荷 主〕		・消防と連携した物質の 特定等 ・必要に応じて、危険物 等に関する専門家、専 門機関等を消防機関等 に紹介等	<ul><li>・消防と連携した物質の特定等</li><li>・危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施</li></ul>	
関係者への情報の伝達	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・関係機関が連携した 被災者の家族等への 情報提供	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他		<ul> <li>・遺体の身元確認、</li> <li>・遺体の身元確認定、</li> <li>体仮容が被災要者のが被災を</li> <li>・死傷者名に</li> <li>・死傷者名に</li> <li>・死傷のの状のの状のの状態を</li> <li>・鉄道の本のが表し</li> <li>・鉄道の本のでは</li> <li>・鉄道の本のでは</li> <li>・鉄道の本のでは</li> <li>・大のでは</li> <li< td=""><td></td><td>・鉄道車両が道路をふさ ぎ交通上支障がある場 合には、必要に応じて 、建設 業協会へ重機 出動依頼</td><td>・遺体の検分・遺体の身元確認</td><td>・医師による死亡確認</td></li<></ul>		・鉄道車両が道路をふさ ぎ交通上支障がある場 合には、必要に応じて 、建設 業協会へ重機 出動依頼	・遺体の検分・遺体の身元確認	・医師による死亡確認

### (3) 道路災害等

① 一般的な道路災害の場合 (高速道路での危険物流出は除く)

事項	川西市(消防)	運転手・道路管理者・発見者	玉	県	警察	医療機関等
			, .		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
事故等の発生	<ul><li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li><li>・事故状況の早急な把握</li></ul>	・事故等の発生の通報	<ul><li>・事故発生の通報の受領</li><li>・伝達</li><li>・関係省庁連絡会議の開催</li></ul>	・事故等発生の通報の 受領・伝達	<ul><li>事故等発生の通報の受領・ 伝達</li><li>・川西警察署員等を現場に派遣し情報収集</li></ul>	・事故等発生の通 報の受領
組織の設置	・現地指揮所等の設置		<ul><li>・非常災害対策本部の設置</li><li>・現地対策本部の設置</li><li>・調査団の派遣</li></ul>	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設 置	・現地指揮所の設置	
関係機関 等との連 携促進	<ul><li>・消防相互応援協定締結 先への応援要請</li><li>・関係機関の密接な連携</li></ul>	・関係機関の密接な連携	・広域緊急援助隊派遣 ・緊急消防援助隊派遣 ・自衛隊の派遣 ・関係機関の密接な連携	<ul><li>・必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等</li><li>・必要に応じ、自衛隊派遣要請</li><li>・関係機関の密接な連携</li></ul>	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接 な連携
救助	<ul><li>・応急救護所の設置</li><li>・救助活動 (高速道路での災害では 、事故現場へのアクセ スに配慮した救出活 動を実施)</li></ul>	<ul><li>・車両の運転手等による負傷者救護</li><li>・道路管理者による救助活動への協力</li></ul>			・川西警察署員、広域緊急援 助隊等による救助活動	
消火	・消火活動(消防) (トンネル内火災の場合 には濃煙、熱気等に配 慮した消火活動を実施)	・道路管理者による消防機 関と連携協力した消火活 動				
避難誘導 二次災害防止		<ul> <li>・車両の運転手等による危険防止措置</li> <li>・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施</li> <li>・救出活動にあたり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置</li> <li>〔以上管理者〕</li> </ul>			・道路災害が通行量の多い道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施・山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置	

L	_
ľ	_
۲	+>
۲	_

事項	川西市(消防)	運転手・道路管理者・ 発見者	国	県	警察	医療機関等
医療	<ul><li>・事故現場でのトリアージ・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施・対応可能な医療機関等への分散収容・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li></ul>		<ul><li>・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣</li><li>・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施</li></ul>	<ul><li>・市から要請を受け県立病院の救護班の派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等</li><li>・必要に応じて県消防防災へリ等による搬送の実施・必要に応じて、多発外傷、化学物質の中毒等に対応で、医療機関等への紹介</li></ul>		・要請に基づく医師、
危険物等 へ高速危い でのが の場の の場の 別紙)	・危険物の漏洩等の場合 、現場の安全確認、物 資の特定、負傷者等の 移動、除染等を実施 ・危険物の漏洩等の場合 、必要に応じ、川西警 察署の協力を得て付近 住民の避難誘導を実施 ・必要に応じ、県に するの紹介を要請	・危険物等の積載の有無 を報告 〔自動車の運転手〕		<ul><li>・消防と連携した物質の特定等</li><li>・必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等</li></ul>	<ul><li>・消防と連携した物質の特定等</li><li>・危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施</li></ul>	
関係者への情報伝達 その他	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	<ul> <li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> <li>・道路管理者による迅速的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動・迂回路の設定 〔管理者〕</li> </ul>	・関係機関が連携した被 災者の家族等への情報 提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供 ・必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動以来	<ul><li>・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li><li>・被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施</li></ul>	

# ② 高速道路での危険物流出の場合

事項	川西市(消防)	事業者・道路管理者・ 発見者	国	県	警察	医療機関等
事故等の 発生	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・事故状況確認、警察への通報	<ul><li>事故等の発生の通報</li><li>事故状況確認</li><li>関係機関が必要とする情報の提供</li><li>[以上事業者]</li></ul>	<ul><li>・事故発生の通報の受領</li><li>・伝達</li><li>・関係省庁連絡会議の開催</li></ul>	<ul><li>・事故等発生の通報の受領・伝達</li><li>・現場の状況により、関係物資に関する情報を入手し関係機関に情報提供</li></ul>	・事故等発生の通報の受 領・伝達 ・事故状況確認、消防へ の通報	・事故等発生の通報の受 領
組織の設置	・現地指揮所等の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等設置	・現地指揮所の設置	
関係機関 等との連 携促進	・消防相互応援協定締結 先への応援要請 ・現場指揮 (出動した各機関は、原則 として、警察又は消防の 指揮の下に活動。また状 況に応じて協議を実施) ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な関係	・必要に応じ、国、他の 都道府県、市町等への 応援要請等 ・必要に応じ、自衛隊派 遣要請 ・関係機関の密接な連携	・現場指揮 (出動した各機関は、原 則として、警察又は消防 の指揮の下に活動。また 、状況に応じて現場で協 議を実施) ・関係機関の密接な連携	・県、消防、警察からの 要請を受けて応援実施 ・消防本部等からの要請 に基づく応援 [高圧ガス地域防災協 議会加入防災事業所] ・関係機関の密接な連携
救助	・救助活動 ・多数の負傷者が発生し た場合、安全な場所に 現地救護所を設置				• 救助活動	
消火	・火災・爆発鎮火	・道路管理者による消防 機関と連携協力した消 火活動				
避難誘導 二次災害 防止	・警戒区域の設定 ・避難指示 (避難指示は、毒性ガス の発生、火災の拡大等 付近住民に被害が発生 する場合に実施) ・周辺広報の実施	・警戒区域の設定 (積載物質の毒性等の 性状また火災の状況等 を考慮して設定) ・周辺広報の実施 〔以上管理者〕			・警戒区域の設定 ・避難指示 (避難指示を市長等が 措置できないとき、ま たは市長から要求があ ったときに実施) ・周辺広報の実施	

事項	川西市(消防)	事業者・道路管理者・ 発見者	国	県	警察	医療機関等
医療	<ul> <li>事故現場でのトリアージ</li> <li>・現地救護所で重症度に応分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> </ul>		<ul><li>・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣</li><li>・自衛隊の救護班の派遣</li></ul>	・市から要請を受け県立 病院の救護班を派遣。 また、医療機関に救護 班の派遣を要請等		・要請に基づく医師、救護 班の派遣 ・事故現場でのトリアージ ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療 コーディネーター)によ る、消防機関からの問い 合わせに応じた医療上の 助言
交通規制		・交通規制の実施 〔管理者〕			・交通規制の実施 (現場の状況により 、交通遮断及びイン ターチェンジ閉鎖を 実施)	
危険物等 への対策 (物質特定 )	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 〔以上事業者、管理者〕		・物質の特定 ・処理方法の確認 「物質の特定は、標識 、イエローカード、発 送元等の確認で実施]		・物質の特定応援 ・処理方法の確認応援 ・拡大防止の応援 〔以上関係団体(日本中毒 情報センター等)〕
(防除)	・資機材所在確認 ・処理実施 (積載物質の毒性等の 性状また、火災の発生 等を考慮しながら、回 収等の作業を実施)	・資機材所在確認 ・資機材手配・運搬 ・処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を有 する人材が元をを には発送に依頼) ・回収車所施 ・興車車所撤去 ・水質汚掃等事は ・水質清掃等事故理 「以上事業者、管理者」		・資機材所在地確認 (特殊な処理剤等が必 要なときは、発送元、 製造メーカー等に確認 ) ・必要に応じ、資機材の 搬送に県消防防災へリ 等を活用 (高速道路上での事故 のため、車両による搬 送が困難な場合等)		・資機材所在確認応援 ・資機材手配・運搬応援 ・処理人員手配・派遣応援 ・回収車両の手配・搬送応 援 ・処理実施応援 〔以上関係団体〕

### ③ 雑踏事故の場合

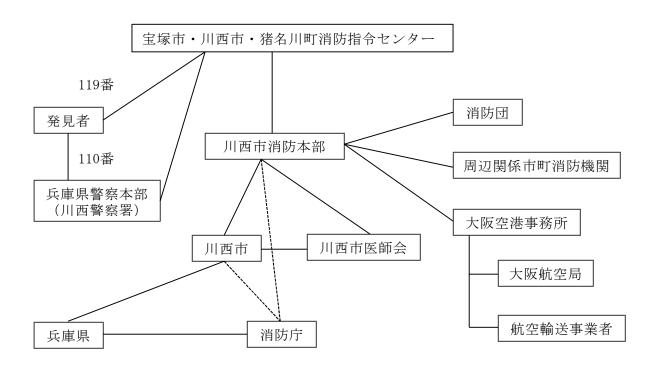
事項	川西市(消防)	行事等の主催者・発見者	国	県	警察	医療機関等
事故等の発 生	<ul><li>事故等発生の通報の受領</li><li>・伝達</li><li>・早急な状況把握</li></ul>	・事故発生の通報	・事故発生の通報の受 領・伝達	<ul><li>事故発生の通報の受領</li><li>・伝達</li></ul>	・事故発生時の通報の受 領・伝達	・事故発生の通報の受領
組織の設置	・現地指揮所等の設置			<ul><li>・現地調査班の派遣</li><li>・現地支援本部等の設置</li></ul>	・現地指揮所の設置	
関係機関等 との連携促 進	<ul><li>・消防相互応援協定締結先への応援要請</li><li>・関係機関の密接な連携</li></ul>	・関係機関の密接な連 携〔主催者〕		・必要に応じ、国、他の 都道府県、市町等への 応援要請等 ・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携
救助	<ul><li>・現地救護所の設置</li><li>・救助活動</li></ul>	・緊急車両の進入路の 確保〔主催者〕			<ul><li>・川西警察署員等の負傷 者救助活動</li><li>・救助活動に必要な道路</li><li>・場所の確保</li></ul>	
被害の拡大 防止		・事故の拡大防止 〔主催者〕			・効果的な広報の実施等 による事故の拡大防止	
医療	<ul> <li>・事故現場でのトリアージ</li> <li>・応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>・対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保</li> </ul>	. ,, ,, ,,		・市からの要請を受け県 立病院の救護班を派遣 。また、医療機関に救 護班の派遣を要請等		・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター) による、消防機関からの照会に応じた助言
交通規制					<ul><li>・交通規制の実施</li></ul>	
関係者への 情報伝達	・関係機関と連携をとった 被災者の家族等への情報 提供	・関係機関と連携をと った被災者の家族等 への情報提供		・関係機関と連携をとっ た被災者の家族等への 情報提供	・関係機関と連携をとっ た被災者の家族等への 情報提供	

### 第3款 情報の収集・伝達

### 1 航空災害の第一報の情報伝達

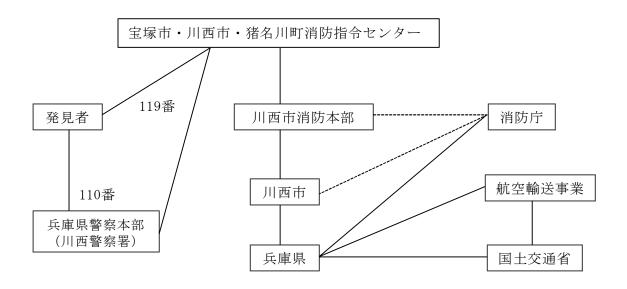
大阪空港事務所長は、航空事故による災害が発生、又は発生するおそれがある場合、当 該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関 係機関等との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

(1) 大阪国際空港周辺地域(標点から半径9km以内の範囲)で災害が発生した場合 大阪国際空港周辺において航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがあ る場合の情報等の伝達系統。



- ※ 図中 ------ の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に該当する 場合に実施する。以下同じ。
- ※ 兵庫県への報告は阪神北県民局総務企画室総務防災課とするが、勤務時間外及び緊 急の場合は兵庫県危機管理部災害対策課、同消防保安課とする。以下同じ。
- (2) 情報伝達系統図(その他の地域における航空機の墜落等)

空港及びその周辺の地域以外の地域において、航空機事故による災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統。

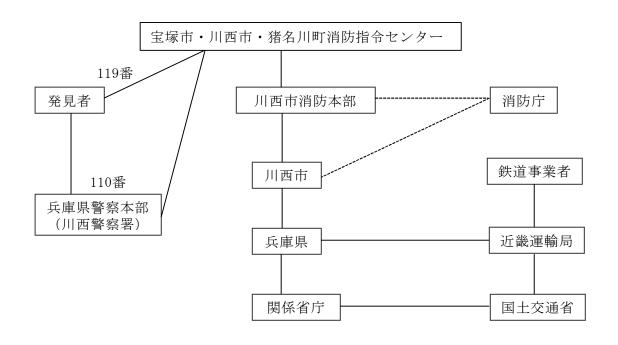


### 2 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、所轄の警察署・消防署に第一報を伝達するものとする。

なお、危険物の漏洩等がある場合は別に定める。

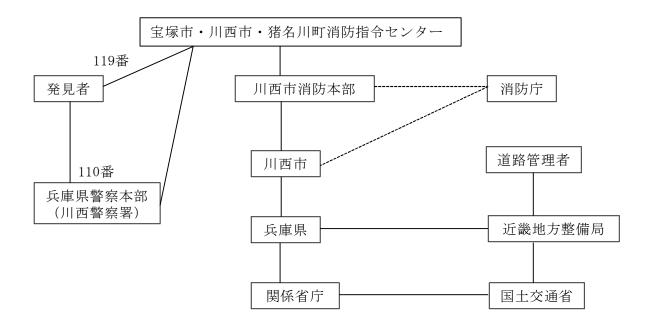


### 3 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

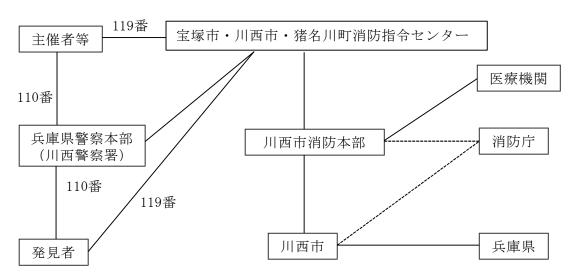
この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市 (消防本部) に第一報を伝達するものとする。

なお、危険物の流出等がある場合は別に定める。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の 主催者、主催者から警備を委託された者(以下「主催者等」という。)又は雑踏事故の 発見者は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市 (消防本部) に第一報を伝達するものとする。



### 第4款 応急活動体制の確立

#### 1 事故対策本部の設置

市長は、大規模事故が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要と認めるときは、「川西市大規模事故対策本部」を設置するものとする。

(1) 大規模事故対策本部は本庁2階202会議室に設置し、各部庶務班を中心として、関係部局間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防本部を中心とした現地対策本部を 設置し、防災関係機関相互の連携を図るとともに、大規模事故対策本部との連絡・調整 を円滑に推進するものとする。

- (2) 大規模事故対策本部は次の事務を行うものとする。
  - ア 情報の収集伝達
  - イ 各部及び関係機関との連絡調整
  - ウ 市民への広報及び報道機関への対応
  - エ 県及び協定締結市町への応援要請
  - オ 災害対策本部設置の検討

### (3) 職員の動員

市長は、大規模事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合で、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては「第3編 災害応急対策計画、第1章 防災組織計画、第2節 初動活動計画」に基づき、職員の動員、配備を行うものとする。なお、災害の状況等によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

#### 2 災害対策本部の設置

市長は、事故や火災の発生により、特に全庁的な応対が必要と判断した場合に、川西市 災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部の組織運営及び動員は「第3編 災害応急対策計画 第1章 防災 組織計画 第1節 応急活動計画」及び「第2節 初動活動計画」の関係規定を準用する ものとする。

### 3 応援要請

### (1) 自衛隊への派遣要請

市長は、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神北県民局及び 川西警察署と十分連絡を取るものとする。詳細については、「第3編 災害応急対策計 画 第4章 広域応援・協力計画 第2節 自衛隊への派遣要請」に基づき実施する。

### (2) 広域的な応援要請

本市単独で対応できない災害規模の場合、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、関係市町に対して応援を要請する。また、県を通じて他の自治体の応援を要請する。

### 第5款 災害応急活動の実施

### 1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

### (1) 捜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、市及び消防本部は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

### (2) 救助活動

市は、地域防災計画に基づき、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。 また、救出活動が困難な場合、県に応援を必要とする事項を明らかにして、救助活動 の実施を要請することとする。

#### (3) 消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施するものとする。

### 2 医療活動等の実施

#### (1) 実施方法

- ア 市は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健 医療活動を実施することとする。
- イ 被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかると判断し、被災地での対応が 必要な場合は、現地救護所を設置することとする。
- ウ 市は、必要に応じ、川西市医師会等へトリアージや現地における治療活動を実施する る医師の派遣を要請することとする。
- エ 市は、災害発生により特殊な治療活動が必要な場合、現地への救護班の派遣要請等 適切な措置をとるものとする。
- オ 消防本部等の搬送担当機関は、トリアージの結果に従って、搬送を実施する。 また、市は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプター の出動を要請することとする。
- カ 市は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する る医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し補給を行うこととする。

キ 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

#### 3 特殊な治療活動等への対応

- (1) 多発外傷への対応
  - ア 消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直 ちに川西市医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災 害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。
  - イ 負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県に連絡することとする。
  - ウ 市長等は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの 出動を要請することとする。
  - エ 消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。
- (2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応
  - ア 消防本部等の搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。
  - イ 負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県に連絡することとする。
  - ウ 市長等は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの 出動を要請することとする。
  - エ 消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。
- (3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応
  - ア 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部等は、原因物質の特定が困難な場合は(公財)日本中毒情報センターに連絡を取り、原因物質の絞り込みを行うこととする。
  - イ 消防本部等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料(尿、血液等)と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所健康科学総合センター等に検査分析を依頼することとする。また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。
  - ウ 消防本部は、必要に応じて搬送等にあたって除染を行い、二次災害防止等に努める こととする。

エ 消防本部及び県は、連携して対応可能な医療機関へ負傷者の二次搬送を実施することとする。

### 4 緊急輸送活動及び代替輸送

(1) 被災情報及び交通情報の確保

道路管理者及び川西警察署は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

#### (2) 陸上交通の確保

- ア 道路管理者及び川西警察署は、把握した被災状況等に基づき、交通が危険であると 認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間 を定めて通行禁止等の措置をとることとする。
- イ 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関 と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。
- ウ 道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に 必要な人員、機材等を確保するものとする。
- (3) 航空交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設する。 また、ヘリコプターに緊急物質等を搬入・搬出するために必要な人員を確保すること とする。

#### (4) 代替輸送の実施

市及び関係機関は、幹線道路の長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、迂回路の設定や周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。

#### 5 こころのケア対策の実施

(1) 被災者等のこころのケア対策

市は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行う こととする。また、必要に応じて、災害後においても、こころのケアの重要性について の啓発を行うこととする。

(2) 救護活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救助活動に従事した者には心的外傷後ストレス障害 (PTSD) の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころ のしこりをほぐすためのスタッフミーティング等の開催等に努めることとする。

また、救助活動現場責任者、指導者は、救助活動従事者の燃え尽き症候群を予防する

ため、救助活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労がある場合などには、休養をとらせるなどの配慮に努めることとする。

### 6 遺体の保存、身元確認等の実施

### (1) 実施機関

ア 川西警察署は、遺体検分及び身元確認を行い、その他所要の処置を行った後、関係者(遺族又は市長)に引き渡すこととされている。なお、市は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。

イ 市は、引き渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。

- ウ 県は、多数の犠牲者が発生した場合で、市単独では火葬等が実施できない場合に は、市からの要請により、県内他市町や他府県の市町に受入れの要請を行い、遺体の 火葬を速やかに実施できるように努めることとされている。また、市は、県の調整結 果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合わせを行い、遺体を搬送することとする。
- エ 県は、川西警察署又は市からの要請に応じて、民間事業者等の協力を得て、ドライ アイス、棺等をあっせんすることとされている。

### 第6款 雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し、又は発生が予想される場合の行事等の主催者等の関係機関の対応について定めるものとする。

#### 1 関係機関の情報の連携

行事等の主催者等と消防本部をはじめとする防災関係機関等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、情報交換を逐次行い、緊密な情報の連携を図るものとする。

### 2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群衆の密度、行動等から雑踏事故のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡を取り、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行うものとする。
- (2) 消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場確認を行うとともに、その確認者からの情報により、災害発生時の出動体制を整えるものとする。

### 3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策をとるものとする。

#### (1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部及び警察機関等に通報するとともに負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど応急措置に努めること。

### (2) 消防本部

ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で、必要な状況の把握に 努め、救助活動に迅速に着手するものとする。

イ 必要に応じて広域応援を近隣市町及び県に要請するものとする。

ウ 多数の負傷者が発生した場合、川西市医師会へ情報提供し、協力を依頼するととも に、必要に応じて災害拠点病院の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療 機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うものとす る。

#### (3) 医療機関等

ア 行事等の主催者等及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ 体制を整えるよう努めること。

イ 川西市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へトリア ージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等につい て、協力するよう努めること。

### (4) 警察署

ア 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこと。

- イ 事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を 確保すること。
- ウ 効果的な広報活動によって人心の安定を図ること。

### 第7款 危険物等への対策の実施

列車又は自動車等から危険物が流出した場合等の保安及び応急対策について定めるものとする。

#### 1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策にかかる関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の 関連する災害の特殊性(引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険)に 応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をするものとする。

### 2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有するもの(以下 「責任者」という。)又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるも のとする。

### (1) 連絡通報

ア 責任者又は発見者は、災害発生時に直ちに所轄の警察署・消防署へ通報する。 また、責任者は危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めるものとする。

イ 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にまとめ、必要に応じて 関係機関に通報するものとする。

### (2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を 実施するものとする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うものとする。

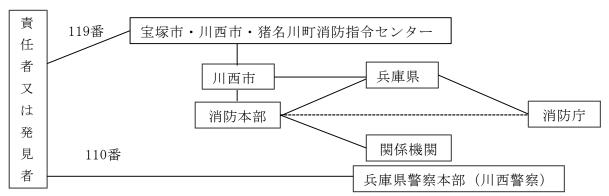
### 3 川西市・その他関係機関

高速自動車道における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」 を適用するものとする。

#### (1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災状況の実態を的確に把握するとともに、市及びその他関係機関に災害発生の即報を行い、状況に応じて逐次中間報告を実施するものとする。

情報系統図 (第一報)



※ 図 ----- の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に 該当する場合に実施する。

### (2) 災害広報

市長は、災害の状況により必要と認める場合は、市民の不安・混乱を防止するため、 「第3編 災害応急対策計画 第3章 災害広報・広聴計画 第1節 災害広報計画」 を準用し、災害広報活動を実施するものとする。

#### (3) 危険物等の特定

ア 消防本部及びその他の関係機関は、責任者等を通じて危険物等の物質の情報の収集 を実施するものとする。

また、責任者を通じても当該物質の種類等が特定できない場合は、県立健康生活科学研究所健康科学研究センター等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関と連携し、危険物等の種類の特定に努めるものとする。

イ 市及び関係機関は、危険物等の物質が特定した後は、必要に応じてその特性や身体 への影響等について、緊急の広報を実施するものとする。

#### (4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部及び関係機関は連携して次の活動を実施するものとする。

ア 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を 設定する。

イ 負傷者等の汚染された環境からの搬出

ウ 負傷者等の除染の実施

消防本部及び警察機関は、関係機関との連携のもと、負傷者等に対する救助、一次 除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施するものとする。

### (5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、県等と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送するものとする。

### (6) 消防応急対策

消防本部は、危険物等の火災の特性(爆発を伴う大規模火災の危険性等)に応じた消防活動を迅速に実施するものとする。

### (7) 避難

市長は、必要に応じて警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行うものとする。

#### (8) 住民救済対策

市は、関係機関と協力して市民の救済対策を講じるものとする。

#### (9) 風評被害の影響の軽減

ア 市及び関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を実施し、大規模事故災害による風評被害等の未然防止を図るものとする。

- (ア) 鉄道、道路等の使用又は供用の状況
- (イ) 被災した構造物等の復旧状況
- (ウ) 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- (エ) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

イ 万一、風評被害が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の

適正な流通の促進及び観光の振興ため、広報活動の強化等により影響の軽減を図ると ともに、農林水産物対策、観光対策等に十分に配慮するものとする。

### 第8款 災害広報の実施

#### 1 広報の内容

市及び関係機関等は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について 積極的に広報するものとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報するものとする。なお、広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

- (1) 被災状況と応急措置の状況
- (2) 避難の必要性の有無
- (3) 危険物等に対する対応
- (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (5) 相談窓口の設置状況

### 2 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

- (1) 各広報実施機関に所属する広報車の活用
- (2) 市ホームページ、市公式SNS等による広報

### 第9款 各種相談の実施

### 1 相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

### 2 安否確認等の窓口の設置

市及び関係機関は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族 等の詰め所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供するものとする。

# 第4節 災害復旧対策

### 1 基本方針

大規模事故災害により被害を受けた交通機関等の復旧については、原則として空港管理 者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めるものとする。

### 2 道路関係施設等の復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域的応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明示するものとする。

# ■第6-2章 放射性物質事故災害対策計画■

担当機関 各部

### 1 目的

これは放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送中等において放射性物質に関わる事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、市民を放射線から守るため、関係機関の緊密な協力のもと適切に対処し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民の不安を解消するための必要な対策について定めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項については「風水害等災害対策計画編」の各章に定める ところにより実施するものとする。

### 2 災害の範囲

「放射性物質事故災害」とは、放射性物質の運搬中の事故、放射性物質取扱事業所又は その他の場所で発生した事故により、放射性物質及び放射線の異常な水準の放出、火災等 により市民の生活及び健康への影響が生じる又は生じるおそれがある場合を想定する。

### 3 災害予防対策

#### (1) 連携体制の整備

県、文部科学省等の省庁及び災害発生時において緊急連絡や応援を必要とする関係機関に対し、速やかに連携が図れるように平時から連携の強化に努めるものとする。

#### (2) 保安管理体制の徹底

ア 放射性物質取扱事業所は、「原子力災害特別措置法」など関係法令を遵守し、放射 性物質事故災害の防止に努めるものとする。

- イ 事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画、資機材等の整備及び点検、従業 員に対する防災教育の実施、事故発生時における通報、応急措置及び避難対策を実施 するための防災組織の整備を図る。
- ウ 事業者は、施設等において放射線の異常漏洩等が発生した場合は、直ちに消防機関 等に状況を報告するものとする。

### (3) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 情報の収集・伝達体制の整備

平素から緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくこととする。

イ 災害対策要員の研修・訓練

放射性物質事故災害等の対策に関する各種研修会等への参加及び訓練を通じ、専門

的な知識を習得するとともに情報の収集に努めるものとする。

### (4) 災害応急体制の整備

ア 防災資機材の整備

放射性物質事故災害対策に必要な放射線測定器及び放射線防護服等の整備を推進するものとする。

(「資料編 資料-22 消防・救助用資機材」参照)

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

市内にある放射性物質を取り扱っている事業所等を常に把握しておくものとする。

#### 4 災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 放射性物質事故災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は速 やかに情報収集連絡体制を整えるとともに県へ報告するものとする。

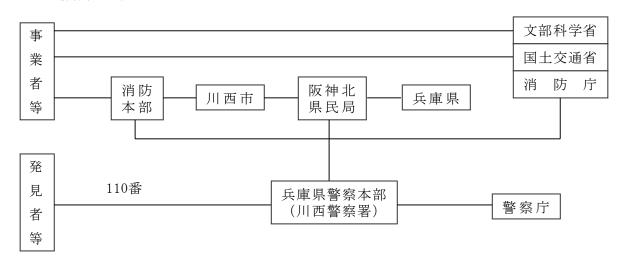
なお、放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び放射性物質取扱事業所等から放射性物質に係る事故が発生した旨の通報があった場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を県及び消防庁に報告するものとする。

イ 市災害対策本部等の設置状況、被害状況、応急対策の活動状況及び応援の必要性等 の災害情報は原則としてフェニックス防災システムにより阪神北県民局に報告するも のとする。なお、阪神北県民局に連絡が取れない場合は、直接、県災害対策本部に報 告するものとする。

また、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はファクシミリなどを活用し、有線 電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク等を使用するものとする。

ウ 収集した情報を整理し、今後の被害の拡大等の予測、その対策等に活用するととも に、必要に応じて関係機関と相互に情報を交換する。

#### 情報伝達系統図



※但し、核燃料物質等の輸送中の事故にあっては、事業者から官邸(内閣官房) 内閣府及び経済産業省へも通報するものとする。

### (2) 活動体制の確立

ア 放射性物質事故対策本部の設置

市長は、放射性物質事故災害が発生し、多大な被害が生じた場合又はそのおそれがある場合において、特に必要と認めるときは、放射性物質事故対策本部を設置するものとする。

(ア) 放射性物質事故対策本部は本庁2階202会議室に設置し、各部庶務班を中心として、関係部局間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防本部を中心とした現地対策本部を設置し、防災関係機関相互の連携を図るとともに、放射性物質事故対策本部との連絡・調整を円滑に推進するものとする。

- (イ) 放射性物質事故対策本部は次の事務を行うものとする。
  - a 情報の収集伝達
  - b 各部及び関係機関との連絡調整
  - c 事故対策方針の策定
  - d 市民への広報及び報道機関への対応
  - e 県及び協定締結市町への応援要請
  - f 災害対策本部設置の検討

#### イ 職員の動員

市長は、放射性物質事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合で、その対応に多数の人数を必要とする場合にあっては「第3編災害応急対策計画、第1章防災組織計画、第2節初動活動計画」に基づき、職員の動員、配備を行うも

のとする。

なお、災害の状況等によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

### ウ 自衛隊への派遣要請

市長は、知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神北県民局及 び川西警察署と十分連絡を取るものとする。詳細については「第3編災害応急対策計 画、第4章広域応援・協力計画、第2節自衛隊への派遣要請」に基づき実施する。

#### エ 広域的な応援要請

本市単独で対応できない災害規模の場合、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」等に基づき、関係市町に対して応援を依頼する。また、県を通じて他の自治体の応援を要請する。

### (3) 応急活動の実施

### ア 放射性物質による汚染調査

- (ア) 関係者の意見等により、防御及び汚染防止の方針を決定するものとする。
- (イ) 現場関係者及び関係機関と協力し、測定機器を使用して検出作業を行うものとする。

### イ 災害情報等の提供

放射性物質事故災害が発生した場合は、直ちに広報車、インターネットなどあらゆる媒体を活用し、被害状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等、的確な情報提供に積極的に努めるものとする。

#### ウ 相談活動の実施

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

### エ 「放射線警戒区域」の設定

- (ア) 市民の安全確保のため、放射線が毎時5マイクロシーベルト以上検出される区域 に対し、「放射線警戒区域」を設定するものとする。
- (イ) 放射線警戒区域内の活動にあたっては、防護の3原則(遮蔽・距離・時間)を遵守するものとする。
- (ウ) 市長は、災害の状況により、被害予想地域住民等に対して、災害対策等の適切な 措置を講じるものとする。

### オ 「放射線危険区域」の設定

- (ア) 市民の安全確保及び被害の拡大の防止を図るため、放射線が毎時500マイクロシーベルト以上検出される区域に対し、「放射線危険区域」を設定するものとする。
- (イ) 放射線危険区域内の活動にあたっては、放射線障害防護用器具の着用など被ばく 防止の措置を講じるものとする。

#### 力 避難対策

- (ア) 市長は、災害の状況により、国の専門家等の意見を参考とし、「放射線警戒区域」内の居住者等に対して災害対策基本法第60条(市町村長の避難の指示等)等に基づき避難指示を行うものとする。
- (4) 市長は、「放射線危険区域」内の居住者等に対して、災害対策基本法第63条 (市町村長の警戒区域設定権等)等に基づき立ち入りを禁止するとともに、当該区 域からの退去を命ずるものとする。
- (ウ) 避難誘導及び避難所開設等については「第3編 災害応急対策計画、第9章 救援・救護活動計画、第1節 避難計画」に基づき行うものとする。

#### キ 救助活動

- (ア) 関係者から現場の状況、要救助者の有無等必要な情報の収集を行うものとする。
- (イ) 人命検索、救助等は放射線被ばく又は放射能汚染に留意するものとする。

#### ク 救急搬送等

- (ア) 放射線被ばく若しくは放射能汚染を受け、又はそのおそれがある者は、放射線障害を治療できる医療機関に搬送するものとする。
- (4) 搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意するものとする。
- (ウ) 救急資材の処理は、関係者の意見に従い、行うものとする。

#### ケ 消火活動

- (ア) 消火活動は、放射線被ばく又は放射能汚染に十分留意し、関係者の意見に従い行 うものとする。
- (4) 消火に使用した水の排水系統を確認し、汚染拡大防止を図るものとする。

#### コ 飲料水・飲食物の摂取制限等

- (7) 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された水源の使用禁止及び飲料水の飲用禁止の措置を講じるものとする。
- (4) 市長は、県の指示に基づき、放射性物質により汚染された飲食物の摂取制限又は禁止の措置を講じるものとする。

### サ 放射性物質による汚染の除去

- (ア) 市は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の中時保管場所の提供等必要な協力に努めるものとする。
- (4) 市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行うものとする。
- (ウ) 放射線物質の不法廃棄等事案の場合、発見された場所の管理者は、当該放射性物質の除去等を行うこととし、市は必要な協力を行うこととする。

### シ 要配慮者支援対策の実施

要配慮者への支援対策は「第2編災害予防計画、第2章、第5節要配慮者対策の強化」に基づき実施する。

### ス 社会秩序の維持対策

市は、県等関係機関と協力し治安を確保、流言飛語、悪質商法等の防止に努めるものとする。

#### 5 復旧計画

#### (1) 各種制限措置の解除

ア 市は、県からの各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限 り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水、飲食物の摂取制限及び農林水産 物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除するものとする。

イ 市は、各種制限措置がすべて解除されたときは、当該地域における安全が回復した 旨を発表するものとする。

### (2) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県はもとより各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、対象 原子力災害等による風評被害等の未然防止を図るものとする。

万一、風評被害が発生した場合は、広報活動の強化等により影響の軽減を図るよう、 十分な施策を講じることとする。

#### (3) 心身の健康相談体制の整備

市は、対象原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に 応じるため、通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策と して設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持することとする。

# ■第7章 川西市水防計画■

担当機関 市各部

### 第1節 総則

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき法第1条の目的を達成するため、川西市内の河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送その他の水防に必要な資機材及び応援協力等の整備、運用について定める。

# 第2節 水防管理団体及び水防責任

本市は水防管理団体(昭和53年8月1日、兵庫県告示1740号)であり、法第3条の定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材を整備し区域内における水防を十分果たさなければならない。

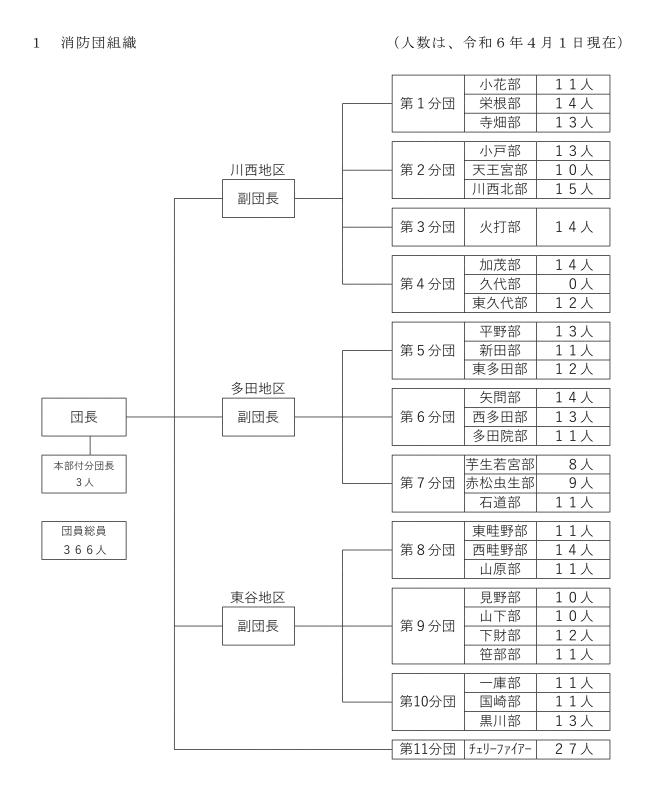
# 第3節 水防組織

本市において水防活動の必要が生じたとき、その業務を統轄するため災害対策本部を 市役所内に設置する。災害対策本部については、第3編災害応急対策計画、第1章防災 組織計画、第1節応急活動計画のとおり。

### 第4節 水防配備体制等

気象台等から気象に関する注意報又は警報のあったときは、第3編災害応急対策計画、第1章防災組織計画、第2節初動活動計画のとおり動員、配備を行う。(水防関係機関の防災体制は「資料編 資料-37、38、39」)

# 第5節 消防団組織及び配備



#### 2 消防団の配備

消防団の出動はおおむね次のとおり。

### (1) 準備

水防管理者(市長)は、次の場合に消防団に対し、出動準備を要請する。

- ア 直轄河川区域にあっては、小戸水位観測所の水位が氾濫注意水位に達する約1時間前。兵庫県管理河川区域にあっては、多田院水位観測所が4m70cmに達し、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。また、水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
- イ ため池の危険が予想されるとき。
- ウ 阪神北県民局長から水防警報第1号又は第2号が発せられたとき。

### (2) 出動

水防管理者は、次の場合に消防団に対し、出動を要請する。

- ア 直轄河川区域にあっては、小戸水位観測所の水位が氾濫注意水位に達する約 0.5時間前。兵庫県管理河川区域にあっては、多田院水位観測所の水位が氾濫 注意水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。また、水防事態が切 迫し又は水防体制の規模が大きくなったとき。
- イため池の危険が切迫したとき。
- ウ 阪神北県民局長から水防警報第3号が発せられたとき。

### (3) 解除

水防管理者は、河川水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき又は水防活動の必要がなくなったときは、消防団の配備体制を解除する。

# 第6節 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

区分	警	鐘	信	号	サイレン信号	説 明
第1信号	〇休止	01	沐止	○休止	約5秒 約15秒 5 15 5 15 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	河川の水位が氾濫注 意水位に達したとき 知らせるもの
第2信号	O-O-O	0-0	-0	0-0-0	約5秒 約6秒 5 6 5 6 - 休止 - 休止 - 休止	水防担当者が直ちに 出動することを知ら せるもの
第3信号	0-0-0-0	<b>~</b> -	<del>-</del> OO	o-o-o	約10秒 約5秒 10 5 10 5 ○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	水防態勢が発生した 区域内の当該水防管 理団体の居住者が出 動すべきことを知ら せるもの
第4信号		乱	‡	Ţ	約1分 約5秒 1 5 1 5 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	必要と認める区域内 の居住者に避難のた め立退くべきことを 知らせるもの
備考	2 必要	があれ が去っ	れば警 ったと	きは、口頭信	ること。 サイレン信号を併用してもよい 云達により周知させる。 下等の場合は、上記に準じて水	

サイレン設置場所:消防本部・久代出張所・北消防署・多田出張所・清和台出張所 多田公民館

# 第7節 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても水防管理者、消防機関の長は、できる限 り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

### 第8節 水防活動

### 第1款 雨量の観測

雨量の観測は総務部が行い、毎時の雨量を測定し災害対策本部へ連絡する。(自動観測)

### 【雨量計の所在地等】

所 属	所 在 地	管理者
川西市総務部	川西市中央町12-1 (川西市役所) 川西市黒川字中尾264 (黒川里山センター)	市長
兵庫県阪神北県民局宝 塚 土 木 事 務 所	川西市多田院移瀬 (多田院観測所)	兵庫県

### 第2款 量水標の監視

- 1 水防管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておくものとし、監視員及び連絡員は、降雨のとき常に量水標の監視にあたり、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したときは、直ちに水防管理者に報告する。また減水した場合も同様とする。
- 2 災害対策本部事務局は、水位観測表を備えこれを記録する。

### 3 量水標の所在地等

所在地区分	小戸 (池田市新町)	銀橋 (矢問)	虫 生	多田院(多田院西)
水防団待機水位	1 m 0 0 cm	2 m 4 0 cm	3 m 0 0 cm	4 m 2 0 cm
氾濫注意水位	2 m 5 0 cm	7 m 0 0 cm	6 m 0 0 cm	5 m 2 0 cm
避難判断水位	3 m 4 0 cm			6 m 1 0 cm
氾濫危険水位	4 m 0 0 cm			7 m 2 0 cm
備考	テレメーター (猪名川河川事務所設置)	テレメーター (猪名川河川事務所設置)	テレメーター (猪名川河川事務所設置)	テレメーター (県宝塚土木事務所設置)

### 第3款 堤防の監視及び巡視

水防管理者の命を受けた者及び消防団員は、水防活動が予測されるような場合においては、河川、ため池等の監視及び警戒を行い、特に既往の被害箇所その他重要な水防区域を

中心として巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡すると ともに、水防活動を実施する。

### 第4款 土砂災害警戒区域等の巡視

消防団員は、土砂災害の発生が予想される場合においては、既往の被害箇所や土砂災害警戒区域を必要に応じ巡視するものとする。異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡する。連絡を受けた水防管理者は、都市政策部、資産マネジメント部、土木部を現地に出動させ、消防団員とともに水防活動を実施させる。また、水防管理者は災害対策本部事務局から当該区域に位置する要配慮者施設及び地区住民に情報の伝達を実施させる。

### 第5款 樋門の監視

水防管理者の命を受けた者は、常時樋門の監視を行い、雨量の推移及び河川の水位に よっては、直ちに操作できるよう準備をしておく。

### 第6款 ポンプ場施設

ポンプ場管理責任者は、気象情報又は災害対策本部長から通報があったときは、直ちに ポンプ場施設、設備の運用に努める。

ポンプ場の所在地等は「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第2節水害の防止施設等の整備」のとおり。

### 第7款 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、土砂の流出範囲、近隣地域の状況等を 考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防活動従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間 等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 第8款 安全配慮

洪水、土砂災害のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

【水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき項目】

(1) 水防活動時は通信機器を携行することとする。

- (2) 夜間の水防活動時に反射材や蛍光する物を着用する等、活動状況に必要な物を準備し、活動に従事する。
- (3) 水防活動時は複数名で1班を編成し、相互の活動を認識し、安全確保に努める。

# 第9節 水防区域

溢水により災害が発生するおそれのある主な水防区域は「資料編 資料1、2、9、10」のとおり。

## 第10節 水防設備

### 1 水防倉庫等

名 称	所 在 地	管理担当部
加茂水防倉庫	川西市加茂6丁目地内(中国縦貫道高架下)	土木部 消防本部南消防署
中部水防倉庫	川西市多田院1丁目5-1(多田行政センター)	市民環境部
北部水防倉庫	川西市見野2丁目21-12(北消防署)	消防本部北消防署
川西市水防センター	川西市出在家町23-5	総務部

(備蓄水防器具及び資材は「資料編 資料-23」)

# 第11節 輸送

水防活動に必要な車両は、市保有車両を使用し、又は関係事業所等から借り上げた車両などにより対処する。輸送経路は、被害状況等の情報に基づき通行路線を決定し、輸送の正確をはかる。

# 第12節 他の団体との協力及び応援

### 第1款 河川管理者との協力応援

河川法第22条の2に基づき、河川管理者は、水防管理団体が行う水防活動等に協力するものとする。なお、具体的内容は、河川管理者と協議する。

### 第2款 隣接水防管理団体との協力応援

隣接水防団体の応援その他については、法第23条の規定によるもの及び災害応急対策 活動の相互応援に関する協定書(平成9年11月1日締結)などに基づき相互に応援する。

相互応援に関する協定団体

水	防管理団	団体 所 在 地		電話
尼	崎	市	尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6165
西	宮	市	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3546
芦	屋	市	芦屋市精道町7-6	0797-38-2093
伊	丹	市	伊丹市千僧1丁目1	072-784-8166
宝	塚	市	宝塚市東洋町1-1	0797-77-2078
三	田	市	三田市三輪2丁目1-1	079-559-5057
猪	名 川	町	猪名川町上野字北畑11-1	072-766-8703

# 第3款 警察署との協議

水防管理者は、警察署と次の事項について協議する。

- (1) 警察電話の使用について(法第27条第2項)
- (2) 警戒区域の監視について(法第21条)
- (3) 警察官の出動について(法第22条)
- (4) 避難立退きの場合の措置について(法第29条)

# 第4款 自衛隊との協議

水防管理者は、自衛隊法により兵庫県を通じて自衛隊の出動を要請する場合は「第3編 災害応急対策計画、第4章広域応援・協力計画 第2節自衛隊への派遣要請」に記載のと おり行う。

### 第5款 事業所、団体への要請

水防管理者は、必要があるときは、事業所、団体等に対し、水防活動に要する人員及び 資機材器具の提供を要請する。

### 第6款 水防連絡会

市内の水防体制を強化し、水防活動が円滑に行われるよう次の機関の協力を得て、水防管理者が必要に応じ開催する。

(1) 国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所

- (2) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所
- (3) 兵庫県川西警察署
- (4) 独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所
- (5) 川西市消防団

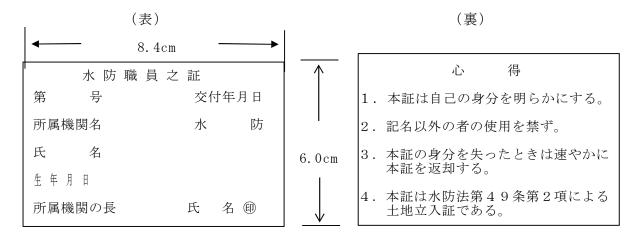
# 第13節 避難のための立退き又は屋内安全確保の指示

- 1 洪水又は堤防の決壊により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理 者又はその命を受けた者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退きを指示 又は屋内での退避等の安全確保措置の指示をすることができる。
- 2 水防管理者から、その命を受けた者が立退きを指示したとき又は屋内での退避等の安全 確保措置の指示をしたときは、その旨を直ちに水防管理者に報告しなけらばならない。
- 3 水防管理者は、立退きを指示したとき及び立退きを指示した旨報告があったとき又は屋内での退避等の安全確保措置の指示及び屋内での退避等の安全確保措置の指示した旨報告があったときは、速やかに知事に報告するとともに警察署長にその旨を通報する。(避難所・避難場所は「資料編 資料-18」のとおり)

# 第14節 証票及び標識

# 第1款 身分証票

身分証票は次に定めるものとする。ただし、消防吏員は消防職員証、消防団員は所属機関から交付された証を使用しても差支えない。



# 第2款 費用負担及び公用費負担

#### 1 費用負担

水防管理団体の水防に関する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が 負担する。他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用 は、当該応援を求めた水防管理団体が負担し、負担する費用の額及び負担の方法は両 者協議して定める。ただし、水防管理団体の水防によって、当該水防に要する費用の 一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担し、負担する費用の額及び負 担の方法は両者協議して定める。

#### 2 公用負担

### (1) 公用負担命令権限証

法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に示す公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

#### 公用負担命令権限証

氏 名

上記の者に○○区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任した ことを証明する。

年 月 日

水防管理者又は

消防機関の長 氏 名 印

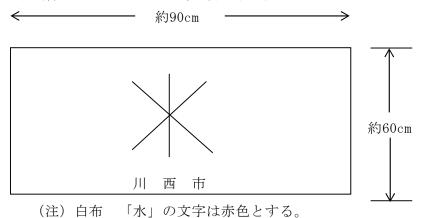
### (2) 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使するときは、原則として次に示す公用 負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手 渡さなければならない。 第 号 公用負担命令書 目的物 種 類 員 数 水防法第28条第1項により 使用・収用・処分する。 年 月 日 様 水防管理者又は 消防機関の長 氏 名 ⑩

# 第3款 優先通行の標識

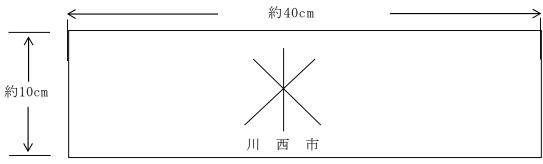
法第18条による優先通行の標識は次に定めるものによる。

# 標 識 (警鐘又はサイレン吹鳴を併用する)



# 第4款 腕章

水防管理者において必要と認めるときは、水防業務従事者に腕章を携帯させるものとする。



(注) 白地 「水」の文字は赤色とする

# 第15節 水防の記録及び報告

# 第1款 記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 水防実施状況報告書「様式編 様式-26」
- (2) 法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第24条の居住者等の水防義務者の住所氏名及び出動時間並びにその理由
- (4) 法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用 場所
- (6) 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びにその除 去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊援助の場合は、その状況
- (11) 現場指導の公務員の職氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法
- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 法第32条の2水防訓練の概要

### 第2款 報告

- 1 水防管理者は、10日以内に次の事項を兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長を経由し、ため池に関しては兵庫県阪神北県民局阪神農林振興事務所長を経由して知事に報告する。
  - (1) 前款の1、4、5、8、11、12及び16の事項
  - (2) その他必要と認める事項
- 2 水防管理者は、次の事項を兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長にその都度報告する。
  - (1) 水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)若しくは最高水位に達したとき及び警戒水位から減水したとき
  - (2) 水防作業を開始したとき

- (3) 水防警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条により他の水防管理者又は消防機関の応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊の状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

# 第16節 水防訓練

水防訓練は、別途、計画に基づき毎年実施する。

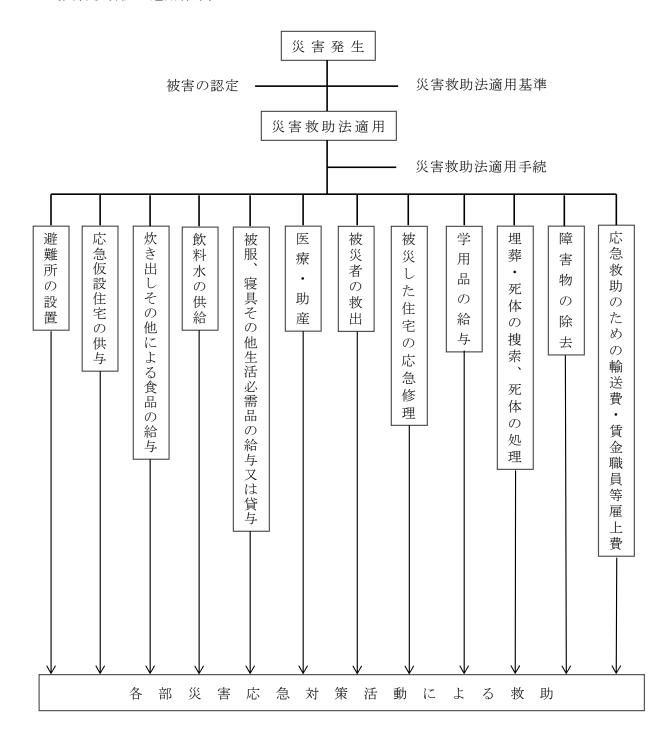
また、各機関が実施する水防に関する訓練・演習等には積極的に参加する。

# ■第8章 災害救助法の適用計画■

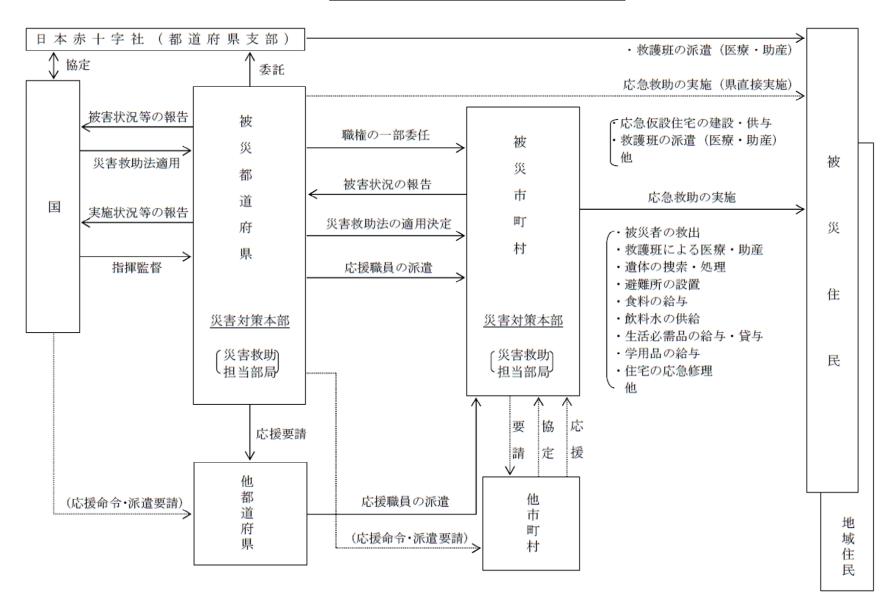
担当機関 市企画財政部、市総務部

市域内に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用することにより応急的、一時的な救助を行うための計画である。

# [災害救助法の適用体系]



# 災害救助法による応急救助の実施概念図



#### 1 救助の目的

災害救助法に基づいて行う救助は、災害に際して人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の滅失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行うことにより、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### 2 救助の実施機関

(1) 県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う 救助活動を支援し、その調整を行うこととされている。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとされている。

ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

- イ 緊急を要する救助の実施に関する事務(避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等)及び県においては困難な救助の実施に関する事務(学用品の給与等)であること。
- (2) 市は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

#### 3 災害救助法の適用基準

市域内において、原則として同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する 状態にある場合に適用される。また、基準世帯数の算定については「全壊・全焼」は1世 帯、「半壊・半焼」は2分の1世帯、「床上浸水」は3分の1世帯として算定する。

- (1) 市域内の人口が10万人以上30万人未満の場合、住家滅失世帯数が100世帯以上のとき(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- (2) 県下の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、市域内の住家滅失世帯数が50世帯 以上のとき(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 県下の住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき(災害救助法施行令第1条第1項第3号)
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること(災害救助法施行令第1条第1項第4号)
  - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

- イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要と し、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- ※ 基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

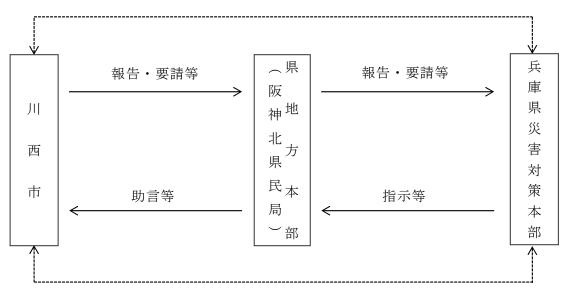
# 4 災害の被害認定基準

人的被害及び住家の被害の認定にあたっては、「資料編 資料-19」のとおり。

### 5 災害救助法の適用手続

市長は災害の規模が災害救助法に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は次の報告系統により被害状況等を知事に報告する。

# [報告系統図]



(注)破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

### 6 災害救助法等による費用等

救助法による費用の限度額等については「資料編 資料-20」のとおり。

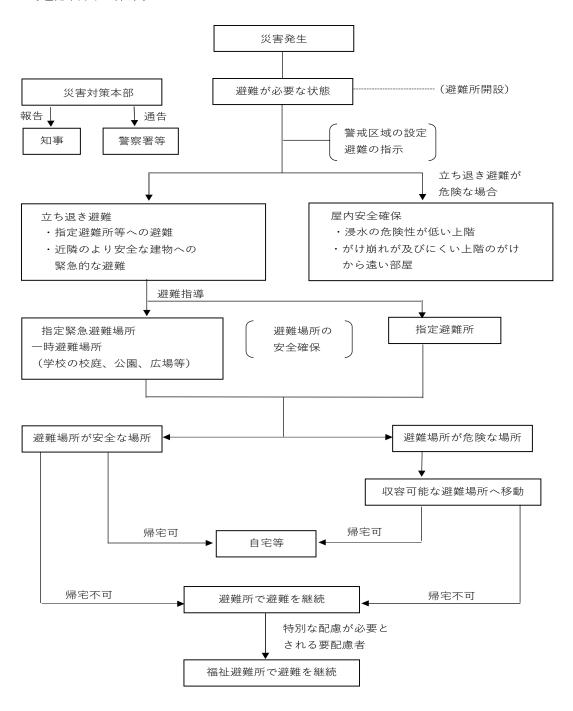
# ■第9章 救援・救護活動計画■

# 第1節 避難計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部、市こども未来部 市健康医療部、市教育推進部、市消防本部、各公民館

災害による避難の指示及び避難所の開設等は、この計画による。

[避難計画の体系]



## 第1款 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市消防本部

### 1 指示等の概要

		12	1	1
	種 別	条件	伝 達 内 容	伝 達 方 法
警戒レベル3	高齢者等避難	気象条件等により過去 の災害の発生例、地形 等から判断すれば災害 発生のおそれがあり、 事態の推移によっては 避難の指示等を行うこ とが予想される場合。	<ol> <li>指示者</li> <li>高齢者等が避難を開始すべき理由</li> <li>危険地域</li> <li>携行品その他の注意</li> </ol>	1 市ホームページ、市公式SN S、サンテレビ (dボタン) 、テレビ、ラジオ、ケーブルテ レビ、防災行政無線 (チャイム音 と音声)、広報車、かわにし安心 ネット、エリアメール、緊急速報 メール等 2 必要に応じ上記を併用する。
警戒レベル4	避難指示	当該地域又は土地建物 等に災害が発生する おそれが高まった場 合。又は人的被害が 見込まれる場合。	<ol> <li>指示者</li> <li>避難理由</li> <li>避難場所</li> <li>避難経路</li> <li>避難後の当局の指示 連絡等</li> </ol>	高齢者等避難に同じ。 ただし、防災行政無線はサイ レンと音声。必要に応じ戸別 に口頭伝達を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保	河川の決壊や土砂災害 の発生等を把握した場 合。	避難指示に同じ	避難指示に同じ

### 2 指示の基準等

- (1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難情報に関するガイドライン及 び川西市避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき住民等の生命及び身体を保護する必 要があると認められるときは、その地域の住民等に対し避難の指示を行う。
  - ア 河川水位による主な避難指示等基準
    - (ア) 兵庫県管理河川区域 (滝山字上ノ9番地先より上流)
      - a 高齢者等避難
      - (a) 多田院水位観測所の水位が避難判断水位である 6.1 mに達する見込みがある場合
      - (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果 等により水位の上昇が予想される場合
      - b 避難指示
      - (a) 多田院水位観測所の水位が氾濫危険水位である 7.2 mに達する見込みがある場合

- (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果 等により水位の上昇が予想される場合又はそれにより人的被害が見込まれる場合
- c 緊急安全確保

河川が決壊等したことを把握した場合

- (イ) 直轄河川区域 (滝山字上ノ宮9番地先より下流)
  - a 高齢者等避難
  - (a) 小戸水位観測所の水位が避難判断水位である3.4 mに達する見込みがある場合
  - (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果 等により水位の上昇が予想される場合
  - b 避難指示
  - (a) 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.0mに達する見込みがある場合
  - (b) 気象情報、降雨情報、一庫ダム管理所の流域平均雨量予測及び予測計算結果 等により水位の上昇が予想される場合、又はそれにより人的被害が見込まれる 場合
  - c 緊急安全確保 河川が決壊等したことを把握した場合
- (ウ) その他小河川
  - a 高齢者等避難
  - (a) フェニックス防災システムの氾濫予測情報において、1時間~2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合
  - (b) 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等の発令が予想される場合
  - b 避難指示
  - (a) フェニックス防災システムの氾濫予測情報において、現在~1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合
  - (b) 当該地域に災害が発生するおそれが高まった場合、又は人的被害が見込まれる場合
  - c 緊急安全確保河川が決壊等したことを把握した場合
- イ 土砂災害における主な避難指示等発令基準
  - (7) 高齢者等避難
    - a 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、気象庁の土砂災害危険度分布が「警戒(赤)」となり、さらに大雨が予想される場合
    - b 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等

が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

#### (イ) 避難指示

- a 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、気象庁の土砂災害危険度分布が「非常 に危険(うす紫)」となり、さらに大雨が予想される場合
- b 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、 夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- c 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等) が発見された場合

### (ウ) 緊急安全確保

- a 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合
- b 土砂災害が起こったことを把握した場合
- (2) 避難の指示を行うときは可能な範囲において警察及び防災関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 市長は防災対策上又は被災状況により立ち退きを指示することができない状況にあるときは、警察官に要請する。
- (4) 市長は立ち退きを指示したときは、速やかに知事に報告するとともに、警察等関係機関に通報する。
- (5) 市長は避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を住民等に周知するとともに 知事に報告する。また、指示を行ったときに通報した関係機関にもその旨を通報する。

## 3 指示の実施責任機関等

避難のための立退きの指示はそれぞれの法の定めにより、次の者が行う。

実施責任者	災害の種類・内容	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般 市長が指示する暇がないとき 又は市長から要請があったとき	災害対策基本法61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	同上	災害対策基本法第61条
知事又はそ の命を受け た吏員	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長)	高潮・洪水	水防法第29条
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は 、災害の状況により特に急を要する場合 で、警察官が現場にいない場合に限り、 避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第94条

- ※ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき は、知事が避難の全部又は一部を市長に代わって実施する。(災害対策基本法第60条)
  - ※ 警察官又は海上保安官は市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は要請があったときは、避難の指示をすることができる。この場合はその旨を直ちに市長に通知する。(災害対策基本法第61条)

# (参考)

「指示」とは、危険が切迫している場合等に発するもので、住民等を避難のために立ち 退かせる行為である。ただし、「指示」に従わなかった者に対する直接強制権や罰則規定 はない。

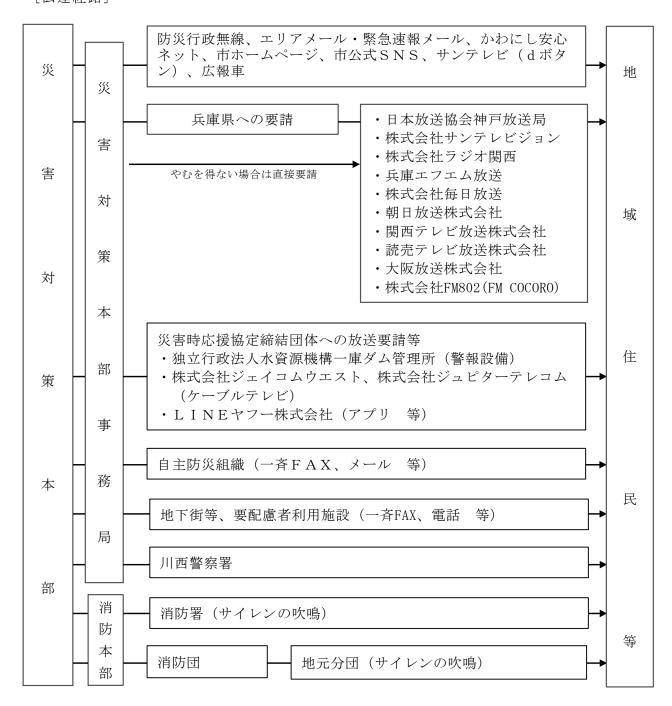
### 4 指示の内容

避難の指示を行うときは、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 避難の指示が出された地域名
- (2) 避難経路及び避難先
- (3) 避難時の携行品、服装等
- (4) 避難行動における注意事項

- 5 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達
  - (1) 避難指示等の伝達は、その対象地域の自治会等への連絡のほか、防災行政無線の放送、エリアメールや緊急速報メール、かわにし安心ネットによるメール配信、市ホームページ、市公式SNS、サンテレビ(dボタン)、広報車、消防機関によるサイレンの吹鳴などのあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、警察や自主防災組織等の協力を得て組織的に行う。なお、要配慮者への伝達は、十分な配慮を行うものとする。
  - (2) 放送機関に対し、災害対策基本法第57条(通信設備の優先利用等)に基づき、当該 避難指示等の内容についてやむを得ない場合を除き、県を通じて放送を要請する。
  - (3) 必要に応じ、次の災害時応援協定締結団体に放送要請等を行う。
    - ア 「一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定」に基づき、一庫ダム管理所が設置している警報設備のスピーカーを用いた音声放送を要請する。
    - イ 「災害時等の緊急放送に関する協定」に基づき、ケーブルテレビでの放送を要請する。
    - ウ 「災害時における情報発信等に関する協定」に基づき、利用できるアプリ等を活用 し、情報伝達を行う。
  - (4) 自主防災組織には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX、メール等による情報伝達を行う。また、必要に応じて地域団体の連絡網を活用する。
  - (5) 浸水想定区域内に位置する地下街等、浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設には、上記による情報伝達のほか、一斉FAX若しくは電話による情報伝達を行う。
  - (6) 必要に応じ個別訪問を実施し、避難指示等の徹底を図る。

#### [伝達経路]



### 6 自主避難者への対応

避難指示等を発令していない段階で、市民から自主的に避難所への避難の申出があった場合、災害の状況(気象条件)、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案した上で、適切な避難所を開設し、原則として受け入れを行う。

その際、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。

# 7 指定避難所以外での避難者への対応

在宅避難者や車中泊避難者等、指定避難所以外の避難者に対しても状況を把握し、物資や保

健医療サービスの提供等、適切な支援に努める。

# 第2款 警戒区域の設定

担当機関 市企画財政部、市総務部

- 1 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体 に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。
- 2 規制の内容
  - (1) 警戒区域内への立入りの制限、若しくは禁止
  - (2) 警戒区域内からの退去措置
  - (3) 退去後の措置

住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防火、防犯等のためのパトロールを 実施する。

- (4) 市長は被災状況等により警戒区域を設定することができない状況にあると認められる場合、警察官に要請する。
- (5) 警戒区域の設定に当たって必要な措置は、警察署の協力を得て実施する。
- (6) 警戒区域の設定権等
  - ア 災害全般について
    - (ア) 市長又はその委任を受けて市長の職務を行う市の吏員(災害対策基本法第63条)
    - (4) 警察官(災害対策基本法第63条)
    - (ウ) 海上保安官(災害対策基本法第63条)
    - (工) 自衛官(災害対策基本法第63条)
  - イ 警察官又は海上保安官は、市長(権限の委託を受けた職員を含む)が災害現場に居 ないとき又は市長から要請があったとき、その権限を行使することができる。この場 合、直ちにその旨を市長に通知する。
  - ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その権限を行使できる者がその場に居 ない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。

# 第3款 避難誘導

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市各公民館

#### 1 基本的事項

- (1) 避難誘導に当たっては警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て組織的な避難誘導を図るほか、平時から避難経路の安全性の向上を図る。
- (2) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、可能な限り自主防災組織等地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 避難誘導を担当する福祉部、こども未来部、健康医療部、教育推進部、各公民館の職員は、地域の避難場所と避難経路を把握し、特に福祉部は避難行動要支援者の名簿を作成し、所在を把握しておく。
- (4) 予定していた避難所が危険と判断されるとき又は到達が困難なときは、近くの公園、 広場等に一時避難し、安全を確認したのち移動する。
- (5) 避難は原則として徒歩とする。ただし、歩行困難者等にあっては、自動車等を適宜使 用する。
- (6) 避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合などやむを得ない場合は、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待機等の安全確保措置を講ずる。

#### 2 避難の準備

避難に当たっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 火気、危険物等発火の危険があるものの出火防止措置。
- (2) 工場等事業場にあっては、災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置。
- (3) 避難するときは過重な物品の携行を避け、貴重品、必要最小限の食料、水、日用品、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等を携行。
- (4) 必要に応じて防寒具、雨具等の携行又は着用。
- (5) 避難者は、自らの避難先、連絡先等の掲出や災害用伝言ダイヤル(171)、災害用 伝言板(Web171)などにより、安否情報の発信に努める。

### 3 避難の順位

緊急避難の必要がある地域、施設等からの避難を最優先に行い、また、対象者の順位は 次のとおりとする。

- 第1順位……避難行動要支援者及び介護者
- 第2順位……上記以外の住民
- 第3順位……防災活動従事者

#### 4 避難者の誘導

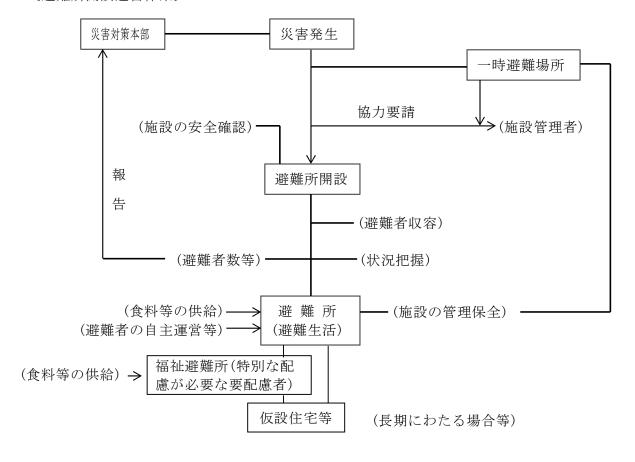
避難者の誘導にあたっては次の事項に留意する。

- (1) 最も安全かつ最短な経路を指示する。
- (2) 避難経路の途中に危険箇所があるときは明確な表示を行い、避難者にあらかじめ伝達する。
- (3) 特に危険な箇所については誘導員を配置し、危険箇所を避けて誘導する。
- (4) 夜間においては照明器具を携行した誘導員を配置する。
- (5) 必要に応じて誘導ロープ等を使用し、安全を確保する。
- (6) 誘導員は出発時及び到着時等人数の確認を行う。
- (7) 避難開始とともに、警察官、消防団員等の協力を得て現場の警戒を実施し、危険防止、その他必要な措置を行う。

# 第4款 避難所の開設

担当機関 市市民環境部、市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、 市教育推進部、市各公民館

### [避難所開設運営体系]



#### 1 避難所の開設

- (1) 避難所開設にあたっては、原則として公共施設を第一に避難所として開設する。 被害状況から更に避難所開設が必要な場合は、「災害発生時における避難所(一時 避難場所)開設に関する協定書」「災害発生時における避難路及び避難所開設に係 る協定書」「災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定書」に基づき民 間施設等を避難所として開設することとする。
- (2) 避難指示等を発令する場合又は自主的に避難を開始した場合は、担当職員を派遣し、速やかに避難所を開設する。
- (3) 避難所の開設に当たっては、当該施設が安全であることを確認して開設する。
- (4) 災害発生直後の開設は、教育推進部長、各地区対策部長の判断において避難所を開設する。
- (5) 避難所の開設については、施設管理者の協力を得て開設する。ただし、緊急を要する場合は、教育推進部長、各地区対策部長の判断において開設し、この旨を速やかに施設管理者に連絡する。
- (6) 避難所を開設した場合、避難所ごとに責任者を定め、速やかに避難者の状況把握に努める。責任者は、避難所名、避難者数(乳幼児、高齢者、身体障がい者等の内訳を含む。)及びその他必要事項を情報システムに入力する。なお、情報システムに入力できない場合は「様式編 様式-19~22」により総務部に報告する。
- (7) 避難所のライフラインの回復に時間を要する場合や道路の途絶による孤立が長く続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (8) 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることとし、不足する場合には、他市町への避難を行うこととする。

#### 2 避難所の運営

- (1) 避難所全体の管理及び運営は教育推進部が行う。
- (2) 避難所の施設、設備等の管理に際し、施設管理者等関係者と緊密な連携をとり管理保全に留意する。
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する災害で、兵庫県教育委員会が指定する極めて重大な災害時においては、7日以内を原則として教職員が避難所管理運営業務に従事する。この場合、避難者の状況把握や避難所の管理運営業務等について十分連携を図るものとする。
- (4) 避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、避難者が自主的かつ秩序ある避難生活ができるよう配慮する。

- (5) 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女 双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談できる体制の構築等に 努める。
- (6) 避難生活の状況によって保健、衛生面のほか、プライバシーの保護、文化面など幅広 い観点から避難者の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。
- (7) 避難所に収容されている避難者に各種情報を提供する。
- (8) 教育推進部長、各地区対策部長及び避難所責任者と連携し、避難所での生活に必要な物資の提供、食料、飲料水等の供給を行う。なお、食料については、アレルギー等に注意を払う。
- (9) 避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者は、必要に応じて福祉避難室 に収容する。福祉避難室での生活が困難である場合は、福祉部庶務班へ当該避難者の状 況を伝え、福祉避難所の開設を要請する。
- (10) 避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場合 は、避難所の統廃合を行うこととする。また、県と協議して設置期間を定め応急仮設住 宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。
- (11) 感染症対策として、感染症患者のための隔離スペースを設ける。
- (12) 避難所において避難者が皆無となった時点で避難所を閉所し、原状回復を行う。
- (13) その他、避難所の運営については、別に定める「川西市避難所運営ガイドライン」に基づく 避難所運営マニュアルにより迅速な職員の配置と施設管理者、地域住民並びに各種団体等 の協力を得て要配慮者に配慮するなど円滑に運営する。
- 3 在宅・車中泊避難者等の対応
- (1) 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努める。
- (2) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を 集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援 のための拠点の利用者に対して提供するよう努める。
- (3) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

#### 4 愛玩動物の避難所

- (1) 愛玩動物の避難所は、原則避難所敷地内の屋外部分に設置する。
- (2) 愛玩動物の避難所を屋内部分に設置する場合は、施設管理者の了解のもと、空き部屋などを活用し、他の避難者との居住空間を適切に住み分けを行う。
- (3) 愛玩動物については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけ や備蓄品(ケージ、食料等)の確保、健康管理等を行い、迷子札やマイクロチップ の装着など適切な管理を行う。

#### 5 福祉避難所の開設

- (1) 指定避難所が開設され、避難所生活において特別な配慮が必要とされる要配慮者がおり、福祉避難所の設置を災害対策本部が必要と判断した場合、福祉部庶務班から「福祉避難所の設置運営に関する協定書」「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書」を締結している施設管理者へ連絡し、福祉避難所を開設する。
- (2) 福祉避難所の開設は、施設管理者から当該施設が安全であることを確認し受入れ体制が整った旨の連絡を受けて開設する。
- (3) 福祉避難所を開設した場合は、避難所ごとに責任者を決め、速やかに避難者の状況把握に努め、責任者は福祉部庶務班に報告する。福祉部庶務班は避難者数及びその他必要事項を情報システムに入力する。なお、情報システムに入力できない場合は「様式編様式-19~22」により総務部へ報告する。

### 6 福祉避難所の運営

- (1) 福祉避難所の運営については、別に定める「川西市福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき迅速な職員の配置と施設管理者、各種団体等の協力を得て受入れ対象者に配慮するなど円滑に運営する。
- (2) 教育推進部、各地区対策班長及び避難所責任者と連携し、福祉避難所での生活に 必要な物資の提供、食料、飲料水等の供給を行う。
- (3) 福祉避難所の運営に当たっては、避難者が必要とする配慮が実施された避難生活ができるよう環境を整える。
- (4) 避難生活の状況によって保健、衛生面のほか、文化面など幅広い観点から避難者 の心身の健康の維持に配慮した対策を講じる。
- (5) 福祉避難所の施設、設備等の管理に際し、施設管理者等関係者と緊密な連携をとり管理保全に留意する。
- (6) 福祉避難所に収容されている避難者に各種情報を提供する。
- (7) 福祉避難所全体の管理及び運営は福祉部が行う。
- (8) 福祉避難所での避難生活が長期にわたる場合並びに長期にわたることが予想される場

合は、県と協議して設置期間を定め応急仮設住宅又は他の施設等への移住など早期に対応策を確立させる。

# 7 一時避難場所

地域の自治会や自主防災組織などが指定する、災害時に危険を回避するため一時的に避難する場所として、地域の広場や公園等屋外空間、自治会館等を充てる。

本市は、一時避難場所を指定した地域の自治会や自主防災組織などに対し、要望に応じて、一時避難場所標識を交付する。

標識を交付した一時避難場所については「資料編 資料-35」のとおり。

## 8 届出避難所

地域の自治会等が、集中豪雨や台風等による風水害の発生のおそれがある場合、地域の自治会館等を自主的に開設し、運営する避難所。

なお、事前に市に「自主避難所届出書」提出し、登録する必要がある。

# 9 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

スープ・グロッ	797 ·> 1 JIC ]		
救助の種類	対 象	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被 害を受けた者又は 受けるおそれのあ る者	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・運営費、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物・器物等の使用料、器物の借上費、光熱水費、仮設炊事場、仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 第5款 広域避難(広域一時滞在)

#### 1 県内における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住場所を確保するため、県内他市町域における 広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れ を希望する被災者数、その他必要な事項を示し、県内の他市町に避難者の受け入れを協議 する。

#### 2 県外における広域一時滞在

被災住民の生命・身体を保護し、又は居住場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し具体的な被災状況、受け入れを希望する被災者数、その他必要な事項を示し、他の都道府県と避難者の受け入れについて協議するよう求める。

3 県内他市町や他都道府県からの広域一時滞在の受け入れ

市長は県内の他市町又は他の都道府県から被災住民の受け入れについて、直接又は県より協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとする。

## 4 原子力災害に係る広域避難対策

原子力災害に係る福井県からの広域避難については、平成26年3月に関西広域連合において「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」が策定され、福井県おおい町からの広域避難者を本市で受け入れることとなっている。

避難手段の確保や避難退域時検査及び簡易除染実施体制等の課題が残されているため、今後、対策の早期具体化を国、関西広域連合、兵庫県、福井県等に対して要請し、本市における体制を整備する。

# 第2節 給水計画

担当機関 市上下水道局

# 第1款 応急給水

災害により飲料水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、本計画の定めるところによる。なお、本給水計画に記載がない詳細事項については、市上下水道局で策定している「川西市上下水道危機管理行動指針」に基づき対応する。

#### 1 水源

浄水場、配水場、耐震型緊急貯水槽等の水道施設の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

### 2 給水量及び給水

災害時応急給水目標については以下のように、一日あたりの必要給水量を推定し、水源 の補給量を確保するとともに、水量が不足する場合は、応援給水を求める。

また、異常渇水その他の水道災害時においては「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して応援活動を行う。

なお、給水の方法については、給水車及びポリタンク、給水ビニール袋等を使用し、応 急的に給水し、災害時には被害状況に応じて、市内各所に応急給水拠点を設けて給水する とともに、人命救助を担う病院、救護所等については、最優先で給水するよう配慮する。 また、給水に係る時間や場所等について広報に努めることとする。

時系列内容	期間	1人当水量(0/人・日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第 1 次 給 水	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量	タンク車・給水ビニール袋で給水 1㎞以内
第 2 次 給 水	4月目から10月目まで	2 0	調理、洗面等最低限生活に必要量	配水幹線の仮設給水から給水 250m以内
第3次給水	11日目から20日目まで	1 0 0	不便であるが生活可能必要量	仮設配管の仮設給水栓から給水100m以内
第 4 次 給 水	21目目から28日目まで	2 5 0	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水や共用栓から給水

### 3 応急給水用機器材

応急給水用機器材の現有状況は以下のとおりであるが、必要に応じ調達する。

(1) 給水タンク積載用車両2 t 車

1台

(2) 加圧給水車 (2 m³)

2台

(3) ポリ容器タンク (18ℓ)

650個

(4) 給水ビニール袋 (5ℓ)

1,200枚

(5) ポリバケツ (450)

300個

(6) 地下式消火栓給水装置

4台

(7) 給水タンク (2 ㎡)

2個

(8) 組立式給水タンク (1 m³)

4 基

### 4 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、上下水道事業管理者と協力して知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施すること

とする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長は上下水道事業管理 者と協力して行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対	象	期	間	備	考
	災害のため 料水を得る きない者				輸送費、	人件費は別途計上

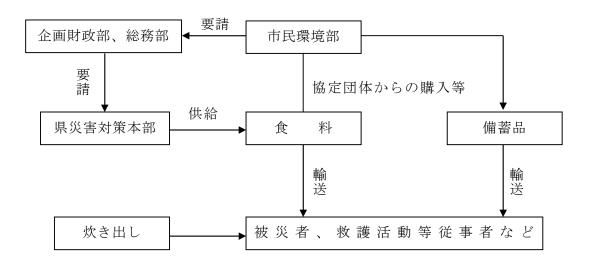
<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

# 第3節 食料供給計画

担当機関 市市民環境部

災害時における被災者及び救助、救護活動等作業従事者に対する食料の供給は、本計画の 定めるところによる。なお、本計画に記載がない詳細事項については、「食料・物資供給マニュアル」に基づき対応する。

# [食料供給の体系]



# 第1款 食料の供給

食料の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄食料を優先的にこれを使用する。なお、備蓄のないもの及び不足するものについては、業者から購入するとともに必要があると判断するときは、総務部を通じて県に対し食料の供給のあっせんを要請する。また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」

「災害時における支援協力に関する協定」に基づき食料の確保と安定供給など食料調達対策 を講じる。

# 【応援協定締結団体】

団 体 名	所 在 地	連絡先電話番号等
川西市商工会	川西市出在家町1-8	電話 759-8222 FAX 759-8010
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布2丁目5-1	①電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) ②電話 078-856-1310 (ネットワーク推進統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進統括) ※第一地区活動本部が不通のとき
イオンタウン株 式会社 株式会社ダイエ ー	川西市多田桜木 1丁目4-1	電話 072-793-4811
株式会社阪急オ アシス	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2-3	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506
合同会社西友 ①川西店 ②多田店	①川西市栄町16-8 ②川西市緑台 5丁目1-108	①電話 757-1000 FAX 757-7314 ②電話 793-0331 FAX 793-0742
イオンリテール 株式会社近畿・ 北陸カンパニー	大阪市福島区海老江 1丁目1-23	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200
株式会社ほっか ほっか亭総本部	大阪市北区鶴野町 3-10	電話 06-6376-8099 FAX 06-6376-8135

### 1 対象者

- (1) 食料の供給対象者は避難所等に収容されている被災者、住家に被害を受けて炊事のできない者、被害を受けたため縁故先への一時避難者など。
- (2) 救助・救護活動等に従事する者。

# 2 供給

- (1) 供給の方法は避難所に収容された被災者にあっては、避難所ごとに、また炊事ができない在宅被災者等には、避難所又はその都度指定した場所で供給することを原則とする。
- (2) 自ら受け取りに来ることができない要配慮者等への供給は、近隣の住民、災害ボランティア等の協力を得る。
- (3) 避難所の責任者は、当該避難所及び在宅避難者の人数を確認するとともに要配慮者に配慮する。
- (4) 医療施設、社会福祉施設等の入所者の給食は災害時給食ネットワーク(伊丹健康福祉 事務所)の協力を得る。

#### 3 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、災害の状況に応じて避難所又は被災地に最も至便な場所に 設置し、実施要員は市民環境部を中核として行い、状況によっては川西地区赤十字奉仕団 及び川西地区給食研究会など民間団体、その他各種地域団体等の協力を得て実施する。

## 4 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対	象	期	間	備	考
炊出しその他 による食品の 給与	金銭の有無ず、現に炊ない者		災害発生 か ら7日以		あって、炊事の	む) 全壊・全焼、流 焼又は床上浸水で のできない者 が途絶える等自宅 ができない者

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

# 5 兵庫県へのあっせんの要請等

県に対し、食料の供給あっせんを要請するときは、次の事項を可能な限り明らかにして 行う。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な食料の品目及び数量
- (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

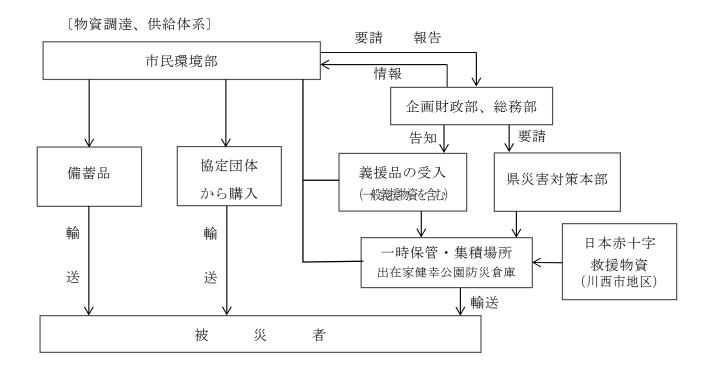
# 第2款 食料の輸送

食料の輸送に当たっては、市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両等により避難所等へ輸送するとともに、食料取扱い業者から調達する場合にあっては配送先、数量を明確にし、直接避難所等への配送を依頼する。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や身体障がい者等の在宅被災者に配慮するとともに、場合によっては地域コミュニティ、近隣住民、災害ボランティア等の支援を要請する。

# 第4節 物資供給計画

### 担当機関 市市民環境部

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の 供給については、本計画の定めるところによる。なお、本計画に記載がない詳細事項につい ては、「食料・物資供給マニュアル」に基づき対応する。



第1款 物資の供給

物資の供給にあたっては、避難者等の状況に応じて必要量を算定し、備蓄物資を優先的に 使用する。また、備蓄のないもの及び不足するものについては購入するとともに、必要があ ると判断する時は総務部を通じて兵庫県等に対し救援物資の供給を要請する。

また、関係団体の協力を得て「災害時における物資供給の応援に関する協定」「緊急時における生活物資の確保に関する協定」「緊急時における生活物資の供給に関する協定」「災害時におけるダンボール製品の確保に関する協定」「災害時における支援協力に関する協定」に基づき物資の確保と安定供給など物資調達対策を講じる。

# 【応援協定締結団体】

団 体 名	所 在 地	連絡先電話番号等
川西市商工会	川西市出在家町1-8	電話 759-8222 FAX 759-8010
生活協同組合コープこうべ	宝塚市売布 2丁目5-1	①電話 0797-83-1018 (第一地区活動本部) FAX 0797-83-1019 (第一地区活動本部) ②電話 078-856-1310 (ネットワーク推進統括) FAX 078-856-1227 (ネットワーク推進統括) ※第一地区活動本部が不通のとき
イオンタウン株式会 社 株式会社ダイエー	川西市多田桜木 1丁目4-1	電話 072-793-4811
株式会社阪急オアシ ス	大阪府豊中市岡上の町 2丁目2-3	電話 06-6845-7053 FAX 06-6845-7506
合同会社西友 ①川西店 ②多田店	①川西市栄町16-8 ②川西市緑台 5丁目1-108	①電話 757-1000 FAX 757-7314 ②電話 793-0331 FAX 793-0742
セッツカートン株式 会社	伊丹市東有岡 5丁目33	電話 782-6701 FAX 772-1682
イオンリテール株式 会社近畿・北陸カン パニー	大阪市福島区海老江 1丁目1-23	電話 06-6457-6111 FAX 06-6457-6200
林株式会社	川西市下加茂 1丁目579-1	電話 759-7151 FAX 759-6350
リ・レント有限会社	伊丹市荒牧南 3丁目8-33	電話 777-1110 FAX 777-8500
株式会社ユニオンア ルファ	加古川市野口町坂元 329-60	【連絡窓口】 伊丹市鴻池6丁目15-26 ダスキンレントオール伊丹イベントセンター 電話 072-780-5110
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町 2丁目6-10	電話 093-521-5155 FAX 093-521-1694
ロイヤルホームセン ター株式会社	大阪市北区堂島浜 2丁目1-29	電話 06-6796-6653 FAX 06-4796-6686
西	川西市加茂2丁目 4-21	電話 771-0101 FAX 771-2301
コーナン商事株式会社	大阪市淀川区宮西原 2丁目2-17	電話 06-6397-1621 FAX 06-6397-1650

# 1 対象者

物資の供給対象者は住家の全・半壊(焼)、流失等により、被服、寝具、日用品等及び 生活上必要な最低限度の家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となっ た被災者並びに避難所等に収容されている被災者などに供給する。

# 2 供給

避難所に収容されている被災者及び在宅被災者への物資の配分は、被害の実情に応じて 対応するとともに要配慮者等に配慮する。

#### 3 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期	間	備考
その他生活 必需品の給	災害により、住宅に被害 (床上浸水以上)を受けた者。被服寝具その他生活上必要な最小限度の家 財を喪失した者。被服資 具その他生活必需物資ないため、直ちに日常生活 を営むことが困難な者	ら10日		被災者からの聴取により、被 害区分に応じた費用内で必要 な者を把握し、配分表等を作 成して現物を支給する。

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

# 第2款 物資の輸送

物資の輸送については物資の種類、緊急度等を勘案するとともに、緊急輸送のための車両等については市所有の車両を使用し、又は関係事業者等から借上げた車両などにより対処する。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や身体障がい者等の在宅被災者に配慮するとともに、場合によっては地域コミュニティ、近隣住民、災害ボランティア等の支援を要請する。

# 第3款 救援物資の受入れ

災害時に企業、団体等から拠出された救援物資が本市に搬入された場合は受入日時、場所、担当者、物資の内容及び数量、送り主、搬入手段、搬入同行者及び人員等を記録するなど取扱いには十分注意する。

救援物資の一時保管、集積場所は原則として出在家健幸公園防災倉庫を充てるが、大規模 災害時には総合体育館や市民体育館など新たな集積場所を確保する必要がある。また、救援 物資の保管場所等のレイアウトについて事前に決定しておく必要がある。

## 第4款 救援物資の要請

1 兵庫県へのあっせんの要請

県に対し物資の供給あっせんを要請するときは次の事項を可能な限り明らかにして行う。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

# 2 報道機関への協力の要請

新聞、テレビ等報道機関の協力を得て救援物資の供給を要請するときは必要とする物資の内容、数量、送付先及び送付の方法などを明確に定めて行う。また、物資が充足した時の要請の打ち切りは報道機関を通じて行う。

# 第5節 被災宅地対策計画

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、 二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な処置を講ずるよう宅 地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合 は、避難指示、応急措置等を行う。

# 第6節 住宅対策計画

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

災害により住宅を失い、又は破損し、そのままでは当面の日常生活を営むことが困難となり自らの資力をもってしても対応できない者に対する住宅の対策は本計画の定めるところによる。

### 第1款 応急仮設住宅

# 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない 場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が 適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
応急仮設住宅 の設置	住家が全壊、全焼 又は流失し、居住 する住家がない者 であって、自らの 資力では住宅を得 ることができない 者	着工期間 災害発生の日 から20日以 供与期間 供与の日から 2年以内	1 平均一戸あたり6,775,000円以内。 2 高齢者等に配慮した構造及び設備を 備えた福祉仮設住宅設置も可能。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置 可能。

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

(1) 応急仮設住宅の建設用地は、市内の公園等を予定するが、災害の状況に応じて公共用地等に必要な戸数を確保する。

※応急仮設住宅建設用地予定地については資料編「資料-3」のとおり

(2) 応急仮設住宅の構造

要配慮者等の入居者の状況や利便性について可能な限り配慮する。

(3) 応急仮設住宅での生活環境の整備

応急仮設住宅の整備とあわせて集会施設(ふれあいセンター)等を整備し地域での 自主的な組織づくりを支援する。

2 公営住宅等の空家確保

市営住宅、県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、独立行政法 人都市再生機構等の所有する住宅の空き家を確保する。

3 応急仮設住宅の入居基準

災害の規模に応じて被災者の資力、その他生活条件を十分考慮するとともに避難行動要 支援者に配慮した基準とする。

### 4 応急借上げ住宅(みなし仮設住宅)の供給

被災者用応急住宅として、公営住宅・公的住宅等が不足する場合には、被災状況や 地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げ提供する。

# 第2款 被災住宅の応急修理

# 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない 場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が 適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理。 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<ol> <li>災害発生の日から10日以内</li> <li>災害発生の日から3カ月以内</li> </ol>	

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 2 兵庫県に対する建築資機材のあっせん依頼等

建築業者の不足及び建築資機材の調達が困難な場合は、県に対し可能な限り次の事項を 示し、あっせん、調達を依頼する。

- (1) 被害戸数(半壊、半焼)
- (2) 修理を必要とする戸数
- (3) 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- (4) 派遣を必要とする建築業者数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

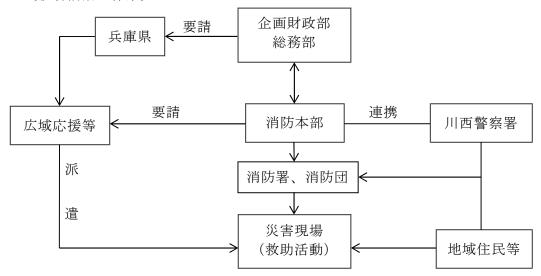
# 第7節 救助・救急計画

担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 第1款 救助活動

担当機関 市消防本部

### [救助活動の体系]



#### 1 救助活動の方針

広域災害又は局地的大規模災害等による多数の救助事案が発生した場合は、この計画の定めるところにより迅速、的確な救助活動を実施する。

### (1) 救助活動の原則

- ア 救助隊は各消防署において編成し活動にあたる。
- イ 同時に多数の救助事案が発生している場合は、初動体制を確立するとともに消防団 と連携し実施する。また、地域住民等の協力を得る。
- ウ 救助活動は救命処置を必要とする者を優先する。
- エ 災害現場においては的確な状況判断を行い、二次災害の防止を図る。
- オ 同時多発の救助事案が発生し、応援が必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画に基づき関係機関に対し応援を要請する。
- カ 救助活動は警察署等関係機関との連携のもとに行う。

#### (2) 救助用資機材の調達及び人員の要請

市が保有する救助用資機材では救助活動が困難又は実施できないと判断した時は、関係機関へ救助用資機材の提供、人員の応援派遣を要請する。

なお、消防・救助用資機材の現保有状況については「資料編 資料-22」のとおり。

#### (3) 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがな い場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助 法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
被災者の救出		災害発生の日か ら3日以内	輸送費、人件費は別途計上

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

## 2 自主防災組織、事業所、住民等の活動

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

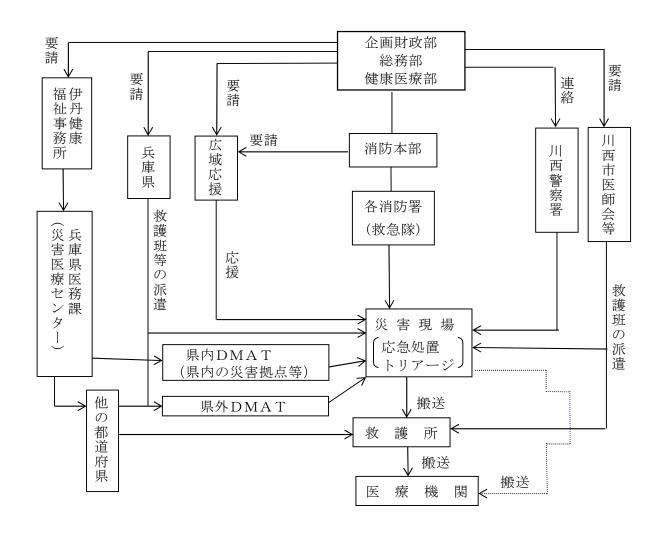
- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 県警察本部、消防機関等への連絡

### 第2款 救急医療活動

担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 1 救急体制

大規模災害時に多数の負傷者等が発生した場合は医療機関、警察、兵庫県その他関係機関の協力のもとにこの計画の定めるところにより実施する。



### (1) 救急活動の原則

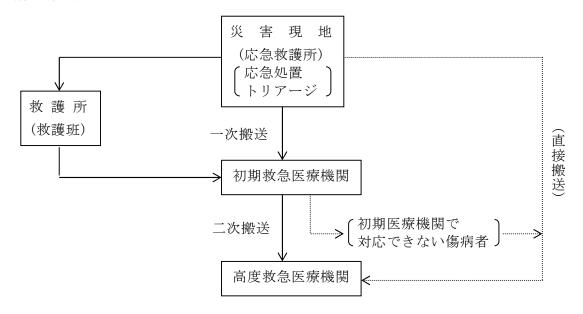
# ア 情報の収集

災害の状況、死傷者等の数、通行可能な道路状況、医療機関の受入れ状況等初期医療活動に必要な情報の収集を行う。

### イ 応急処置及び搬送

- (ア) 救急隊及び救護班が災害現地で傷病者の症状、内容により個々人別に治療優先順位の区分(トリアージ)を行うともに、応急処置を実施し、重症者から医療機関又は救護所へ搬送する。なお、医療機関や救護所において重症と判断された患者については高度医療が可能な医療機関へ搬送する。
- (4) 死亡が確認された場合にあっては速やかに警察に連絡するとともに所要の措置を 行う。

#### [搬送系統]



### 2 救急医療体制

### (1) 救急部隊の編成

災害時の救急活動は、平常時の救急隊に加えて他の部隊を救急隊として臨時編成する など効果的な活動を実施する。

#### (2) 救護所の設置等

### ア 救護所

初期救急医療は最寄りの医療機関において行うが、医療機関が被災したためにその機能の低下や停止、又は多数の傷病者が発生し医療機関だけでは対応が困難な場合に救護所を設置する。

#### イ 応急救護所

災害現地と医療機関との位置関係、傷病者の数と搬送能力との関係などから医療機関への搬送に時間を要する場合など状況に応じ災害現地に応急救護所を設置する。

### ウ 救護所の設置場所、収容人数

救護所は、次の場所に設置する。ただし、災害の規模により救護所が不足するとき 又は施設が被災した場合は他の避難所等に設ける。

	施	設	名	所 在 地	電話番号	収容人数
東	谷	公	民飢	川西市見野2丁目21-11	794-0004	60人
北	陵	公	民飢	川西市丸山台1丁目5-2	794-9090	150人
多	田	公	民飢	川西市多田院1丁目5-1	7 9 3 - 0 0 1 1	50人
緑	台	公	民 飢	川西市向陽台1丁目6-38	7 9 2 - 4 9 5 1	150人
清	和	台公	: 民飢	川西市清和台西3丁目1-7	7 9 8 - 1 2 8 0	70人

けやき坂公民館	川西市けやき坂2丁目63-1	798-0770	150人
明峰公民館	川西市萩原台西3丁目282-11	7 5 9 - 6 9 0 1	180人
川西南公民館	川西市久代3丁目16-29	7 5 7 - 8 6 2 3	80人

### エ 医師等の派遣

救護所又は応急救護所を設置するときは、災害対策本部から各関係機関へ医師等の 派遣、医療用資機材の提供を要請する。

### (3) 応援協定等による要請

災害の規模や患者の発生状況により、応援を必要と判断される場合は、時機を失することなく広域応援協力計画及び広域消防相互応援協定等に基づき、企画財政部、総務部及び消防本部から各関係機関へ、救護班並びに救急隊等の応援を要請する。

### (4) 関係機関及び業務分担

負傷者等の発見者又は事故等発生責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況 (日時、場所、災害の状況、死傷者の数)を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。 なお、関係機関の業務分担は下表のとおり。

		担	当 機	関	
	一般道路上 の場合	一般有料道路・ 高速道路上 の場合	鉄道の場合	空港の場合	工場・鉱山 等の場合
発見・通報	事故等発見者	同左	同左		事故等 発生責任機関
関係機関への連絡	第1報受信機関	第 1 報 受 信 機 関 NEXCO等 警察 消防連絡室	事故等 発生責任機関 第1報受信機関 事故等発生 責任機関 警察 消防	事故等 発生責任機関 第1報受信機 関 空港事務所	事故等 発生責任機関 第1報受信機関 第一個人工 第二個人工 第二組 第二個人工 第
現場におけ る傷病者の 救出	警察	警察消防	事故等 発生責任機関 警察 消防	空港事務所	事故等 発生責任機関 警察 消防
現場から 医療施設へ の傷病者の 搬送	消防	N E X C O	事故等 発生責任機関 消防	事故等 発生責任機関 救護班 (空港関係会	事故等 発生責任機関 消防
救護班医療 関係者の 出動要請	事故等 発生責任機関 市 県	同左	同左	社地元医師   会により設   置)	事故等 発生責任機関
現場及び搬 送中の 救急措置	医療関係者 及び 救急隊員	同左	同左		医療関係者 及び 救急隊員

傷病者の 収容	救急指定病院 その他の 医療機関 事故等 発生責任機関 市	同左	事故等 発生責任機関	空港事務所 事故等 発生責任機関 救護班 (空港関係会 社地元医師	事故等 発生責任機関
死体の収容	事故等 発生責任機関 市	同左		会により設置)	
関係機関へ の協力 (出動)要請	警察 市 県 事故等 発生責任機関	同左	市 県 事故等 発生責任機関	空港事務所	市 県 事故等 発生責任機関

(兵庫県地域防災計画に基づく)

### (5) DMAT(※)による救護班の要請

市健康医療部は、DMATの派遣が必要となる可能性がある場合は、伊丹健康福祉事務所へ連絡し、連絡が取れない場合は、県医務課に、県医務課が連絡が取れない場合は、県災害救急医療情報指令センターに連絡する。また、DMATの派遣が必要になった場合は県医務課等に派遣を要請する。

- ※ DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、災害拠点病院において、国のDMAT養成研修を受けた者でチームを作り、災害の急性期(概ね48時間以内)に機動的に活動し、病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の活動を行う災害派遣医療チーム。
- (6) 災害医療コーディネーター(※)、救急告示病院等との連携 兵庫県から委嘱された災害医療コーディネーターや救急告示病院等と連携し、救急医療活動を行う。
  - ※ 災害医療コーディネーターとは、災害拠点病院の医師、各地域の医療関係者等が委嘱され、災害発生時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班の派遣及び受入調整、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担う。

# 第8節 医療助産計画

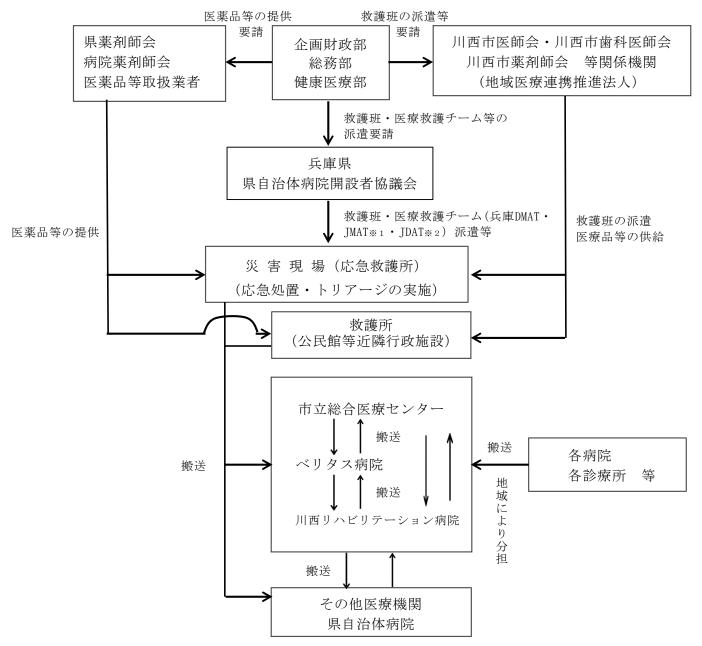
担当機関 市健康医療部、市消防本部

### 第1款 初期医療活動

担当機関 市健康医療部、市消防本部

災害のため地域の医療、助産機能が喪失、不足した場合や医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、この計画の定めるところによる。

### 1 医療、救護の体系



#### 2 救護班の編成及び出動

(1) 救護班の編成

救護班は、川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会などの関係機関と連携 し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などで編成する。

(2) 救護班の出動

救護班は、災害対策本部の指示によって出動する。ただし、災害現地からの要請が あった場合、又は急を要すると認められる情報を入手したときは、災害対策本部の指示 を待たずに出動することができる。この場合、速やかに災害対策本部に報告する。

救護班の構成人員が不足している場合は、災害対策本部から各関係機関に要請する。

(3) 救護班の業務

救護班が行う業務内容は原則として次のとおりとする。

ア 傷病者への対応

- (ア) トリアージ(被災負傷者、病人の治療優先順位に基づく分類)
- (イ) 死亡の確認
- (ウ) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (オ) 傷病者に対する応急措置
- イ 妊産婦への対応

助産救護

#### 3 医療助産活動の基準

(1) 医療

ア 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情のためやむをえない場合は、 病院、診療所又は各医院にて行う。

- イ 医療は、次に掲げる事項の範囲内で行う。
  - (7) 診療
  - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
  - (ウ) 処置、その他診療
  - (エ) 病院又は診療所への収容
  - (オ) 看護
- (2) 助産

助産は、次に掲げる事項の範囲内で行う。

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### 4 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
医療	災害のために医療の途 を失った者で、応急的 に医療を施す必要があ る者	災害発生の日か ら14日以内	患者等の輸送費は、別途計上
助産	災害ため、助産の途を 失った者	分べんした日から 7日以内	妊婦等の輸送費は、別途計上

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

#### 5 応援要請

災害の規模により、市の対応のみでは医療助産の万全が期せられないと判断されるときは、広域応援協力計画により応援を要請する。

#### (1) 救護班の派遣要請

救護班の派遣を必要と判断する場合は、企画財政部、総務部を通じて兵庫県へ派遣要請を行う。

〔兵庫県の救護班体制〕

- ア 兵庫DMAT指定病院
- イ 災害拠点病院救護班
- ウ 日本赤十字社救護班
- 工 県立病院救護班
- 才 国立病院等救護班
- カ 公的病院救護班(県立病院、国立病院等を除く)
- キ 私的医療機関による救護班(JMAT(日本医師会災害医療チーム))
- ク 他府県による救護班
- ¾ 1 JMAT (Japan Medical Association Team)

被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。

兵庫県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請する。

#### ※ 2 J D A T (Japan Dental Alliance Team)

日本災害歯科支援チームJDATは、災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的として創設。

#### (2) DMAT等の活動拠点

DMAT等の災害派遣医療団体の活動拠点は、原則としてキセラ川西プラザ又は市総合 体育館に設置することとし、必要に応じて他の公共施設に設置することも検討する。

### (3) 傷病者搬送体制

傷病者の搬送は消防本部が実施する。なお、道路の寸断や交通渋滞等のため、救急車での搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる傷病者搬送を兵庫県へ要請する。

### (4) 医薬品等の供給

救護所等で使用する薬剤、治療材料等が不足する場合は、企画財政部、総務部、健康 医療部を通じて川西市薬剤師会、兵庫県、県薬剤師会、病院薬剤師会へ供給、あっせん を要請する。

#### [疾患別の主な医薬品]

区分	期間	主	な	医	薬	끒
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、	消炎鎮	痛剤、殺	菌消毒剤	等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うが	い薬、	整腸剤、	抗不安剤	等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血	L圧等へ	の対応		

### 第2款 医療助産用資器材の確保

担当機関 市健康医療部

### 1 医療助産用資器材の調達

救護所等で使用する薬剤、治療材料等の調達は、伊丹健康福祉事務所等と連携し、また 川西市医師会、川西市歯科医師会及び川西市薬剤師会の協力を得るとともに、下記医療助 産資器材取扱機関及び応援協定締結事業者等から調達する。

### [兵庫県薬剤師会]

機関名	所 在 地	電 話 番 号
兵庫県病院薬剤師会	神戸市中央区下山手通 6-4-3	078 (341) 2533
兵庫県病院薬剤師会伊丹支部	市立伊丹病院内 伊丹市昆陽池1-100	072 (777) 3773

# [応援協定締結事業者]

事 業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)ケーエスケー尼崎支店	尼崎市西昆陽2-15-4	06 (6432) 2221
(株)スズケン伊丹支店	伊丹市高台1-4	072 (782) 0521

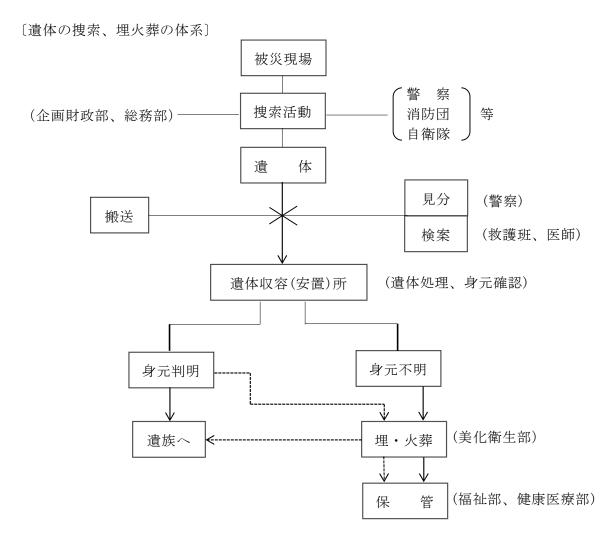
# [医薬品等供給応援事業者]

事業者名	所 在 地	電話番号
(株)メディセオ 阪神ALC	西宮市津門大塚町11-15	050 (3388) 8843

# 第9節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画

担当機関 市美化衛生部、市福祉部、市健康医療部、市消防本部

災害により死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の処置、埋火葬の実施については この計画の定めるところによる。



### 第1款 遺体の捜索

担当機関 市消防本部

### 1 遺体の捜索

- (1) 市長は遺体の捜索に当たっては、時機を失することなく人員及び捜索資機材を確保し、捜索に当たる。
- (2) 捜索に当たっては、警察と連携をとり、状況によっては消防団、自衛隊等の協力を得て実施する。

### 2 遺体を発見した場合の措置

遺体を発見した者は直ちに警察及び災害対策本部へ連絡する。

#### 3 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にある	災害発生の日から	輸送費、人件費は別途計
	者で、四囲の事情によ	10日以内	上
	り、既に死亡している		
	と推定される者		

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 第2款 遺体の処置

担当機関 市福祉部、市健康医療部

### 1 遺体の処置

遺体の処置は見分を行う警察と密接な連絡のもとに実施し、必要に応じて関係事業者に協力を要請する。

### (1) 遺体の引き渡し

市長は警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに担当職員を派遣するとともに必要に応じて関係事業者に協力を要請し、遺体の引き渡しを受ける。

### (2) 洗浄、消毒、修復

市長は引き渡しを受けた場合、直ちに医師、看護師等による、遺体処置班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### (3) 遺体収容(安置)所

遺体収容(安置)所については、一時的には市斎場とするが、対応しきれない場合は、災害対策本部がその都度公共施設等を指定するほか、市内の寺院等に協力を要請する。遺体収容(安置)所の管理については施設管理者又は福祉部が行う。

#### (4) 遺体の一時保存

市長は遺体の身元等を確認するため遺体収容(安置)所において、遺体の一時保存を 行う。保存に当たっては必要に応じて関係事業者に協力を求め、遺体の損傷防止等の処 置を行う。

#### (5) 遺体の身元確認

遺体の身元確認を行い納棺する。

なお、事後処理の円滑化のため遺体処理票、遺留品処理票等を作成する。

### (6) 遺体の引き取り

身元が判明し、引取人があるときは速やかに引き渡す。

### 2 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない 場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が 適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

<del>英</del>	7-57-2 1 11	C 1				
救助の種類	対	象	期	間	備	考
死体の処理	災者遺たた、体いと寄のつ等、の海のではがの場のではができ、のよりはができます。	て混体浄処保をののの合死るこ			輸送費、人件 死体の一時保 の購入費等が	して救護班が行う 費は、別途計上 存にドライアイス 必要な場合は、当 る通常の実費を加

<sup>※</sup>費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 第3款 遺体の火葬等の実施

担当機関 市美化衛生部、市福祉部

災害により死亡した者のうち、その遺族が混乱のため火葬等を行うことが困難な場合、又 は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

### 1 遺体の火葬等

遺体は、原則として火葬し、遺骨等を遺族に引き渡す。

- (1) 市長は遺体を火葬する場合、美化衛生部に連絡し、指定された斎場へ搬送する。
- (2) 美化衛生部は、引継を受けた遺体を「死体埋火葬許可証」に基づき火葬にする。
- (3) 美化衛生部は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容されていた同じ遺体収容 (安置) 所に一時保管する。ただし、遺体収容(安置) 所の状況により一時保管が困難 な場合は、その都度指定する場所に保管する。

(4) 遺体(遺骨)の搬送に当たっては、必要に応じて関係事業者及び関係機関の協力を得て搬送する。

### 2 火葬の場所

斎場の名称、所在等は次のとおり。

名 称 川西市斎場(火葬炉 7基)

所在地 川西市柳谷字鷹尾山柿木谷10番地の1 電話 799-0331

### 3 他市町斎場への応援要請

### (1) 応援要請

美化衛生部は、斎場が被災し使用できない場合及び斎場の火葬能力を超える死者が発生した場合、他市町の斎場への応援を要請する。

### (2) 遺体の搬送

市外や県外の斎場への遺体の搬送は、必要に応じ関係機関等に要請する。

### 4 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- (1) 引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとし、美化衛生部からの引き渡しを受け福祉部が保管する。
- (2) 福祉部は、警察の協力を得て、身元不明死体の遺骨の引取人を調査する。

### 5 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない 場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が 適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
埋。葬	<ol> <li>災害の混乱の際に死亡した者であること</li> <li>災害のために埋葬を行うことが困難であるとき</li> </ol>	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 で、まだ埋葬が終わっていない 者も対象となる。

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

# 第10節 感染症対策・衛生計画

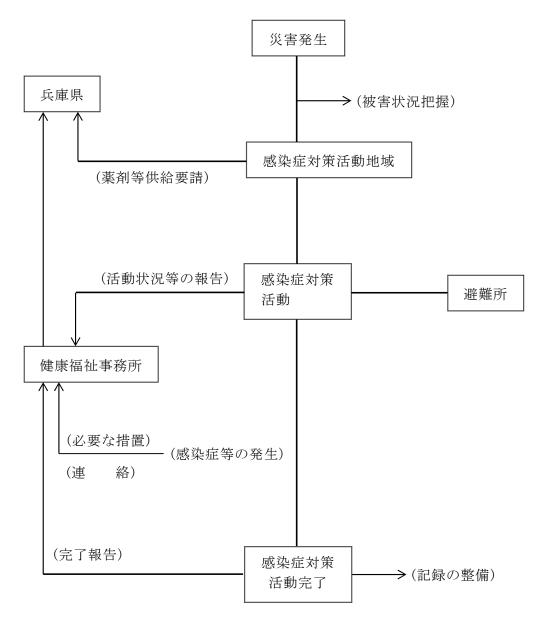
担当機関 市美化衛生部、市健康医療部

### 第1款 感染症对策活動

担当機関 市美化衛生部、市健康医療部

災害時において公衆衛生の悪化による感染症や食中毒等の発生を防止し、又は発生した場合の迅速な感染症対策活動についてはこの計画の定めるところによる。

### [感染症対策活動体系]



1 感染症対策活動の実施

災害発生時被災地における感染症の予防のため、兵庫県及び伊丹健康福祉事務所等関係 機関と連携し、次の事項について迅速に対応する。

- (1) 感染症対策班の編成 【担当部:美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】 災害の種類、規模等に応じ感染症対策班を編成する。
- (2) 広報活動の実施 【担当部:美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】 感染症の予防のため啓発ポスターの掲示、ビラの配布、広報車等による広報活動を行う。
- (3) 清潔 【担当部:美化衛生部環境班】 塵芥、汚泥などについての処理は、関係機関及び関係各部の連携のもとに埋立、若し くは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (4) 消毒 【担当部:美化衛生部衛生班】 被災地域においては家屋、便所、下水の溢水地域、その他不潔な場所の消毒を実施す る。また、井戸水、受水槽設置施設への衛生管理について啓発する。
- (5) 避難所の感染症対策 【担当部:美化衛生部衛生班】 避難所開設時は、速やかに便所、その他必要な場所について消毒を行い、以降適宜消 毒を実施する。また、関係機関の協力を得て衛生管理を徹底する。
- (6) ネズミ族、衛生害虫等の駆除 【担当部:美化衛生部衛生班】 災害時における駆除の対象地域は災害の性質や程度、感染症の患者の発生のおそれ等 の状況を勘案し、その地域を重点に駆除する。
- (7) 感染症発生時の措置 【担当部:健康医療部援護班】 被災地において感染症の患者が発生したときは、県が患者等に対し入院の勧告等の措 置をとるため、伊丹健康福祉事務所から感染予防及び広報等の協力依頼があった場合、 その指示に従い必要な措置を行う。
- (8) 感染症対策活動の報告 【担当部:美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】 関係機関の協力を得て状況を把握し、速やかに伊丹健康福祉事務所を経由して県へ報告する。
  - ア 被害の状況
  - イ 感染症対策活動状況
  - ウ 災害感染症対策所要見込額
- 2 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄・調達
  - (1) 感染症対策薬剤及び資器材の備蓄 【担当部:美化衛生部衛生班】 感染症対策活動に必要な薬剤及び資器材の備蓄を行う。また、適宜点検し、補完、管 理を行う。

なお、感染症対策薬剤及び資器材については「資料編 資料-25、26」のとおり。

- (2) 感染症対策薬剤及び資器材の調達 【担当部:美化衛生部衛生班】 被害の規模、状況等により薬剤及び資機材の確保が困難な場合、県へ供給について要 請する。
- (3) 感染症対策活動完了後の措置 【担当部:美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】 災害感染症対策活動を終了したときは速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し、 伊丹健康福祉事務所を経由し、県へ報告する。
- (4) 記録の整備 【担当部:美化衛生部衛生班・健康医療部援護班】 災害感染症対策に関し整備すべき書類等の主なものは次のとおり。
  - ア 災害状況報告書
  - イ 感染症対策活動状況報告書
  - ウ 清潔方法及び消毒方法に関する書類
  - エ 避難所での感染症対策活動に関する書類
  - オ ネズミ族、昆虫等の駆除に関する書類
  - カ 患者台帳
  - キ 感染症対策作業日誌
  - ク 感染症対策経費所要額等関係書類

### 第2款 食品衛生対策

担当機関 市健康医療部

食品衛生については、県の権限所管に属するため伊丹健康福祉事務所に依頼する。

#### 第3款 愛玩動物の収容対策

担当機関 市市民環境部

兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物 愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。

市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあって も、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

#### 【動物救援本部の活動内容】

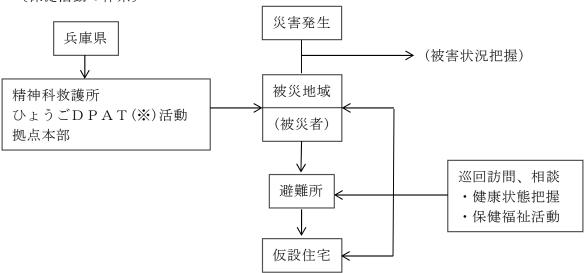
- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡
- (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- (6) 動物に関する相談の実施 等

## 第11節 保健福祉計画

担当機関 市福祉部、市健康医療部

災害時における被災者の保健や疾病予防及び高齢者や障がい者等要配慮者の援護についてはこの計画の定めるところによる。

### [保健活動の体系]



### D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team)

自然災害や航空機事故などの大規模災害等の後に被災者や支援者に対して、被災地域の都道府県の支援要請により、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム。

### 1 保健福祉活動組織の編成

災害の状況により援護班を編成し、健康福祉事務所等関係機関、団体等の協力を得て保 健福祉活動を実施する。

#### 2 保健福祉活動の実施

被災地域、避難所、仮設住宅への訪問を実施し、高齢者、障がい者等への援護をはじめ、被災者の心身の保健や疾病予防を行うとともに、必要に応じ健康相談、口腔ケア等を 実施する。また、被災者等の栄養状態を把握し、早期に栄養状態を改善するため 巡回栄養相談を実施する。

- (1) 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、県や県看護協会と連携し、保健師等による巡回相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応し、健康で自立した生活ができるよう福祉関係者、医療機関、民生委員、地域住民と連携を図りながら訪問指導、健康相談、健康教育等を実施する。
- (3) 巡回健康・栄養相談の実施時には、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況、栄養状態を把握する。
- (4) 避難所、仮設住宅を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (5) 兵庫県は震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害 (PTSD)等に速やかに対応するため、必要により、ひょうごDPAT活動拠点本部 を設置するとともに救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。

# 第12節 障害物除去計画

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害により土砂、立木、ガレキ等の障害物が住家又はその周辺に運ばれた場合、自らの資力でそれを除去することができない者に対して必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物の除去についてはこの計画の定めるところによる。

### 第1款 住宅関係障害物の除去

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

#### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合は、市長は、知事の救助の委任を受けた事務を行うととも に、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない 場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が 適用されない場合は、同法に準じて市長が行う。

### 兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考	
障害物の除去	1 住家が半壊、半焼又は床	災害発生の日か		
	上浸水したもの2 当面の	ら10日以内		
	日常生活が営み得ない状			
	態にあること			
	3 自らの資力をもってして			
	は、障害物の除去ができ			
	ない者であること			

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 2 障害物の除去

- (1) 災害救助法適用前は、市長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、除去対象数及び所在を調査し、世帯数の基準に基づき実施する。
- (3) 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は関係機関、民間団体等の応援、協力を得て行う。
- (4) 除去作業は緊急的な応急措置など必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
- (5) 県に対し応援を要請するときは次の事項を可能な限り明らかにして行う。
  - ア 除去を必要とする住家戸数
  - イ 除去に必要な人員
  - ウ 除去に必要な期間
  - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
  - オ 除去した障害物の集積場所の有無
  - カ その他参考となる事項

### 3 障害物の集積場所及び処分

能勢電鉄高架下、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。

※災害廃棄物の仮置場候補地については資料編「資料-3」のとおり。

### 第2款 道路、河川関係等障害物の除去

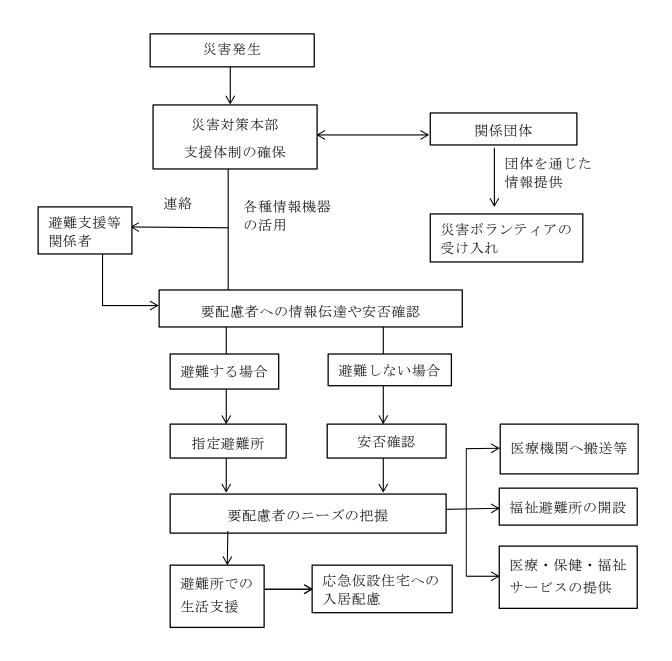
担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部、市上下水道局

道路、河川、水路等の機能を確保するため関係機関等と協力し、土砂等の障害物を除去する。また必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき対策を講じる。

# ■第10章 要配慮者対策計画■

担当機関 市市長公室、市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部、 市教育推進部

### [要配慮者対策の体系]



第1節 要配慮者の支援体制の確保

災害時における人的被害を少なくするためには、高齢者をはじめ要配慮者へのきめ細かな 支援が重要であることから、早期の情報伝達、避難の支援、避難生活の支援等に関する支援 体制を整備する。

### 第1款 庁内支援体制の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部、市教育推進部

災害時においては、要配慮者の安否や避難状況の確認、健康状態やニーズの把握、必要に応じた医療機関等への移送等の対策、保健・福祉サービスの提供、相談窓口の開設等を 円滑に実施するため、関係部局が中心となり体制を確保する。

## 第2款 災害ボランティアと連携した支援体制の確立

担当機関 市福祉部

大規模災害が発生又は救助活動が広範囲、長期に及ぶ場合、あらかじめ市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置に関する連携協定を締結し、協定に基づき市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携した支援体制を確立する。 災害ボランティア派遣については、同センターが窓口となり調整を行う。

# 第2節 要配慮者への情報伝達

担当機関 市市長公室、市総務部、市福祉部、市健康医療部

## 第1款 各種情報機器の活用や関係団体を通じた情報提供

- 1 防災行政無線や、広報車による情報伝達に加え、テレビやラジオ、ケーブルテレビ、市ホームページ、市公式SNS、かわにし安心ネットによるメール配信、携帯事業者による緊急速報メールやエリアメールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせるとともに、身体の状況などにより通知・伝達方法を考慮する。また、防災行政無線により、高齢者等避難などの災害情報を即時一斉に伝達する。
- 2 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、メールで 情報提供するほか、災害時には相談窓口等に情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通 訳者及び災害ボランティア等の派遣・協力を依頼する。

3 日本語が理解できない外国人や地理不案内な外国等からの旅行者に対し、多言語による パンフレット等の作成や市ホームページ、市公式SNSを通じて情報を提供するほか、関 係機関や災害ボランティア等の協力を得て、安否確認を行うとともに被災状況等の把握に 努める。

## 第3節 安否確認と避難誘導の実施

担当機関 市福祉部、市健康医療部、市教育推進部

### 第1款 避難行動要支援者の安否確認と避難支援

要配慮者の中でも、自力避難が困難と考えられる高齢者や障がい者など特別に配慮が必要な避難行動要支援者には、自主防災組織等、地域の避難支援等関係者に個人情報提供の同意を得られ作成した避難行動要支援者名簿に基づき、的確な避難誘導につなげられるよう地域とともに実行体制を整備しておく。

避難支援等関係者は、災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に、まず自身の身の安全を確保したうえで避難行動要支援者の安否を確認し、必要な情報を伝える。

なお、自力避難が困難な場合や名簿未登録者の場合は、市職員が安否確認や避難情報伝達、避難誘導などの避難行動支援に努める。避難行動に危険が伴う場合は、消防・警察に支援を求め、避難支援等関係者の安全確保を優先する。

安否確認や避難誘導実施に当たっては、別に定める「避難行動要支援者対応マニュアル」 に基づき、各種団体等に協力を依頼し、迅速な対応に努める。

### 第2款 避難行動要支援者の被害状況の把握

担当機関 市福祉部、市健康医療部

地域包括支援センターや地域の避難支援等関係者、避難支援団体等を通じて、各地域の避難行動要支援者の被災状況を把握する。また、社会福祉施設及び福祉避難所としている施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を確認する。

## 第4節 要配慮者のニーズの把握

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市消防本部

### 第1款 要配慮者のニーズの把握

継続的に安否を確認するとともに、地域包括支援センターや関係機関等も通じてニーズの 把握や、情報の収集に努める。また、避難所においては、避難所の管理責任者と協力し状況 把握に努め、被災者台帳を作成して整理する。

### 第2款 対象者に応じたサービスの提供

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、市消防本部

### 1 医療機関、福祉避難所等への移送

収集した情報のほか、状況やニーズの把握を踏まえ、医療機関又は福祉避難所への移送を支援するほか、社会福祉施設への特別入所や、緊急ショートステイなどの対策をとる。

### (1) 医療機関への移送

医師会等の医療機関と連携を図り、重症患者等が発生した場合には、速やかに医療 機関へ移送する。

#### (2) 福祉避難所の確保と移送支援

平常時においては福祉避難所の確保に努める。

避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、必要に応じて福祉避難 所を開設し、状況に応じて移送を支援する。

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、社会福祉施設等に 福祉避難所の設置を依頼するとともに、市内の施設で対応できない場合は県に協力を 要請する。

要配慮者の安全に配慮し、その家族についても避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。福祉避難所において、常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への入所や病院等への入院手続きをとる。

### (3) 社会福祉施設等への特別入所等

避難所や自宅で生活することができない高齢者や障がい者については、特別養護老 人ホーム、障がい者入所施設等への特別入所、緊急ショートステイの措置を講じる。 また、保護者等が幼児・児童・生徒を養育することが困難又は不可能な場合は、児童 養護施設等への緊急入所の措置を講じる。なお、これら緊急入所等の措置に係る手続 き等については、県と協議する。

#### 2 医療・保健・福祉サービスの提供

(1) 健康面のケアの実施

救護班による巡回診療を行うとともに、避難所や在宅の要配慮者に対し、保健師、栄養士等と連携し、巡回による健康相談や家庭訪問等を実施することにより、心身の健康 状態に応じた保健指導や栄養指導を行い、疾病の予防や心身の機能低下の予防に努める。

医療が必要な場合や中断されている場合は、速やかにかかりつけの医師等の医療機関 を紹介し受診勧奨する。

(2) 保健・福祉サービスの実施

市社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携した多様な保健・福祉サービスを提供し、生活を支援する。

(3) 兵庫県こころのケアチーム(ひょうごDPAT)・兵庫県災害派遣福祉チーム (DWAT (※1)) との連携

震災により生じる睡眠障害や急性ストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等や、避難生活に伴って生じるおそれがある要配慮者の二次被害の発生を防止するため、必要により県が設置する、ひょうごDPATやDWATと連携し、救護所や避難所等の巡回活動を行い、精神的不安や要配慮者の不安の解消を図る。

%1 DWAT (Disaster Welfare Assistance Team )

災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する 福祉的ニーズに応じた支援活動を行い、避難生活に伴って生じる恐れがある要配慮者 の二次被害の発生を防止することを目的に活動する災害派遣福祉チーム。

(4) 要配慮者専用の相談窓口の設置

市は、災害に対する相談窓口を設置する際、民生委員・児童委員、身体障がい者相談 員、精神障がい者相談員、知的障がい者相談員及び関係団体等へ協力を依頼し、要配慮 者専用の相談窓口設置に努める。相談窓口には、手話通訳者、要約筆記者等を配置する ほか、在宅の要配慮者に配慮した巡回相談、専用電話・専用ファクシミリの設置など、 多様な相談体制を用意する。

# 第5節 避難所での生活支援

### 第1款 避難所の環境整備

担当機関 市福祉部、市こども未来部、市健康医療部、市教育推進部、各公民館

#### 1 避難所における配慮

自主防災組織や福祉関係者等の協力を得つつ、各避難所では要配慮者のニーズ把握に努め、相談対応や、情報伝達と支援物資の提供等に努める。

### 2 避難所からの支援要請

避難所の管理責任者は、避難所では対応できないニーズがあれば、福祉部、健康医療部 に迅速に対応を要請する。福祉部、健康医療部は関係機関等と連携しつつ対応を図るとと もに、市で対応できないものについては、速やかに県等に支援を要請する。

#### 3 避難所における要配慮者への配慮

避難所の管理責任者は、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペースや支援物資等の割り当てを行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、避難所の環境整備に努める。

### 第2款 要配慮者に配慮した食料・生活用品の提供

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部、市福祉部、市健康医療部

### 1 要配慮者に配慮した食事の提供

乳幼児に対しては、粉ミルクや離乳食の提供、高齢者等には温かい食事ややわらかい食事、内部障がい者には病態に応じた食事など、要配慮者の態様に応じた食事を提供するよう努める。また、避難生活が長期化する揚合は、適温食の供給や栄養バランスの考慮等、質の確保に配慮した食事を検討する。

### 2 生活用品の提供

避難行動要支援者が必要とする車いす、杖、紙おむつ、ストーマ用装具、簡易トイレなどの生活用品等については、あらかじめ備蓄しているものに加え、不足する分については、民間企業等との協定等により、適切に提供するよう努める。

### 第3款 療養中の要配慮者のための医療体制の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部、市健康医療部

人工透析を必要とする要配慮者や在宅人工呼吸器装着難病患者や難病患者等への医療対応 については、伊丹健康福祉事務所や市医師会等の関係機関、団体に応援・協力を要請し、情 報提供や迅速な応急措置対策に努める。

# 第6節 応急仮設住宅への入居等

### 第1款 応急仮設住宅への入居支援

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部

#### 1 応急仮設住宅の確保

可能な限り要配慮者に配慮した応急仮設往宅の確保に努める。

### 2 応急仮設住宅の優先入居

避難所において生活している要配慮者を早期に日常生活に戻すため、入居者の選定に当たっては、要配慮者を優先的に選定するよう配慮する。ただし、応急仮設往宅での生活が 長期化することも想定し、高齢者や障がい者等が集中することのないよう配慮する。

### 第2款 応急仮設住宅での生活支援

担当機関 市福祉部、市健康医療部

### 1 見守り活動の実施

応急仮設往宅の居住者等による声かけや、手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないよう配慮する。

#### 2 緊急通報装置等の整備

応急仮設往宅に移った一人暮らし高齢者等には、緊急通報装置等を整備し、自らの緊急 事態を知らせることができる体制整備に努める。

# ■第11章 災害廃棄物等処理計画■

## 第1節 災害廃棄物処理計画

担当機関 市美化衛生部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

家具、廃材、ガレキ類などの災害廃棄物は、災害の規模、建物の状況など地域の特性により異なるものの、家庭系、事業系を問わず一般廃棄物と併せて排出されるため、一般廃棄物の処理との整合を図りながら処理対策はこの計画の定めるところによる。

### 第1款 災害廃棄物対策

災害時における廃棄物は、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート 塊、鉄筋等のガレキなど長期にわたり大量に排出され、また、道路の寸断、交通渋滞等の要 因も絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

また、災害廃棄物については広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、リサイクルが可能なものがあることから、分別収集や処理方法等についてリサイクルを考慮した収集処理計画の策定を行う。

### 1 災害廃棄物の処理

災害により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積するための仮置場として、災害発生場所付近の市有地及び公園等の空地に一時集積し、災害廃棄物の処分の基準に合致した方法で処分する。

最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、近隣市町等に応援を要請する。近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を要請する。

さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、 市社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率 的に災害廃棄物の搬出を行う。

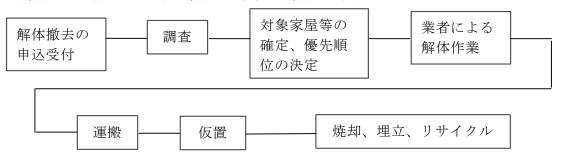
### 2 損壊家屋等の解体処理処分

損壊家屋等については、危険性、公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去、処理処分を計画的に行う。その際、粉じんや石綿の飛散防止対策に努めることとする。

解体撤去工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市は これらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。

参考として公費負担制度が設けられた阪神・淡路大震災時の損壊家屋等の解体処理事業 フロー(市解体方式、個人解体方式)を次に示す。

[解体処理事業フロー(市解体方式、個人解体方式)]



(注) 個人解体方式とは、個人が業者に解体を依頼した場合をいう。 (後日、市と解体業者間で単価等契約)

#### 3 分別・破砕・焼却処分

#### (1) 分別

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

#### ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、不燃物等の粗分別 を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

#### イービル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート 塊、金属、可燃物の粗分別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

### (2) 中間処理・最終処理

### ア 木造家屋

可燃物のうち柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物は 国崎クリーンセンターにおいて焼却する。また必要に応じ仮設焼却炉の設置を行う。

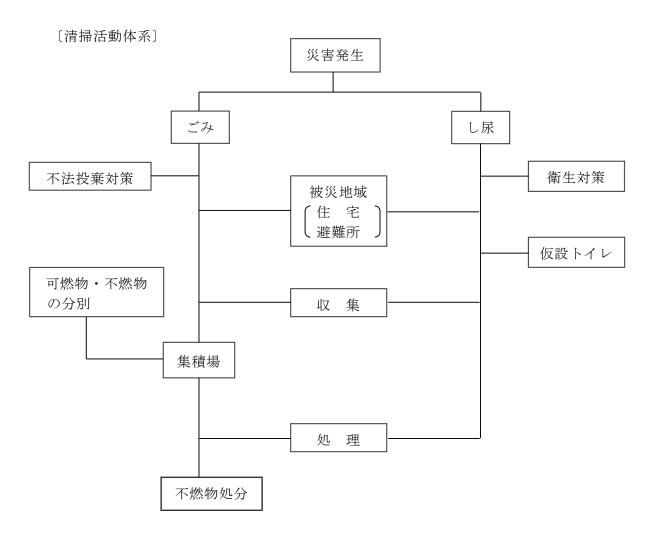
イコンクリートガラは、用材としてリサイクルを行うことを基本とする。

ウ 粗分別後に残る混合物(土砂が主体)についてもできるだけ分別を行い所要の処分 を行う。

# 第2節 清掃計画

担当機関 市美化衛生部

災害発生後に発生するごみ及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、被災地域の環境衛 生についてはこの計画の定めるところによる。



第1款 ごみ処理対策

災害発生時においては、あらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、環境衛生上の観点から、迅速な処理を行う。また、被災状況を的確に把握し、「家庭ごみ」を住宅密度の高いところから収集するとともに効率的な収集体制づくりと併せ、災害規模によって速やかに 県、他市町、民間の応援を要請する。

なお、住民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、収集 日や搬出区分のルールを守るよう協力を呼びかける。

### 1 ごみの収集・運搬

(1) ごみ収集運搬は現有人員、車両及び資機材等をもって対応し、不足する場合は近隣市 町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害一般廃棄物の収集運搬に関 する協定書」に基づき、対策を講じる。

近隣市町等のみで応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互 応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町 や他府県市町村等による応援が困難な場合は、公益財団法人ひょうご環境創造協会の活 用又は県に処理に関する事務委託を要請する。

さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定され、公益財団法人ひょうご環境 創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行を要請する。

ごみ収集運搬車両の現況については「資料編 資料-27」のとおり。

- (2) ごみ収集日にあわせた搬出時期及び分別収集の徹底を図る。
- (3) 避難所の開設規模、環境衛生等を勘案するとともに、避難者の生活に支障が生じないよう収集計画を策定し、場合によっては一般の廃棄物処理とは別ルートも考慮する。

#### 2 ごみの処理等

(1) 集積場所の確保

ごみを処分場等へ短期間で大量に搬送することは困難なため、環境衛生の保全に支障のない公有地等を利用することにより、臨時のごみ集積場を確保し、搬入する。集積場へ搬入するごみについては、分別の徹底を図るとともに防災対策についても配慮する。 ※集積場所の候補地については資料編「資料-3」のとおり。

### (2) 処理

可燃物については、国崎クリーンセンターにおいて焼却処理を行う。 不燃物については、委託事業者に埋め立て等の処分を依頼する。

### 3 不法投棄対策

災害発生時におけるごみの排出ルートの乱れとともに、不法投棄が長期間発生することが予測され、これに対する防止・処理対策を行う。

### 4 落下物対策等

災害時において損壊家屋等から、瓦、モルタル壁、ブロック等が排出されるが、これら についてはその性質から、搬送機材等、一般廃棄物とは別ルートの処理が必要であり、自 治会単位等の地域別に収集するなどの方策とともに、適切な広報を行う。

### 5 廃棄物処理施設の応急復旧

猪名川町・豊能町・能勢町と連携して、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速 やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。

### 第2款 し尿処理対策

災害時においては、水道、電気の供給途絶による水洗トイレの使用不能並びに家屋の損壊などにより、し尿処理が困難な状況となることから環境衛生の維持を図るための対策を定める。

#### 1 し尿の収集・運搬

し尿収集、運搬は、災害協定に基づき対応し、不足する場合は、近隣市町等に応援を要請する。また、関係団体の協力を得て「災害時における廃棄物処理等に関する応援協定」に基づき、対策を講じる。

近隣市町等のみで応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

し尿収集運搬車両については「資料編 資料-28」のとおり。

### 2 し尿の処理

仮設トイレやポータブルトイレ、下水道マンホールの利用等によって対応する。

### (1) 避難所

被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、仮設トイレ (便槽付)やポータブルトイレの設置、下水道マンホールの利用により避難者等のし尿 を処理する。

### (2) 一時避難場所

一時避難場所で避難が長期化した場合、被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、仮設トイレ(便槽付)の設置により避難者等のし尿を処理する。

#### (3) 被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のため に、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

#### 3 仮設トイレの設置等

- (1) 備蓄トイレや、流通在庫、広域応援によって調達した仮設トイレをあてる。
- (2) 設置場所は、収集が容易な場所で視覚障がい者の使用を考慮して、できるだけ塀や壁際に設置する。
- (3) 老人、身体障がい者等に配慮した仮設トイレを検討する。
- (4) 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生について配慮する。

# 4 し尿中継所の応急復旧

し尿中継所の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。

# ■第12章 環境対策計画■

担当機関 市市民環境部

# 第1節 環境保全計画

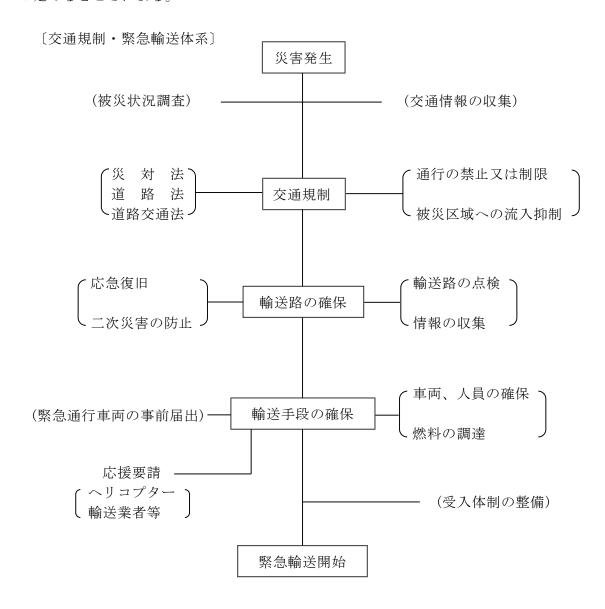
災害による工場等からの有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う大気汚染等の防止対策についてはこの計画の定めるところによる。

## 第1款 被害状況の把握及び応急対策

- 1 県及び隣接市町、関係機関及び事業場等と連携し、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。
- 2 県及び隣接市町、関係機関と連携し、被害の有無の確認及び必要に応じて早期復旧等の 対策を行う。

# ■第13章 交通輸送計画■

災害時の救急、緊急物資の輸送など安全かつ円滑な交通・輸送の確保についてはこの計画 の定めるところによる。



第1節 交通規制等計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害により道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合の交通 の安全と施設保全及び災害地における交通を確保するとともに輸送の便についてはこの計画 の定めるところによる。

## 第1款 被災情報、交通情報の収集等

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害時の被災情報及び交通情報の収集については、各管理者の情報収集のほか、県・市・町の防災ネットワーク等の活用、各道路管理者と公安委員会、警察署長又は警察官(以下「交通管理者」という。)との密接な連携、電力、ガス、通信事業者等民間のセキュリティーシステム等を利用して被災情報の収集・伝達を行う。

#### 1 収集する情報の主な項目

- (1) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 路線バス、鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- (5) その他必要な事項

#### 2 各道路管理者等の情報の収集

災害発生後、各道路管理者及び交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は 制限に関する情報を収集する。

### 第2款 交通規制の内容

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

各道路管理者及び交通管理者は、災害対策基本法、道路法及び道路交通法に基づく交通規制を行い、住民の避難、緊急車両等の道路交通を確保する。

1 交通管理者が実施する交通規制

交通管理者は、次のとおり交通規制を実施する。

(1)

_ ` ′				
交	通規制	を行う	状況	災害が発生し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保が必要であると認められる場合
目	目 的			災害応急対策の円滑化
規	制	内	容	区間を指定して災害応急対策従事者又は物資の緊急輸送を行う 車両以外の車両の通行を禁止、制限
根	拠	法	令	災害対策基本法第76条

(2)

交通	通規制を	そ行うね	犬況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要が あると認められる場合
目	目 的			交通の危険防止、交通の安全確保
規	制	内	容	歩行者又は車両等の通行禁止等
根	拠	法	令	道路交通法第5条、同法第6条

## 2 各道路管理者が実施する交通規制

各道路管理者は、次のとおり交通規制を実施する。

各道路管理者は、市内の道路、橋りょうで緊急に交通規制を必要とする場合、警察署長 と協議のうえ実施する。

市道については、都市政策部、資産マネジメント部、土木部が職員を派遣し、道路施設 の巡回調査に努め、道路監理員は、交通規制を実施する。

交通規制を行う状況				道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると 認められる場合
目			的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規	制	内	容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限をする。通行禁止・ 制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置する。必要 な場合は、道路標識にまわり道を明記する。
根	拠	法	令	道路法第46条

# 第2節 輸送計画

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、 市土木部、市教育推進部、市消防本部、西日本旅客鉄道株式会社・阪急 電鉄株式会社・能勢電鉄株式会社・阪急バス株式会社・日本通運株式会社 被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する者の輸送又は災害対策用物資、資機材等の輸送や搬送の手段としての車両の確保、配車等に加え、ヘリコプターなど災害時の緊急輸送 についてはこの計画の定めるところによる。

#### 第1款 緊急輸送道路の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部

災害発生時に他府県及び他市町と市内の防災拠点などを有機的に結ぶ主要道路及び緊急物 資等の受入れ、積み替え等を行う拠点を結ぶ多重の緊急輸送路を定めるとともに、災害発生 後の被害の状況を踏まえ、実際に利用する緊急輸送路を選定する。また、警察が行う交通規 制や緊急輸送路の的確な確保に協力する。

緊急輸送路ネットワークについては「資料編 資料-30」、市内交通網体系図については「資料編 資料-31」のとおり。

#### 1 緊急輸送路に関する措置等

輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を行い、安全通行の確保を図る。 また、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について、川西警察署と密接な連絡をと る。

- (1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。 この場合、川西警察署に連絡し、連携を図る。
- (2) 道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が当該措置を取らなかったり、現場にいない場合においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うことができるとともに当該措置をとるため、やむをえない程度において、車両その他の物件を破損することができる。また、当該措置のためにやむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。
- (3) 国土交通大臣は道路管理者である県及び市に対して、兵庫県知事は、道路管理者である市に対して、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法の規定により、区間を指定し、運転者等に対して同様の命令を行うことを指示することができる。また、県公安委員会は道路管理者に当該措置を要請することができる。
- (4) その他の道路の障害物除去については「第3編災害応急対策計画、第9章救援・活動 計画、第12節障害物除去計画」による。
- (5) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。

- (6) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (7) 国、県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ 復旧作業を行う。ただし、この旨、国、県に通知する。

#### 2 応急復旧及び費用負担

#### (1) 応急復旧

#### ア 道路啓開の実施

- (ア) 各道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。
- (4) 各道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送 (交通) 路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸 送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。
- イ 応急復旧業務に係る関係事業者等との連携

各道路管理者は、関係事業者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復 旧等に必要な人員、機材等を確保する。

#### (2) 費用負担

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該道路管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市域内で他の管理者に属する道路を、緊急に応急復旧した場合の経費は、当 該道路の管理者が負担する。

ただし、当該各道路管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市 長が、その経費を一時繰替支弁することができる。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度当該道路管理者と協議して その負担区分を定める。

#### 第2款 輸送手段の確保

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

#### 1 車両の調達

市有車両を効率的に集中管理し、災害対策本部の指示又は各部の要請に基づいて配車計画をたてる。市有車両では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、日本通運株式会社(指定公共機関)、又は関係事業者等からの借上げを行う。また、市内で車両確保が困難な場合、又は輸送の状況において他市町から調達することが適当と

認められた場合は、県及び他市町に協力を要請する。

なお、市保有車両については「資料編 資料-29」のとおり。

- 2 他機関に緊急輸送を依頼した場合の受入措置 輸送を依頼した場合、その都度受け入れの場所を指定し職員を配置する。
- 3 燃料の調達

企画財政部、総務部は、市有車両、借上車両に必要な燃料の調達を行う。

#### 4 配車

(1) 集中管理

市保有車両等に基づき実施する。

(2) 車両の用途

供給車両の用途は、おおむね次のとおり。

- ア 災害広報活動
- イ 被害状況調査
- ウ遺体の捜索、収容、処理
- エ 食料、生活必需品、薬品、その他救助物資の調達及び輸送
- 才 感染症対策活動
- カ し尿の収集、ごみの収集及び処理
- キ 障害物の除去
- ク 道路、橋りょう等の応急復旧
- ケ 飲料水の配水
- コ 負傷者の応急医療
- サ 火災の警戒、防御
- シ 避難者の輸送
- ス その他必要な運搬

#### (3) 配車基準

- ア 災害時において各部の所管事務が円滑に実施できるよう、企画財政部、総務部は市 保有車両及び借上車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を たてる。
- イ 災害時における各部に配分する車両は、あらかじめ定めておく。
- ウ 本部長は、関係防災機関又は市内事業所等に対し、災害の状況に応じて必要とする 車両の待機を要請する。

#### (4) 企画財政部、総務部による輸送

ア 各対策項目のうち輸送について明確な定めのないもの。

イ 各部の活動に使用車両の定めはあるが、応援を必要とするもの。

#### (ア) 輸送内容

a 生活物資の輸送

備蓄場所等から避難所等の住民へ配布するところまでの輸送を行う。

b 医薬品、医療器具の輸送 備蓄場所又は各施設間(相互融通)の輸送を行う。

- c 要員の輸送
- d 避難者の市外への輸送

#### (5) 配車手続

各部は車両を必要とするときは、次の事項を明示し、企画財政部、総務部に配車を依頼する。

ア 車種及び積載量

イ 台数

ウ 日時

エ 行先

才 使用者

#### (6) 配車記録

企画財政部、総務部は、配車車両の運行記録、燃料の支払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに本部長に報告する。

#### 5 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。ただし、道路交通法第39条に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続を省略する。

※ 道路交通法第39条に規定する緊急自動車とは、「消防用自動車、救急用自動車その 他の政令で定める自動車・・・」のことで、公安委員会が指定する。

#### (1) 緊急輸送車両

ア 警報の伝達、避難の指示に関するもの。

イ 消防、水防その他応急措置に関するもの。

- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 施設、設備の応急復旧に関するもの。

- カ 清掃、感染症対策その他保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関す るもの。
- 6 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等(「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。)
  - (1) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に 事前届出を受理する。

- ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画に基づき、災害対策 基本法第50条に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 であること。
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機 関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有 し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専 用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (3) 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会 (警察本部交通規制課及び警察署経由)

(ウ) 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類 (輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等)及び 緊急通行車両等事前届出書2通

イ 届出済証の交付

公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、 緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

#### (4) 事前届出車両の確認

- ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、 他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略する。
- イ 警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、警察署、交通検問所において、届 出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

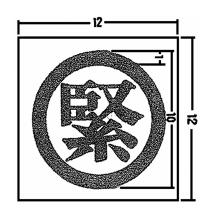
#### (5) 県との調整

県公安委員会は、確認手続の具体的な運用について、県(消防保安課)と所要の調整 を図る。

#### (6) 証明書及び標章の扱い

交付を受けた証明書は、運行責任者が常に携帯する。 標章は車両の助手席の見やすい箇所に掲示する。

# 【緊急輸送車両の標章】



#### 備考

- 1. 文字及び円記号は赤色 地は白色とする。
- 2. 図柄の長さの単位はセン チメートルとする。

第3款 ヘリコプターによる緊急輸送

担当機関 市企画財政部、市総務部、市消防本部

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合等で、緊急の用務に該当するときはヘリコ プターの派遣を兵庫県へ要請し、輸送を行う。

#### 1 ヘリコプター災害派遣要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、航空機 の活動を必要と判断した場合に要請することとする。

- (1) 川西市の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 地上輸送がすべて不可能な場合
- (3) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (4) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

#### 2 派遣要請手続

(1) 知事への要請

県に対するヘリコプターの支援要請は、市長又は消防長が神戸市消防局警防部司令課 に手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を兵庫県(消防保安課)に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 連絡先

要請の連絡先は次のとおり。

○昼間(8:45~17:30) 電話会議システム

○夜間(17:30~翌朝8:45)·休日

神戸市消防局警防部司令課 TEL 078-331-0986

FAX 078-325-8529

○県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL 078-362-9898・9988

(県災害対策センター内) FAX 078-362-9911

3 要請に際し市から連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項
- 4 要請者において措置する事項
  - (1) 離発着場の選定
  - (2) 給油方法の指示
  - (3) 離発着場における措置(散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導)
- 5 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、 窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

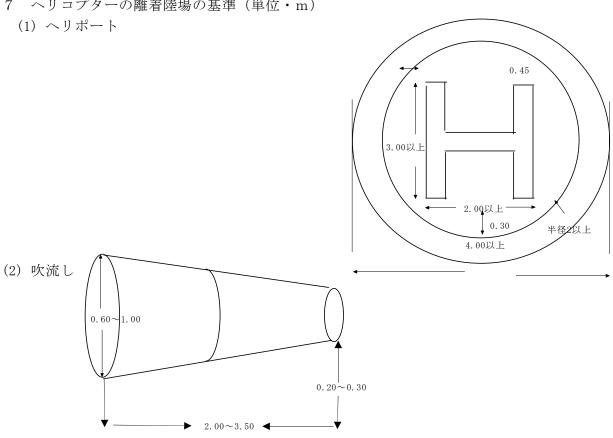
### 6 着陸場予定地

県、その他防災関係機関から災害対策用物資、人員の空輸に備え、被害状況に応じヘリ ポートとして可能な場所を確保するとともに、航空機の離着陸場の基準に従う。

着陸場予定地	所	在	地	電話番号	備	考				
東久代運動公園	川西市東久	代1丁目	地先	(072)740-1111	ヘリホ゜ート用り	火流し等は				
(大阪国際空港運	 (大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する)									
国崎クリーン センター	川西市国崎	字小路 1	3	(072)759-0119	ヘリポ゚ート用吹 市北消防署					
猪名川河川防災 ステーション	川西市出在	家町23	<b>-</b> 5	(072)740-1145	ヘリポート用吹 市南消防署					
(大阪国際空港運	(大阪国際空港運用中は、大阪国際空港を使用する)									

※東久代運動公園及び猪名川河川防災ステーションの使用にあたっては、大阪空港事務所 と協議が必要

### 7 ヘリコプターの離着陸場の基準(単位・m)



- 注 1 繊維製品であること。
  - 2 1色又は数色とし背影と反対色であること。

#### 第4款 他都市への避難者の緊急輸送

担当機関 市企画財政部、市総務部、市教育推進部

#### 1 他都市への避難者受入れの要請

災害発生により大量の避難者が発生する等、市内の避難空間では避難者を収容しきれない場合、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、避難者の受入れを要請する。

応援要請については協定に定める応援要請書を用いて要請することとし、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- (1) 避難者の人員(男女別)・世帯数
- (2) 概ねの避難期間
- (3) 高齢者や障がい者等の人員(男女別)
- (4) 引率責任者の氏名、所属
- (5) その他必要事項

#### 2 避難者の輸送手段の確保

避難者の輸送については、「第3編災害応急対策計画、第13章輸送計画、第2款輸送手段の確保」「第3款 ヘリコプターによる緊急輸送」の規定に基づき移送することとする。なお、被害の程度により輸送手段の確保が困難な場合は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」により輸送手段も併せて要請する。

#### 3 対象避難者への通告

他都市への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告することとする。通告については、「第3編災害応急対策計画、第3章災害広報広聴計画、第1節災害広報計画」に 定めたとおりとする。

なお、避難所に収容されている避難者への通告は教育推進部が当該避難所で直接伝達する。通告に当たっては、次の事項を伝える。なお、緊急の場合はこの限りでない。

- (1) 他都市避難を行う理由
- (2) 避難先の都市、避難場所
- (3) 当面の避難場所
- (4) 避難先の受入れ条件
- (5) 移送手段等避難方法と段取り

#### 4 県知事への報告

他都市へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに県 知事へ報告する。

#### 第5款 公共交通機関の応急対策

担当機関 西日本旅客鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・能勢電鉄株式会社・ 阪急バス株式会社・日本通運株式会社

### 1 西日本旅客鉄道株式会社

(1) 災害復旧本部及び災害対策本部の設置

災害が発生し、被害等が各社であらかじめ定める設置基準になったときは、対策本部 等を設置し、主として次の業務を行う。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

対策本部及び復旧本部の種別・設置基準

種	別	設	置	基	準
第1種位	本 制	大事故が発生したとき			
第2種位	本制	車両が10両以上脱線ス が5時間以上不通となる			若しくは主要な本線
第3種位	本制	車両が5両以上脱線又は あるとき	は主要な本線	が3時間以上	不通となるおそれの
第4種位	本制	その他特に必要と認める	るとき		

※召集範囲は本部員の班別構成標準による。

事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の 業務を行うものとする。

イ 日本貨物鉄道株式会社 (関西支社)

名 称	設置場所	設	置	0	基	準		業	務
現地対策本部	現地	又は貨物 くは多数	会社の負傷し	責によ たとき	り旅客	したとき、が死亡若し	$ \begin{array}{c c} (2) \\ (3) \\ (4) \end{array} $	輸送上	復旧作業
支社対策 本 部	支社	責により C 車両が 以上不通	旅客が 5 両以 となる	負傷した 上脱線	たとき 又は本 びある?	_	(1)	応急復 災害状	輸送措置 旧の企画 況の調査 収集伝達

#### (2) 災害発生時の動員体制

- ア 災害発生の場合は、駅、区、所長は、その状況を輸送指令に報告する。
- イ 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに、必要とみとめられる箇所に連絡する。
- ウ 関係課長又は駅、区、所長は、必要な職員に対し非常召集を行う。

#### (3) 旅客等の避難

災害時における旅客等の避難に必要な指示、伝達、誘導及び収容等については、あらかじめ定められた方法により、迅速、的確に行うものとする。

#### 2 阪急電鉄株式会社

## (1) 災害対策本部の設置基準

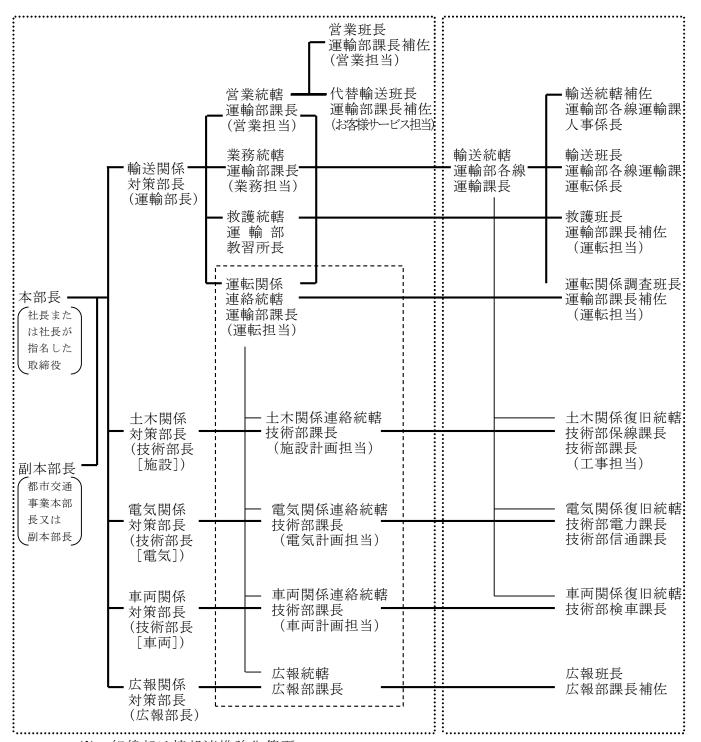
社長は、緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急 事態対策本部の設置を指示する。

ただし、社長が不在の場合は、副社長又は都市交通事業本部長が代行する。

#### (2) 組織体制

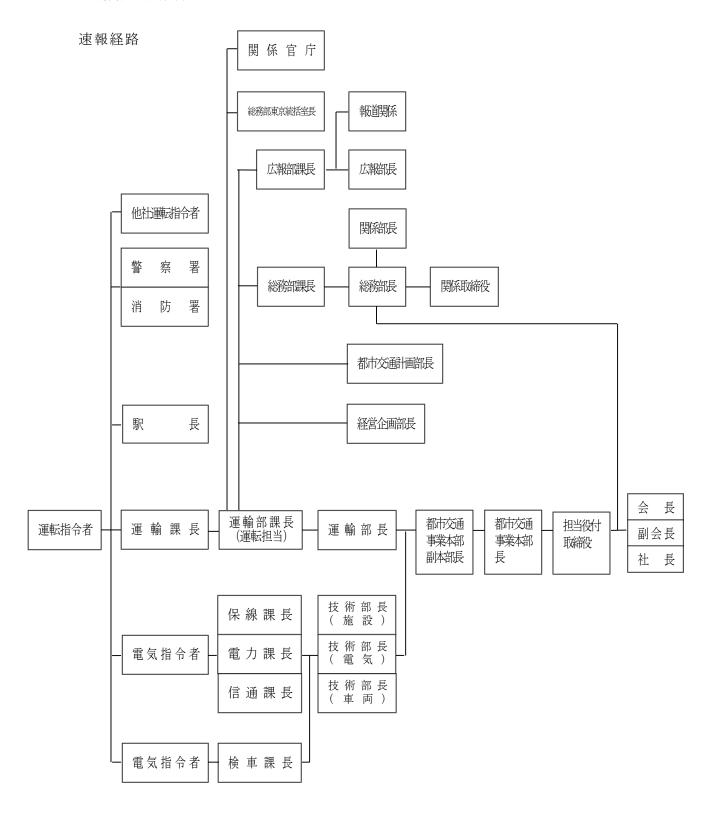
緊急事態対策本部[1号体制]組織表 本社対策本部

現地担当部会



※ 細線部は情報連携強化箇所

### (3) 情報連絡体制



(注) 該当者が不在の場合は、次の者に報告する。

#### (4) 風水害

#### ア 運転規制

#### (ア) 風害

a 風速監視表示装置により、風速が毎秒20m以上となったと認めたときは、区間、速度を指定して徐行運転を指令する。

また、駅長又は運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な強風を認めたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。

b 風速監視表示装置により、風速が毎秒25m以上となったと認めたときは、一時、列車の運転を中止する指令をする。

また、駅長又は運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な強風を認めたときは、一時、列車の運転を中止する指令をする。

# (イ) 水害

a 雨量測定監視装置により、時雨量が70mm以上、又は連続雨量260mm以上、時雨量50mm以上かつ連続雨量180mm以上となったと認めたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。

また、駅長又は運転士からの報告により、沿線周辺で局地的な豪雨を認めたときは、その状況に応じて区間、速度を指定して徐行運転を指令する。

b 雨量測定監視装置により、時雨量が100mm以上又は連続雨量350mm以上、時雨量70mm以上かつ連続雨量260mm以上となったと認めたときは、区間を指定して列車の運転を中止する指令をする。

## イ 乗客の避難誘導

#### (ア) 駅における避難誘導

駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向 に誘導する。なおこの場合、消防署及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。

(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は車掌と打ち合わせ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、乗客を安全な方向へ誘導。乗客の状態等を列車無線で運転指令者に報告する。

3 能勢電鉄株式会社

# 緊急事態対策規程

改正2018年4月1日 改正2020年7月1日 改正2023年4月1日 改正2024年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、自然災害、第三者災害または重大事故等による長時間の輸送阻害または多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合(以下「緊急事態」という。)の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、的確、迅速な処置をとることにより、その影響を最小限にとどめることを目的とする。

(緊急事態発生時の心得)

- 第2条 緊急事態が発生した場合は、その状況を冷静に判断して的確、迅速に次の処置を とる。この場合、現場に居合わせた者は、職責の如何を問わず全力を挙げて協力す る。
  - (1) 列車防護を行う等被害の拡大防止
  - (2) 死傷者の救護
  - (3) 運転指令者もしくは担当係員への通報
  - 2. 関係係員は、旅客の安全を確保した後に情報の収集と全容の把握に努めるとともに、上司に連絡し、その指示を受けなければならない。通信不能等により、上司の指示、連絡を受けることができない場合は、速やかに自己の勤務部署に就かなければならない。

(速報・報告経路)

- 第3条 緊急事態が発生した場合またはそのおそれがある場合は、本社勤務時間内外にかかわらず、別表1に定める社内速報・報告経路により速報するものとする。
  - 2. 運転指令者は、関係する他社線の運転指令者へ速報するものとする。

(警察署、消防署への連絡)

第4条 運転指令者および駅助役は、警察署、消防署へ速報し、必要に応じてそれぞれの 機関へ出動要請を行わなければならない。

特に、人命救助の必要がある場合には、消防署へ「レスキュー隊」の出動も併せて要請するものとする。

(監督官庁・報道機関等への速報)

第5条 近畿運輸局へは連絡責任者(運転課長、車両課長、土木課長、電気課長)、報道機関等へは総務部副部長等(夜間・休日は総務部副部長の依頼により運転係長[副長]または運転指令者)より概況を速報する。

(対策本部の設置)

- 第6条 対策本部はおおむね次の各号にあたる場合に担当役員の要請により社長の承認を 得て設置する。
  - (1) 緊急事態により死傷者が生じ、または輸送に著しく支障をきたしたとき
  - (2) その他特に必要を認めたとき

(対策本部の組織)

第7条 対策本部は別表2のとおり組織する。

本部長は、緊急事態の程度、状況に応じて社長または鉄道事業部担当役員がその任にあたる。

(職 務)

- 第8条 本部長および各部長の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 本部長は、対策本部を統括する。
  - (2) 鉄道事業部長は、列車の運行および代替輸送並びに被災施設の復旧に関する事項を総括する。
  - (3)総務部長は、死傷者の救護に関する事項並びに情報収集および報道機関等に関する事項等の広報業務を総括する。

(非常召集)

第9条 緊急事態に対処するために必要な人員は、各部において別に定める非常召集方法 により召集する。

(代替輸送)

第10条 代替輸送の方法は別に定めるものとする。

(連絡の確保)

第11条 緊急事態が発生した場合は、列車無線を有効に活用するとともに、事業用電話、 加入電話等の通信設備を使用して緊急連絡を行う。

(死傷者への対応)

第12条 救護担当は、死傷者が発生した場合、所轄の警察署、消防署および救急医療機関 を通じての調査等により、死傷者数および氏名、年齢、性別、住所、負傷の程度、 収容病院とその電話番号等を把握し、救護責任者に報告するとともに、家族その他 関係者への連絡、対応に務めなければならない。

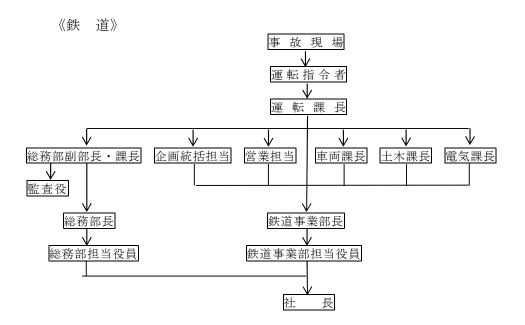
### (国民保護に係る対応)

- 第13条 社長は、大阪府または兵庫県に武力攻撃事態等対策本部または緊急対処事態対策 本部が設置された場合は、必要に応じて国民保護対策本部または緊急対処事態対策 本部の設置を指示する。ただし、社長が不在の場合は、鉄道事業部担当役員または 鉄道事業部長が代行する。
  - 2. 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の体制は、緊急事態対策本部の組織とする。
  - 3. 地方公共団体の長からの求めにより避難住民の運送を行う場合、総務部長は運送の求め等を行った者との連絡に関する事項を総括する。また、鉄道事業部長は避難住民の運送に関する事項を統括する。

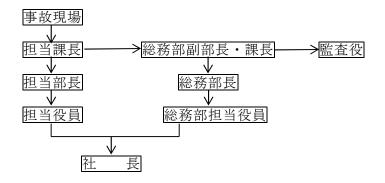
# (実施細則)

第14条 各部長は、この規程の円滑な運営に資するため細則を定める。

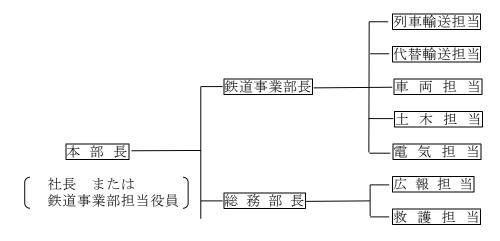
別表1 緊急事態発生時の社内速報・報告経路



《その他》



別表 2 対策本部組織図



(注) 必要に応じて、業務委託会社の担当責任者も当該職務を担当する場合がある。

#### 防災体制実施要綱

改正2018年10月15日 改正2020年 7月 1日 改正2023年 4月 1日 改正2024年 4月 1日

# 第 1 章 暴風雨

(目 的)

第1条 この要綱は、暴風雨による災害発生のおそれが生じた際の警戒体制を定め、的確、 迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめることを目的とす る。

(防災体制の実施要領)

第2条 防災体制(暴風雨)は別表1によるものとする。

(防災体制の発令または解除)

第3条 防災体制(暴風雨)の発令または解除は、鉄道事業部長(安全統括管理者)が行う ものとする。

(情報連絡)

- 第4条 防災体制(暴風雨)が発令または解除されたときは、別表5に定める連絡系統により、相互に緊密な連絡をとるものとする。
  - 2. 運転指令者は、災害が発生し、列車運行に障害が生じた場合またはそのおそれがある場合は、その状況について阪急電鉄運転指令者と相互に連絡をとるものとする。

(実施細則)

第5条 鉄道事業部長は、本要綱の主旨に従って実情に応じた防災体制に関する細則を定める。

(留置車の取扱い)

第6条 車庫内外の留置車について、沿線河川の氾濫などによる水没または土砂災害等のお それがある場合は、車両を退避させる処置をとるものとする。

## 第 2 章 降 雨

(目 的)

第1条 この要綱は、降雨による災害発生のおそれが生じた際の警戒態勢を定め、的確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめることを目的とする。

(防災体制の実施要領)

第2条 防災体制(降雨)は別表2によるものとする。

(防災体制の発令または解除)

第3条 防災体制(降雨)の発令または解除は、次によるものとする。

防災体制	発令・解除
降雨1号	土木課長
降雨 2 号	鉄道事業部長
降雨3号	鉄道事業部長

(情報連絡)

- 第4条 防災体制(降雨)が発令または解除されたときは、別表5に定める連絡経路により、相互に緊密な連絡をとるものとする。
  - 2. 運転指令者は、災害が発生し、列車運行に障害が生じた場合またはそのおそれがある場合は、その状況について阪急電鉄運転指令者と相互に連絡をとるものとする。

(実施細則)

第5条 鉄道事業部長は本要綱の主旨に従って実情に応じた防災体制に関する細則を定める。

(留置車の取扱い)

第6条 車庫内外の留置車について、沿線河川の氾濫などによる水没または土砂災害等のお それがある場合は、車両を退避させる処置をとるものとする。

#### 第 3 章 凍 結・雪 害

(目 的)

第1条 この要綱は、凍結・雪害による災害発生のおそれが生じた際の警戒態勢を定め、的 確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめることを目的と する。

(防災体制の実施要領)

第2条 防災体制(凍結・雪害)は別表3によるものとする。

(防災体制の発令または解除)

第3条 防災体制(凍結・雪害)の発令または解除は、次によるものとする。

防災体制	発令・解除者
凍 結	運転課長
雪害1号	運転課長
雪害2号	鉄道事業部長

2. 運転課長は、夜間等の場合で現地の状況により必要と認めた場合は、防災体制 (雪害2号) を専決発令または解除することができる。

この場合、事後すみやかに鉄道事業部長に報告しなければならない。

(情報連絡)

- 第4条 防災体制が発令されたときの連絡系統は、別表5によるものとする。
  - 2. 運転指令者は、凍結または雪により列車運行に障害が生じた場合またはそのおそれがある場合は、その状況について阪急電鉄運転指令者と相互に連絡をとるものとする。

(応援要員の配置)

第5条 鉄道事業部長は、防災体制(雪害2号)発令時の除雪作業等のため、あらかじめ他 部部長と協議し定めている応援職員を必要箇所に配置する。

(留置車の取扱い)

- 第6条 車庫内外の留置車について、次の各号の場合、パンタグラフを上昇し車内ヒータを 投入するものとする。
  - (1) 防災体制(凍結・雪害)の発令いかんにかかわらず異常低温の場合
  - (2) 防災体制 (雪害2号) が発令された場合
  - 2. 前各号の場合、運転指令者は関係者へ停電を伴う夜間作業の中止を指示する。

(実施細則)

第7条 鉄道事業部長は、本要綱の主旨に従って実情に応じた防災体制に関する細則を定める。

# 別表1

# 防災体制 (暴風雨) 実施要領

, <del>, , , ,</del>	的久尸的 (泰杰的) 人地女族										
防災 体制	発令基準	運転指令	運転課	車両課	土木課·電気課	営業課 妙見係	企画統括担当	営業課	総務部		
暴風雨1号	・気象情報により沿線への影響が予想される時	1.気象情報の収集と 伝達 2.非常呼出しの準備 3.閉塞変更・振替輸送 準備	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 非常呼出しの準備 3. 閉塞変更・振替輸送 の準備 4. 非常用具の点検整備 5. 添乗巡回の実施 6. 情報発信の準備	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 非常呼出しの準備 3. 非常用具の点検整備 (救援車含む) 4. 構内巡回の実施	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 非常呼出しの準備 3. 復旧資材・工具等の 点検整備 4. 添乗巡回の実施	1.気象情報の収集と 伝達 2.非常呼出しの準備 3.非常用具の点検整備 4.巡回の実施	1.気象情報の収集と 伝達 2.非常呼出しの準備 3.情報発信の準備 (応援)	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 非常呼出しの準備 3. 情報発信の準備 (応援) 4. 広報活動の準備 (応援)	1.気象情報の収集と 伝達 2.非常呼出しの準備 3.広報活動の準備		
暴風雨2号	報が発令さ		1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.非常呼出しと要員の 配置 4.添乗巡回の強化 5.諸施設及び要注意 箇所の警戒 6.情報発信の実施	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.非常呼出しと要員の 配置 4.構内巡回の強化 5.車両、諸施設の防備 6.復旧資材、工具等の 点検整備 7.救援列車等の準備	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.添乗巡回の強化 4.非常呼出しと要員の 配置 5.請負業者への待機 要請 6.要注意箇所の警戒 7.諸施設の防備 8.危険箇所の徐行速度 の指定 9.復旧資材、工具等の 調達	1.気象情報の収集と 伝達 2.非常呼出しと要員の 配置 3.巡回の強化 4.非常食の調達	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.非常呼出しと要員の 配置 4.情報発信の実施 (応援)	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.非常呼出しと要員の 配置 4.情報発信の実施 (応援) 5.広報活動の実施 (応援)	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車運行状況の把握 3.非常呼出しと要員の 配置 4.広報活動の実施 5.非常食の調達		
暴風雨3号	・災害が発生しつつある時	1.気象情報の収集と 伝達 2.被害状況の把握 3.被害状況に応じた 運転速度の規制、 運転方法の変更 4.滞留旅客の掌握 5.列車と関係要員の 把握 6.他社線の運行状況の 把握	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車の運行状況の 把握 3.被害状況の把握 4.非常呼出し要員の 増強 5.添乗巡回の強化 6.滞留旅客の安全確保 7.情報発信の強化	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 被害状況の把握 3. 非常呼出し要員の 増強 4. 構内巡回の強化	1. 気象情報の収集と 伝達 2. 被害状況の把握 3. 請負業者に出動要請 4. 非常呼出し要員の 増強 5. 徐行速度の指定又は 運転可否の判断	1.気象情報の収集と 伝達 2.被害状況の把握 3.非常呼出し要員の 増強 4.巡回の強化	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車の運行状況の 把握 3.被害状況の把握 4.非常呼出し要員の 増強 5.情報発信の強化 (応援) 6.滞留旅客の安全確保 (応援)	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車の運行状況の 把握 3.被害状況の把握 4.非常呼出し要員の 増強 5.情報発信の強化 (応援) 6.広報活動の強化 (応援) 7.滞留旅客の安全確保 (応援)	1.気象情報の収集と 伝達 2.列車の運行状況の 把握 3.被害状況の把握 4.非常呼出し要員の 増強 5.滯留旅客の安全確保 (応援) 6.広報活動の強化		

264

神戸海洋気象台 (阪神地区・川西市)

大阪管区気象台 (豊能町、能勢町) 30mm以上

20mm以上 総雨量50mm以」 70mm以上

40mm以上

平地 70mm以上 山地100mm以上 平地 50mm以上 山地 70mm以上

60mm以上□

120mm以上

平地150mm以上 山地200mm以上

万.	表2	防災体制(降	1的/天旭:	安限										
防災体制	発令者 解除者	降雨指令 発令基準	運転	指令	運	<b></b> <b></b>	車戸	<b></b> 可課	土木課	電気課	営業課妙見係	企画統括担当	営業課(営業担当)	総務部
	降雨時		1号の規定値 もしくは大雨	<ul><li>提連統雨量が降雨</li></ul>					発令基準に該当する場合【降雨 1号】を発令する		1. 雨量計の監視 2. 気象情報の把握 3. 時雨量または連続雨量が降雨 1号の規定値を超えたとき、 もしくは大雨警報が発令され た時は土木課長に連絡する			
降雨 1 号	土木課長	気象情報により治線への影響 が予想され、下記のいずれか に該当するとき 1. 時雨量20mmを超え、なお 降約続くとき 2. 連続雨量80mmを超え なお降り続くとき 3. 大雨警報が発合され影響 が予想されるとき			1. 状況により添 2. 非常用具の点 3. 情報発信の準 4. 非常呼び出し	A検整備 基備	1. 気象情報の収 2. 車庫構内の巡 3. 非常呼び出し 急電鉄は車両 ち合わせ) 4. 非常用具の点 (鉄運転車舎;	(回 の準備(阪 邪門]と打 (検整備	1. 降雨状況、および気象情報に ついて常に運転指令者と連絡 を密にする 2. 発令基準に該当する場合【降 雨2号】発令を鉄道事業部長 に上申する 3. 状況により添乗巡回を行う 4. 状況により添乗巡回を行う 呼び出し(阪急電鉄! 施設部 門1に要請) 5. 復旧資材、工具等の点検整備 と準備	1. 気象情報の収集と伝達 2. 状況により誘乗巡回を行う 3. 非常呼び出しの準備 (阪急電鉄[電気部門]に待機 要請) 4. 後旧資材、工具等の点 検整備	1. 雨量計の継続監視 2. 気象情報の収集と伝達 3. 降雨状況よば気象情報に ついて常に土木課長と連絡 を密にする 4. 非常用具の点検と準備 5. 情報発信の準備 7. 状況により連転中止	<ol> <li>気象情報の収集と伝達</li> <li>非常呼び出しの準備</li> <li>情報発信の準備(応援)</li> </ol>	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しの準備 3. 情報発信の準備(応援) 4. 広報活動の準備(応援)	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しの準備 3. 情報を信つ準備(応援) 4. 広報活動の準備
降雨 2 号	鉄道事業部長	治線に災害の発生が予想され 下記のいずれかに該当するとき 1. 時雨最30mmを超え、なお降 9総なとき 2. 連続雨量120mmを超え、な お降り続くとき 3. 土砂災と警報情報(川西 市、豊能町)が発令された とき	ついて常に± を密にする 4. 運転課長から 転中止の指示	2集と伝達 び気象情報に 木課長と連絡 徐行または運 ※を受けた時は 去規制を指示す	4. 土木課長から 転担の指示 5. 運作で況を行うで 6. 危警戒要係を 6. 危警被要係を 7. 警測 8. 滞留旅発のの 9. 情報転再開前。	他化(常時実施) 関係部署に伝達 で受けた時は運 でを受けた時は運 でではなる。 理型し、運転整理 を成 に変呼び出し で発酵でで出し で全確保		(回強化  両部門]に出動  (検整備  む)  防備  または初	1. 降雨状況、および気象情報に ついて常に運転指令者と連絡 を施にする。発令基準に該当する場合【降 雨3号】を変にする場合【降 雨3号】を変に該当事業部長 こ、気象情報の収集と伝達 4. 添乗巡回およ郊地で要注意箇所等 の徒歩巡回の役行退長または選 転中止を運転業等呼び出し (販金電鉄「施設部門」に 要請り業者に待機要請 8. 諸設備の材料、工具等の調達 10. 運転再期所列車により添乗巡回 を実施する	1. 気象情報の収集と伝達 2. 状況により添乗巡回 2. 状況により添乗巡回 (販逸電鉄[電気部門]に出動 要請) 4. 請負業者に谷機要請 5. 請設備の防備 6. 後旧資材、工具等の調 遠 電前には設運転列車に より添乗巡回を実施す る	1. 雨量計の継続監視 2. 気象情報の収集と伝達 3. 降雨状況および気を情報に ついて常に土木課長と連絡 を密にする 4. 運転中止 5. 非常呼び出し 6. 滞留旅客の安全確保 7. 情報発信の実施 8. 諸設備の防備 9. 非常食の調達 10. 運転戸順前、または初発前に は巡回および巡回試運転を実 施する	<ol> <li>気象情報の収集と伝達 2.非常呼び出しと要員の配置 3.情報発信の実施(応援)</li> </ol>	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しと要員の配置 3. 情報を信の実施(応援) 4. 広報活動の実施(応援)	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しと要員の配置 3. 情報発信の実施(応援) 4. 広報活動の実施 5. 非常食の調達
降雨 3 号	鉄道事業部長	災害が発生し、さらに災害の拡 大が予想されるとき	ついて常に土 を密にする 4. 運転課長から 転中止の指す 乗務 る。運転課長の指 が次および 状況および	2集と伝達 び気象情報に 木課長と連絡 徐行または連 を受けた時は、 た規制を指示す 音示により運行 言示により運行 言よび運転方法	4. 土本課長止の者に ・ 主事を持たいた。 ・ 主事を持たいた。 ・ 主事を持たいた。 ・ 主事を持たいた。 ・ 主事を表する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	他化 関係部署に伝達 徐行速度または 量示を受けた時は 上指示する び災害状況を把 より運転整理およ令	1. 気象情構内の必 2. 車庫構内内の巡 3. 非常呼ばれ 6. 電線 5. 被電線 6. で 6. で 6. で 6. で 6. で 6. で 6. で 6. で	(回強化   両部門]に出動   防備   握 または初	1. 降雨状況、および気象情報に ついて常に運転指令者と連絡 を密にする。 2. 気象情報の収集と伝達 3. 添乗※回動化 4. 危険箇所の徐行速度または運 歩巡回強化 5. 非常呼び出しの増員(阪急電 鉄灯施度部門1に要請 6. 請負業者に出動要請 7. 諸裁備のの把握と復旧 9. 運転再開前、または初発前に は試運転列車により添乗巡回 を実施する	6. 復旧資材、工具等の調達	1. 雨量計の継続監視 2. 気象情報の収集と伝達 3. 降雨状況はよび気象情報に ついて常に土木課長と連絡 を窓にする 4. 諸設備の防備 5. 被害状況の把握 6. 運転再開助、または初発前に は巡回および巡回試運転を実施する	<ol> <li>気象情報の収集と伝達</li> <li>非常呼び出しと要員の増強</li> <li>情報発信の強化(応援)</li> <li>滞留旅客の安全確保(応援)</li> </ol>	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しと要員の増強 3. 情報発信の強化(応援) 4. 広報活動の強化(応援) 5. 滞留旅客の安全確保(応援)	1. 気象情報の収集と伝達 2. 非常呼び出しと要員の増強 3. 情報を信の強化に伝援) 4. 広報活動の強化 5. 滞留旅客の安全確保(応援)
	1			大雨注意報	<u> </u>		大雨警報				1		1	1
	参		1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量						

#### 4 阪急バス株式会社

異常気象 (災害) 時における措置

震災等におけるバス運行途絶は、地域住民に与える影響が大きいため、可能な限り運行の確保に努めるとともに、運輸規則20条に則り、利用者の安全確保を図る安全措置を講じなければならない。

#### (1) 停車方法

ア 車両移動可能の場合は、二次災害防止のため、他の交通の妨害にならない安全な場所(路肩や空き地など)にバスを移動させ、エンジンを切り、あらゆる灯火を点灯して停止する。

イ 車両移動不可能の場合は、まずエンジンを停止し、サイドブレーキをかけ、車輪止めを施し、燃料やオイル漏れ等による火災防止の措置をとり、非常点滅灯等のスイッチを入れ、追突等の二次災害の防止を図る。

#### (2) 乗客の救出

乗客の動揺や混乱の防止に努め、車外の安全を確認し、脱出に際しては、乗客の救出 誘導を最優先に行う。

救出は、負傷者、高齢者、婦人等を優先して適切な指示を行う。

#### (3) 連絡·通報

所轄署に連絡後は、警察官の指示に従って行動し、みだりに現場を離れてはならない。

#### (4) 待機

安全な場所で待機し、負傷者の救護と二次災害の防止に全力をあげる。

#### (5) 会社への連絡

速やかに運行管理者へ連絡をとり、運行が続けてできるかどうか等を報告し、必要に 応じて代車の依頼や指示を受ける。

#### (6) 防災教育と訓練

関係各市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、また、春秋(事故防止、火災予防等)の運動期間中に各営業所を巡回し、運転士に対し地震、災害時における役割を具体的に教育、訓練を行う。

#### (7) 施設等の保安管理

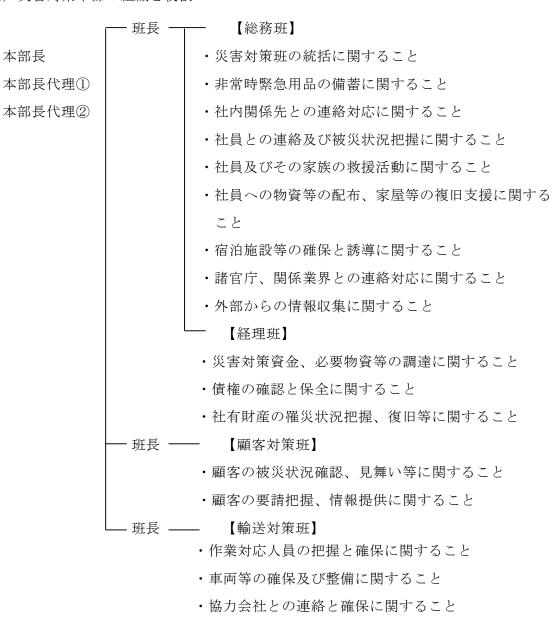
各施設に給油施設、消火器等を設置、保安体制を確立する。

#### 5 日本通運株式会社

#### (1) 災害対策本部の設置

非常事態が発生した場合、必要があると認められる時は、危機管理委員会の委員長は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部長は、危機管理委員会の委員長をもって充てる。災害対策本部長は、災害対策班長に危機管理委員を任命する。

### (2) 災害対策本部の組織と役割



# ■第14章 ライフライン関係施設の応急対策計画■

# 第1節 電力施設等の応急対策計画

担当機関 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

災害により機能が停止した電力の早期復旧のため次のとおり応急対策を定め実施する。

- 1 防災体制の確立
  - (1) 対策組織の設置
    - ア 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が管轄する地域(以下、「地域」という。)は当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- (7) 神戸地域非常災害対策総本部
- (4) 神戸地域発販等非常災害対策本部
- (ウ) 神戸地域送配電非常災害対策本部
- (工) 神戸地域発販等警戒本部
- (オ) 神戸地域送配電警戒本部
- (2) 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ア次に掲げる場合においては、直ちに総本部が設置される。
  - (ア) 神戸地域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
  - (イ) 神戸地域内で大津波警報が発令された場合
  - (ウ) 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発令された場合
  - (エ) 南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合
- イ 次に掲げる場合においては、関西電力の長と関西電力送配電の長が総本部の設置に ついて協議し、設置が決定される。
  - (ア) 非常事態が発生した場合には又は発生することが予想される場合にあって、関西電力及び関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
  - (イ) その他必要な場合
- (3) 体制の確立

関西電力及び関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確

保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間にお ける突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

## 2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに 本店の対策組織の長に報告する。

#### ア 一般情報

- (7) 気象、地象情報
- (4) 一般被害情報(一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報)
- (ウ) 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への 対応状況)
- (エ) その他災害に関する情報(交通状況等)
- イ 関西電力及び関西電力送配電の被害情報
- (ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- (イ) 停電による主な影響状況
- (ウ) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- (エ) 従業員等の被災状況
- (オ) その他災害に関する情報
- (2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害情報の把握に努める。

#### (3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通 話制限その他の必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信 回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地 域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

#### (4) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

### ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、「第2編災害予防計画、第1章防災基盤の整備、第5節ライフライン関係施設の整備、第1款電力施設等の整備、5電気事故の防止、(2) 広報活動」に定める広報活動を行う。

#### イ 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

#### (5) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組 織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あら かじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避 難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれがなくなった後に出社するも のとする。

#### ウ 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

#### (6) 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

#### ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- (ア) 現地調達
- (イ) 対策組織相互の流用
- (ウ) 他電力会社等からの融通

#### イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車 両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

#### ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が 困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確 保に努める。

#### (7) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力供給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

#### (8) 災害時における危険予防措置

電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、 消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予 防措置を講ずる。

#### (9) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお 応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対し て関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼 する。

### (10) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

#### ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案 して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

#### イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

#### (ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

# (イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

#### (ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

#### (エ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信 設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

#### ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安 全衛生については、十分配慮して実施する。

### 3 災害復旧に関する事項

#### (1) 復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明 らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧用資機材の調達
- (エ) 復旧作業の日程
- (オ) 仮復旧の完了見込
- (カ) 宿泊施設、食料等の手配
- (キ) その他の必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策 について必要な指示を行う。

#### (2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、 各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する ことを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官 公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

# 第2節 ガス施設等の応急対策計画

#### 1 都市ガス施設

担当機関 大阪ガスネットワーク株式会社

#### (1) 災害対策本部の設置

風水害等の災害が発生、又は発生が予想される場合は「災害対策要領」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

#### 災害対策実施担当

名称	所	在	地	連絡電話番号
兵庫事業部 緊急保安チーム	神戸市中央区	港島中町4	-5-3	078-303-8600

#### (2) 情報の収集伝達

#### ア 情報の集約

風水害等の災害に関する情報は、すべて本社中央保安指令部へ集約される。 本社中央保安指令部で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造

所、地区導管部へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムになっている。

#### イ 関係機関との情報交換

防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収 集に努める。

#### ウ 被害状況等の伝達

事業所災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要家施設の被災状況を調査する とともに、被災状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

#### (3) 応急対策要員の確保

大阪ガスの供給エリア内で風水害等の災害が発生、又は発生が予想される場合、本社 及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置し、その程度に応じた動員体制を確立 している。

#### (4) 復旧資機材の確保

必要な資機材(導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工具保安用具、携帯無線等)について必要な数量を確保する。

#### (5) 危険防止対策

災害時において可能な限りガス供給を継続する必要がある。このために、被害個所の 緊急修繕に努めるが、都市ガスにより都市災害の拡大等の二次災害の恐れがあると判断 される場合には、緊急遮断バルブ等により、ガス供給を停止する等の適切な危険防止措 置を講ずる。

#### (6) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる個所及び緊急救助活動の 拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧 の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

#### (7) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、川西市をはじめとする地域防災機関、報道機関、交通管理者、 埋設物管理者、地域全体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに風水害等の 災害対策を推進する。

#### 2 プロパンガス施設

担当機関 一般社団法人兵庫県LPガス協会北摂支部川西地区

災害時における速やかなプロパンガス施設の応急復旧対策について定める。

#### (1) 災害応急対策

災害が発生した場合は災害対策本部を設置し、各供給事業者の連絡協力のもとに災害 応急対策を実施する。

#### (2) 災害復旧対策

災害復旧にあたっては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原 則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況を勘案して行う。

#### (3) 復旧要員の確保

各供給事業者による動員体制のほかに単独で復旧を図ることが困難である場合には、 プロパンガス地域防災協議会の協力を得る。

#### (4) 他機関との協力体制

復旧を促進するため川西市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者及び地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を促進する。

# 第3節 電気通信施設等の応急対策計画

担当機関 西日本電信電話株式会社

#### 電気通信の確保

災害の発生により、電話線等の通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

# 1 災害対策本部の設置

名	称	所	在	地	連絡電	電話番号
西日本電信電記兵庫支店	括株式会社	神戸市中央区泊	毎岸通11番	:	078-3	393-9440

#### 2 応急復旧

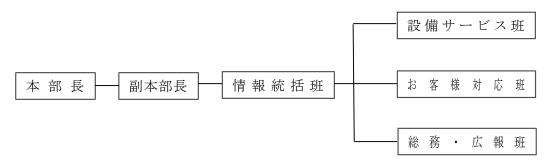
#### (1) 通信混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

#### (2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況の把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するととも に、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

### 3 災害対策本部の組織及び所掌事項



#### 所掌事項

情報統括班

災害対策本部各班の掌握、災害対策業務全般の運営、情報連絡室及び災害対策室の 設置、運営及び調整

設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

お客様対応班

ユーザーへの対応

総務・広報班

社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

- 4 電気通信設備等に対する防災計画
  - (1) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型ディジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化
- (2) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を 確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ウ被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- エ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(Web171)」でのふく そう緩和を実施する。
- オ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。 (ホームページのトップページへの記載、地図による障害エリアの表示等)
- カ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(Web171)」を利用した 安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が 困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル (171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

#### ア 提供の開始

- (ア) 災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への 通話がつながりにくい状態(ふくそう)になっている場合開始する。
- (4) 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

# イ 伝言の条件等

- (ア) 「災害用伝言ダイヤル (171)」
  - ・登録できる電話番号(被災地電話番号)…… 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
  - ・伝言録音時間……1伝言あたり30秒間録音
  - ・伝言保存期間……提供終了まで
  - ・伝言蓄積数……1電話番号あたりの伝言数は1~20伝言で、提供時知らせる。
- (イ) 「災害用伝言板 (Web 1 7 1)」
  - ・接続条件……インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
  - ・アクセスURL……https://www.web171.jp
  - ・伝言登録数……伝言板(伝言メッセージボックス)あたり20件まで (20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言 が保存される)
  - ・伝言板(メッセージボックス数)……利用者情報なしの場合:1件 利用者情報ありの場合:最大20件 ※利用者情報は事前に登録が必要
  - ・伝言保存期間……最大6ヶ月
  - ・登録可能な伝言……定型文及びテキスト情報(伝言1件あたり100文字)
  - ・伝言のセキュリティ……伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、 利用者情報の事前登録により、設定が可能
  - ・伝言通知機能……利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。

#### 5 復旧順位

災害の発生により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途 絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧 を図る。

# 第4節 水道施設応急対策計画

担当機関 市上下水道局

災害時における配水管路及び浄水施設等の被害に対し応急措置を講じるとともに機能の回復を図り給水の万全を期する。

#### 1 被害状況の把握

応急復旧計画の策定のため、水道の各施設(取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設)ごとに、被害状況の調査を実施する。

#### 2 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他市町の水道担当部局と連携を図りつつ、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

#### 3 応急復旧計画

被害調査結果に基づき、給水機能の確保を目的に計画を策定し、速やかな復旧を図る。

#### (1) 取水及び導水並びに浄水施設

復旧に長時間を要する場合には、他系統からの導水などにより、送・配水施設の復旧 に伴う給水量の増加に対処する計画とする。

#### (2) 送·配水施設

断水地域をできるだけ限定した応急配水計画を策定する。管路の応急復旧は配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら復旧を進める。

#### (3) 給水管

復旧は原則として送・配水管に次いで行うが、公道部分の損傷で配水管と同時に復旧が可能な場合、並行して復旧を進める。

#### 4 応急復旧

応急復旧に当たり、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

(1) 取水及び導水並びに浄水施設

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については、状況に応じ設備業者などの 専門技術者を動員し、早急に対処する。停電により機能が停止する場合もあるので、そ の措置及び受電後についても関連施設の復旧状況に対応して行う。

### (2) 送・配水施設並びに給水装置

配水池、ポンプ場などについては、前記の(取水及び導水並びに浄水施設)と同様に 対処する。管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進める。

#### ア 第一次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水車、給水拠点などによる応急給水から、管路による給水までの段階を第一次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては、消火栓による運搬給水、拠点給水などを実施する。

### イ 第二次応急復旧

管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、 仮配管による通水などによりできるだけ断水地域を解消する。

### ウ 第三次応急復旧

第一次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各戸給水を目途に 行う。

#### 5 その他

(1) 現地対策拠点の設置

ア 災害時において応急復旧を行うための現地対策拠点を設置する。

- イ 他都市からの応援班も対策拠点を中心に活動する。
- ウ 現地対策拠点設置場所は、災害規模を考慮しグラウンド、公園を利用する。
- (2) 現地対策拠点体制

現地対策拠点については、市職員3名体制で実施する。

- (3) 災害発生後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。
- (4) 被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。
- (5) 必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」により対策を講じる。

## 第5節 下水道施設応急対策計画

担当機関 市上下水道局

災害時における下水施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するため、応急対策として市内管渠の目視調査の実施や、その被災状況を確認し、最小限の下水排水能力を確保するための応急復旧を行うとともに災害査定業務に向け、その設計資料を収集する。また、ポンプ施設においては、停電のため施設の機能が停止した場合ディーゼル発電機によって運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。合せて、各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

#### 1 被害状況の把握

災害発生後、被害状況の調査及び点検を速やかに実施し、排水機能の支障や二次災害の おそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。また、ポンプ施設、管路等 のシステム全体についても、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施 する。

#### (1) 下水道施設の調査と点検

下水道施設の調査、点検の実施にあたっては、二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施するとともに、調査・点検もれの生じないようあらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。なお、調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策はその内容を記録することとする。

#### (2) 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

### 2 応急復旧計画

被災箇所の応急復旧にあっては、被害調査結果に基づきその緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

#### 3 施設毎の応急措置・復旧

#### (1) 管路施設

#### ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密

にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水

可搬式ポンプ等を利用し、又は土のうなどで囲む等の処置を講じた後、他の下水道 管渠、排水路等へ緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水 河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

#### (2) ポンプ施設

ア ポンプ場設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防 止等の措置を講じる。

イ 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、 損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見した場合は応急措置を講じる。

エ 水路及びタンクからの溢水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、ポンプによる排水を行い、機 械及び電気設備への浸水を防止する。

### 4 その他

(1) 被害状況、復旧状況等の記録

災害発生後の被害状況、応急復旧状況等について、日報、記録写真等を整える。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

# ■第15章 文教対策計画■

## 第1節 教育対策計画

担当機関 市民環境部、市こども未来部、市教育推進部

## 第1款 応急教育

担当機関 市こども未来部、市教育推進部

教育施設の被災又は市立小・中・特別支援学校児童生徒の被災により、通常の教育を行う ことができない場合に対処するための計画とし、次の事項について定める(幼稚園、保育所 及び認定こども園、川西さくら園についても準用する)。

### 1 災害発生前及び直後の措置

#### (1) 事前措置

市立学校の教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の項目について市立学校長と協力して災害応急対策に備える。

- ア 休校措置、児童生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡方法な ど事態に即応した措置を定めておく。
- イ 市教育推進部、警察署、消防署、警備会社及び保護者への連絡網の確認を行う。
- ウ 勤務時間外においては、市立学校長は所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を 定め、教職員に周知しておく。

#### (2) 災害発生直後の措置

- ア 校内にいる負傷者等の救出及び応急手当を行い、校内防災計画に基づいて児童生徒 の安全を確保する。
- イ 市立学校長は、教育推進部と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。ただし、通信施設の破損等で連絡が不可能なときは、学校長の判断で緊急避難の指示を 行う。また、児童生徒については学校において保護者に引き渡すか、又は教職員が引率し集団下校させる。
- ウ 勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は所属の学校に参集し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立するとともに、市が行う災害応急・復旧対策に協力する。
- エ 災害対策本部長は、教育推進部を通じて、市立学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

#### 2 被害状況等の収集

応急対策計画の策定のため、市立学校長は次の項目について被害状況を速やかに収集 し、教育推進部を通じて災害対策本部に報告する。

- (1) 児童生徒の罹災状況
- (2) 教職員の罹災状況
- (3) 学校施設の被害状況
- (4) 応急措置を必要と認める事項

## 3 教育施設の応急復旧対策

災害により教育施設に被害を受けた場合の応急復旧等については次のとおり措置する。

- (1) 軽易な校舎の被害については、即時に応急修理を行い、教室が不足したときは、特別 教室を転用する等の措置をとり、また、通学に際して危険のなくなったときは、直ちに 授業を開始できるように措置する。なお、被害が重大で、応急修理では使用に耐えない ときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理者を置く。
- (2) 運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧する。
- (3) 破損、冠水等によって使用不能になった児童生徒用の机、椅子の補充は近隣の学校から余剰のものを集めるなど、授業に支障のないよう措置する。
- (4) 避難者の収容、災害対策連絡所の設置等で体育館、教室等を使用するときは、校舎の 被害の程度を考え、関係機関と協議のうえ措置する。
- (5) 被害状況については、県阪神教育事務所を経由して、県教育委員会へ報告する。

#### 4 応急教育対策

学校が被災又は学校周辺が被災し、学校の機能が一時的に停止した場合は、次のとおり 措置する。

(1) 応急教育の実施場所等

ア 校舎の重大な被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により、通常の授業を行い 難いときは、近隣の適当な学校、事業所等において授業する等の措置を行う。

イ 応急授業の場所、連絡方法、実施方法等については、教育推進部において事態に即 応した措置を行う。

### (2) 応急教育の方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧状態、教職員、児童生徒及びその家族の罹災程度、交通機関、道路等の復旧状態その他を考慮し、次の方法により行う。

ア 登校に長時間を要する場合

始業時刻を適宜繰り下げて授業を行う。この場合、登下校時の児童生徒の安全につ

いては、特に配慮する。

イ 児童生徒の過半数以上の者が登校できない場合 臨時に休校するとともに、近隣の学校等において授業を実施する等適宜の措置をと る。

ウ 児童生徒の一部又は半数に近い者が登校できない場合 短縮授業、半日授業等の措置をとる。登校できない児童生徒については、別に考慮 する(オンライン授業等も含む)。

エ 一部地域の児童生徒全員が登校できない場合 臨時に、その地域に応急教育の場を設けて適宜授業を行う。

オ その他

特別の事態が生じたときは、関係者は協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

### 5 学校給食の措置

施設に被害を受けた場合又は災害のおそれがなくなったときは、速やかに給食が実施できるよう措置する。

- (1) 次の場合には、児童生徒に対する給食を一時中止又は簡易献立の措置を行う。
  - ア 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
  - イ 感染症その他の危険の発生が予想される場合
  - ウ 給食用物資の入手が困難な場合
  - エ その他給食の実施が適当でないと認められる場合
- (2) その他災害発生後において、特に安全衛生面に留意し、施設、設備の整備及び調理関係者の健康管理等を充分に行う。
- 6 留守家庭児童育成クラブの措置
  - (1) 育成クラブ開設中に災害が発生した場合には、育成クラブ支援員は学校長等と連絡をとり、状況に応じた緊急避難等を学校長等の協力を得て行う。
  - (2) クラブ室の重大な被害等により、通常のクラブ運営が行い難い状況が生じたときは、 教育推進部において事態に即応した措置を行う。

### 7 教育実施者の確保

教員の罹災等により、通常の授業が行い得ない場合の応急措置として、教育推進部は各 学校の教員不足数の状況により、一時的な教育組織の編成を考え、勤務等を指示し、教員 を確保する。

### 8 児童生徒等の健康管理

心に大きな苦痛を伴う強い恐怖感や大きな悲しい出来事など衝撃的な体験が引き起こす 心の後遺症「心的外傷後ストレス障害」(PTSD)等の精神的不安に対処するため特に 被災児童生徒への心のケアについてプライバシー保護とあわせて実施する。

#### 【実施内容など】

- (1) 教職員によるカウンセリング
- (2) 電話相談等の実施
- (3) 広域的な教育相談機関、子どもセンター等の専門機関との連携

### 第2款 教材、学用品の調達及び支給

担当機関 市教育推進部

被害の実情に応じて、学校長に報告を求め、学校別、学年別に教材・学用品等の必要数量 を速やかに把握し、県に報告するとともに、その指示に基づき調達し各校に配分する。

#### 1 災害救助法との関係

災害救助法を適用された場合、市長は、学校又は教育推進部と協力して知事の救助の委任を受けた事務を行うとともに、委任を受けていない事務についても、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、知事による救助の補助として救助を実施することとする。また、災害救助法が適用されない場合は、同法に準じて市長は学校又は教育推進部と協力して行う。

兵庫県「災害救助の手引き」

救助の種類	対 象	期間	備考
学用品の給与	1 災害により住家に床 上浸水・半壊又は半 焼以上の被害を受け た小学校児童、中 学校生徒及び高等 学校等生徒 2 学用品を喪失又は 損傷し、就学に支 障が生じている場 合	災害発生の日から支給 ・教科書及び教材	

※費用の限度額、輸送費及び人件費等については「資料編 資料-20」のとおり。

### 第3款 社会教育施設等の応急対策

担当機関 市市民環境部

災害により社会教育施設等に被害を受けた場合の対処について定める。

- 1 社会教育施設の管理及び応急、復旧対策 災害による被害の応急対策等については次のとおり措置する。
  - (1) 開催予定の事業等の中止、延期又は利用者による事業の中止及び施設内における人命の安全を確保する。
  - (2) 施設利用者に対する避難誘導等を行い、混乱を防止する。
  - (3)被害状況を把握し、危険箇所の応急的な安全措置を行うとともに、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置を行う。
  - (4) 被害状況については、県阪神教育事務所を経由して、県教育委員会へ報告する。

### 2 文化財の被害調査

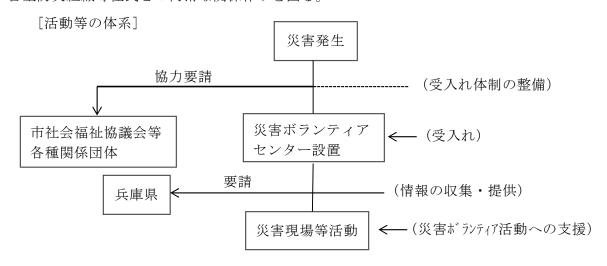
- (1) 市内の文化財について被害状況の調査を行う。
- (2) 被害状況により、文化財の所有者及び管理者に対し適切な対応を依頼し、被害の拡大防止に努める。
- (3) 被害の状況については、県教育委員会へ報告する。

# ■第16章 民間団体等との連携■

## 第1節 災害ボランティアの受入れ等

担当機関 市総務部、市福祉部

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲、長期に及ぶ場合、応急活動の円滑な推進を図るため、災害ボランティアへの協力要請並びに受入れ対策等の確立を図るとともに平時から自主防災組織等住民との円滑な関係作りを図る。



### 第1款 災害ボランティアセンターの設置

担当機関 市福祉部

災害ボランティアの円滑な活動を図るため、連携協定に基づき、市社会福祉協議会体の協力を得てボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、原則としてキセラ川西プラザに設置することとし、必要に 応じて他の公共施設に設置することも検討する。

災害ボランティアセンターでは主に次の業務を行う。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 災害ボランティアの受入れ、登録及び管理
- (3) 資機材の受付・貸し出し
- (4) ボランティアニーズ情報に基づいて災害ボランティアの派遣
- (5) ボランティア団体の情報収集及び団体間の調整
- (6) 活動結果報告に基づく振り返りや評価

### 第2款 災害ボランティアの活動分野

担当機関 市福祉部

災害ボランティア活動の主なものは次のとおり。

- (1) 避難所における炊き出しや洗濯などの支援活動
- (2) 被災家庭の清掃、引越し手伝い等の被災者支援活動
- (3) 被災者の安否確認
- (4) 救援物資、資機材の仕分け、一般配分、輸送
- (5) 要配慮者への生活支援、介助
- (6) 災害廃棄物処理の処理活動

### 第3款 災害ボランティア活動への支援

担当機関 市福祉部

災害時において災害ボランティアの活動が効果的に行われるよう被害状況に応じた活動拠点や必要な資機材を確保するとともに、災害ボランティア情報の集約や災害対策本部の活動状況、避難者や被災者及び被害の状況、適切なコーディネートを行うためのボランティアニーズ等の情報を災害ボランティアセンターを拠点に積極的に相互交換する。

### 第4款 海外からの支援の受入れ

担当機関 市総務部

海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援申し出があった場合の受入れについては、基本的に国において判断されることから、国及び兵庫県と十分連絡調整を図りながら対処する。

## 第2節 民間団体への協力要請

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部

災害時において、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、市社会福祉協議会やボランティア団体及び川西地区赤十字奉仕団等関係団体に応援を要請するととも

に、災害の状況や必要に応じて、兵庫県防災エキスパートの活用や、アマチュア無線、建築 士等の専門性をもつ団体に協力を要請する。また、効果的な応急活動や救援活動を行うため 技術力、機動力等を確保している事業所、団体等に協力を要請する。

# ■第17章 公共土木施設等の応急対策計画■

## 第1節 二次災害の防止

担当機関 西日本高速道路株式会社、兵庫県、市企画財政部、市総務部、 市市民環境部、市都市政策部、市資産マネジメント部、市土木部、 市教育推進部、市上下水道局

## 第1款 応急措置

降雨等による水害・土砂災害等二次災害を防止するため応急対策を進める。

## 1 土砂災害

- (1) 二次災害のおそれのある箇所について緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所の住民への周知及び警戒避難体制を確立する。
  - ア 広報誌やホームページ等で土砂災害が予想される箇所と避難場所を周知する。
  - イ 平常時から気象情報に留意し、避難時の携行品を準備しておくよう呼びかける。

### 2 急傾斜地等

### (1) 警戒体制

危険区域の警戒体制を第1警戒体制及び第2警戒体制とし、気象予警報、降雨量及び 危険区域内の災害の発生するおそれのある異常な現象等に基づき指令する。

(2) 警戒体制の基準雨量例

(昭和44年8月消防防第328号消防庁防災救急課長通知)

前日までの	前日までの連続雨量が	前日までの連続雨量が40	前日までの雨量がな
 	100㎜以上あった場合	~100mm以上あった場合	い場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50㎜を	当日の日雨量が80㎜を超	当日の日雨量が100㎜
711	超えた時	えたとき	を超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを 超え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めた時	当日の日雨量が80mmを超 え、時雨量30mm程度の強 雨が降り始めた時	当日の日雨量が100mm を超え、時雨量30mm 程度の強雨が降り始
			めた時

(3) 警戒体制が指令されたときは概ね次の事項を行う。

#### ア 第1警戒体制のとき

- (ア) 危険区域に対する警戒巡視
- (イ) 住民に対する広報

#### イ 第2警戒体制のとき

- (ア) 住民に対する避難準備の広報
- (イ) 災害に関する予警報の通知及び警告
- (ウ) 災害を拡大させるおそれのある設備、物件の所有者等に対する指示
- (エ) 災害発生による避難の指示

#### 3 道路・橋りょう

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止の措置を行うとともに関係機関への連絡や住民等への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所について応急復旧工事を早期に実施する。
- (5) 落橋等通行不可能な橋りょうと判断した場合は、通行止めを行い、迂回路を確保する。

#### 4 河川

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握のうえ、河川管理施設の応急復旧を進める。
- (2) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。
- (3) 危険性が高いと判断される箇所について、関係機関への連絡や住民等への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制を整備し、災害発生のおそれがある場合は、 速やかに適切な対応を図る。

#### 5 ため池

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 次の緊急対策を実施する。
  - ア 緊急復旧資材の点検・補強
  - イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 危険箇所の住民への周知と警戒避難体制を確立する。

### 6 農業土木施設

- (1) 施工中の農地、農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- (2) 既設の農地、農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

#### 7 宅地防災対策

(1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握するとともに応急措置等を行う。

ア ビニールシート等の応急措置

イ 宅地防災相談所等の開設

(2) 民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制を確立する。

#### 8 都市公園

- (1) 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
- (2) 速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告する。

## 9 情報の収集・伝達

「第3編災害応急対策計画、第2章情報収集・伝達計画」及び「第3章災害広報・広聴 計画」に基づき情報の収集、伝達、広報を行う。

- (1) 警戒体制が指令された時、又は災害の発生のおそれがあると予想される時は危険区域のパトロールを行い、情報を収集する。
- (2) 収集する情報の主なものは、危険区域及びその付近における降雨量、その他危険区域 の災害のおそれのある異常現象(急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等 の破損等)及び住民や滞在者の人数等とする。
- (3) 雨量の観測、量水標の監視等及びそれらの報告については「第3編災害応急対策計画、第7章川西市水防計画、第8節水防活動」に基づき行う。

## 10 避難対策

「第3編災害応急対策計画、第9章救援・救護活動計画、第1節避難計画」に基づき行う。

# 第4編 災害復旧・復興計画

# ■第1章 住民生活安定のための措置■

## 第1節 被災者の生活確保

担当機関 市各部

### 第1款 税・使用料等の猶予及び減免

担当機関 市各部

市税条例等により災害による市税の申告、納付等の期限の延長、徴収の猶予及び減免などの措置が規定され、また、広範な地域にわたり同時、大量、集中的な災害等にあっては既存の制度や枠を越えた救済措置についても被災の実態に応じて適宜調査する。

使用料、手数料等についても特に必要な場合は減免できる旨が条例等で規定されており、 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさや住民生活への影響を考慮し適切な措置を行う。

#### 第2款 各種資金の融資等

担当機関 市各部

災害による被災者の生活の建て直しを援護するとともに、自力復興を促進し、住民生活の早期安定を図るため、川西市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金や生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年厚生事務次官通達)に基づいて生活福祉資金などをはじめ、被災住宅の復興資金の融資等、各種資金の融資等を行う。また、市社会福祉協議会等他団体の貸付制度等についても情報提供を行う。

### 第3款 弔慰金・見舞金等の支給

担当機関 市福祉部

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害に伴う死亡者の遺族に対しては災害弔慰金を、又は災害による負傷や疾病から

生じた障がいの程度に応じて災害障害見舞金をそれぞれ川西市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

### 2 災害見舞金

災害による被災者に対し、人的並びに物的被害の程度に応じ見舞金及び生活必需品購入費を川西市災害見舞金等給付要綱に基づき支給する。

#### 3 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を 再建することが困難な者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し て被災者生活再建支援金を支給する。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適用災害:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象 により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。なお、適用災害となる場合は、 県からその旨公示される。
  - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町 の区域に係る自然災害
  - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
  - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
  - エ ア又はイの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町 (人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害
  - オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウに隣接する市町(人口10万 人未満に限る)の区域に係る自然災害
  - (2) 支給対象世帯
  - ア 住宅が全壊した世帯
  - イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見 込まれる世帯
  - エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)
  - オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯 (中規模半壊世帯)

(3) 支給額(下記の基礎支援金と加算支援金の合計で最大300万円)

住宅の再建の態様に等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)

区 分 (2)支給対象世帯	基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
ア、イ、ウ世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円
工世帯	50万円	賃借 50万円
才世帯	_	建設・購入100万円補修50万円賃借25万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間:自然災害発生から基礎支援金が13ヶ月、加算支援金が37ヶ月

#### 4 その他

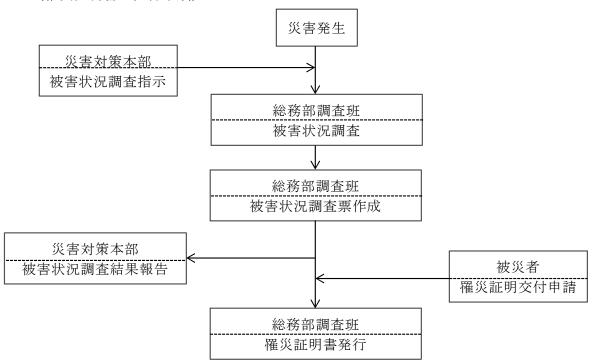
市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 第4款 罹災証明書の発行

担当機関 市総務部

罹災証明は、災害対策基本法第90条の2で定められ、さまざまな被災者支援措置に対応するために、人的、物的被害の程度について迅速に調査し、被災者から罹災証明書の交付申請があった場合、被災に係わる調書に基づき発行する。また、対象となる災害は災害対策基本法第2条に規定する災害で、被害の判定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月内閣府(防災担当))に基づき行う。

#### [罹災証明書の発行手順]



なお、これら被害調査の迅速化のため、家屋被害認定士の育成に努める。

### 第5款 生活相談 支援体制

担当機関 市企画財政部、市総務部、市市民環境部

被災者の住宅、保健医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、総合相談窓口を設置するなど迅速で的確な対応を図る。

## 第6款 災害公営住宅の供給

担当機関 市都市政策部、市資産マネジメント部

#### 1 適用範囲

大規模災害により住宅の被害が公営住宅法に定める程度以上に達した場合、滅失した住宅の居住者に賃貸するため、災害公営住宅を建設する。

## 2 入居対象世帯

- (1) 当該災害により住宅を減失した世帯であること。
- (2) 入居資格収入基準等の条件を満たしている世帯であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

## 第2節 産業の復旧支援

担当機関 市市民環境部

経済活動の早期回復のため国、県をはじめ商工会、農業協同組合等関係機関の協力を得ながら復旧支援を行う。

#### 1 総合相談

被災事業者の事業再開にかかる各種相談(融資、労務、経営等)について関係機関の協力を得て、総合的かつ迅速に対処する。

### 2 事業復興に伴う融資

被災中小企業等の事業復興のために必要とする運転資金、施設設備資金について融資制度の運用を図る。

### 3 共同店舗等の整備

被災商店街の立ち上がりを支援するため、共同施設についての補助制度を活用する。

## 第3節 災害関連寄付金の受入れ

担当機関 市企画財政部

一般住民、他府県、他市町村等から拠出された災害関連寄付金は、別口預金として受納、 保管する。

なお、災害関連寄付金の受納、保管に当たっては「様式編 様式-23~24」のとおり。

## 第4節 義援金等の募集等

担当機関 市企画財政部、市総務部、市福祉部

災害の発生に際し被災者等を支援するために義援金の募集をする場合は、次の関係機関と協力して、義援金の受け入れ、配分等について協議、決定する。

- 1 関係機関、団体等
  - (1) 兵庫県
  - (2) 兵庫県市長会

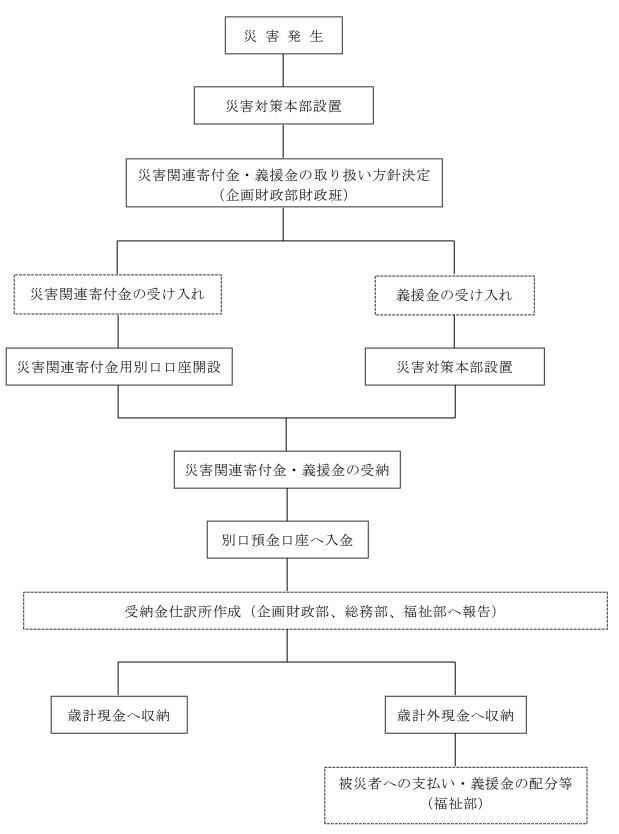
- (3) 日本赤十字社兵庫県支部
- (4) 市社会福祉協議会
- (5) その他

## 2 協議内容等

- (1) 募集方法、期間及び配分方法
- (2) 被災者等に対する伝達方法
- (3) 義援金の収納額及び使途についての寄託者及び報道機関等への周知方法
- 3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理 する。

## [災害関連寄付金・義援金の取り扱い]



# ■第2章 公共施設の災害復旧計画■

## 第1節 復旧事業計画

担当機関 市各部

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設を被災前の状態にもどすこととあわせ、再度の 災害発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、必要な施設の修復 又は新設等を行う。復旧に当たっては事業計画を作成する。

## 第2節 復旧事業の対象

担当機関 市各部

復旧事業の対象は次のとおり。

事業の実施に当たっては施設の被害状況、重要度、緊急度等を勘案して行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他災害復旧事業

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

担当機関 市各部

災害復旧事業に伴う国の財政上の援助及び助成については、知事、市長の報告、資料及び 実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定する。また、国がその全部又は一部を負担し、又 は補助する法律等の主なものは次のとおり。

なお、他の法律制度等により措置されるものもあるため、復旧事業の概要を把握できる資料(写真、図面、設計書等)を可能な限り整備する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法
- (11) 下水道法
- (12) 生活保護法
- (13) 児童福祉法
- (14) 身体障害者福祉法
- (15) 老人福祉法
- (16) 知的障害者福祉法
- (17) 売春防止法
- (18) 砂防法

など。

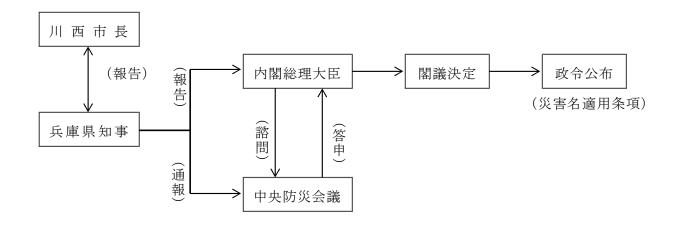
# ■第3章 激甚災害の指定■

担当機関 市企画財政部、市総務部

## 第1節 激甚災害の指定及びその手続き

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下「激甚法」という。)が制定されている。

大規模災害が発生した場合、激甚法による激甚災害の指定を受ける手続きは次のとおり。



第2節 調査報告

大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮 し、災害状況等を兵庫県知事に報告する。

## 第3節 激甚法に定める事業

激甚災害にかかる財政援助措置の対象事業は次のとおり。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 公共土木施設災害関連事業
  - (3) 公立学校施設災害復旧事業
  - (4) 公営住宅等災害復旧事業
  - (5) 生活保護施設災害復旧事業

- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 障害者福祉施設災害復旧事業
- (9) 婦人保護施設災害復旧事業
- (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業 「(公共的施設区域内)
- (13) 湛水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
  - (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

┗(公共的施設区域外)

- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助
- 3 中小企業に関する特別の助成
  - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4 その他の財政援助措置
  - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
  - (5) 水防資材費の補助の特例
  - (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還 金の基準財政需要額への算入等
  - (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 特別財政援助の交付にかかる手続き

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係 部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速にかつ円滑に実施できるよう措置する。

## 第5節 金融及びその他の資金

災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金は次のとおり。

#### 1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し 復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農 林漁業 者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

#### (1) 天災資金

関係機関は、地震、暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農 林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定 された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

#### (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金 並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

#### 2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫並びに信用保証協会の保証による融資を行う。

### 3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設、購入又は補修資金の貸付を行う。

#### 4 兵庫県住宅再建共済制度

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」を県において実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補助等を支援する。

# ■第4章 復興組織・計画の策定■

担当機関 市企画財政部、市総務部

## 第1節 復興本部の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として市長を本部長とする復興本部を設置する。なお、その構成と分掌事務については、設置の際に定める。

## 第2節 復興基本方針・計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認めるときに策定する復興計画の基本的な考え方について定める。

#### 1 復興基本方針の策定

復興の指針とするための基本方針を策定する。この場合において、必要と認めるときは、学識経験者、市民代表及び行政関係職員等により構成される復興対策委員会を設置し、意見を聴くことができる。復興基本方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

### 2 復興計画の策定

復興基本方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、推進体制に関する事項について定める。

なお、阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針及び策定経過は、「資料編 資料-34」のとおり。